

二、昭和期の相続税

62、昭和2年11月 相続税法第二十三条該当調査成績に關する件

直第三三号

昭和2年十一月五日

税務署長殿

相続税法第二十三条該当調査成績三閑スル件

相続税法第二十三条ハ税法改正ノ結果課税範囲著シク拡張セラレタルヲ以テ、各署ハ相当施設計画ノ下ニ課税資料ヲ蒐集スル等夫々調査実行中ノコトトハ存セラレ候處、從來ノ例ニ依レハ本件ノ調査決定ハ兎角闘却セラル、傾向ナキニアラズ、之ヲ別表大正九年度ヨリ大正十五・昭和元年度ニ至ル、既往七ヶ年度間ニ於ケル事蹟ニ依リ、人口一万人当リ課税件数ヲ通観スルニ、各署間著シク怪疑アルノミナラズ、中ニハ本件調査ニ考慮ヲ払ヒシヤ否ヤ疑ハシキモノアルハ遺憾トスル所ナリ、尤モ本件課税資料ノ多寡ハ各地方ニ於ケル貧富ノ程度、經濟状態ノ相違ニ依リ異ナルヘキヲ以テ、人口一万人当リ課税件数ノ比率ノミニ依リ一概ニ其ノ成績ノ優劣ヲ批判スルハ必スシモ正體ヲ得タリト認メ難キ場合モアルヘキモ、大体ノ觀察上他署三比シ決定件数ノ少ナキ署ニ在リテハ之ガ原因ニ付相当探究ヲ要ス、殊ニ近時各種ノ事情上家族又ハ親族ノ為ニ資産ヲ分与スルモノ多キヲ加フル情勢ニアルヲ以テ、各署ハ宜シク其ノ成績ニ鑑ミ、税法改正ノ趣旨ニ則リ管内ノ実況ニ応シ夫々有効適切ナル方策ヲ講シ、本件調査上遺憾ナキヲ期セラレ度

右通牒ス

四四三三三三三三三三三三二二二二二二二二二二二二
一〇九八七六五四三二一〇九八七六五四三二一〇九
白下弘大福山新築若鶴遠田米郡仙二古盛秋坂長久
盛閉河本
河伊前原島形庄館松岡野島沢山台松川岡田下井慈
郡市 郡市
H
部部 部部
二二二二二二三三三三三三四四四四四四五五五五
、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
五五七八八八二三三四四六七〇三三三五八一三八八
二一一三二四五二四三 一一三四六三五一六三二二
一一七五八一七一〇一三九〇五五七〇〇七一九九九
三六三七四九四九一八五七七七三五七八五〇〇五三
三一二五四五八三五四一二一五六九四七二八五四四
〇六四一〇九二一七五一八五一四六三二五七五二

| 順位 | 名 | 郡市区分 | 当人 課口 稅一 件万 数人 | 至 自 課 稅 件 年 度 | 平均 均上 課一 稅ヶ 件年 數度 |
|--------------------------------------|---------------------------|------|----------------------------|---------------------------------|----------------------------------|
| 九八七六五四三二一〇 | 本鶴盛横一五八相酒麴大水志大能二三四五六七八九〇 | 碧 | | | |
| 津ヶ川所 | 戸代曲川沢館岡卷沢田馬戸原関手岡岡莊 | | | | |
| 八〇一三七〇三四一三六一二七四〇八 | 八五九二二七九二三九一〇五一四九二二七九二五六三一 | 郡部 | | | |
| 二四六三四八五六四六〇〇五九四一三〇 | 二一 | 一一一 | | | |
| 五七九二八一〇七九〇九六一三五二三〇 | 、 | 、 | | | |
| 三五八四七一七九五九五四七三一六九五三九九七一五一三九一七六四九三〇三一 | | | | | |

— 365 —

照会（昭和三年五月戻税第一二三八号主税局照会）
 相続税法第十七条（施行規則第十六条、酒造税法第十三条（施行規則第十二条）、又ハ砂糖消費税法第四条、第五条、第十一一条
 第十五条ノ三多項）ノ規定ニ依リ、納税義務者カ納税ノ担保物（保証物）トシテ政府ニ提供スヘキ不動産（土地、建物又ハ工場財産）ニ付、提供前其ノ所有者ニ於テ既ニ政府以外ノ債権者ニ對スル債務ノ担保トシテ抵当権ヲ設定シ、之カ登記ヲ為シ居ル場合ニ於テ、其ノ抵当権者カ民法第三百七十五条ノ規定ニ基キ、政府ノ為ニ當該抵当権ノ順位ヲ拠棄又ハ譲渡スル行為ノ効力ニ關シ、右規定ハ國カ公法上ノ抵当権者タル地位ニ立ツ場合ニ於テハ適用スヘキモノニ非サルヲ以テ、此ノ場合ニ於テ私法上ノ抵当権者ノ抵当権順位ノ拠棄又ハ譲渡ノ行為ハ法律上無効ナリト主張スル議論有之、差懸リタル事件ニ付處理上疑義共生シ候条、貴局ノ御意見至急御回示相煩度、此段及照会候也。
 追テ、本文抵当権順位ノ拠棄又ハ譲渡ノ行為ハ法律上有効ナリトセハ、納税担保物（保証物）トシテ提供アリタル後ハ、政府ハ抵当権設定登記嘱託前三于ケル右行為ヲ有効ナリト解シ差支ナキヤ、併ニ御回示相成度申添候。

回答（昭和三年五月司法省民事局第六四三号民事局回答）

本年五月十六日戻税第一二三八号御問合ノ場合、抵当権ノ順位ヲ拠棄シ又ハ譲渡スル行為ハ有効ナリト思考致候、此段及回答候也。

（別紙）

照会（昭和三年五月戻税第一二三八号主税局照会）

首標ノ件ニ關シ、別紙写ノ通司法省民事局長ト照会致候条、御了知置相成度、此段及通牒候也。

納税担保物ニ關スル件

通牒（昭和三年七月戻税第一九八〇号主税局通牒）

63、昭和3年7月 相続税等の納税担保物に関する通牒

（昭61仙台71）

| | |
|-------------------|----------------|
| 五五五五五四四四四四四四四四四 | 五四三二一〇九八七六五四三二 |
| 弘青郡仙山秋福石若野米青須 | 平賀 |
| 前森山台形田島巻松地沢森川 | |
| 市郡市郡市郡市郡 | |
| 部部部部部部部 | |
| ○○○一一一一一二二二二二二二 | |
| 五八九一一二二六九一二四五五 | |
| 一一一一一四一六五四五九六四八六八 | |
| 四〇三六〇一五五三五七〇五〇 | |
| 一一一一一一一一一一一一一一一一 | |
| 二五四六二七六七九五一三五 | |
| 二二二二二二二二二二二二二二 | |

昭和三年七月二十一日

仙台税務監督局長函

税務監督課

過般ノ局長會議ニ於テ協議ノ結果、相続税調査土地標準価格ハ全國一齊ニ改調スルコトニ相成候ニ付、了知ノ上左記ニ依リ改調セラレ度

右通牒ス

記

一 本年七月一日ノ現況ニ依リ、田、畠、宅地、山林、原野三対シ之ヲ行フヨト

二 標準価格調査資料ハ土地賃貸価格調査資料及事蹟ヲ利用スルノ外、左記各号ニ依リ蒐集スルコト

イ 売買当事者、充賣仲介者等ニ就キ、昭和二年及本年ニ於ケル土地売買案例ヲ調査スルコト（第一号様式）

ロ 市町村吏員、売買仲介業者、其他事情精通者等ニ就キ、時価ニ対スル資料ノ割合、通称時価、売買慣例等ヲ

調査スルコト

ハ 現行標準価格改調後ニ於ケル時価ノ変動状況、並三本調査ノ参考トナルヘキ事項ヲ調査スルコト

三 前項ノ調査資料ハ相続税標準価格資料調査簿ニ登載スルコト（第三号様式）

四 標準価格ハ宅地、田、畠、山林、原野ニ区分シ、宅地ハ一坪當、其他ノ土地ハ一反當ヲ調査スルコト

五 標準率ノ編成区域ハ左ノ区分ニ依ルコト

イ 宅地以外ノ土地ハ各大字、大字ナキ市町村ニ在リテハ各其ノ市町村ヲ以テ一区域トス、但シ一市町村内各大字

ノ土地賃貸価格調査ノ際ニ於ケル平均地価ニ対スル平均賃貸価格ノ割合、又ハ地価ト時価トノ割合カ近似セル
地目ニシテ、數大字ヲ合併シ一区域ト為スモ差支ナシト認ムルモノハ此限ニ在ラズ

ロ 宅地ハ各市町村ヲ以テ一区域トス

六 標準率編成区域内ノ階級区分ハ、左ノ各号ニ依ルコト

イ 宅地以外ノ土地ノ階級ハ、土地賃貸価格等級ヲ其ノ等級数（欠級モ一等級トシテ計算ス）ニ応シテ大体一大字
ヲ一区域ト為シタルモノハ三階級、數大字ヲ合併シテ一区域ト為シタルモノ、及大字ナキ市町村ハ五階級程度
ニ縮約シ地価ニ依リ区分スルコト、但シ地方ノ状況ニ依リ階級數ヲ増減スルコトヲ得
階級ヲ区分スヘキ地価ハ各階級ニ含ム土地ノ土地賃貸価格調査ノ際ニ於ケル平均地価ヲ参照シ、及区域内ニ於
ケル土地ノ時価ヲ遙覗シ適當ニ定ムルコト

階級ヲ区分スルニ当リ、階級毎ノ平均地価ノ間差及上下ノ関係不適當ナルトキハ、賃貸価格等級縮約ノ適否ヲ
検査シ、仍適當ナラサルトキハ、賃貸価格等級中ニ最モ多ク包含スル土地ノ現在等級ニ相当スル反金ヲ参照シ
ヲ階級及之ヲ区分スヘキ地価ヲ適當ニ定ムルコト

ロ 宅地ノ階級ハ土地賃貸価格調査等級（大正十五年四月一日以後新ニ宅地トナリタルモノハ類地比準ニ依ル）ニ
依ル、但シ六十二級以下ノ等級ニ付テハ大体左記ニ依リ縮約シテ各一階級ト為スコト

(1) 六十二級以下（欠級モ一等級トシテ計算ス、以下同）ハ二等級ヲ合ス
(1) 三十四級以下ハ三等級ヲ合ス
(1) 二十五級以下ハ四等級ヲ合ス

(四) 五級以下ハ全部ヲ合ス

ハ、特殊ノ事由ニ依リ前各号ニ依リ難キモノハ、其ノ地価又ハ土地賃貸価格等級ニ拘ハラバ適當ニ階級ヲ定ムルコト

ト

七 標準価格ハ調査資料ヲ参考シ、前項ノ階級区分毎ニ許定スルコト

八 標準価格三ハ左ノ端数ヲ用キサルコト

- (一) 千円以上ノモノハ五十円以外ノ端数
- (二) 百円以上ノモノハ十円未満ノ端数
- (三) 三十円以上ノモノハ五円以外ノ端数
- (四) 十円以上ノモノハ円位未満ノ端数
- (五) 三円以上ノモノハ五十銭以外ノ端数
- (六) 一円以上ノモノハ十銭未満ノ端数
- (七) 三十銭以上ノモノハ五銭以外ノ端数

九 標準価格表ハ別表様式ニ依リ作成スルコト（第四号及第五号様式）

一〇 資料調査ハ本年八月二十日迄ニ完了ヲ期スルコト

一一 標準価格調査計画書ヲ作成シ七月三十日限提出スルコト（第一号様式）

一二 左記事項ハ八月十日限報告スルコト

イ 田畠標準ノ各市町村内ニ於ケル階級区分（大字ヲ通シ標準価格ノ異ナル標準数）ノ見込概数

ロ 左記区分ニ依リ時価ノ土地賃貸価格調査ノ賃貸価格ニ対スル大体見込倍数

(一) 市制施行地ノ宅地

(1) 郡部ノ宅地（町部、村落部ニ区分）

(2) 郡以上ヲ管轄スル署ニ在リテハ郡別内訳ヲモ要ス

(3) 市制施行地ノ田

(4) 郡部ノ田

(1) 郡以上ヲ管轄スル署ニ在リテハ郡別内訳ヲモ要ス

(5) 市制施行地ノ畠

(6) 郡部ノ畠

(1) 郡以上ヲ管轄スル署ニ在リテハ郡別内訳ヲモ要ス
右ハ各別紙ニ調理スルコト、但シ時価ノ賃貸価格ニ対スル倍数ヲ見込標準ノ階級ニ依リ異ナル見込ノモノニ付

ハ、其ノ倍数ヲ各市町村別上中下（仮ニ区分）ノ区分毎ニ記載スルコト

一三 左記事項ハ九月五日限本局到達ノ見込ヲ以テ報告スルコト

イ 市制施行地ノ宅地ノ最高、次位見込標準（第六号様式）

ロ 各都市田畠ノ最高見込標準（第七号様式）

ハ 市制施行地宅地ノ時価ニ対スル賃貸価格ノ割合調（第八号様式）

二 各都市田畠ノ時価ニ対スル賃貸価格ノ割合調（第九号様式）

ホ 所轄内ニ於ケル地自毎ニ標準価格ノ最高、中位、最低ト認ムル町村（市ヲ除ク）ノ最高、中位、最低見込

標準価格調（第十号様式）

一四 他ノ税務署所轄町村ト接続スル町村ノ当該大字（大字ナキトキ又ハ大字ノ区分ヲ為サルトキハ町村）ノ見込標

準価格ハ、相互協議ヲ遂ケ彼此不均衡ナキヲ期スルコト、若シ協議調ハサルトキハ其ノ協議ノ経過ヲ具シ九月三
十四迄ニ報告スルコト

一五　十月十日限標準価格表ヲ作成シテ稟議スルコト

[機式は省略]

(昭 61 仙台 71)

65、昭和5年1月　酒造税及相続税等徵収に関する件

酒造税及相続税等徵収三闇スル件（昭和5年1月　局第一号本局長通牒）

酒造税及年賦延納ニ係ル相続税徵収上三付テハ、常ニ相当留意セラレ居リ候コトトハ被存候得共、近時經濟界ノ不況ニ伴ヒ納稅者及保証人ノ資產状態ニ激変ヲ來シ円満ナル徵収ヲ見ル能ハサル為、已ムヲ得ス滞納処分ヲ執行セサルハカラサルモノ漸次増加ノ傾向アルヲ以テ、此ノ際納稅者及保証人ノ資力状態又ハ保証物ノ価格三付、深甚ノ注意ヲ払ヒ欠損ヲ生セシメサル様充分配慮相成度、尚保証物ノ提供又ハ保証人タルコトニ付能力補充ナキ無能力者ノ行為ニ係リ、或ハ法人ノ場合ニ於テ其ノ設立行為ニ瑕疵アルカ如キ、其ノ他必要ノ事項ニ付不備欠点アルモノ有之候チハ、滞納処分ノ場合ニ於テ諸種ノ問題ヲ生シ、其ノ事実ノ如何ニ依リテハ徵稅權確保ニ甚大ナル影響ヲ及ボストト可相成候条、関係法規ノ研究ト周到ナル念考ヲ以テ此等事実ノ絶無ヲ期セラレ度右通牒候也

(昭 53 東京 102 - 4)

66、昭和6年　税制整理準備調査概要（抄）

昭和六年　税制整理準備調査概要　上巻

（四）

大蔵省主税局

第二章　相続税

一　相続税改正ノ研究（第一次案）

一　相続財産ノ相當多額ナルモノニ対シ税率引上げヲ為スノ可否

○可トスル理由

現行相続税ハ直系卑属ノ家督相続ニ対スル税率、最低五千由以下千分ノ五ヨリ最高五百万円ヲ超ユル金額千分ノ百十三三及ノト雖、税率区分ノ最高五百万円ヲ限度トセルハ低キニ失スト認メラルノミナラズ、相當多額ノ相続財産ニ対シテハ其ノ税率ヲ引上げルモ妨グナシト認ム

○否トスル理由

相続税ノ税率ハ大正十五年ニ於テ相当税率ノ引上げヲ為シタルモノニシテ、実施後未だ數年ナラズ更ニ税率ヲ引

上グルガ如キハ廻ヌラズ

二 相続財産価格二生命保険金ヲ加算スルノ可否

生節被相続人ノ締シタル契約ニ基テ被相続人ノ死亡ニ因リ支払フ受ケベキ保険金ハ、恰モ積立金ニ対スル支払ヲ受クルガ如キモノニシテ、其ノ払込方財産ノ一部ヲ以テ為サレタルモノナル以上、之ガ保険金ヲ相続財産中ニ加算スルコトハ當然ナリ

OKINAWA

被相続人ノ死亡ニ因リ支払ヲ受クベキ保険金ハ、保険契約ノ效果トシテ保険受取人ナニテ受領スル固有ノ権利ニ依ルモノニシテ、相続ノ効果トシテ被相続人ヨリ承継スル財産ニ非ザルヲ以テ、相続財産ニ加算スルコトハ妥当ナラザルノミナラズ、保険契約ノ方法ニ依リ相続税ノ課否ヲ決スル場合アルベク負担ノ均衡ヲ得ベカラズ、故ニ

卷之三

地方財政救済ノ一方法トシテ相続税ニ対スル附加税ノ制度ヲ新設スルコトハ相当ナリ

相続税ハ相続ナル偶発的事実ニ基キ課税スルモノナルヲ以テ、地方的小範囲ノ課税トシテハ其ノ収入額不定ニシテ地方財源トシテハ適当ニアラズ

第三集

相続税改正見込税率表

| 課税価格 | 千円以下ノ金額 五千円ヲ超ニル金額 | 五千円以下ノ金額又ハ千円ヲ超ニル金額又ハ千円ヲ超ニル金額 | 第一種 |
|------|------------------------------|------------------------------|-----|
| 千分ノ | 七〇一五八七六一 | 一〇五二三〇四〇三〇二五〇一五二〇八七六一 | 第一種 |
| 千分ノ | 八〇一七〇一五〇四〇三〇二五〇一五二〇八七六一 | 一〇五二三〇四〇三〇二五〇一五二〇八七六一 | 第二種 |
| 千分ノ | 九〇一九〇八〇七〇一五〇四〇三〇二五〇一五二〇八五十八一 | 一〇五二三〇四〇三〇二五〇一五二〇八五十八一 | 第三種 |
| 千分ノ | 一〇一九五八五七五六五五四五三五二五〇一十二〇一〇 | 一〇五二三〇四〇三〇二五〇一五二〇八五十八一 | 第一種 |
| 千分ノ | 一五一九五八五七五六五五四五三五二五〇一十四〇三一 | 一〇五二三〇四〇三〇二五〇一五二〇八五十八一 | 第二種 |
| 千分ノ | 二五一九五八五七五六五五四五三五二五〇一三七〇三一 | 一〇五二三〇四〇三〇二五〇一五二〇八五十八一 | 第三種 |
| 千分ノ | 三五一九五八五七五六五五四五三五二五〇一三一〇二一 | 一〇五二三〇四〇三〇二五〇一五二〇八五十八一 | 第一種 |

備考

大正十四年度ヨリ昭和四年度ニ至ル五箇年ニ於ケル課税実績ヲ基礎トシテ推算セリ

| 合計 | 統相産遺 | | | 統相督家 | | | 摘要 | 現行税額 |
|--------|-------|-----|-----|--------|--------|-----|---------------------------------|----------------------------------|
| | 第三種 | 第二種 | 第一種 | 計 | 第三種 | 第二種 | 第一種 | |
| 一四、三〇六 | 五、七四四 | 一 | 一 | 八、五六二 | 七、七九四 | 千円 | | |
| 一九、五〇二 | 七、五四〇 | 一 | 一 | 一一、九六二 | 一一、一五六 | 千円 | | |
| 五、一九六 | 一、七九六 | 一 | 一 | 三、四〇〇 | 三、三六二 | 千円 | | |
| 三六三 | 、三一二 | 一 | 一 | 、三九七 | 、四三一 | 割分厘 | 増 加 税 額 ノ 割 合 | 現行税額ニ 対スル 増 加 税 額 |
| | | | | | 、〇五九 | | | |

相続税率改正ニ因ル増加税額調

(昭和六、六、二日)

第一案

卓線以下ガ新設見込ノ税率ナリ

| | | | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 五千万円 | 七千万円 |
| 八〇九〇 |
| 一〇〇一〇〇 |
| 一五〇一五〇 |
| 二〇〇二〇〇 |
| 二五〇二五〇 |
| 三〇〇三〇〇 |
| 三五〇三五〇 |
| 四〇〇四〇〇 |
| 四五〇四五〇 |
| 五〇〇五〇〇 |
| 五五〇五五〇 |
| 六〇〇六〇〇 |
| 六五〇六五〇 |
| 七〇〇七〇〇 |
| 七五〇七五〇 |
| 八〇〇八〇〇 |
| 八五〇八五〇 |
| 九〇〇九〇〇 |

相続税課税価格千万円以上三対シ
税率引上ル場合ノ新旧税額比較表(家督相続第一種)

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 二 | 一 | 七 | 五 | 四 | 三 | 二 | 千 | 七 | 五 | 三 | 二 |
| 億 | 五 | 千 | 百 | 千 | 百 | 万 | 百 | 百 | 百 | 百 | 万 |
| 億 | 千 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 |
| 万 | 千 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 一 | 九 | 二 | 八 | 六 | 五 | 三 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 八 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 |
| 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 |
| 一 | 〇 | 五 | 〇 | 五 | 〇 | 五 | 〇 | 五 | 〇 | 五 | 〇 |
| 四 | 七 | 三 | 七 | 二 | 七 | 五 | 四 | 二 | 一 | 一 | 一 |
| 一 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 |
| 〇 | 五 | 一 | 〇 | 五 | 一 | 〇 | 五 | 一 | 〇 | 五 | 一 |
| 二 | 二 | 四 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 三 | 八 | 三 | 〇 | 八 | 〇 | 六 | 〇 | 四 | 〇 | 二 | 〇 |
| 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |

| 区分 | 現行税額 | 改正税額 | 増税額 | 備考 |
|-------------------------|--------------------|--------------------|------------|---------------------------------|
| 百七五四三二十七五四三二一五 | 六三二一一 六九三六〇五三一、 | 六三二一一 六八四三二一 | 一 | 課税価格千万円ヲ超ユルモノニ付、新ニ左ノユ トシテ計算ス |
| 万十十十五 万万万万万 万万万万万 | 一一一一一一 〇〇〇〇〇〇〇〇 | 一一一一一一 〇〇〇〇〇〇〇〇 | 二五五 二五五 | 累進税率ヲ較クルモノノ |
| 円円円円円円円円円円円円円円 | 五五五五五五五 五五五五五五五 | 五五五五五五五 五五五五五五五 | 二五五 二五五 | 百分比 |
| | | | | 一億円ヲ超ユルモノ 千分ノ三百 |
| | | | | 五千円ヲ超ユルモノ 千分ノ百五十 |
| | | | | 一 |

相統稅稅率改正見込表

(昭和六、六、二日)

備考

点線以下ガ新設見込ナリ

相続税率改正三因ル増加税額調

(昭和六、六、二日)

| 摘要 | 現行税額 | 改正見込税額 | 差引増加税額 | 現行税額ニ對スル 増加税額ノ割合 | | |
|-----|--------|--------|--------|---------------------|------|------|
| | | | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 第一種 | 一九、八〇九 | 二三、八三五 | 四、〇二六 | 、一〇三 | 、一〇三 | 、一〇三 |
| 第二種 | 一、五九五 | 一、六七七 | 八二 | 、〇五 | 、〇五 | 、〇五 |
| 第三種 | 二九六 | 三〇五 | 九 | 、一八九 | 、一八九 | 、一八九 |
| 計 | 二、七〇〇 | 二、八五〇 | 一 | 、〇三一 | 、〇三一 | 、〇三一 |
| 第三種 | 三五 | 四〇一 | | | | |
| 第二種 | 三九三 | 八、四三一 | | | | |
| 第一種 | 六、五八一 | 一、八五〇 | | | | |
| 合計 | 七八〇九 | 一、八五九 | | | | |
| | 八、八六八 | 一、八五九 | | | | |
| | 三四、六八五 | 五、九七六 | | | | |
| | 八、八六八 | 一、八五九 | | | | |
| | 二八、七〇九 | 二、七五 | | | | |
| | | 一〇八 | | | | |

備考

大正十四年度ヨリ昭和四年度ニ至ル五箇年ニ於ケル課税実績ヲ基礎トシテ推算セリ

二 相続税改正ノ研究(第一次案)

相続税ノ課税ハ被相続人ノ財産全部ニ及ブノ要ナキヤ

- (イ) 被相続人ガ本法施行地ニ住所ヲ有スルトキハ、本法施行地内ニ在ル動産、不動産及不動産ノ上ニ存スル権利並ニ其ノ他ノ財産權ニ對シ相続税ヲ課スルモノナレドモ(法第二条)、相続税ハ人税ニシテ總テノ財産ヲ綜合シ累進税率ヲ課スルヲ原則トスルコト一般所得税ト異ナル所ナシ、而シテ所得税ニ付テハ大正九年税法改正以來、本法施行地ニ住所ヲ有スルモノニ付テハ、其ノ所得ノ本法施行地ニ發生スルト否トヲ問ハズ、總テ之ヲ本人ノ住戸地ニ於テ綜合課税スルノ方法ヲ採レリ、然ルニ相続税ニ付テハ其ノ動産及不動産ハ本法施行地内ノ財産ニ限レルハ相続税ノ本質トシテ適當ニ非ズ、其ノ制限ヲ撤廃スルノ要アリ
- (ロ) 斯ノ如ク財産ヲ一般ニ綜合課税セザルガ為ニ生ズル欠陥ノ最モ大ナルモノハ債務ノ控除ニ在リ、債務ハ課税価格ヨリ之ヲ控除スルモノ本法施行地外ニ在ル動産及不動産ニ付テハ之ヲ加算セザルガ為ニ、其ノ負債ニ依リ本法施行地外ノ財産ヲ取得シタル場合ニ於テハ財産ハ課税価格ニ加ヘラレズ、債務ノミ控除セラルルノ結果ハ不当ニ相続税ヲ輕減スルノ結果ヲ來スベシ
- (ハ) 惟フニ、動産及不動産ニ對シテ其ノ所在ニ依リ課税権ヲ及サザルハ、國際二重課税排除ノ方法トシテハ或ハ適當ナルベシト雖、我國ノ如ク朝鮮及台灣ノ如キ殖民地ニ於テモ相続税ヲ施行セズ、支那及南洋等近隣ニ相続税ノ不施行地ヲ有スル國ニ於テ、二重課税ヲ考慮スルノ要ハ極メテ薄キモノアリト謂ハザルベカラズ、又若シ其ノ必要アラバ國際二重課税ノ問題トシテ相互的免除ノ方法ニ依ルノ外ナキモノト認ム
- (三) 我國ノ相當資産アル人々ニシテ、近時朝鮮、台灣及南洋方面ニ土地ヲ求ムルモノ妙カラザルノミナラズ、尚南アメリカ方面ニモ相當土地ニ投資スルモノアリ、是等ノ人々ノ海外ニ於ケル動産及不動産ハ之ヲ課税価格

二 算入すべき実益アルモノト認ム

(ホ) 朝鮮財務当局ニ対シテハ、從來屢々相続税施行ノ可否ヲ尋タルコトアルモ、内地ヨリモ尚一屬家族主義濃厚ナル朝鮮ニ在リテハ相続税ノ觀念ハ極メテ親ミナク、朝鮮統治上到底寒行困難ナル旨言明シツツアリ、近キ将来ニ於テ我殖民地ニ於テ相続税ヲ布クベキ可能性ハ之ナキモノト認メラル

二 相続税ハ遺産税ナリヤ、遺産取得税ナリヤ

(イ) 我國ノ相続税ハ相続財産ノ総価格ヲ課税標準トスルモノナルヲ以テ遺産税ノ形式ヲ有スルモ、又相続ノ親等ニ依リ税率ヲ異ニスルヲ以テスレバ遺産取得税ト見得ル点ナキニシモアラズ、其ノ何レナリヤラ理論上決定ゼンコトハ困難ナルモ、實際問題トシテ相続税ヲ根本的ニ改正シテ遺産税ト為シ、親等ノ如何ヲ問ハズ財產価格ノ大小ノミニ依リ平等ノ累進税率ヲ適用ゼンコトハ困難ナルベク、又全然之ヲ遺産取得税トシ相続財產ノ額ニ依ラズ、相続人ノ取得シタル財産ヲ標準トシテ課税スルコトハ、相続税ノ課税ヲ以テ我國民法ニ於ケル相続制度ヲ實質上変更セシムベキ効果ヲ有スベク、又我國家族制度ヲ破壊セントスルノ傾向ヲ有スルモノナリトノ議論ヲ激成スベキ處アリテ遠ニ採用スベカラズ、又別ニ遺産取得税ヲ本体トシ輕微ナル遺産税ヲ設クルモ一方策ナルベシト雖、相続三対シニ重ノ負担ヲ課スルコトハ相続税過重ノ感ヲ抱カシメ、其ノ然ラブルコトヲ一般民衆ニ諒解セシムルコト困難ナルベシト認メラル

(ロ) 当面ノ問題トシテハ、理論上ノ問題ハ暫之ラ差シ措キ相続税ハ現行ノ儘トシ、若シ相続財産ニ付遺贈アリタルキハ受贈者ハ其ノ財産ノ価格ニ相当スル税額ヲ負担スルノ義務ヲ命ジ、相続人ノ負担部分ヲ輕減スルノ要アルベシ、其ノ方法トシテハ相続人ニ相続財産全額ニ對スル相続税納付ノ義務ヲ命ジ、相続人ヨリ受贈者ニ對シ其ノ割合部分ヲ請求セシムベキコト適當ナルベシト認メラル

三 地上権及永小作権ニ對スル相続税法第四条ノ見積方法ハ適當ナリヤ

(イ) 相続税法第四条ノ規定ノ地上権及永小作権ノ価格ノ算定方法ハ頗ル機械的ニシテ、地上権及永小作権自体ノ価格ノ算定方法トシテハ極メテ適當ナラズ、寧口此ノ規定ヲ撤廃シ稅務官厅ヲシテ其ノ認ムル所ニ依リ適當ニ其ノ価格ヲ算定セシムルヲ可ナリト認ム

(ロ) 若シ稅務官厅ノ認定ニ依リ其ノ課税標準区々ニ亘ルノ處アルガ為本規定ヲ存置スルノ要アリトセバ、其ノ「土地ノ賃貸価格」ナル字句ハ地租法ニ於ケル賃貸價格上法律上同一ナル事實ヲ示スモノト認メラルノ處アルヲ以テ、其ノ字句ハ之ヲ修正スルノ要アリト認ム

四 有期定期金、無期定期金及終身定期金ノ価格ノ算定ハ適當ナリヤ

此等ノ定期金ニ付其ノ価格ノ算定ガ果シテ適當ナリヤ否ヤハ疑ナキ能ハズ、然レドモ此等ヲ相続税ノ課税価格ニ算入スル場合極メテ稀ナリト認メラルルヲ以テ、強テ改正スルノ要ナシト認ム

五 相続税ノ税率ハ左記ノ如ク改ムルコト

相続税率改正見込表

| 課税価格 | 現行 | | 改正見込 | | 現行 | | 改正見込 | |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|------------|
| | 相続第一種 | 相続第一種 | 相続第一種 | 相続第一種 | 相続第一種 | 相続第一種 | 相続第一種 | 相続第一種 |
| 六十万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ 九〇 | 千分ノ 九〇 | 千分ノ 九〇 | 千分ノ 九〇 | 千分ノ 一三五 | 千分ノ 一三五 | 千分ノ 一二五 | 千分ノ 一二五 |
| 七十万円 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 |
| 八十万円 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 |
| 百万円 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 |
| 百五十万円 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 |
| 二百萬円 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 |
| 二百五十万円 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 |
| 三百萬円 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 |
| 四百万円 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 |
| 五百萬円 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 |
| 千萬円 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 |
| 二千万円 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 |

以下、現行法ニ準ズルコト

六 相続税ノ課税ヲ受クベキ財産価格ガ主シテ不動産ヨリナルモノナルトキハ、年賦延納ノ期間ハ之ヲ延長スルヲ可トセルヤ（参考計表一・二）

（イ）不動産ハ性質上捕捉シ易キ矣、自然相続税ハ他ノ不表顯財産ニ比シ靈謀セラル傾向アリ、且不動産ハ他ノ財産ニ比シ資金化スルコト困難ナルヲ以テ、相続財産ノ大部分ガ不動産ヨリ成ルモノニ対シテハ、之ガ緩和策トシテ年賦延納ノ期間ヲ相当延長スルヲ可ト認ム

（ロ）主トシテハ少クトモ不動産ノ価格が総財産価格ノ五十%以上ナルモノト認ム、而シテ相続税ノ税率ハ改正見込税率家督相続第一種最高二十%ナルヲ以テ、不動産ノ価格ハ総財産価格ノ七割以上ヲ可ト認ム

七 相続税法第二十三条ノ不動産（又ハ船舶）ヲ除外セルヲ改正シ、不動産（又ハ船舶）ヲ他ノ財産ト同様ニ遺産相続税ヲ課スルヲ適當トセザルヤ（参考計表六・一〇・一）

（イ）不動産（又ハ船舶）ニハ其ノ贈与ニ対シ登録税法ニ於テ不動産価格千分ノ四十五（又ハ千分ノ三十五）ノ税率ニ依リ登録税ヲ賦課シツツアリ、若シ此等ノ財産ニ対シ相続アリタルモノトシテ相続税ヲ課スルトセバ、登録税法ノ贈与ニ対スル税率千分ノ四十五（又ハ千分ノ三十五）ヨリ相続ニ対スル登録税千分ノ五ニ輕減スルノ要アルベシ

（ロ）右ノ如キ改正ヲ為ストセバ、左ノ如キ結果ヲ生ズベシ

（一）免税点以下即千円未満ノ不動産ノ贈与ニ付テハ、親族間ノ贈与ニ在リテハ税率千分ノ五、其ノ他ノ贈与ノ場合ニアリテハ千分ノ四十五トナル

（二）免税点以下ノ不動産ニ対シテハ登録税ノ税率千分ノ四十五ヲ適用スルトセバ、免税点ヲ超ユル不動産ノ贈与ニ比シ過重ナル負担トナル

(三) 相続税ヲ逋脱シタル場合ニ於テハ著シキ負担ノ減少ヲ來ス

(四) 登記官庁ニ於テハ不動産ノ贈与ノ登記ヲ為スニ當リテハ、其ノ親族間ノ贈与ナリヤ否ヤラ秘密ニ調査スルヲ要ス、司法当局ハ前回ノ登録税ノ改正ニ當リ寒行困難ナル旨回答セリ

(五) 現今不動産ノ贈与ニ對スル一ヶ年ノ登録税額ハ百四十一萬三千五百六十八円ナリ、其ノ贈与ノ大部分ハ親族間ニ於ケル贈与ナルベシト信ゼラル、從テ其ノ適用セラルベキ場合ハ極メテ少數ノ場合ニ減少シ、法第二十三条ニヨリ相続税ヲ課税ストスルモ其ノ税額ハ著シク減額ヲ來スベシ、從テ不動産ノ売買ニ對スル登録税法ノ売買価格ニ對スル税率千分ノ三十三ヲ賦課セラルルニ比シ、不動産ノ贈与ハ返テ著シク其ノ負担ヲ減ズベシ、売買ノ場合ニ比シ頗ル当ラ得ザルベシ、又從テ親族間ノ不動産ヲ売買スルニ當リテハ贈与ニ藉口シテ負担ノ輕減ヲ計ルモノノ統出シ、為ニ不動産ノ移転ニ對スル登録税ハ倍々減少スルニ至ルベシ
(六) 若シ此等ノ欠点ヲ救済セントシ、登録税法ニ於テ贈与ノ登録税ヲ課税シ、而シテ相続税法ニ於テモ又重複ニ課税ストセバ、其ノ負担ハ他ノ財産ノ贈与ニ比シ一層ノ負担ノ重課ヲ加ヘ、不動産課税偏重ノ弊ヲ助長スルノ批難ヲ免レズ

故ニ當分実行困難ナリト認ム

八 相続開始後一年内ニ其ノ相続財産ニ對シ親族ニ贈与ヲ為スモ、相続税ヲ課セザルヲ可トセザルヤ

(イ) 相続開始後一年内ニ其ノ相続財産ニ付親族ニ為シタル贈与ノ如キハ、寧ロ被相続人ノ意志ニ基クモノト認ムルヲ相当トルガ故ニ、之ニ對シ課税スルコトハ適賄ノ履行ニ付課税セザル權衡上妥当ナラズト認ム

(ロ) 相続開始毎ニ幾分ニテモ其ノ遺産ヲ近親者ニ分与セントスルハ家族制度ニ根柢ヲ憲クモノナルヲ以テ、分与財產ニ對シ課税スルガ如キハ家族制度ヲ破壊スル惧アリト認ム

(ハ) 又頻繁ニ相続ヲ開始シタル場合ニ於テハ相続税ヲ免除スル規定アル点ヨリ考察スルモ、相続開始後一年内ニ贈与ヲ為シタルモノノ如キハ課税セザルヲ可トセザム

九 相続税ヲ一時ニ納付シタルモノニ對シ税額ノ一割ヲ輕減スルヲ可トセザルヤ

(イ) 相続税ノ年賦延納制度トノ權衡上一時ニ税金ヲ納付シタルモノニ對シ、一定ノ輕減ヲ為スノ制度ヲ設クルコトハ理論上妥当ナルベシ

(ロ) 一時ニ税金ヲ納付シタルモノニ對シ一定ノ輕減ヲ為スコトハ、納稅ヲ獎勵スルコトナルノミナラズ、納稅者ヲシテ延納ニ依ル長時間ノ苦痛ヲ免レシムルト共ニ、一面國庫收入ノ確実ヲ期シ得ベシ

(ハ) 右制度ニ依ル一定輕減額ハ納付スベキ税額ニ對スル利子額ニ一時ノ税金納付ヲ保護獎勵スル意味ヲ加ヘ、大体税額ノ一割ト為スラ適當トスベシ

一〇 相続税年賦延納金ニ對シ百分ノ五ノ利子ヲ付セシムルヲ可トセザルヤ

(イ) 相続税年賦延納ノ制度ヲ認メタルハ納稅者ノ一時ニ納稅スル苦痛ノ緩和ニアリト雖、一定ノ利子ヲ附加セシムルコトハ年賦延納ヲ許サレザル者ニ對スル之ノ權衡上ノミナラズ、年賦延納ニ對スル報償トシテ寧ロ当然ナリト云フベシ

(ロ) 年賦延納金ニ對シ一定ノ利子ヲ付セシムルコトハ年賦延納ノ制度ニ反ストノ批難ヲ免レザルト雖、納稅者ニ於テハ尚且延納ヲ受ケルコトヲ得策ト為スベシ、從テ之ガ為ニ其ノ趣旨ニ於テ年賦延納ノ制度ヲ阻害スルモノニ非ズ

(ハ) 之方制度ヲ設クルトキハ、年賦延納ヲ認ムルモ實質上ニ於テハ一時ニ税金ヲ徵取シタルト、其ノ趣旨ニ於テ異ナラザルコトトナリ、相続税ノ本質トシテ一時ニ税金ヲ納付セシムルノ原則ニ適合スルヲ得ベシ

(三) 之ガ利子額ハ法定利率ノ百分ノ五トスルヲ適當ト認ム

一 相続財産価格ニ生命保険金ヲ加算スルヲ適當トセザルヤ

(イ) 被相続人ノ死亡ニ因リ支払ヲ受クベキ保険金ハ、恰モ被相続人ノ為シタル積立金ノ支払ヲ受クルニ等シキヲ以テ、保険金ヲ相続財産中ニ加算スルコトハ當然ナリ

(ロ) 保険金ハ保険契約ノ効果トシテノ保険金受取人ノ固有ノ権利ナリト雖、被相続人ノ死亡ニ因リ不勞ニ利得スルモノナルヲ以テ、租税分配ノ原則ニ照シ之ヲ相続財産中ニ加算シ、其ノ担税能力ニ応ジ課税スルコトハ寧ロ至当ノコトト謂ハザルベカラズ

(ハ) 殊ニ近時相続税納付基金又ハ遺族将来ノ分配資金ト為スノ目的ヲ以テ生命保険契約ヲ利用スルモノ漸次增加ノ傾向アリ、是等ハ契約ハ生命ノ保険ニアリト雖、實際上ニ於テハ保険ノ払込ニ依シテ財産ヲ構成シツアルモノニシテ、他ノ方法ニ依リ資産ヲ蓄積スルト何等異ナル所ナク、之ラシモ生命保険契約ノ形式ニ捕ハレ課税セザルニ於テハ生命保険契約ニ藉口シテ相続税ヲ逃レントスルノ弊ヲ助長セシムル結果ヲ來スベシ

二 相続税三附加税ヲ課スルヲ適當トセザルヤ

(イ) 地方財政済ノ一方方法トシテ相続税ニ対スル附加税ノ制度ヲ新設スルトスルモ、相続税ハ被相続人ノ住所地ニ於テ總括的ニ課税ヲ為スモノナルヲ以テ、之ニ対シ附加税ヲ賦課セントスルトキハ勢ヒ相続財産ヲ其ノ所在地毎三分類セザルベカラズ、斯クノ如キハ今日ノ地方税課税ノ技術上其ノ煩ニ堪ベタ、特ニ債権ノ如キ其ノ所在地ノ何レニ在リト認ムベキカ、又財産ト控除スベキ負債トノ關係ニ付テ于チ相当問題アルベク、旁々相続税ハ附加税ノ対象トシテ不適當ナリト認ム

(ロ) 若シ附加税ヲ課スルトスルモ、相続税ハ元來相続ナル偶発的事実ニ基キ課税スルモノナルヲ以テ、地方的ニ

於テハ到底國稅ノ如ク年々ノ平衡ヲ保シ難ク、故ニ之ガ附加税ヲ地方ノ財源ト為スコトハ地方財政ノ基礎ヲ薄弱ナラシムルノ處アルノミナラズ、國稅トシテ相當多額ノ負担ヲ惹サシメタル上更ニ負担ヲ重課スルコトハ納税者ニ対シ酷ニ失スルノ嫌アリ

(ハ) 相続税ノ課税ガ動モスレバ不動産ニ偏重トナル傾向アルガ故ニ、之ニ対シ附加税ヲ認ムルトキハ一層其ノ傾向ヲ大ナラシムル處アリトノ理由ヲ以テ、之ニ反対スル意図農村ニ起リツツアルコトモ充分考慮スル要アリト認ム

三 相続税改正ノ研究（第三次案）

一 相続税ノ課税ハ被相続人ノ財産全部ニ及ブコトトスルコト

○可トスル理由

相続税ハ人税ニシテ總テノ財産ヲ綜合シ累進税率ヲ課スルヲ原則トスルハ一般所得税ト異ナル所ナシ、然ルニ現行相続税ノ課税ガ動産、不動産ニ付本法施行地内ノ財産ニ限ルハ相続税ノ本質トシテ適當ナラザルヲ以テ、其ノ制限ヲ撤廃スルノ要アリ、加之債務ハ一般的ニ之ヲ控除スルヲ以テ、負債ニ依リ得タル資金ヲ本法施行地外（例ヘ朝鮮）ノ不動産ニ投資シタル場合ニハ、財産ハ課税ヲ受ケズ負債ノミ控除スルノ結果トナリ不合理ナリ

○否トスル理由

本法施行地外ノ財産ニ対シ相続税ヲ課ストキハ、國際上課税ノ問題ヲ生ズルノミナラズ、本法施行地外ノ財産ハ之ヲ調査スルコト頗る困難ニシテ、強テ改正スルモ其ノ実益ナキモノト認ム

二 地上權、永小作權ニ対スル価格ノ算定方法ヲ改正スルコト

○可トスル理由

相続税法第四条ノ規定ノ地上権、永小作権ノ価格ノ算定方法ハ頗ル機械的ニシテ、地上権、永小作権自体ノ価格算定方法トシテハ極メテ不適當ナルヲ以テ、税務官庁ヲシテ其ノ認ムル所ニ依リ適當ニ其ノ価格ヲ算定セシムルコトニ改正スルノ要アリ。

○否トスル理由

地上権、永小作権ノ価格ノ算定方法ヲ規定シアルヘ、之ガ価格ノ調査困難ニ伴フ税務官庁ノ認定区々ニ亘ルノ弊害ヲ除去セントスルニ在ルヲ以テ、之ヲ改正スルコトハ適當ナラズ

三 定期金ニ対スル価格算定規定ヲ削除スルコト

○可トスル理由

有期、無期、終身等ノ定期金ヲ相続税課税価格ニ算入スル場合ハ極メテ稀ニシテ、且此等価格ノ評定ニ於テモ殊更算定規定ヲ存スルノ要モノカルベク、殊ニ相続税法第四条ノ規定中地上権、永小作権ニ対スル価格ノ算定方法ヲ改正スルニ於テハ、單リ定期金ノ価格算定方法ノミ規定シ置クノ要ナキモノト認ム

○否トスル理由

相続税法第四条ノ定期金ニ対スル価格算定規定ハ、此等価格ノ認定区々ニ亘ルノ弊害ヲ除去セントスルニ在ルヲ以テ、之ガ規定ヲ削除スルコトハ適當ナラズ

四 相続財産価格ニ生命保険金千円以上ノモノヲ加算スルコト

○可トスル理由

生前被相続人ノ緒結シタル契約ニ基キ被相続人ノ死亡ニ因リ支払フ受クベキ保険金ハ、恰モ積立金ニ対スル支払

ヲ受クルガ如キモノニシテ、其ノ払込ガ財産ノ一部ヲ以テ為サレタルモノナル以上、之ガ保険金ヲ相続財産中ニ加算スルコトハ當然ナリ、而シテ之ガ加算ハ保険金千円以上ノモノト為スマ相当ト認ム

右加算ニ依ル増収見込税額平年度 六十二万円

○否トスル理由

被相続人ノ死亡ニ因リ支払フ受クベキ保険金ハ、保険契約ノ効果トシテ保険受取人ガ之ヲ受領スル固有ノ権利ニ依ルモノニシテ、相続ノ効果トシテ被相続人ヨリ承継スル財産ニ非ザルヲ以テ、相続財産ニ加算スルコトハ妥当ナラザルノミナラズ、保険契約ノ方法ニ依リ相続税ノ課否ヲ決スル場合アルベク負担ノ均衡ヲ得ズ、故ニ之ヲ相続財産中ニ加算スルハ適當ナラズ

五 相続財産価格ガ主トシテ不動産ヨリナルモノニ対スル年賦延納期間ヲ延長スルコト（参考計表一・一）

○可トスル理由

不動産ハ他ノ財産ニ比シ資金化スルコト困難ナルヲ以テ、相続財産ノ大部分ガ不動産ヨリナルモノニ対シテハ年賦延納期間ヲ相当延長スルノ要アリト認ム

○否トスル理由

相続税年賦延納ノ期間ハ之ガ制度ノ本質トシテ總テ一律ナラザルベカラズ、然ルニ其ノ財産ノ大部分ガ不動産ナルノ故ラ以テ、財産ノ種類如何ニ依リ延納期間ヲ區別スルガ如キハ相當ナラズ

六 不動産及船舶ノ贈与ニ対シテモ遺産相続税ヲ課スルコトニ、相続税法第二十三条ノ規定ヲ改正スルコト（参考計表六・一〇・一一）

○可トスル理由

不動産又ハ船舶ノ一部ノ財産ヲ親族ニ贈与シタルトキハ、相続税法第二十三条规定ニ依リ相続開始シタルモノト看做シ相続税ヲ賦課スルニ不拘、独リ不動産及船舶ニ對シ課税セザルハ權衡ヲ失スルヲ以テ、不動産船舶ノ贈与ニ對シテモ第一二三條ノ規定ヲ適用シ遺產相続税ヲ課スルコトニ改正スルハ負担ノ公正上至當ナリ

○否トスル理由

不動産及船舶ノ贈与ニ對シテハ、其ノ価格ノ千分ノ四十五又ハ千分ノ三十五ノ登録税ヲ課シ、更ニ相続税法ニ於テモ又處複数課税ストセバ、他ノ財產ノ贈与ニ比シ著シキ負担ノ重課トナルベク、登録税法ヲ改正シテ此ノ場合ニ限り輕課ゼンコトハ課税技術上容易ニ非ズ、故ニ多少ノ不權衡アルモ当分現状ノ憲改正セザルヲ妥當ト認ム

七 相続開始後一年内ニ其ノ相続財產ニ付親族ニ為シタル贈与ニ付テモ相続税ヲ課セザルコトニ改正スルコト

○可トスル理由

遺贈ノ履行ニ付テハ相続税ヲ課セザル權衡上、實質上遺贈ト異ラザル相続開始直後ニ於テ其ノ相続財產ヲ親族ニ為シタル贈与ニ付テモ相続税ヲ課セザルコトニ改正スルノ要アリ

○否トスル理由

相続開始後一年内ニ親族ニ為シタル贈与ニ付テモ相続税ヲ課スルハ當然ニシテ理論上妥當ナリ

八 相続税年賦延納金ニ對シ百分ノ五ノ利子ヲ付セシムルコト

○可トスル理由

相続税年賦延納金ニ對シ一定ノ利子ヲ付セザレバ、年賦延納ノ願出ヲ為サザル者トノ間ニ權衡ヲ失スルヲ以テ、年賦延納ノ分ニ對シテハ適當ニ利子ヲ付セシムルヲ相當トス

○否トスル理由

四 相続税改正ノ研究（第三次系統）

一 相続税課税価格六十万円以上ノモノニ對シ税率引上げラムズコト

○可トスル理由

現行相続税ハ直系卑屬ノ家督相続ニ對スル税率最低五千円以下千分ノ五ヨリ、最高五百万円ヲ超ヨル金額千分ノ百二十ニ及ブト雖、税率区分ノ最高五百万円ヲ限度トセルハ低キニ失スト認メタルノミナラズ、小資産者ニ対スル税率トノ權衡上課税価格六十万円以上ノモノニ對シテハ、左ノ如ク其ノ税率引上げルノ要アリト認ム

相続税税率改正累込表

| 課税価格 | | 現行 | | 改正見込 | | 現行 | | 改正見込 | |
|---|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------------|-------------|
| 六 十 万 円 ヲ 超 ユ ル 額 | 千 分 ノ | 九 〇 | 一 〇 | 九 〇 | 一 〇 | 一 〇 | 二 〇 | 一 三 五 | 一 三 五 |
| 六 十 万 円 ヲ 超 ユ ル 額 | 千 分 ノ | 九 〇 | 一 〇 | 九 〇 | 一 〇 | 一 〇 | 二 〇 | 一 三 五 | 一 三 五 |
| 七 十 万 円 内 々 | 千 分 ノ | 九 〇 | 一 〇 | 九 〇 | 一 〇 | 一 〇 | 二 〇 | 一 三 五 | 一 三 五 |
| 八 十 万 円 内 々 | 千 分 ノ | 九 〇 | 一 〇 | 九 〇 | 一 〇 | 一 〇 | 二 〇 | 一 三 五 | 一 三 五 |
| 百 万 円 内 々 | 千 分 ノ | 九 〇 | 一 〇 | 九 〇 | 一 〇 | 一 〇 | 二 〇 | 一 三 五 | 一 三 五 |
| 百五十 万 円 内 々 | 千 分 ノ | 九 〇 | 一 〇 | 九 〇 | 一 〇 | 一 〇 | 二 〇 | 一 三 五 | 一 三 五 |
| 二百五十 万 円 内 々 | 千 分 ノ | 九 〇 | 一 〇 | 九 〇 | 一 〇 | 一 〇 | 二 〇 | 一 三 五 | 一 三 五 |
| 三百 万 円 内 々 | 千 分 ノ | 九 〇 | 一 〇 | 九 〇 | 一 〇 | 一 〇 | 二 〇 | 一 三 五 | 一 三 五 |
| 四 百 万 円 内 々 | 千 分 ノ | 九 〇 | 一 〇 | 九 〇 | 一 〇 | 一 〇 | 二 〇 | 一 三 五 | 一 三 五 |
| 五千 万 円 内 々 | 千 分 ノ | 九 〇 | 一 〇 | 九 〇 | 一 〇 | 一 〇 | 二 〇 | 一 三 五 | 一 三 五 |
| 二 千 万 円 内 々 | 千 分 ノ | 九 〇 | 一 〇 | 九 〇 | 一 〇 | 一 〇 | 二 〇 | 一 三 五 | 一 三 五 |
| 千 万 円 内 々 | 千 分 ノ | 九 〇 | 一 〇 | 九 〇 | 一 〇 | 一 〇 | 二 〇 | 一 三 五 | 一 三 五 |

本改正二依常年度增加見返額

八百萬門

◎西之派遣

相続税ノ税率ハ大正十五年ニ於テ相当税率ノ引上げヲ為シタルモノニシテ實施後未タ數年ナラズ、仮令税率ノ改正方課税価格六十万円以上ノモノニアリト雖、之ヲ引上げルガ如キハ適當ナラズ。

○向不スル理由

不動産ハ他ノ財産ニ比シ資金化スルコト困難ナルヲ以テ、相続財産ノ七〇%以上ガ不動産ナルガ如キモノニシテハ年賦延納期間ヲ十ヶ年ニ延長スルノ要アリト認ム

○否ドスル理由

相続税年賦延納ノ期間ハ之ガ制度ノ本質トシテ總て一律ナラザルベカラズ、然ルニ其ノ財産ノ七〇%以上ガ不動産ナルノ故ナリテ、財産ノ種類如何ニ依リ延納期間ヲ區別スルガ如キハ相當ナラズ

(別表) 相続税税率改正見込表 (五十万円以下八現行通り)

| | | 課 税 価 格 | | | | | | | | | |
|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|----------------------------|------------------|-----------------------|------------------|------------------|------------------|-------------|
| 六十万円ヲ超ユル金額 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 千分ノ | 第一種 |
| 二 千 万 円 | 二 千 万 円 | 五 百 万 円 | 四 百 万 円 | 三 百 万 円 | 二 百 五 十 万 円 | 二 百 万 円 | 百 五 十 万 円 | 八 十 万 円 | 七 十 万 円 | 六 十 万 円 | |
| 二 〇 〇 | 一 九 〇 | 一 八 〇 | 一 七 〇 | 一 六 〇 | 一 五 〇 | 一 四 〇 | 一 三 〇 | 一 二 〇 | 一 一 〇 | 一 〇 〇 | 九 〇 |
| 二 一 〇 | 二 〇 〇 | 一 九 〇 | 一 八 〇 | 一 七 〇 | 一 六 〇 | 一 五 〇 | 一 四 〇 | 一 三 〇 | 一 二 〇 | 一 一 〇 | 一 〇 〇 |
| 二 三 〇 | 二 三 〇 | 二 二 〇 | 二 一 〇 | 二 〇 〇 | 一 九 〇 | 一 八 〇 | 一 七 〇 | 一 六 〇 | 一 五 〇 | 一 四 〇 | 一 三 〇 |
| 二 五 〇 | 二 三 五 | 二 三 〇 | 二 〇 五 | 二 〇 五 | 一 九 五 | 一 八 五 | 一 七 五 | 一 六 五 | 一 五 五 | 一 四 五 | 一 三 五 |
| 二 六 五 | 二 五 〇 | 二 三 五 | 二 一 五 | 二 〇 五 | 一 九 五 | 一 八 五 | 一 七 五 | 一 六 五 | 一 五 五 | 一 四 五 | 一 三 五 |
| 二 八 〇 | 二 六 五 | 二 五 〇 | 二 三 五 | 二 三 五 | 二 二 五 | 二 二 五 | 二 一 五 | 二 〇 五 | 一 九 五 | 一 八 五 | 一 七 五 |

| 合 計 | 家督相続遺産 | | | | 摘要 |
|--------|----------|----------|----------|---------------|-----------|
| | 第一種 計 | 第二種 計 | 第三種 計 | 第一種 一九、八〇九 | |
| 二八、七〇九 | 七、〇〇九 | 六、五八一 | 三九三 | 二一、七〇〇 | 千円 現行税額 |
| 三六、八八五 | 九、一六七 | 八、七二九 | 四〇二 | 二七、七一八 | 千円 改正見込税額 |
| 八、一七六 | 二、一五八 | 三六 | 一九 | 六、〇一八 | 千円 差引増加税額 |
| | | | | | 現行税額ノ割合 |
| | | | | | 増加税額ノ割合 |

備考

大正十四年度ヨリ昭和四年度ニ至ル五箇年三於ケル課税実績ヲ基礎トシテ推算セリ
二 第二案ニ準ジ百万円ヲ超ユルモノヨリ増率スル場合ノ増加税額ヲ推算シタルモノナリ

相続税税率改正見込表（最終案）

| 課税価格 | 審査相続 | | 遺産相続 | |
|--------------|----------|----------|----------|----------|
| | 第一種 | 第二種 | 第三種 | 第一種 |
| 百万円超ニ ル金額 | 現行 | 見改 込正 | 現行 | 現行 |
| 千分ノ 百 | 千分ノ 百 | 千分ノ 百 | 千分ノ 百 | 千分ノ 百 |
| 二〇〇 | 一〇〇 | 一一〇 | 一二〇 | 一三〇 |
| 一九〇 | 一一〇 | 一二〇 | 一三〇 | 一四〇 |
| 一八〇 | 一一〇 | 一二〇 | 一三〇 | 一四〇 |
| 一七〇 | 一一〇 | 一二〇 | 一三〇 | 一四〇 |
| 一六〇 | 一一〇 | 一二〇 | 一三〇 | 一四〇 |
| 一五〇 | 一一〇 | 一二〇 | 一三〇 | 一四〇 |
| 一四〇 | 一一〇 | 一二〇 | 一三〇 | 一四〇 |
| 一三〇 | 一一〇 | 一二〇 | 一三〇 | 一四〇 |
| 一二〇 | 一一〇 | 一二〇 | 一三〇 | 一四〇 |
| 一一〇 | 一一〇 | 一二〇 | 一三〇 | 一四〇 |
| 一〇〇 | 一一〇 | 一二〇 | 一三〇 | 一四〇 |
| 九〇 | 一一〇 | 一二〇 | 一三〇 | 一四〇 |
| 八〇 | 一一〇 | 一二〇 | 一三〇 | 一四〇 |
| 七〇 | 一一〇 | 一二〇 | 一三〇 | 一四〇 |
| 六〇 | 一一〇 | 一二〇 | 一三〇 | 一四〇 |
| 五〇 | 一一〇 | 一二〇 | 一三〇 | 一四〇 |
| 四〇 | 一一〇 | 一二〇 | 一三〇 | 一四〇 |
| 三〇 | 一一〇 | 一二〇 | 一三〇 | 一四〇 |
| 二〇 | 一一〇 | 一二〇 | 一三〇 | 一四〇 |
| 一〇 | 一一〇 | 一二〇 | 一三〇 | 一四〇 |
| 一 | 一一〇 | 一二〇 | 一三〇 | 一四〇 |

備考 諸稅佈格百萬門以下，現行法通

五 生命保險金三文ノ小林綱和謹祝
金國力士第二回ノハ石多

○生命保険契約ニ基ニ第二者ノ支払ヲ受クル保険金ハ偶然性ヲ有スル一種ノ不利益得ニ属シ、相当大ナル損傷能力

二、相続税ヲ課スベキ保険金ノ範囲ヲ如何ニ定ムベキヤ
○生命保険金ニ対シ相続税ヲ課スベキ根拠ヲ以上ノ如キ理由ニ求ムルトキハ、苟クモ保険金ノ支払ヲ受クル限り其ノ何人ガ保険契約者ナルト、又何人ガ被保険者ナルトハ多ク之ヲ問フヲ要ザルニ似タリト雖、相続税ノ本質ニ鑑ミ保険契約者乃至被保険者ト保険金受取人トノ間ニ一定身分（例ヘバ親族）關係ノアル保険ニ限定シテ課税スルヲ相當ト認ム

(イ) 保険金受取人ガ保険契約者ノ親族ナルトキハ課税スルコト
ノ範囲ニノミ限定期定スルトキハ動モスレバ課税ヲ逸シ負担ノ不公平ヲ招ク虞アル以テ、被保險者、保険金受取人トノ間ニ一定ノ身分關係アル場合ニ限ルベキヤ、或ハ被保險者ト保険金受取人トノ間ノ身分關係ヲモ考慮スペキヤ、相続税ノ立場ヨリスルトキハ現実ノ出捐者タル保険契約者ト現実ニ保険ノ利益ヲ享受スル保険金受取人トノ間ニ一定ノ身分關係アル場合ニ限ルヲ至当トスベシ、然レドモ保険契約ノ内容ハ多種多様ナルガ故ニ、右ノ範囲ニノミ限定期定スルトキハ動モスレバ課税ヲ逸シ負担ノ不公平ヲ招ク虞アル以テ、被保險者、保険金受取人ノ身分關係ヲ全然顧慮外ニ置クコトハ相当ナラズ、依テ之ガ課税範囲ヲ左ノ如ク定ムルヲ可ナリト認ム

(ロ) 保険金受取人ト保険契約者ト親族關係ナキ場合ト雖、保険金受取人ト被保險者ト親族關係アリ、且被保險者ト保険契約者トノ間ニ親族其ノ他特殊ノ關係アル場合ニハ課税スルコト（特殊ノ關係アル場合トハ、例ヘバ同族会社ガ其ノ社員ヲ被保險者、相続人ヲ保険金受取人トシテ保険契約ヲ為スガ如キ場合ナリ）

(八) 保険金受取人が其の他の者ナルトキハ課税セザルコト

(三) 保険信託ニ在リテハ信託ノ利益ヲ受クベキ権利ヲ有スル者ヲ以て保険金受取人ト看做スコト

○以上ハ課税ノ範囲ヲ人的方面ヨリ觀タルモノナルモ、更ニ物的方面即チ保険ノ種類ヨリ之ヲ觀ルニ、苟シクモ他人ノ為シタル保険契約ニ依リ保険ノ利益ヲ享クルモノナル以上、其ノ保険ノ死亡保険タルト生存保険タルト、將タ又混合保険タルトハ之ヲ問フヲ要セザルモノト認ム

[註]

(一) 死亡保険トハ被保險者が死亡シタル場合ニ保険金ヲ支払フモノニシテ、之ニ終身保険ト定期保険ノ二種アリ、終身保険ハ被保險者ノ一生ヲ保険スルモノニシテ、被保險者ノ死亡スル迄ハ保険金ヲ支払フコトナキモノトス、反之定期保険ハ一定期間ダケ保険スルモノニシテ、一定期間内ニ被保險者死亡スレバ保険金ヲ支払フモ、其ノ期間経過スレバ仮令被保險者死亡スルモ支払フコトナキモノトス(我国三ハ定期保険ノ例ナシ)

(二) 生存保険トハ被保險者が一定年齢ニ達スル迄、又ハ一定期間ノ満了ノ時迄生存シタル場合ニ保険金ヲ支払フモノトス、教育資金保険、結婚資金保険等之ニ属ス

(三) 混合保険トハ死亡保険ト生存保険トヲ併合シタルモノニシテ、被保險者が一定年齢ニ達スル迄又ハ一定期間

ノ満了ノ時迄生存シタル場合ニ保険金ヲ支払フコト共ニ、其ノ以前ニ被保險者死亡シタルトキニ於テモ之ヲ支払フモノトス、養老保険ト称セラルモノ之ナリ

三 生命保険金三対スル相続税課税ノ方法ヲ如何ニスベキヤ

○生命保険金三対スル課税方法トシテハ、(甲) 現行税法第二十三条ノ例ニ準ジ課税ヲ為ス方法トヲ考フルコトヲ得ト雖、課税ノ範囲ヲ前項ノ如ク定ムル建前ヨリリストキハ、大体(乙)ノ方法ニ依ルヲ可ナリト認ム、更ニ之ガ課税關係ヲ具体的ニ示セバ左ノ如シ

(一) 保険契約者方同時ニ被保險者ト異ナル場合

| 保険金受取人 | | 保険事故 | |
|--------------|----------|--------|--------|
| 死 | 亡 | 満期 | 期 |
| 相続人ナルトキ | 相続財産ニ加算ス | 二三条ニ準ズ | 二三条ニ準ズ |
| 相続人以外ノ親族ナルトキ | 二三条ニ準ズ | 二三条ニ準ズ | 二三条ニ準ズ |
| 其他ノ者ナルトキ | 不課税 | 不課税 | 不課税 |

(二) 保険契約者ト被保險者ト異ナル場合

| 保険金受取人 | | 保険事故 | |
|-------------------|--------|--------|--------|
| 死 | 亡 | 満期 | 期 |
| 保険契約者ノ 相続人ナルトキ | 二三条ニ準ズ | 二三条ニ準ズ | 二三条ニ準ズ |
| 相続人以外ノ親族ナルトキ | 二三条ニ準ズ | 二三条ニ準ズ | 二三条ニ準ズ |
| 其他ノ者ナルトキ | 不課税 | 不課税 | 不課税 |

○生命保険金ニ相続税ヲ課税スルコト三ナレバ、巨額ノ保険契約ヲ為スニ際シ同族会社ヲ利用シテ逸脱ヲ策スルモノナキヲ保セズ（例ヘバ同族会社ヲ保険金受取人トスル契約ヲ急シ、受領シタル保険金ハ同族会社ヨリ見舞金其他ノ名義ヲ以テ支出スルガ如キ方法ニ依リ逸脱ヲ因ルモノヲ生ズル虞アリ）、之等ノ行為ニ対シテハ固ヨリ第二十四条ノ罰則アリト雖、逋脱ナリヤ否ヤヲ断定スルコトハ必ずシモ容易ナラザルヲ以テ、所得税法第七十三条ノ二ノ例ニ準ジ行行為否認ノ特別規定ヲ設ケ選用ノ由滑ヲ因ルノ要アリ

四、相続税ヲ課すべき保険金額ノ計算方法ヲ如何ニスベキヤ

○保険料ノ払込期間ヲ無期ト為シタルモノ（例ヘバ払込期間ヲ被保険者ノ終身トスルモノ）ニ付テハ、保険金額ノ全額ニ対シ課税スベキコト勿論ニシテ問題ナシ

○保険料ノ払込期間ヲ有期トナシタルモノニシテ、払込期間ノ経過シタルモノニ付テモ保険金額ノ全額ニ対シ課税スベク、問題ナシト雖、払込期間満了前ニ於テ保険事故發生シタル場合ニ於テハ保険金額ノ全額ニ課税スベキヤ否ヤニ付兩説ヲ生ズル余地アリ

（一）保険金ニ相続税ヲ課スルハ保険契約ニ因ル相続財産ノ逸脱ヲ防止スルニ在リトスル思想ヨリスルトキハ、払込保険料ノ範囲（払込ムベキ総保険料ニ対スル払込保険料ノ割合ニ依ル）ニ於テ課税スルヲ相當トスベク、其ノ範囲ヲ超エテ課税スルトキハ、相続財産ニヨリ構成セラレザル部分ニ対シテモ課税スルコトナリ相当ナラズ

（二）保険金受領ニ依リ増進スル担税能力ニ課税セントスル見地ヨリスルトキハ、保険料ノ払込ニ関係ナク保険金額ノ全額ニ課税スルヲ相當トスベク、払込保険料ノ割合ニ依リ課税範囲ヲ区分スルガ如キハ保険ノ性質ニ鑑

ミテ理由ナシ

（1）大体保険金額ノ全額ニ課税スルヲ可トスベシト雖、保険契約者ト被保険者ト人ヲ異ニシ、且ツ保険契約者ノ相続人ヲ保険金受取人トスル保険ニ於テ、保険契約者ノ死亡ニ因リ相続人が保険料ノ払込義務ヲ繼承シタルガ如キ場合ニ於テハ、少クトモ相続人ノ払込ミタル保険料ニ対スル部分ニモ課税スルハ穢當ナラザルヲ以テ、適當ノ緩和策ヲ講ズル必要アルベシ

○数個ノ保険契約アルトキハ、保険金額ハ之ヲ合算（課税方法ヲ異ニスルモノハ各別ニ）シテ千円以上ナルヤ否ヲ決定スルコト、但シ社会政策的理由ニ依リ簡易生命保険ハ課税外ニ置クヲ相当ト認ム

○保険金支払ニ關シ保険者トノ間ニ紛争ヲ生ジタルトキハ、政府ノ認ムル所ニ依リ課否ヲ決スルノ方法ヲ採ルコト

五、生命保険ニ非ザル人保険トノ関係如何

○生命保険ニ非ザル人保険ノ内、疾病保険、傷害保険ハ純然タル損害保険ニ屬スルヲ以テ之ヲ問ハザルモ、徴兵保険ハ其ノ性質寧ロ生存保険ニ近ク、偶然性ヲ有スル不労利得ナル点ニ於テモ殆ド生命保険ト異ル所ナシ、生命保険ニ課税スルノ理由アリトセバ権衡上之ヲ課税ノ額外ニ置ク理由乏シキヲ以テ、徴兵保険ニ対シテモ課税スルヲ妥当トス

六、生命保険ニ相続税ヲ課すべき時期如何

○他人三信託ノ利益ヲ受クベキ権利ヲ有セシメル場合ノ課税方（第二十三条ノ二）ノ例ニ准ジ、保険契約成立ノ時課税スルコトモ考慮セラレザルニアラザルモ、保険ノ利益ヲ受クベキ権利ハ保険事故ノ發生前三在リテハ何時契約ノ解除アルヤ干計ラレズ、又我国保険ノ態様ヲ見ルニ契約者ニ於テ保険金受取人ノ指定変更権ヲ留保スルヲ普通ノ状態トルガ故ニ、何時之ガ指定変更アルヤモ計ラレザルヲ以テ、保険事故發生前ニ在リテハ極メテ不確美

ナルモノニシテ、寧口権利ト称スルヨリモ單純ナル期待ト見ルヲ相當トスルガ故ニ、保険事故発生シ現実ニ保險金請求權ノ發生シタルトキニ課税スルヲ相當トス

六 相続財産ニ付遺贈ヲ受ケタル者ニ對シ相続税ヲ課スルノ可否

現行相続税法ハ、相続財産全部ヲ相続人ガ承継シタル場合タルト、其ノ一部ヲ相続人以外ノ者ニ遺贈（又ハ相続開始前一年以内ニ贈与）シタル場合タルトヲ問ハズ、相続財産全部ニ對スル相続税ヲ相続人ノミニ課税スルコトヲ原則トスルモ、遺贈ニ依リ他人ニ帰属スル財産価格ニ對スル相続税ヲ相続人ヨリ徵収スルコトハ、負担力ニ適応スル課税方法ニ非ザルヲ以テ、受贈者（又ハ受贈者）ニ對シテモ其ノ受ケタル価格ニ応ジ相続税ヲ課スルコトニ改正スルヲ要ストノ説アルモ、此ノ説ハ現行相続税法ヲ根本的ニ改正シ遺產税主義（相続財産ノ總価格ヲ課税ノ対象トスル主義）ヲ全廢シ、純然タル遺產取得税主義（各人ノ受クル部分ノ財產価格ノミヲ課税ノ対象トスル主義）ト為スニ非ザレバ採用スルコトヲ得ズ、其ノ理由左ノ如シ

一 現行相続税法ハ遺產税主義ヲ原則トシテ、相続財産ノ總価格ヲ課税標準トシ之ニ累進税率ヲ適用スルモノニシテ、其ノ累進税率ハ家督相続ト遺產相続トヲ区分シ、更ニ親等ノ如何ニ依リ之ヲ細分ス、今若シ相続人ト受贈者トヲ各別ノ納稅義務者タラシメントセバ、兩者ガ被相続人ニ對スル親等ヲ區分スル場合ニ於テハ、現行法ノ如キ累進税率ヲ適用スルノ途ナク、又家督相続ノ場合ニ於テモ相続人以外ノ者ガ納稅義務者トナルガ故ニ、家督相続ト遺產相続トノ税率ヲ区分スルコトモ無意義トナル故ニ、兩者ヲ各別ノ納稅義務者タラシメントセバ、相続財產ノ總価格ヲ課税標準トセズシテ各人ノ受クル部分ヲ獨立ノ課税標準トスルノ外ナシ

（現行法ガ相続ノ種類又ハ親等ノ差違ニ依リ税率ヲ区分スルハ、遺產取得税ノ主義ヲ加味シタルモノナリトノ見

方モアレド、取得者ノ担税能力ヲ考慮スル趣旨ナラバ、其ノ取得価格ノ多少ニ依リ税率ヲ区分スペキ管ナルヲ以テ、現行税率ノ趣旨ハ寧口担税能力ヲ考ヘタルニ非ズシテ、我ガ家族制度ニ立脚スル相続制度ノ精神ニ則リ、相続財產全体ガ家族制度維持ニ必要ナル程度ヲ斟酌加減シテ遺產税ノ税率ヲ区分シタルモノト見ルヲ適當トスベク、遺產取得税主義ヲ加味シタルモノトハ認メ難シ、但シ此ノ点ノ見方如何ハ本項ノ結論ニ直接影響ナシ）二 前項ノ理由ニ依リ累進税率ニ区分ヲ設クルコト能ハズトセバ、遺產税ハ親等ノ如何ヲ論ゼズ一律ノ累進税率トシ、別ニ遺產取得税ヲ設ケ各人ノ受クル財產ノ多少及親等ノ如何等ニ依リ税率ヲ区分スルコトニ改正スレバ、比較的三個人毎課税ノ趣旨ニ副ハシムルコトヲ得ベキモ、此ノ改正ハ現行法ノ根本的麥革ナルノミナラズ、此ノ場合ニ於テモ各人別ノ遺產取得税ノ外ニ、相続財產總額ニ對シテ課税スペキ遺產税ノ納稅義務者ヲ如何ニスベキカノ問題ハ依然トシテ残存シ、若シ此ノ納稅者ヲ相続人ト為スベキモノトスレバ改正ノ目的ハ之ヲ達スルコト能ハズ
三 前項ノ如ク改正シタル場合ノ遺產税額又ハ現行法ニ於ケル相続税額ヲ相続人及受贈者ノ受ケタル財產価格ニ応ジ案分シテ課税スレバ可ナリトノ説アリト雖、後ニ述ブルガ如ク相続人ノミガ負担スル公課其ノ他ノ負担等ヲモ受遺者ニ分担セシムルニ非ザレバ、個人別負担ノ公平ヲ徹底セシムルコト能ハザルノミナラズ、脱税防止等ノ例外トシテハ格別ナレドモ、原則的ニ相続人ニ非ザル者フモ当然ノ納稅義務者タラシムルコトハ、我國一般ノ制度ニ於ケル相続ノ觀念ト一致セズ、相続税ト云フヨリモ寧口純然タル贈与税ヲ新設スルモノト見ザルヲ得ズ、偶然的不勞利得ヲ捕フルノ目的ニ於テ贈与税必ズシモ不可ナラザルベシト雖、此ノ理由ヲ以テスレバ独リ相続ニ關係アル場合ノ贈与ノミニ課税スルハ適正ナラザルヲ以テ、偶然的利得ノ全般ヲ問題トスルヲ要シ、單ニ現行相続税ノ負担者ヲ如何ニスルカノ問題ニ非ズシテ税法ノ根本的改正ヲ必要トス

四 現行ノ相続税（又ハ所謂遺產税）ハ相続財產ヲ一團トシテ之ニ一定ノ負担ヲ課スルノ趣旨ヲ基本トスルモノニシ

テ、財産取得者各自ノ負担力ヲ主眼トスルモノニ非ラズ、殊ニ我ガ相続税法ニ於テ相続人ノミヲ納税者タラシムルコトヲ原則トスルハ、家督相続ニ於テ被相続人ノ債務ヲ相続人ノミニ承継セシムルコトヲ原則トシタル相続制度ト並調ヨニスルモノニシテ（例外トシテ債務多額ナル場合ニ民法ガ遺贈ノ減殺ヲ認ムルガ如ク、相続税法モ相続税多額ナル場合ハ遺贈ノ減殺アルコトヲ認メ、遺贈ノ減殺ヲ以テ尚足ラザル場合ニハ民法ガ一年以内ノ贈与ノ減殺ヲ認ムルガ如ク、相続税法モ亦一年以内ノ受贈者ニ納税ノ義務ヲ命ズ）、若シ相続人ガ財産ノ全部ヲ取得セザルニ拘ラズ、其ノ財産ニ対スル相続税全部ヲ納税セシメ、受贈者ニ対シテ何等ノ負担ヲ為サシメザルハ不公平ナリトスル思想ヲ徹底セシメントセバ、我ガ相続制度ニ於テ家督相続人ノミニ被相続人ノ負債ヲ承継セシメ、受贈者又ハ受贈者ニ対シテ応分ノ債務ヲ承継セシメザルハ甚ダ公平ノ観念ニ反ストシテ之ヲ排斥セザルベカラズ要ヘルニ立法ノ趣旨ヲ根本的ニ改正スルニ非ラザレバ個人主義課税ノ徹底ヲ期シ難ク、我ガ相続制度ノ根本ニ鑑ミルモ相続税法第十九条及第二十条ノ例外ノ場合ノ外相続人ヲ納税義務者タラシムル現行法ノ精神ハ強テ之ヲ改正スルノ必要ナキモノト認ム

七 相続税法第二十三条ヲ改正シ不動産、船舶ニ対スル

相続税課税ノ除外例ノ規定ヲ廢止スルコトノ可否

（参考計表六・一〇・一一）

○可トスル理由

一 相続税法第二十三条ノ規定ハ相続税ノ遁脱ヲ防止ゼンガ為ニ設ケラレタル規定ニシテ、一般ノ財産ニ対シテハ親族間ニ贈与セラレタルモノニ対シ課税スルニ不拘、独リ不動産及船舶ニ対シテハ其ノ規定ヲ適用セザルコト

ハ負担ノ権衡上之ヲ是正スルノ要アリ

二 不動産及船舶ニ対シテハ其ノ贈与ニ対シ、不動産ハ不動産価格千分ノ四十五、船舶ハ船舶価格千分ノ三十五ノ登録税ヲ賦課シツツアルヲ以テ、單ニ相続税法ノミヲ改正シ不動産及船舶ニ対シ相続税法第二十三条ヲ適用スルトセバ、不動産及船舶ニ対シテハニ重課税トナルヲ以テ登録税法ハ之ヲ改正シ、其ノ贈与ニ対スル税率ヲ撤廃シ有償取得同様ノ課税ヲ為スコトトセバ、不動産及船舶ニ対シ相続税法第二十三条ヲ適用スベキコトハ理論上何等支障ナシ

○否トスル理由

相続税法第二十三条ニ於テ不動産及船舶ヲ除外セルハ、不動産及船舶ノ贈与ニ対シテハ相当高率ナル登録税ヲ賦課シツツアルガ為ニ外ナラズ、而シテ普通ノ相続ノ場合ニ於テハ、登録税ノ税率ハ不動産ノ価格千分ノ五、船舶ノ価格千分ノ三三過ギズ、今相続税法第二十三条ノ場合ニ当リ登録税法ノ税率ヲ相続ノ場合ト同様ト為スコトハ、歳入ニ於テ多額ナル減額ヲ生ズルノミナラズ、実行上種々ノ支障ヲ生ジ到底実行不可能ナリ、故ニ其ノ税率ハ有償取得ノ場合ト同様ニ之ヲ規定セザルヲ得ザルベシ

斯クスルトキハ理論上ノ問題ハ姑ク之ヲ措キ、實際問題トシテ不動産ニ対シ不動産価格千分ノ三十三、船舶ニ対シ船舶価格千分ノ二十三ノ登録税ヲ相続税ノ外ニ徵收スルコトハ、不動産ニ対スル課税偏重ノ弊ヲ助長スルノ批難ヲ免レズ

八 傷害保険金ニ対シ相続税ヲ課税スルノ可否

一 我國ニ於ケル傷害保険事業ノ概況如何

○現在我国ニ於テ傷害保険ヲ営ム保険会社ハ十社三シテ、其ノ営業方法等ハ大同小異ナリ、即チ傷害ニ因リ即死シタルトキ、傷害ヲ受ケタル後一定期間内ニ其ノ傷害が原因ト參リテ死亡シタルトキ、並ニ傷害ニ因リ両眼ノ視力、両腕、両手、両脚又ハ両足ヲ失ヒタルガ如キ重傷ナルトキハ保険金ノ全額ヲ支払フモ、其ノ他ノ場合ニハ傷害ノ程度ニ応シ保険金ノ一部ヲ支払ヒ、其ノ輕微ナルモノニ対シテハ一定限度ノ医療費ヲ支払フ仕組ナリ、又其ノ保険期間ノ如キ普通一箇年ヲ超ユルモノナク、旅行傷害保険ニ在リテハ一日、四日ト云フダ如キ極メテ短期間ノモノアリ

○昭和四年末現在ニ於ケル契約高左ノ如シ

| 保険金額別 | 被保険者数 | 保険金額 |
|-------|---------|---------|
| 百円以下 | 七九、三三三 | 七、九一五 |
| 二百円 | 一一八、九〇一 | 二三、七六六 |
| 三百円 | 一六一、七四一 | 四八、五一四 |
| 五百円 | 三七〇、三七七 | 一八四、六九〇 |
| 千円 | 二二七、二三三 | 二四、九二一 |
| 一千円 | 一五、三七一 | 一九、七四九 |
| 五千円 | 五、二三〇 | 一九、五九六 |
| 一万円 | 六一五 | 五、七二〇 |
| 二万円 | 六八 | 一、一七〇 |

計

九六八、八三九

五三六、〇四一

二

傷害保険ト生命保険トノ関係如何

○傷害保険ノ目的ハ、傷害ニ因リ惹起サルベキモノト予見セラル財的入用ヲ補償スルニ在リテ、商法上損害保険ノ法理が適用セラレ生命保険ト区別セラル所ナリ

○傷害ノ程度ニ応シ保険金ノ支払ヲ受ケルハ形式上モ實質上モ損害補償ノ範囲ヲ出ザルヲ以テ、純然タル損害保険タルコト疑ナシ

○之ニ反シ傷害ガ原因ト為り死亡シタルガ為ニ保険金ノ支払ヲ受ケル場合ハ、生命保険ト酷似シ法律上ハ兎毛角モ實質上ハ恰モ傷害保険ト生命保険トノ混合ノ如ク觀ラルモ、傷害保険ト生命保険トハ左ノ諸点ニ於テ相異アリ（以下、便宜死亡ノ場合ニ局限シテ論述ス）

- (一) 生命保険ト傷害保険トノ本質的相異点ハ保険事故ノ異ル点ニ在リ、即チ一へ人の生死ヲ保険事故トシ、他ハ傷害其ノモノヲ保険事故トス、更ニ詳言スレバ生命保険ニ在リテハ單ニ死亡ノ事実アルヲ以テ足リ、其ノ原因ノ如何ハ問ハズルニ反シ、傷害保険ニ在リテハ單純ナル死亡ハ保険事故ト為ルコトナシ、傷害ニ因リ死亡シタルガ為ニ保険金ヲ支払フ場合ト雖、死亡シタルガ為ニ保険金ヲ支払フニ非ズシテ、傷害ヲ受ケタルガ為ニ保険金ヲ支払フモノトス、此ノ場合死亡ハ單ニ傷害ノ程度ヲ現ハス標準タル事実ニ遇キザルモノト認ム
- (二) 保険ハ元來偶然ノ事故ニ因ル入用ヲ充スコトヲ根柢トシテ成立シモノナルコト勿論ニシテ、此ノ点ニ於テハ生命保険モ傷害保険モ根本ニ於テ異ル所ナン、而カモ尚傷害保険ハ傷害ニ依リ必然的ニ生ズル入用ヲ補償スルコトヲ直接ノ目的トスルニ反シ、生命保険ハ原因事実サヘ實現スレバ保険金ヲ支払フモノニシテ、其ノ入用ノ有無、損害ノ有無等ハ之ヲ問ハズルモノトス

(二) 生命保険ハ同好同愛ノ者ガ相集リ保険会社ト云フ機関ヲ通シテ貯蓄ヲ為スラ目的トスルモノトモ見ラレ、又實際上モ貯蓄ノ一方法トシテ利用セラルヨリ多シ、従ツテ保険期間ノ如キモ相当長期ニ亘ルヲ普通トスルモノ、傷害保険ニ在リテハ保険期間極メテ短ク貯蓄ヲ以テ目スベキニアラズ、此ノ点ニ於テ兩者ハ著シク經濟的機能ヲ異ニス

○以上ヲ以テ、傷害ガ原因ト為リ死亡シタルガ為ニ保険金ノ支払ヲ受クル場合ト雖、之ヲ損害保険ト認ムルヲ相当トス、且ツ現行制度ノ下ニ於テハ生命保険ト傷害保険トハ之ヲ兼營スルコトヲ得ザルヲ以テ（保險業法第四条）、之ヲ生命保険トシテ律スルコトハ保険技術上困難アリト認ム

三 傷害保険金ニ対シ相続税ヲ課税スルノ可否

○死亡ニ至ラザル傷害ニ因リ支払ヲ受クル保険金ハ名義共ニ損害保険ナルヲ以テ、之ニ相続税ヲ課税スルコトノ妥当ナラザルハ敢テ言ラ俟タザルベシ

○死亡ニ因リ生命保険金ニ相続税ヲ課税セムトスル建前ヨリスルトキハ、傷害ニ因リ死亡シタルガ為ニ支払ヲ受クル保険金ニ対シテモ課税スルコトニセザレバ彼此ノ權衡ヲ過ラレザルガ如シ、然レドモ前項ニ於テ繼述シタル通り、傷害保険ト生命保険トハ全然其ノ性質ヲ異ニスルヲ以テ、此ノ場合ト雖課税セザルヲ穩當トス
○特ニ傷害保険ノ保険期間ハ短期ナルヲ普通トスルガ故ニ、貯蓄ノ目的ヲ以テ之ヲ利用スルモノナク、従ツテ之ニ課税セザルモ格別弊害ノ生ズル虞ナキヲ以テ、傷害保険ニ付テハ課税ノ範囲外ニ置クラ相当ト認ム

九 生命保険金ニ対スル相続税課税ノ要領

一 生命保険金額ニ対スル相続税ノ課税範囲ハ左記ニ依ルコト

- (第一款)
- (一) 生命保険契約ニ依リ他人ニ保険金額ヲ受取ルベキ権利ヲ有セシメタルトキハ、保険金額支払事由ノ発生シタル時ニ於テ保険金額ヲ受取ルベキ権利ヲ贈与シタルモノト看做シテ、第二条、第二十条、第二十二条ノ規定ヲ適用スルコト
 - (二) 生命保険契約ニ依リ他人ニ保険金額ヲ受取ルベキ権利ヲ有セシメタルトキハ、保険金額支払事由ノ発生シタル時ニ於テ保険金額ヲ受取ルベキ権利ヲ贈与シタルモノト看做シテ、第二十三条ノ規定ヲ適用スルコト、但シ保険契約者ノ死亡ニ因リ其ノ相続人ガ保険金額ヲ受取ルベキモノナルトキハ第三条ノ規定ヲ適用スルコト
 - (三) 保険契約者ガ被保険者ノ親族、使用人等特殊ノ關係アル者ナルトキハ、政府ハ其ノ認ムル所ニ依リ被保険者ヲ保険契約者ト看做シテ前号ヲ適用シ得ルコト
 - (四) 徴兵保険契約ハ相続税法ノ適用ニ付テハ之ヲ生命保険契約ト看做スコト
 - (五) 簡易生命保険金額ニハ課税セザルコト
 - (六) 保険契約ノ利益ヲ信託シタル場合ニ於テハ、信託ノ受益者ヲ以テ保険金額ヲ受取ルベキ権利ヲ有スル者ト看做シテ前号ヲ適用スルコト（從テ此ノ場合ニ於テハ第二十三条ノニラ適用セザルコト）

- (六) 前号ノ場合ニ於テ信託ノ受益者不特定ナルトキ又ハ未ダ存在セザルトキハ、保険契約者ノ直系卑属ヲ受益者ト視為シタルモノト看做シ受託者ヲ以テ相続財産管理人ト看做スコト

生命保険金課税関係

(一) 保険契約者ト被保険者ト同一人ナル場合

| 契約者 | 被保険者 | 受取人 | 死亡 | 課税関係 |
|-----|-------|----------------|----------------|------|
| 戸主 | 戸主 | 相続人 | 第三条 | 第二三条 |
| 戸主 | 戸主 | 相続人以外ノ親族 | (第三条) (第三条) | 第二三条 |
| 戸主 | 其ノ他ノ者 | (不課税) (不課税) | 不課税 | 不課税 |

(二) 保険契約者ト被保険者ト異ナル場合

(註) 括弧内ハ第二条三依ル課税関係ヲ示ス

| 契約者 | 被保険者 | 受取人 | 死亡 | 課税関係 |
|-----|-------|------------|------|------|
| 戸主 | 親族 | 契約者ノ相続人 | 第二三条 | 第二三条 |
| 戸主 | 親族 | 被保険者ノ相続人 | 第二三条 | 第二三条 |
| 戸主 | 其ノ他ノ者 | 同上相続人以外ノ親族 | 第二三条 | 第二三条 |
| 戸主 | 其ノ他ノ者 | 不課税 | 不課税 | 不課税 |

(三) 仮装契約者ヲ否認スル場合

| 契約者 | 被保険者 | 受取人 | | 課税関係 |
|-----|-------|---------------|---------------|---------------|
| | | 死 | 亡 | |
| 戸主 | 戸主 | 相続人 | 不課税 (第二三条) | 不課税 (第二三条) |
| 戸主 | 其ノ他ノ者 | 相続人以外ノ親族 | 不課税 (第二三条) | 不課税 (第二三条) |
| 戸主 | 其ノ他ノ者 | 不課税 (第二三条) | (不課税) | (不課税) |

(註) 括弧内ハ仮装契約者ヲ否認シタル場合(即チ一ノ(二)ヲ適用シタル場合)ノ課税関係ヲ示ス

二 課税スベキ保険金額ノ計算ハ左記三依ルコト

(一) 払込ミタル保険料ノ如何ニ拘ラズ保険金額ノ全額ニ課税スルコト

(二) 保険金額ヲ受取ルベキ権利ヲ有スル者ガ相続ノ他ノ事由ニ因リ保険料ノ払込義務ヲ繼承シタルトキハ、払込保険料総額ニ対スル保険金額ヲ受取ルベキ権利ヲ有スル者ノ払込ミタル保険料ノ割合ヲ、保険金額ニ乗ジテ算出シタル金額ヲ保険金額ヨリ控除シタルモノヲ以テ課税スベキ保険金額トスルコト

三 相続税ヲ課スベキ保険金額ノ支払ヲ為ス者ヲシテ支払調書ヲ提出セシムルコト

(一) 支払調書ニ記載スベキ事項、提出時期ハ命令ヲ以テ定ムルコト

(二) 前号ノ支払調書ヲ提出シタル者ニ対シテハ命令ノ定ムル金額ヲ交付スルコト

(参照)

(一) 支払調書ニ記載スベキ事項ハ左記ノ通トスルコト

(イ) 保険契約者、被保険者及保険金額ヲ受取ルベキ権利ヲ有スル者ノ氏名及住所

(ロ) 保険金額

(ハ) 保険金額ノ支払事由及其ノ発生年月日

(イ) 提出時期

毎年 自一月
至六月 の期間ニ支払義務ノ確定シタルモノヲ七月十五日限、自七月
至十二月 の期間ニ支払義務ノ確定シタルモノヲ翌年一月十五日限提出セシムルコト

(二) 交付金額

(イ) 支払調書ニ記載事項一件毎三錢トスルコト

(ロ) 法定期限内ニ支払調書ヲ提出セザル者ニハ交付セザルコト

(ハ) 支払調書提出後三十日以内請求書ヲ提出セザルモノニハ交付セザルコト

一〇 相続税法中改正法律案 (未定稿)

相続税法中改正法律案

相続税法中左ノ通改正ス

第一条 本法施行地ニ於テ相続開始シタルトキハ、相続財産ニハ本法ニ依リ相続税ヲ課ス

第二条 第一条ノ規定ニ該当セサル場合ニ於テハ、左ニ掲クル相続財産ニ付テノミ相続税ヲ課ス

- 一 本法施行地ニ在ル動産及不動産
- 二 本法施行地ニ在ル不動産ノ上ニ存スル権利

船舶ノ所在ハ船籍ノ所在ニ依ル

相続開始前一年内ニ本法施行地ヨリ本法施行地外ニ転シタル船籍ハ、本法施行地ニ在ルモノト看做ス

第三条ノ二 相続開始前一年内ニ被相続人カ其ノ住所ヲ本法施行地ヨリ本法施行地外ニ転シタルトキハ、本法ノ適用

- ニ付テハ本法施行地ニ於テ相続開始アリタルモノト看做ス

第三条第一項ヲ左ノ如ク改ム

本法施行地ニ於テ相続開始シタルトキハ、相続開始ノ際ニ於ケル相続財産ノ価額ニ相続開始前一年内ニ被相続人ノ為シタル贈与ノ価額ヲ加ヘ、其ノ中ヨリ左ノ金額ヲ控除シタルモノヲ以テ課稅価格トス

- 一 公 課
- 二 被相続人ノ葬式費用
- 三 債 務

同条第二項中「被相続人カ本法施行地ニ住所ヲ有セサルトキ」ヲ「本法施行地外ニ於テ相続開始シタルトキ」ニ、「本法施行地ニ在ル」ヲ「第一條ニ掲クル」ニ、「加ヘタルモノヨリ」ヲ「加ヘ其ノ中ヨリ」ニ改ム

第八条第一項ヲ左ノ如ク改ム

相続税ハ課税価格ヲ左ノ各級ニ区分シ、其ノ各区分ニ對シ相続人ノ種類ニ從ヒ遞次三各税率ヲ適用シテ之ヲ課ス

| 家督相続 | 課税価格 | 相続人 | 税率 |
|------|---|--|---|
| | 五千円以下ノ金額 五千円ヲ超ユル金額 | 相続人 族タル直系卑属ナルト キ | 百八十八シタル者、相続人ノ 又入セラレタル者、民法第 百八十八条ニ依リ選定九指 又人ノ家族ナル者、民法第 百八十九条ニ依リ選定九指 夫タル者、民法第 百八十九条ニ依リ選定九指 トキ |
| | 一万円 二万円 三万円 四万円 五万円 | 千分ノ五 千分ノ六 千分ノ七 千分ノ八 千分ノ九 | 千分ノ八 千分ノ七 千分ノ六 千分ノ五 千分ノ四 |
| | 六万円 七万円 八万円 九万円 十万円 | 千分ノ十 千分ノ十五 千分ノ二十 千分ノ二十五 千分ノ三十 | 千分ノ十 千分ノ十五 千分ノ二十 千分ノ二十五 千分ノ三十 |
| | 十万円 十五万円 二十万円 三十万円 四十万円 五十万円 七十万円 一百万円 二百万円 三百万円 五百万円 一千万円ヲ超ユル金額 二千万円 | 千分ノ三十 千分ノ四十 千分ノ五十 千分ノ六十 千分ノ七十 千分ノ八十 千分ノ九十 千分ノ百 千分ノ百二十 千分ノ百四十 千分ノ百六十 千分ノ百四十 千分ノ百六十 千分ノ百四十 千分ノ百六十 千分ノ二百 千分ノ二百二十 千分ノ二百四十 | 千分ノ四十 千分ノ五十 千分ノ六十 千分ノ七十 千分ノ八十 千分ノ九十 千分ノ百 千分ノ百二十 千分ノ百四十 千分ノ百六十 千分ノ百四十 千分ノ百六十 千分ノ二百 千分ノ二百二十 千分ノ二百四十 |

| | | | | | | | | | | | | |
|---------|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|
| 二千万円 | 一千万円ヲ超ユル金額 | 五百万円 | 三百万円 | 二百万円 | 一百万円 | 七十万円 | 五十万円 | 四十万円 | 三十万円 | 二十万円 | 十五万円 | 十万円 |
| 千分ノ二百四十 | 千分ノ二百二十 | 千分ノ二百二十 | 千分ノ二百四十 | 千分ノ二百六十 | 千分ノ二百四十 | 千分ノ二百六十 | 千分ノ二百四十 | 千分ノ二百六十 | 千分ノ二百四十 | 千分ノ二百六十 | 千分ノ二百四十 | 千分ノ三十 |
| 千分ノ二百二十 | 千分ノ二百二十 | 千分ノ二百四十 | 千分ノ二百六十 | 千分ノ二百四十 | 千分ノ二百六十 | 千分ノ二百四十 | 千分ノ二百六十 | 千分ノ二百四十 | 千分ノ二百六十 | 千分ノ二百四十 | 千分ノ二十 | 千分ノ四十 |
| 千分ノ二百二十 | 千分ノ二百二十 | 千分ノ二百四十 | 千分ノ二百六十 | 千分ノ二百四十 | 千分ノ二百六十 | 千分ノ二百四十 | 千分ノ二百六十 | 千分ノ二百四十 | 千分ノ二百六十 | 千分ノ二百四十 | 千分ノ二十 | 千分ノ三十 |

| | | | | | | | | | | | |
|------|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 二千万円 | 千分ノ二百七十 | 千分ノ二百九十五 | 千分ノ百四十五 | 千分ノ七十五 | 千分ノ九十五 |
| 一千万円 | 千分ノ二百二十 | 千分ノ二百二十五 | 千分ノ二百三十五 | 千分ノ一百八十五 | 千分ノ一百五十五 |
| 五百萬円 | 五百萬円 | 五百萬円 | 五百萬円 | 五百萬円 | 五百萬円 | 五百萬円 | 五百萬円 | 五百萬円 | 五百萬円 | 千分ノ九十五 | 千分ノ八十五 |
| 三百萬円 | 三百萬円 | 三百萬円 | 三百萬円 | 三百萬円 | 三百萬円 | 三百萬円 | 三百萬円 | 三百萬円 | 三百萬円 | 千分ノ八十五 | 千分ノ七十五 |
| 二百万円 | 二百万円 | 二百万円 | 二百万円 | 二百万円 | 二百万円 | 二百万円 | 二百万円 | 二百万円 | 二百万円 | 千分ノ七十五 | 千分ノ六十五 |
| 五百万円 | 五百万円 | 五百万円 | 五百万円 | 五百万円 | 五百万円 | 五百万円 | 五百万円 | 五百万円 | 五百万円 | 千分ノ六十五 | 千分ノ五十五 |
| 一千萬円 | 一千萬円 | 一千萬円 | 一千萬円 | 一千萬円 | 一千萬円 | 一千萬円 | 一千萬円 | 一千萬円 | 一千萬円 | 千分ノ五十五 | 千分ノ四十五 |
| 二千万円 | 二千万円 | 二千万円 | 二千万円 | 二千万円 | 二千万円 | 二千万円 | 二千万円 | 二千万円 | 二千万円 | 千分ノ四十五 | 千分ノ三十五 |
| 五千万円 | 五千万円 | 五千万円 | 五千万円 | 五千万円 | 五千万円 | 五千万円 | 五千万円 | 五千万円 | 五千万円 | 千分ノ三十五 | 千分ノ二十五 |
| 二亿円 | 二亿円 | 二亿円 | 二亿円 | 二亿円 | 二亿円 | 二亿円 | 二亿円 | 二亿円 | 二亿円 | 千分ノ二十五 | 千分ノ十七 |
| 五亿円 | 五亿円 | 五亿円 | 五亿円 | 五亿円 | 五亿円 | 五亿円 | 五亿円 | 五亿円 | 五亿円 | 千分ノ十七 | 千分ノ十二 |
| 十亿円 | 十亿円 | 十亿円 | 十亿円 | 十亿円 | 十亿円 | 十亿円 | 十亿円 | 十亿円 | 十亿円 | 千分ノ十一 | 千分ノ十 |

| 課税価格 | 税 | 率 |
|----------|------------------|--------------|
| 千円以下ノ金額 | 相続人直系卑属ナルトキ | 相続人直系尊属ナルトキ |
| 千円ヲ超ニル金額 | 相続人配偶者又ハ直系尊属ナルトキ | 相続人其ノ他ノ者ナルトキ |
| 五千円 | 千分ノ三十五 | 千分ノ三十五 |
| 一万円 | 千分ノ二十九 | 千分ノ二十九 |
| 二万円 | 千分ノ二十七 | 千分ノ二十七 |
| 三万円 | 千分ノ二十四 | 千分ノ二十四 |
| 四万円 | 千分ノ二十一 | 千分ノ二十一 |
| 五万円 | 千分ノ十七 | 千分ノ十七 |
| 六万円 | 千分ノ十二 | 千分ノ十二 |
| 七万円 | 千分ノ十一 | 千分ノ十一 |
| 八万円 | 千分ノ十 | 千分ノ十 |
| 九万円 | 千分ノ九 | 千分ノ九 |
| 十万円 | 千分ノ八 | 千分ノ八 |
| 二十万円 | 千分ノ七 | 千分ノ七 |
| 三十万円 | 千分ノ六 | 千分ノ六 |
| 四十万円 | 千分ノ五 | 千分ノ五 |
| 五十万円 | 千分ノ四 | 千分ノ四 |
| 六十万円 | 千分ノ三 | 千分ノ三 |
| 七十万円 | 千分ノ二 | 千分ノ二 |
| 八十万円 | 千分ノ一 | 千分ノ一 |
| 九十万円 | 千分ノ〇九 | 千分ノ〇九 |
| 一百万円 | 千分ノ〇八 | 千分ノ〇八 |
| 二百万円 | 千分ノ〇七 | 千分ノ〇七 |
| 三百万円 | 千分ノ〇六 | 千分ノ〇六 |
| 四百万円 | 千分ノ〇五 | 千分ノ〇五 |
| 五百万円 | 千分ノ〇四 | 千分ノ〇四 |
| 六百万円 | 千分ノ〇三 | 千分ノ〇三 |
| 七百万円 | 千分ノ〇二 | 千分ノ〇二 |
| 八百万円 | 千分ノ〇一 | 千分ノ〇一 |
| 九百万円 | 千分ノ〇〇九 | 千分ノ〇〇九 |
| 一千万円 | 千分ノ〇〇八 | 千分ノ〇〇八 |
| 二亿円 | 千分ノ〇〇七 | 千分ノ〇〇七 |
| 五亿円 | 千分ノ〇〇六 | 千分ノ〇〇六 |
| 十亿円 | 千分ノ〇〇五 | 千分ノ〇〇五 |

第十二条中「戸籍吏」ヲ「市町村長」ニ改メ、左ノ一項ヲ加フ。
前項ノ規定ハ市制第六条又ハ第八十二条第三項ノ市ニ於テハ区長ニ、町村制ヲ施行セサル地ニ於テハ町村長ニ準ス。

「キモノ」之ヲ適用ス

第十七条中「前項」ヲ「第一項及第二項」ニ改メ、第一項ノ次ニ左ノ二項ヲ加フ

相続財産ノ価額ニ相続開始前一年内ニ被相続人ノ為シタル贈与ノ価額ヲ加ヘタル金額中、其ノ百分ノ八十以上ヲ不動産価額ナルモノニ付テハ、前項ノ期間ハ之ヲ十年以内トス左ニ掲タル財産又ハ贈与ノ価額ハ前項ノ適用ニ付テハ之ヲ不動産ト看做ス

一 地上権、永小作権及借地権

二 不動産ノ帰属ヲ目的トスル信託ノ利益

三 不動産ニ付為シタル贈与ノ価額

第二十一条中「本法施行地ニ在ル財産」ヲ「財産（第三条第二項ノ場合ニ於テハ本法施行地ニ在ル財産）」ニ改ム

第二十二条ノ二 税務署長又ハ其ノ代理人ハ被相続人、相続人、遺言執行人、相続財産管理人又ハ被相続人、若ハ相続人又ハ相続財産ニ對シ債権若ハ債務ヲ有スト認ムル者ニ対シ、調査上必要ナル事項ヲ質問スルコトヲ得

第二十三条中「本法施行地ニ在ル」ヲ「登録税ヲ課スヘキ」ニ改ム

第二十四条ノ二 第二十二条ノ二ノ規定ニ依リ質問ヲ受ケタル者、故意ニ答弁ヲ為サヌ又ハ虛偽ノ答弁ヲ為シタルトキハ五百円以下ノ罰金ニ処ス

附 則

本法ハ昭和七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
本法施行前開始シタル相続ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル、但シ第二十二条ノ二及第二十四条ノ二ノ規定ハ、本法施行前開始シタル相続ニ關シテモ之ヲ適用ス

一 相続税改正三因ル税額増減見込額表（第一次見込）

| 摘要 | 課税最低限引上 (七千円以下ノ税率 変更ヲ含ム) | 税率引上 | | 生命保険金 税率 | 期间 延更納 | 差引増減 (△減) |
|----------|--------------------------------|----------|----------|-------------|------------|--------------|
| | | 昭和七年度 | 昭和八年度 | | | |
| △四五〇、九〇五 | △四五〇、九〇五 | △二七〇、五四二 | △三六〇、七二三 | 一五九、七二三 | 七五、六〇三△ | △一九二、九五六 |
| △四五〇、九〇五 | △四五〇、九〇五 | △四〇五、八一四 | △四二八、三五九 | 四六五、八六〇 | 六一五△ | △三九四、三四九 |
| △四五〇、九〇五 | △四五〇、九〇五 | △四二八、三五九 | △四二八、三五九 | 九五八、三四二 | 一一一、二〇七△ | △一六七、五九七 |
| △四五〇、九〇五 | △四五〇、九〇五 | △四五〇、九〇五 | △四五〇、九〇五 | 一、五七〇、六一七 | 七五九、〇九九 | △五、六三六 |
| △四五〇、九〇五 | △四五〇、九〇五 | △四五〇、九〇五 | △四五〇、九〇五 | 二九四、七八〇 | △一、二二一、五九四 | △二二四、四四四 |
| △四五〇、九〇五 | △四五〇、九〇五 | △四五〇、九〇五 | △四五〇、九〇五 | 三六八、六二一 | △一、七〇〇、六〇〇 | △四四六、五九五 |
| △四五〇、九〇五 | △四五〇、九〇五 | △四五〇、九〇五 | △四五〇、九〇五 | 四三六、四〇〇 | △二、一九三、五三六 | △六八六、九五五 |
| △四五〇、九〇五 | △四五〇、九〇五 | △四五〇、九〇五 | △四五〇、九〇五 | 五〇四、一七九 | △二、六八六、四七二 | △九二七、三一五 |
| △四五〇、九〇五 | △四五〇、九〇五 | △四五〇、九〇五 | △四五〇、九〇五 | 四〇九、〇九五 | △一、七〇〇、六一〇 | △一、五四二、七五〇 |
| △四五〇、九〇五 | △四五〇、九〇五 | △四五〇、九〇五 | △四五〇、九〇五 | 五五七、一七〇 | △二、六五三、六一〇 | △二二八九、〇八四 |
| △四五〇、九〇五 | △四五〇、九〇五 | △四五〇、九〇五 | △四五〇、九〇五 | 四〇九、〇九五 | △二、三五七、八四八 | △三一〇、〇一〇 |
| △四五〇、九〇五 | △四五〇、九〇五 | △四五〇、九〇五 | △四五〇、九〇五 | 六〇二、七六八 | △二、三五七、八四八 | △二二九、〇八四 |
| △四五〇、九〇五 | △四五〇、九〇五 | △四五〇、九〇五 | △四五〇、九〇五 | 六三六、三四九 | △一、六三四、八七六 | △三九二、〇一〇 |
| △四五〇、九〇五 | △四五〇、九〇五 | △四五〇、九〇五 | △四五〇、九〇五 | 六六六、三八八 | △一、六三四、八七六 | △三九二、〇一〇 |
| △四五〇、九〇五 | △四五〇、九〇五 | △四五〇、九〇五 | △四五〇、九〇五 | 六七一、九九七 | △一、六三四、八七六 | △三九二、〇一〇 |
| △四五〇、九〇五 | △四五〇、九〇五 | △四五〇、九〇五 | △四五〇、九〇五 | 七一三、△ | △一、六三四、八七六 | △三九二、〇一〇 |
| △四五〇、九〇五 | △四五〇、九〇五 | △四五〇、九〇五 | △四五〇、九〇五 | 九八四、一九九 | △一、六三四、八七六 | △三九二、〇一〇 |
| △四五〇、九〇五 | △四五〇、九〇五 | △四五〇、九〇五 | △四五〇、九〇五 | 一、五〇一 | △一、五〇一、五〇九 | △三九二、〇一〇 |
| △四五〇、九〇五 | △四五〇、九〇五 | △四五〇、九〇五 | △四五〇、九〇五 | 一、五〇一 | △一、五〇一、五〇九 | △三九二、〇一〇 |
| △四五〇、九〇五 | △四五〇、九〇五 | △四五〇、九〇五 | △四五〇、九〇五 | 五、一七九、〇一〇 | △一、五〇一、五〇九 | △三九二、〇一〇 |

二一 相続税改正三因ル税額増減見込額表 (第二次見込)

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 昭和
二十九年 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度

差引増減額 (△減)

税率引上額二
△ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △

更年賦延納期間額変

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 昭和
二十九年 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度

税率引上額二
△ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △

△ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △

△ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △

二三 相続税改正三因ル税額増減見込額表 (最終見込)

因税率引上額二

一年賦延納期間額変

差引増減額 (△減)

| 二十九年 度 | 三十一年度 | 三十二年度 | 三十三年度 | 三十四年度 | 三十五年度 | 三十六年度 | 三十七年度 | 三十八年度 | 三十九年度 | 四十一年度 | 四十二年 度 | 四十三年 度 | 四四年 度 | 四五年 度 | 四六年 度 | 四七年 度 | 四八年 度 | 四九年 度 | |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 五、五、五、四、四、三、三、六、一、一、六六、四八五、九九八、一〇九八、一六六、一六六、一五九 | 五、五、五、四、四、三、三、六、一、一、六三七、九九八、一〇九八、一六六、一六六、一六六、一五九 |

備考 昭和二十一年度ヲ以テ平年度トス

摘要

相続税改正三因ル税額増減見込計算概要

一 税率引上三因ル増税額

(一) 大正十四年度ヨリ昭和四年度ニ至ル五箇年間ニ於ケル課税ノ実績(但シ税額及住友ノ分二付テハ)ノ平均額ニ依リ算出

シタル増加見込税額

| | |
|------|-----------|
| 家督相続 | 三、八四四、四六八 |
| 遺産相続 | 一、五四〇、八四〇 |
| 合計 | 五、三八五、三〇八 |

ヨリ

税法第十条ノ免除見込税額

一一九、一四九

ヲ控除シタル

円

五、一六六、一五九

ヲ以テ平年度ニ於ケル増加税額ト推定ス

(註) 税法第十条ノ免除見込税額ハ、大正十四年度ヨリ昭和四年度ニ至ル五箇年間ニ於ケル決定税額ニ対ス
ル免除税額ノ割合 家督相続五分五厘 遺産相続五厘ニ依リ計算ス

(1) 各年度ニ於テ改正法ノ適用ヲ受クルモノヲ

初年度

三 割

| 次年度 | 五 割 |
|-------|------|
| 三年度 | 八 割 |
| 四年度 | 九割五分 |
| 五年度以降 | 十 割 |

ト推定シ、之ヲ平年度ニ於ケル増加税額ニ乘ジテ算出シタル金額ヲ以テ、各年度ニ於ケル決定増加税額ト推定ス

(註) 各年度ノ決定割合ハ大正十五年税制整理ニ於ケル改正法ノ適用状況、即チ各年の課税価格百万円以上ノ決定税額中改正法ノ適用ヲ受クタル税額ノ割合ヲ参考シテ定ム

(二) 本項ノ増加税額ハ全部年賦延納ト為ルモノト看做シテ、左ノ方法ニ依リ各年度ノ収入額ヲ推定ス

(イ) 増加税額ノ内二割ハ相続財産価額中不動産価額ガ八〇%以上ヲ占ムモノ、即チ十年ノ延納ヲ許可スルモノト看做ス

(註) 不動産価格ガ八〇%以上ヲ占ムモノノ割合ハ、昭和五年度ニ於ケル課税価格百万円以上ノ決定実績

ヲ参考シテ之ヲ定ム

(ロ) 許可額ノ八割ハ決定年度ニ於テ第一回年割額ヲ徵收スルモノトシテ計算ス

(ハ) 計算ヲ簡明為シムル為 金部決定年度ニ於テ年賦延納ヲ許可スルモノトシテ計算ス

二 税法施行地外財産課税ニ因ル増税額

(一) 大正十五年度ヨリ昭和五年度ニ至ル五箇年間ニ於ケル決定シタルモノニ付 税法施行地外財産ヲ加算シタル場合ノ増加税額ヲ

家督相続

遺産相続

合計

八〇、五九一
一、八四九

八二、四四〇
一、八四〇

ト見積り、之ヨリ

税法第十条ノ免除見込税額

四、四四一
七七、九九九

ヲ控除シタル
ヲ以テ平年度ニ於ケル増加税額ト推定ス

(註) 一 税法施行地外財産ヲ加算シタル場合ノ増加税額ハ税務署ノ調査ニ依ル

二 税法第十条ノ免除税額ノ割合ハ第一項ニ同ジ(家督相続五分五厘、遺産相続五厘)

(1) 各年度ニ於テ改正法ノ適用ヲ受クルモノヲ

初 年 度

次 年 度

三 年 度

四 年 度

五 年 度

六 年 度

七 年 度

八年 度

九年 度

四 割
五 割
八 割
九 割五分
十 割

九 割五分

十 割

九 割五分

十 割

五年度以降

シタルモ、本項ハ決定総額ニ付調査シタル結果初年度ノ割合ヲ異ニス

(ii) 税法施行地外三財産ヲ所有スルモノハ何レモ年賦延納ト為ルモノト看做シ、第一項(三)ノ計算方法ニ準ジテ各年ノ収入額ヲ推定ス、但シ不動産価額八〇%以上ヲ占ムルモノノ割合ハ、昭和五年度ニ於ケル課税価格一万円以上ノ決定実績ヲ參照シテ四割ト定ム

三 年賦延納期間變更ニ因ル減税額

(1) 大正十四年度ヨリ昭和四年度ニ至ル五箇年間ニ於ケル課税価格、家督相続二万円以上、遺産相続二万円以上ノ平均税額ノ内、不動産価格ガ八〇%以上ヲ占ムルモノハ

四

九、六二五、七九一

二一、四一七、五六二

二二、五〇一、八四六

二二、〇四五、三五三

ト推定シ、其ノ内ヨリ

税法第十条ノ免除見込税額

ヲ控除シタル

ヲ以テ、平年度ニ於テ改正法ノ適用ヲ受クベキ税額ト推定ス

(註) 一 不動産価額八〇%以上ヲ占ムルモノノ割合ハ、課税価格ノ階級ニ依リ著シク相違アルヲ以テ、大体

之ヲ三階級三分チ

課税価格十万円以下ノモノ

六割五分

同 五十万円以下ノモノ 四 割
課税価格五十万円ヲ超ユルモノ 二割一分
トシテ計算ス

二 税法第十条ノ免除税額ノ割合ハ第一項ニ同ジ（家督相続五分五厘、遺産相続五厘）

(1) 各年度ニ於テ改正法ノ適用ヲ受クルモノヲ

| | |
|---------|------|
| 初 年 度 | 四 割 |
| 次 年 度 | 五 割 |
| 三 年 度 | 八 割 |
| 四 年 度 | 九割五分 |
| 五 年 度以降 | 十 割 |

ト推定シ、之ヲ平年度ニ於テ改正法ノ適用ヲ受クベキ税額ニ乗ジテ算出シタル金額ヲ以テ、各年度ニ於テ改正法ノ適用ヲ受クベキ税額ト推定ス

(註) 各年度ノ決定割合ノ算出方法ハ第一項ニ同ジ

(2) 各年度ニ於テ改正法ノ適用ヲ受クベキ税額ニ付、現行法ニ依ル年割額ト改正法ニ依ル年割額ヲ各別ニ算出し、其ノ差額（第一年ヨリ第七年マテハ減差ト為リ第八年以降ハ増差ト為ル）ニ依リ各年度ノ減税額ヲ推定ス

(平10 本校 1894)

67、昭和7年10月 相続税金百円未満の者に対する取扱方

直第七九二号

昭和七年十月五日

東京税務監督局印

税務署長殿

相続税金百円未満ノモノニ対スル取扱方ノ件

相続税額百円未満シテ相続財産ノ大部分カ土地其ノ他ノ不動産ヨリ成ル場合ニ於テハ、納税資金ニ相当困難ヲ感シ自然滞納ニ陥リ易キ處ナキ能ハサルヲ以テ、斯ル懸念アル納税者ニ対シテハ、此ノ際農作物収穫時期其ノ他資金調達三便利ト認ムル時期ニ於テ調定スル等機宜ノ取扱相成候様致度也

右及通牒候也

(昭56 東京 2149)

68、昭和9年5月 相続税法第七条適用方

滿洲事變ニ於ケル軍人軍屬ノ戦死又ハ事変ノ為メ受ケタル傷痍疾病ニヨル死亡ニ因リ

相続開始シタル者ニ対スル取扱方ノ件（昭和九年五月一八日、直第一四一号通牒）

昭和六年九月十八日滿洲事變（上海事變ヲ含ム）ニ於ケル軍人軍屬ノ戦死、又ハ事変ノ為メ受ケタル傷痍疾病ニ起因シ

タル死亡ニ因リ相続開始シタルモノニ付テハ、相続税法第七条ニ依リ取扱フ義ト了知相成度、為念

右 通牒 候也

(平16 仙台 57-2)

69、昭和9年6月 相続税法施行規則の改正

朕、相続税法施行規則中改正ノ件ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和九年六月二十九日

内閣總理大臣 子爵 斎藤 実
大藏大臣 高橋 是清

勅令第二百三号（官報六月三十日）

相続税法施行規則中左ノ通改正ス

第十四条 朝鮮ニ於ケル法令ニ依リ相続ヲ課セラレタル後五年、又ハ七年以内ニ於テ更ニ相続開始シタルトキハ、相続人、遺言執行者又ハ相続財産管理人ハ各相続開始ノ際ニ於ケル朝鮮ニ在ル相続財産ノ目録及其ノ財産ノ価額中ヨリ控除セラルヘキ金額ノ明細書ヲ、第二条第一項ノ書類ト共ニ提出スヘシ

第十五条 朝鮮ニ於ケル法令ニ依リ相続ヲ課セラレタル後五年又ハ七年以内ニ於テ更ニ相続開始シタルトキハ、相続税法第十条ノ規定ニ依ルノ外、相続開始カ五年以内ナル場合ハ左ノ各号ノ金額ニ相当スル相続

税ノ全額、七年以内ナル場合ハ其ノ半額ヲ免除ス

一 相続開始カ五年以内ナル場合ハ、朝鮮ニ於ケル前ノ相続額ヨリ朝鮮ニ於ケル後ノ相続額ヲ控除シタル金額

二 相続開始カ七年以内ナル場合ハ、朝鮮ニ於ケル前ノ相続額ヨリ朝鮮ニ於ケル後ノ相続額ノ一倍ニ相当スル金額

ヲ控除シタル金額

三 前各号ノ場合ニ於ケル後ノ相続額ナキトキハ、前ノ相続額ニ相当スル金額

前項ノ規定ハ相続税法第二十三条第一項ノ遺産相続ニ關シテハ之ヲ適用セス

附 則

本令ハ昭和九年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

『法令全書』

70、昭和9年7月 相続税法施行規則改正に関する件

相続税法施行規則中改正ニ關スル件（昭和九年七月 藏稅第一六三八号主稅局長通牒）

大正九年法律第二号ノ改正三件ヲ相続税法施行規則中改正勅令ハ、六月三十日ノ官報ヲ以テ公布相成、七月一日ヨリ施行相成候ニ付之ガ取扱上遺憾ナキヲ期セラレ度、仍未内鮮間相続税ノ運送ニ關シテハ左記ノ通り御取扱相成度右及通牒候也

（別紙）

左記

一、相続開始地内鮮何れ三在リヤ明瞭ナラサルモノアルトキハ、内鮮所轄税務監督局間協議ヲ遂ケ之ヲ決定スルコト

二、朝鮮ニ於テ相続開始シタル者ニ付相続税法第十二条ノ報告ヲ受ケタルトキハ、相続開始三閥スル事項（朝鮮ニ於ケル財産ノ所在地、財産ノ種類ノ判明スルモノハ之ヲ付記スルコト）ヲ朝鮮ニ於ケル所轄税務署三通報スルコト

三、朝鮮ニ於テ相続開始シタル者ニ付テハ、相続税法第十二条ノ報告書ニ其ノ相続開始地ヲ付記セシムルコトニ、予メ市区町村長ト協議ヲ遂ケ體クコト

四、大正九年法律第十二号第十二条ニ該当スル者ニ付テハ、予メ決定時期等三閥シ朝鮮所轄税務署ト協議ヲ遂クルノ外、左記事項ヲ當該税務署三通報スルコト

(一) 前後ノ相続開始地、相続開始年月日、被相続人及相続人ノ氏名

(二) 相続税法施行地ニ於ケル前後ノ相続ニ於ケル相続額

(三) 相続税法施行地ニ於ケル免除税額ノ計算内容

五、大正九年法律第十二号第十二条ニ該当スル者ニ付テハ、朝鮮ノ所轄税務署ヨリモ前項ニ準シ通報アル筈ニ付、課税価格ノ決定ハ該通報ヲ受ケタル上之ヲ急シ過誤ナキヲ期スルコト

六、相続税法第十二条及大正九年法律第十二号第十二条ニ該当スル者ニ付テハ先ツ相続税法第十二条ヲ適用シ、尚免除不足額アル場合ニ限リ相続税法施行規則第十五条ヲ適用スルコト

七、相続税法施行規則第二十五条ノ適用ニ關シテハ、本通牒ニ依ルノ外總テ相続税法第十二条ノ例ニ倣ヒ取扱フコト

八、相続税法施行規則第二十五条ニ依ル相続税ノ免除ハ別紙計算例ニ依ルコト

朝鮮總督府財務局長ニ對スル大藏省主税局長通牒（昭和九年七月）
内鮮間相続税課税方連絡三閥スル件
首標ノ件ニ關シ内地ニ於ケル各税務監督局長ニ付シ別紙ノ通り通牒候ニ付、御了知置相成度、為念
右及通知候也

(別紙)

朝鮮ニ於テ相続税ヲ課セラレタル後五年又ハ七年以内

二更ニ相続開始シタル場合ノ相続税ノ免除額計算例

第一例 五年以内ニ一回相続シタル場合（二）

| 第二次 四年 内 地 朝 鮮 | 第二次 四年 内 地 朝 鮮 | 相 位 統 種 相 統 類 統 | 第一次 ノ期 間 相 続 ヨリ 内 地 朝 鮮 | 課 稅 地 | 課 稅 價 格 | 稅 額 | 免 除 算 定 ノ基 準 タ ル 前 相 続 額 | 免 除 稅 額 |
|-------------------------------|-------------------------------|--------------------------------------|--|-------------|------------------|--------|---|------------------|
| | | | | | | | | |
| 一一〇,〇〇〇 | 一一〇,〇〇〇 | 一〇〇,〇〇〇 | 一、九九五〇〇 | 円 | 一、九九五〇〇 | 錢 | 一一〇,〇〇〇 | 一一〇,〇〇〇 |
| 一一〇,〇〇〇 | 一一〇,〇〇〇 | 一〇〇,〇〇〇 | 一、九九五〇〇 | 円 | 一、九九五〇〇 | 錢 | 一一〇,〇〇〇 | 一一〇,〇〇〇 |
| 一一〇,〇〇〇 | 一一〇,〇〇〇 | 一〇〇,〇〇〇 | 一、九九五〇〇 | 円 | 一、九九五〇〇 | 錢 | 一一〇,〇〇〇 | 一一〇,〇〇〇 |

朝鮮ニ於ケル後ノ相続額ナキヲ以テ、前ノ相続額一〇〇,〇〇〇円ニ對スル相続税ノ全額ヲ免除スルモノトス

備考

第二例 五年以内二回相続シタル場合ノ(1)

| 第一次 | 第二次 | 順相位統 |
|------------------|---------------------------------|------------------|
| 第一種 | 第二種 | 種相類統 |
| 四年 内 地 朝 鮮 | 第一種 第二種督 四年 内 地 朝 鮸 | リノ相続第一回 課 稅 地 |
| 一五〇〇〇〇 | 一一〇〇〇〇円 一九九五〇〇銭 | 課 税 価 格 |
| 七六〇五〇〇 | 一一〇〇〇〇円 一九九五〇〇銭 | 税 額 |
| 一六五〇四〇〇〇 | 一一〇〇〇〇円 一九九五〇〇銭 | 免除税額 |
| 九一〇六〇 | 一一〇〇〇〇円 一九九五〇〇銭 | 実際賦課税額 |

備考

朝鮮ニ於ケル前ノ相続額一〇〇,〇〇〇円アリ、後ノ相続額四〇,〇〇〇円アリ控除シタル残額六〇,〇〇〇円
ニ対スル相続税ノ金額ヲ免除スルモノトス

第三例 五年以内二回相続シタル場合ノ(2)

| 第一次 | 第二次 | 順相位統 |
|------------------|---------------------------------|------------------|
| 第一種 | 第二種 | 種相類統 |
| 四年 内 地 朝 鮸 | 第一種 第二種督 四年 内 地 朝 鮸 | リノ相続第一回 課 税 地 |
| 一五〇〇〇〇 | 一一〇〇〇〇円 一九九五〇〇銭 | 課 税 価 格 |
| 七六〇五〇〇 | 一一〇〇〇〇円 一九九五〇〇銭 | 税 額 |
| 一六五〇四〇〇〇 | 一一〇〇〇〇円 一九九五〇〇銭 | 免除税額 |
| 九一〇六〇 | 一一〇〇〇〇円 一九九五〇〇銭 | 実際賦課税額 |

備考

内地ニ於ケル前ノ相続額一一〇,〇〇〇円アリ、朝鮮ニ於ケル前ノ相続額一〇〇,〇〇〇円アリ対スル相続税ノ全
額ヲ免除スルモノトス

第四例 五年以内二回相続シタル場合ノ(四)

| 順相位統種相類統リノ期間第一次 | 第二次 | 第一次 | 第二次 | 順相位統種相類統リノ期間第一次 |
|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 第一同 一 種 | 四年 | 第一家 二 種督 | 四年 | 第一同 一 種 |
| 課税地 | 課税地 | 課税地 | 課税地 | 課税地 |
| 課税価格 | 課税価格 | 課税価格 | 課税価格 | 課税価格 |
| 税額 | 税額 | 税額 | 税額 | 税額 |
| 免除計算ノ基準 タル前ノ相続額 | 免除計算ノ基準 タル前ノ相続額 | 免除計算ノ基準 タル前ノ相続額 | 免除計算ノ基準 タル前ノ相続額 | 免除計算ノ基準 タル前ノ相続額 |
| 免除税額 | 免除税額 | 免除税額 | 免除税額 | 免除税額 |
| 実際賦課税額 | 実際賦課税額 | 実際賦課税額 | 実際賦課税額 | 実際賦課税額 |

内地ニ於ケル前ノ相続額一一〇,〇〇〇円ト、朝鮮ニ於ケル前ノ相続額ヨリ後ノ相続額ヲ控除シタル残額六〇,〇〇〇円(第一例参照)ニ対スル相続税ノ全額ヲ免除スルモノトス

備考

内地ニ於ケル前ノ相続額一一〇,〇〇〇円ト、朝鮮ニ於ケル前ノ相続額ヨリ後ノ相続額ヲ控除シタル残額六〇,〇〇〇円(第一例参照)ニ対スル相続税ノ全額ヲ免除スルモノトス

第五例 五年以内二回相続シタル場合ノ(五)

| 順相位統種相類統リノ期間第一次 | 第一次 | 第二次 | 順相位統種相類統リノ期間第一次 | 第一次 | 第二次 |
|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 第一同 一 種 | 第一家 二 種督 | 第一同 一 種 | 第一同 一 種 | 第一家 二 種督 | 第一同 一 種 |
| 課税地 | 課税地 | 課税地 | 課税地 | 課税地 | 課税地 |
| 課税価格 | 課税価格 | 課税価格 | 課税価格 | 課税価格 | 課税価格 |
| 税額 | 税額 | 税額 | 税額 | 税額 | 税額 |
| 免除計算ノ基準 タル前ノ相続額 | 免除計算ノ基準 タル前ノ相続額 | 免除計算ノ基準 タル前ノ相続額 | 免除計算ノ基準 タル前ノ相続額 | 免除計算ノ基準 タル前ノ相続額 | 免除計算ノ基準 タル前ノ相続額 |
| 免除税額 | 免除税額 | 免除税額 | 免除税額 | 免除税額 | 免除税額 |
| 実際賦課税額 | 実際賦課税額 | 実際賦課税額 | 実際賦課税額 | 実際賦課税額 | 実際賦課税額 |

備考

朝鮮ニ於ケル前ノ相続額ヨリ後ノ相続額ヲ控除スルトキハ残額ナキヲ以テ、内地ニ於ケル前ノ相続額一一〇,〇〇〇円ト、

内地ニ於ケル免除不足額一内地ノ前ノ相続額ヨリ内地ノ後ノ相続額ヲ控除シタル残額一一〇,〇〇〇円ト、二対スル相続税ノ全額ヲ免除ス

(右ノ免除不足額ハ朝鮮ニ於ケル前ノ相続額一一〇,〇〇〇円ト、内地ニ於ケル前ノ相続額一一〇,〇〇〇円ト、内地ニ於ケル免除不足額一内地ノ前ノ相続額ヨリ内地ノ後ノ相続額ヲ控除シタル残額一一〇,〇〇〇円ト、二対スル相続税ノ全額ヲ免除ス)

第六例 五年以内三回相続シタル場合(二)

| 順相位統種相類統 | 順相位統種相類統 | 順相位統種相類統 | 順相位統種相類統 |
|----------|----------|----------|----------|
| 課税地 | 課税地 | 課税地 | 課税地 |
| 税額 | 税額 | 税額 | 税額 |
| 免除了算ノ相続額 | 免除了算ノ相続額 | 免除了算ノ相続額 | 免除了算ノ相続額 |
| 実際賦課税額 | 実際賦課税額 | 実際賦課税額 | 実際賦課税額 |

第一次ノ免除額ノ計算ハ第一例二同シ

第三次ノ免除額ハ内地ニ於ケル前ノ相続額（即チ第二次相続ノ際ノ課税額）一〇〇,〇〇〇円ト、朝鮮ニ於ケル前ノ相続額タル第一次ノ相続額一〇〇,〇〇〇円ヨリ、後ノ相続額（第三次ノ相続額）七〇,〇〇〇円ヲ控除シタル残額三〇〇,〇〇〇円三対スル相続税ノ全額トス

第七例 五年以内三回相続シタル場合(二)

| 順相位統種相類統 | 第一次 | 第一次 | 第一次 |
|----------|----------|----------|----------|
| 課税地 | 課税価格 | 課税地 | 課税地 |
| 税額 | 税額 | 税額 | 税額 |
| 免除了算ノ相続額 | 免除了算ノ相続額 | 免除了算ノ相続額 | 免除了算ノ相続額 |
| 実際賦課税額 | 実際賦課税額 | 実際賦課税額 | 実際賦課税額 |

備考

第一次ノ免除額ノ計算ハ第四例二同シ

第二次ノ免除額ハ内地ニ於ケル前ノ相続額（即チ第一次相続ノ際ノ課税額）一〇〇,〇〇〇円ト、第二次相続ノ課税額（一〇〇,〇〇〇円）ノ合計一四〇,〇〇〇円ト、朝鮮ニ於ケル前ノ相続額（第一次相続ノ際ニハ課税シタルモノナキヲ以テ、第一次相続ノ際ノ課税額ノミク指ス）一〇〇,〇〇〇円ヨリ、後ノ相続額（第二次ノ相続額）二〇〇,〇〇〇円ヲ控除シタル残額八〇,〇〇〇円三対スル相続税ノ全額トス

第八例 七年以内二回相続シタル場合(一)

| 順相位統 種相類統 リノ期間 相統第一次 | 第二次 同 六 年 内 地 朝 鮮 | 課 稅 地 四〇、〇〇〇 八〇、〇〇〇 一、一〇五、〇〇〇 一一〇、〇〇〇 一、一〇五、〇〇〇 九六六、八八 | 税 額 一、六〇五、〇〇〇 三〇五、〇〇〇 八〇、〇〇〇 三〇五、〇〇〇 一一〇、〇〇〇 一 | 免除計算ノ基準 タル前ノ相続額 一 円 一 一 一 一 一 | 免 除 税 額 一、六〇五、〇〇〇 一 一 一 一 一 | 実際賦課税額 一 一 一 一 一 一 |
|-------------------------------|-------------------------------|--|--|--|---|--------------------------------------|
| 順相位統 種相類統 リノ期間 相統第一次 | 第二次 同 六 年 内 地 朝 鮮 | 課 稅 地 四〇、〇〇〇 八〇、〇〇〇 一、一〇五、〇〇〇 一一〇、〇〇〇 一、一〇五、〇〇〇 九六六、八八 | 税 額 一、六〇五、〇〇〇 三〇五、〇〇〇 八〇、〇〇〇 三〇五、〇〇〇 一一〇、〇〇〇 一 | 免除計算ノ基準 タル前ノ相続額 一 円 一 一 一 一 一 | 免 除 税 額 一、六〇五、〇〇〇 一 一 一 一 一 | 実際賦課税額 一 一 一 一 一 一 |

朝鮮ニ於ケル前ノ相続額100,000円ヨリ、後ノ相続額ノ二倍ニ相当スル八〇,〇〇〇円ヲ控除シタル残額10,〇〇〇円ニ相当スル八〇,〇〇〇円ヲ対スル相続税ノ半額ヲ免除スルモノトス

備考

第九例 七年以内二回相続シタル場合(二)

| 順相位統 種相類統 リノ期間 相統第一次 | 第二次 同 六 年 内 地 朝 鮮 | 課 稅 地 四〇、〇〇〇 八〇、〇〇〇 一、一〇五、〇〇〇 一一〇、〇〇〇 一、一〇五、〇〇〇 九六六、八八 | 税 額 一、六〇五、〇〇〇 三〇五、〇〇〇 八〇、〇〇〇 三〇五、〇〇〇 一一〇、〇〇〇 一 | 免除計算ノ基準 タル前ノ相続額 一 円 一 一 一 一 一 | 免 除 税 額 一、六〇五、〇〇〇 一 一 一 一 一 | 実際賦課税額 一 一 一 一 一 一 |
|-------------------------------|-------------------------------|--|--|--|---|--------------------------------------|
| 順相位統 種相類統 リノ期間 相統第一次 | 第二次 同 六 年 内 地 朝 鮮 | 課 稅 地 四〇、〇〇〇 八〇、〇〇〇 一、一〇五、〇〇〇 一一〇、〇〇〇 一、一〇五、〇〇〇 九六六、八八 | 税 額 一、六〇五、〇〇〇 三〇五、〇〇〇 八〇、〇〇〇 三〇五、〇〇〇 一一〇、〇〇〇 一 | 免除計算ノ基準 タル前ノ相続額 一 円 一 一 一 一 一 | 免 除 税 額 一、六〇五、〇〇〇 一 一 一 一 一 | 実際賦課税額 一 一 一 一 一 一 |

内地ニ於ケル前ノ相続額100,000円アリ、朝鮮ニ於ケル前ノ相続額100,000円ヨリ、後ノ相続額四〇,〇〇〇円ノ二倍ニ相当スル八〇,〇〇〇円ヲ控除シタル残額10,〇〇〇円ニ対スル相続税ノ半額ヲ免除スルモノトス

備考

第十例 五年以内三回、七年以内二回相続シタル場合

| 順相位統種相続リ相続期間 | 課税地 | 課税価格 | 税額 | 免除税額 | | 実際賦課税額 |
|--------------|--------|---------|----------|---------|-----------|-----------|
| | | | | 第一次 | 第二次 | |
| 第一回 | 第一種督 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 第二回 | 第一種督 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 第三回 | 第一種督 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 四年 | 内地 | 朝鮮 | 内地 | 朝鮮 | 内地 | 朝鮮 |
| 六年 | 内地 | 朝鮮 | 内地 | 朝鮮 | 内地 | 朝鮮 |
| | 八〇、〇〇〇 | 四〇、〇〇〇 | 一、一〇五、〇〇 | 四〇、〇〇〇 | 六〇、〇〇〇 | 八二八、七五〇 |
| | 二〇、〇〇〇 | 一一〇、〇〇〇 | 一一〇五、〇〇〇 | 一一〇、〇〇〇 | 一一〇五、〇〇〇 | 一一〇五、〇〇〇 |
| | | | | | | |
| | | | | 四〇、〇〇〇 | 三六七、五〇〇 | 三六七、五〇〇 |
| | | | | | 二〇五、〇〇〇 | 二〇五、〇〇〇 |
| | | | | | 一、四七〇、〇〇〇 | 一、四七〇、〇〇〇 |
| | | | | | | |

第二次ノ免除額ノ計算ハ第一例三回シ

第二次ノ免除額ハ内地ニ於ケル前ノ相続額（即チ第二次相続ノ際ノ課税額）二〇、〇〇〇円ニ対スル相続税ノ全額ト、朝鮮ニ於ケル前ノ相続額（第一次相続ノ際ニヘ課税シタルモノナキヲ以テ、第一次相続ノ際ノ課税額ノミラ指入）一〇〇、〇〇〇円ヨリ、後ノ相続額（第三次相続額）ノ二倍ニ相当スル六〇、〇〇〇円ヲ控除シタル残額四〇、〇〇〇円ニ対スル相続税ノ半額トス

（昭56 東京 1883-1）

備考

71、昭和9年8月 息子の妻に対する贈与の課税に関する件

婦三対スル贈与二閑シ相続税課税三閑スル件

照会（昭和九年八月広島局長照会）

婦三対スル贈与二閑シ從來當局ニ於テハ、相続税法第二十二条第一項第一号ニ該当スルモノトシテ、遺産相続第三種ノ税率ヲ適用スルノ取扱ニ有之候処、婦ハ民法第七二五条各号ニ該当セサルノミナラス、婦ニ付テハ同法第七二七条及七八条ノ如キ特別ノ明文ナキヲ以テ、果シテ婦ヲ以テ親族ナリト解ズヘキヤ否ニ關シ疑義ノ余地アルト共ニ、仮ニ親族ナリトスルモ遺産相続第一種ノ税率ヲ適用スルヲ相當ニスヘシトノ説等モ有之候ニ付、右ニ閑シ一応何分ノ貴見承知致度

右及照会候也

回答（昭和九年八月二八日蕨税第二〇四二号主税局長回答）

本月十八日付直第四三号ヲ以テ御照会相成候首標ノ件、婦（子ノ妻）ト夫ノ父母トハ相互ニ姻族關係ヲ生シ民法上ノ親族ト認メラレ候ニ付、夫ノ父母カ婦ニ不動産、船舶以外ノ財産ヲ贈与シタル場合ハ、相続税法第二十三条第一項第一号ニ該当スルモノト存シ候、尚之カ税率ノ適用方ニ付テハ婦ハ直系卑属ト称スルヲ得サルヲ以テ、第三種（相続人カ其ノ他ノ者ナルトキ）ノ税率ヲ適用スヘキモノト存シ候

右及回答候也

72、昭和12年3月 臨時租税増徴法の公布（抄）

朕、帝国議会ノ協賛ヲ経タル臨時租税増徴法ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和十二年三月二十一日

内閣総理大臣 林 銑十郎
商工大臣 伍 堂 卓雄
大蔵大臣 結城豊太郎

法律第二号（官報号外）

臨時租税増徴法

第一条 当分ノ内本法ニ依リ所得税、法人ノ営業収益税、資本利子税、相続税、鉱產税、酒税、砂糖消費税、取引所税及臨時利得税ヲ増徴シ、金鉱及銀鉱ニ特別鉱產税ヲ課ス

〔省略〕

第十条 相続税ニ付テハ課税価格ノ階級ニ従ヒ、左ノ割合ノ税額ヲ増徴ス

課税価格一万円以下ナルトキ 相続税額ノ百分ノ二十

同三万円以下ナルトキ 相続税額ノ百分ノ三十

同五万円以下ナルトキ 相続税額ノ百分ノ五十

同十万円以下ナルトキ 相続税額ノ百分ノ八十

同十万円ヲ超ユルトキ 相続税額ノ百分ノ百

第六条第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第十二条 相続税ヲ課スベキ相続財産ノ価額中、不動産及不動産ノ上ニ存スル権利、並ニ信託財産タル不動産ノ元本ノ利益ヲ受クベキ権利ノ価額ノ合計ガ、相続財産ノ価額ノ一分ノ一ヲ超ユルトキハ、相続税法第十七条第一項但書ノ期間ハ之ヲ十年内トス

〔省略〕

第十三条 本法ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔省略〕

第十四条 本法施行前ニ開始シタル相続ニ付テハ本法ヲ適用セズ

73、昭和12年3月 相続税法施行規則の改正

朕、相続税法施行規則中改正ノ件ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和十二年三月二十一日

内閣総理大臣 林 銑十郎
大蔵大臣 結城豊太郎

〔法令全書〕

勅令第六十号（官報号外）

相続税法施行規則左ノ通改正ス

第十四条中「朝鮮」ノ下ニ「台湾又ハ樺太」ヲ加フ

第十五条第二項中「前項」ヲ「前三項」ニ改メ、同条第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ
前項ノ場合ニ於テ台湾又ハ樺太ニ於ケル法令力其ノ相続税三付同様ノ免除ヲ為ストキハ、前項各号ノ金額ニ相続税
法施行地、台湾又ハ樺太ニ於ケル後ノ相続額ノ内、相続税ヲ課セラルモノノ合計額中、相続税法施行地ニ於ケル
分ノ占ムル割合ヲ乘シタル金額ヲ以テ前項各号ノ金額ト看做ス
前二項ノ規定ハ台湾又ハ樺太ニ於ケル法令ニ依リ相続税ヲ課セラレタル後、五年又ハ七年以内ニ於テ更ニ相続開始
シタル場合ニ付之ヲ適用ス

附 則

本令ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔法令全書〕

74、昭和12年4月 相続財産遺贈の取扱に関する件

直第五七〇号

昭和十二年四月二十三日

千葉税務監督長 殿

東京税務監督局長印

相続税務取扱方三闇スル件

相続開始後一年内ニ相続人力相続財産ノ一部ヲ親族ニ贈与シタル場合ニ於ケル取扱方ニ關シ、主税局長ヨリ別紙ノ通
通牒有之候ニ付、爾今右ニ拵り取扱相成度
右及通牒候也

藏稅第一〇九〇号

昭和十二年四月十六日

大藏省主税局長 石渡莊太郎 印

税務監督局長會議協議事項通知ノ件

過般御会同ノ際ニ於ケル協議事項、別紙ノ通ニ付御了知相成度、此段及通牒候也

相続税

一、相続開始後一年内ニ相続人力相続財産ノ一部ヲ親族（相続人ノ直系卑属ヲ除ク）ニ贈与シタル場合ニ於テ、其ノ
贈与力被相続人ノ遺志ニ基キ為サシタルモノナルコトヲ、証實其ノ他ノ具体的事實ニ依リ確認シ得ラルモノハ、
遺贈ノ弁済ニ準シ相続税法第二十三条ノ課税ヲ為ササルコト

75、昭和12年11月 相続税法第七条適用方

直第一八一三号

昭和十二年十一月二十六日

東京税務監督局長印

税務署長殿

相続税法第七条ノ適用方ニ關スル件

首標ノ件ニ關シ別紙ノ通主税局長ヨリ通牒有之候事、右ニ依リ取扱相成度
右通牒候也

追而、法第十二条ニ依ル相続開始報告ニハ、右ノ旨付記セシムハコトニ協議相成度

相続税第三六二二号

昭和十二年十一月十九日

主税局長 大矢半次郎 印

東京税務監督局長 中村重喜殿

相続税法第七条ノ適用方ニ關スル件

今回ノ支那事変ハ相続税法第七条ノ規定ノ適用ニ付テハ、之ヲ戰争トシテ取扱フヲ相當ト存候ニ付、為念此段及通牒
候也

(昭56 東京 2149)

76、昭和13年3月 臨時租税増徴法の改正(抄)

朕、帝國議会ノ協賛ヲ経タル臨時租税増徴法中改正法律ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和十三年三月三十一日

内閣總理大臣 公爵 近衛 文麿

大藏大臣 賀屋 興宣

法律第四十二号(官報三月三十一日)

臨時租税増徴法中左ノ通改正ス

[省略]

第十条 相続税三付テハ、相続税法第八条第一項ノ規定ニ拘ラズ、課税価格ヲ左ノ各級ニ区分シ、相続人ノ種類ニ從
ヒ通次ニ各税率ヲ適用シテ之ヲ課ス

家督相続

| 課税価格 | 税 |
|------------|--------|
| 五千円以下の金額 | 千分ノ六 |
| 五千円ヲ超ユル金額 | 千分ノ七 |
| 一万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ九 |
| 二万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ十二 |
| 三万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ十五 |
| 四万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ二十五 |
| 五万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ三十五 |
| 七万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ五十五 |
| 十万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ六十五 |
| 十五万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ八十 |
| | 千分ノ七 |
| | 千分ノ九 |
| | 千分ノ十一 |
| | 千分ノ十五 |
| | 千分ノ二十五 |
| | 千分ノ三十五 |
| | 千分ノ四十五 |
| | 千分ノ六十五 |
| | 千分ノ八十五 |
| | 千分ノ九十五 |
| | 千分ノ一十五 |
| | 千分ノ二十五 |
| | 千分ノ四十五 |
| | 千分ノ六十五 |
| | 千分ノ八十五 |
| | 千分ノ九十五 |
| | 千分ノ一十五 |
| | 千分ノ二十 |
| | 千分ノ一百 |
| | 千分ノ二百 |
| | 千分ノ三百 |
| | 千分ノ四百 |

| | |
|------------|---------|
| 二十万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ百 |
| 三十万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ百二十 |
| 四十万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ百四十 |
| 五十万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ百六十 |
| 七十万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ百八十 |
| 百万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ一百二十 |
| 二百万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ一百三十 |
| 三百万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ一百四十 |
| 五百万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ一百六十 |
| | 千分ノ二百六十 |
| | 千分ノ二百四十 |
| | 千分ノ二百二十 |
| | 千分ノ一百八十 |
| | 千分ノ一百四十 |
| | 千分ノ一百六十 |
| | 千分ノ一百三十 |
| | 千分ノ三百二十 |

| 課 稲 価 格 | 遺 產 相 繼 | 稅 率 |
|------------|-------------------|--------|
| 千円以下の金額 | 相続人が直系卑属ナルトキ | 千分ノ二十四 |
| 千円ヲ超ユル金額 | 相続人が配偶者又ハ直系尊属ナルトキ | 千分ノ三十五 |
| 五千円ヲ超ユル金額 | 相続人が其ノ他ノ者 | 千分ノ二十 |
| 一万円ヲ超ユル金額 | | 千分ノ二十三 |
| 二万円ヲ超ユル金額 | | 千分ノ四十五 |
| 三万円ヲ超ユル金額 | | 千分ノ三十一 |
| 四万円ヲ超ユル金額 | | 千分ノ六十五 |
| 五万円ヲ超ユル金額 | | 千分ノ三十五 |
| 七万円ヲ超ユル金額 | | 千分ノ四十五 |
| 十万円ヲ超ユル金額 | | 千分ノ三十一 |
| 十五万円ヲ超ユル金額 | | 千分ノ三十一 |
| 二十万円ヲ超ユル金額 | | 千分ノ三十一 |
| 三十万円ヲ超ユル金額 | | 千分ノ三十一 |

| 四十万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ二百 |
|------------|---------|
| 五十万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ二百三十 |
| 七十万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ三百六十 |
| 百万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ三百九十 |
| 二百万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ三百一十 |
| 三百万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ三百五十 |
| 五百万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ三百八十 |

附 則

本法ハ昭和十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔省略〕

本法施行前開始シタル相続ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

〔法令全書〕

77、昭和13年3月 相続税法の改正

朕、帝国議会ノ協賛ヲ経タル相続税法中改正法律ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和十三年三月三十日

内閣總理大臣 公爵 近衛 文麿
大藏大臣 賀屋 興宣

法律第四十七号（官報三月三十一日）

相続税法中左ノ通改正ス

第一条 相続開始シタル場合ニ於テ被相続人力本法施行地ニ住所ヲ有スルトキ、又ハ本法施行地ニ相続財産アルトキ

ハ、本法ニ依リ相続税ヲ課ス

第二条 被相続人力本法施行地ニ住所ヲ有スルトキハ、相続財産ノ全部ニ對シ相続税ヲ課ス

被相続人力本法施行地ニ住所ヲ有セサルトキハ、本法施行地ニ在ル相続財産ニ付テノミ相続税ヲ課ス

第一条ノ二 財産ノ所在ハ動産、不動産及不動産ノ上ニ存スル権利ニ付テハ、當該動産又ハ不動産ノ所在ニ依ル、但シ船舶ノ所在ハ船籍ノ所在ニ依ル

前項ニ掲タルモノ以外ノ財産ノ所在ハ権利者ノ所在地ニ依ル

第三条 被相続人力本法施行地ニ住所ヲ有スルトキハ、相続税ヲ課スヘキ相続財産ノ価額ニ相続開始前一年内ニ被相

続人力為シタル贈与ノ価額ヲ加へ、其ノ中ヨリ左ノ金額ヲ控除シタルモノヲ以テ課税価格トス

一 公課

二 被相続人ノ葬式費用

三 債務

第三条ノ二 被相続人力本法施行地ニ住所ヲ有セサルトキハ、相続税ヲ課スヘキ相続財産ノ価額ニ相続開始前一年内ニ被相続人力本法施行地ニ在ル財産ニ付シタル贈与ノ価額ヲ加へ、其ノ中ヨリ左ノ金額ヲ控除シタルモノヲ以テ課税価格トス

一 其ノ財産ニ係ル公課

二 其ノ財産ヲ目的トスル留置權、特別ノ先取特權 質權又ハ抵當權ヲ以テ担保セラルル債務

三 其ノ財産ニ關スル贈与ノ義務

第三条ノ三 被相続人ノ死亡ニ因リ相続人ノ受取ル生命保険ノ保険金ニシテ、被相続人力保険契約者タル保険契約ニ基クモノハ之ヲ相続財産ト看做ス、但シ相続人ノ受取ル保険金ノ合計額中五千円迄ノ金額ニ付テハ此ノ限ニ在ラム

保険契約者力被相続人以外ノ者ナル場合ト雖、被相続人力現美ニ保険料ノ支払ヲ為スモノナルトキハ、被相続人ヲ保険契約者ト看做シ前項ノ規定ヲ適用スルコトヲ得

第三条ノ四 退職手当、労働金及此等ノ性質ヲ有スル給与ニシテ、被相続人ニ支給セラルヘキモノカ、被相続人死亡シタル為其ノ相続人其他ノ者ニ支給セラルトキハ之ヲ相続財産ト看做ス、但シ給与ノ合計額中五千円迄ノ金額三付テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ給与カ相続人以外ノ者ニ支給セラルトキハ遺贈アリタルモノト看做ス

第三条ノ五 公共団体又ハ慈善其ノ他ノ公益事業ニ對シ為シタル贈与及遺贈ハ、相続税ノ課税価格三算入セバ

第四条第一項ヲ左ノ如ク改ム

相続財産ノ価額、相続財産ノ価額ニ加算スヘキ贈与ノ価額、並ニ相続財産ノ価額中ヨリ控除スヘキ公課及債務金額ハ相続開始當時ノ現況ニ依ル

第五条第一項中「第三条」ヲ「第二条又ハ第三条ノ二」ノ規定」ニ改ム

第十条中「相続税ヲ課セラレタル後」ヲ「相続税ヲ課セラルヘキ相続開始シタル後」ニ改メ、「相続開始シタルトキハ」

ノ下ニ「命令ノ定ムル所ニ依リ」ヲ加フ

第十一条ノ一 第二条第一項ノ場合ニ於テ、外國ニ在ル相続財産ニ付其ノ國ノ法令ニ依リ相続税ヲ課セラレタルトキハ、命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ財産ノ価額ニ対スル相続税ヲ免除ス

第十一条ノ二 相続人（相続人一人以上ナルトキハ各相続人）、受遺者及第三条又ハ第三条ノ二ノ規定ニ依リ相続財産ノ価額ニ加算シタル贈与ヲ受ケタル者ハ、課税価格中各自其ノ受ケタル利益ノ価額ノ占ムル割合ニ応シテ相続税ヲ納付スル義務アルモトス、但シ相続人ハ共同相続人、受遺者及第三条又ハ第三条ノ二ノ規定ニ依リ相続財産ノ価額ニ加算シタル贈与ヲ受ケタル者ノ納付スヘキ相続税ニ付連帶納付ノ責ニ任ス

第三条又ハ第三条ノ二ノ規定ニ依リ相続財産ノ価額ニ加算シタル贈与ノ価額ニシテ、第二十三条ノ規定ニ依リ相続

税ヲ課スヘキモノアルトキハ、其ノ相続税額ハ當該贈与ヲ受ケタル者カ前項ノ規定ニ依リ當該贈与ニ付納付スヘキ相続税額ヨリ之ヲ控除ス

第十一条ノ四 相続人アルコト分明ナラサルトキ、又ハ相続人カ相続財産ニ付全ク処分ノ權能ナキトキハ、本法中相続人ニ關スル規定ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外、之ヲ相続財產管理人又ハ遺言執行者ニ適用ス

第十二条 相続人ハ相続開始ヲ知リタル日ヨリ二月以内ニ、相続税ヲ課セラルヘキ相続財産ノ目録並ニ相続財產ノ価額ニ加算セラルヘキ贈与ノ価額及相続財產ノ価額中ヨリ控除セラルヘキ金額ノ明細書ヲ政府ニ提出スヘシ
前項ノ期間ハ、遺言執行者又ハ相続財產管理人ニ付テハ就職ノ日ヨリ二月トス

被相続人又ハ相続人カ帝国内ニ住所ヲ有セサルトキハ、前二項ノ期間ハ六月トス

相続人確定シタルトキハ第一項ノ書類ヲ提出スルト同時ニ、又ハ其ノ確定ノ日ヨリ一月以内ニ相続人ノ相続關係ヲ記載シタル書面ヲ政府ニ提出スヘシ

第十三条ノ一 納稅義務者本法施行地ニ住所又ハ居所ヲ有セサルトキハ、前条ノ書類ノ提出、納稅其ノ他相続二關スル一切ノ事項ヲ處理セシムル為納稅管理人ニ定メ政府ニ申告スヘシ、本法施行地外ニ住所又ハ居所ヲ移サムトスルトキ亦同シ

第十四条中「戸籍吏」ヲ「市町村長」ニ、「収稅官厅」ヲ「稅務署長」ニ改メ、左ノ一項ヲ加フ

前項ノ規定ハ市制第六条又ハ第八十二条第三項ノ市ニ於テハ区長ニ、町村制ヲ施行セサル地ニ於テハ町村長ニ准スヘキモノニ之ヲ適用ス

第十五条ノ一 本法施行地ニ於テ生命保険（徵兵保険ヲ含ム、以下同シ）ノ保険金ヲ支払ヒタル者ハ、命令ノ定ムル所ニ依リ支払調査ヲ政府ニ提出スヘシ

前項ノ支払調書ヲ提出シタル者ニ対シテハ、命令ノ定ムル金額ヲ交付スルコトヲ得

第十二条ノ三 税務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキハ、被相続人、納稅義務者、納稅義務アリト認ム者、又ハ前条第一項ノ支払調書ヲ提出スル義務アル者ニ質問スルコトヲ得

第十二条ノ四 税務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキハ、被相続人、納稅義務者、若ハ納稅義務アリト認ムル者ニ金錢若ハ物品ヲ支払フ義務ヲ有スト認ムル者ニ対シ、又ハ被相続人、納稅義務者、若ハ納稅義務アリト認ムル者ヨリ金錢若ハ物品ノ支払ヲ受クル権利ヲ有スト認ムル者ニ対シ、其ノ金額、数量、価額、支払期日等ニ付質問スルコトヲ得

第十三条第二項中「相続人、遺言執行者又ハ相続財產管理人」ヲ「納稅義務者」ニ改メ、同条ニ左ノ一項ヲ加フ
本法施行地ニ住所又ハ居所ヲ有セサル納稅義務者、納稅管理人ノ申告ヲ為サルトキハ、前項ノ通知ハ公告ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得、此ノ場合ニ於テ公告ノ初日ヨリ七日ヲ経過シタルトキハ、其ノ通知アリタルモノト看做ス

第十四条中「相続人、遺言執行者又ハ相続財產管理人」ヲ「納稅義務者」ニ、「再審査」ヲ「審査」ニ、「三箇月」ヲ「三月」ニ改ム

第十六条・前条第一項ノ決定ニ対シ不服アル者ハ、訴願ヲ為シ又ハ行政裁判法ニ依リ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得
第十七条第一項及第三項ヲ左ノ如ク改ム

納稅義務者前項ノ規定ニ依リ年賦延納ヲ求メムトスルトキハ、第十三条ノ通知ヲ受ケタル後二十日以内ニ政府ニ申請スヘシ、但シ連帶納付ノ責アル納稅義務者ニ在リテハ、其ノ一人ヨリ申請スルヲ以テ足ル
納稅義務者帝国内ニ住所ヲ有セサルトキハ、前項ノ期間ハ之ヲ二月トス

第十八条中「相続人、遺言執行者又ハ相続財產管理人」ヲ「納稅義務者」ニ改ム

第十九条 削除

第二十条 削除

第二十二条中「遺言執行者又ハ相続財產管理人」ヲ削ル

第二十三条 左ニ掲タル場合ニ於テ贈与ノ価額カ千円以上ナルトキハ遺產相続開始シタルモノト看做シ、其ノ財產ノ価額ヲ課税價格トシテ本法ニ依リ相続税ヲ課ス、但シ本法施行地ニ住所ヲ有セサル者ノ為シタル贈与ニ在リテハ、本法施行地ニ在ル財產ニ付為シタルモノニ限ル

一 親族ニ贈与ヲ為シタルトキ

二 分家ヲ為スニ際シ若ハ分家ヲ為シタル後本家ノ戸主又ハ家族力分家ノ戸主又ハ家族ニ贈与ヲ為シタルトキ不動産又ハ船舶ノ贈与ニ付登録税ヲ納付シタルトキハ、命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ登録税額カ相続ニ因ル所有權ノ取得ニ付テノ登録税額ヲ超過スル金額ヲ前項ノ相続税額ヨリ控除ス

第一項ノ規定ニ依リ相続税ヲ課スル場合ニ於テハ第十条ノ規定ヲ適用セス

第二十三条ノ一 借託ニ因リ委託者カ他人ニ信託ノ利益ヲ受クヘキ権利ヲ有セシメタルトキハ、左ニ掲タル時ニ於テ信託ノ利益ヲ受クヘキ権利ヲ贈与シタルモノト看做ス、此ノ場合ニ於テ不動産又ハ船舶ノ信託ニ因ル所有權取得ノ登記ハ、前条第二項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ贈与ニ因ル所有權取得ノ登記ト看做ス

一 元本ノ利益ヲ受クヘキ権利ヲ有セシメタルトキハ受益者カ其ノ元本ヲ受ケタル時、但シ数回ニ之ヲ受クルトキハ最初ニ其ノ一部ヲ受ケタル時

二 受益ノ利益ヲ受クヘキ権利ヲ有セシメタルトキハ、受益者カ其ノ収益ヲ受ケタル時、但シ数回ニ之ヲ受クルトキハ最初ニ其ノ一部ヲ受ケタル時

前項ノ場合ニ於テ受益者不特定ナルトキ又ハ未タ存在セサルトキハ、委託者又ハ其ノ相続人ヲ受益者ト看做シ、受益者特定シ又ハ存在スルニ至リタル時ニ於テ新ニ信託アリタルモノト看做ス。

元本又ハ収益ノ受益者カ其ノ元本又ハ収益ノ全部又ハ一部ヲ受クル迄ハ、元本又ハ収益ノ利益ヲ受クヘキ権利ハ委託者又ハ其ノ相続人之ヲ有スルモノト看做ス。

信託ノ利益ヲ受クル時ノ委託者ト受益者トノ身分關係アリタルモノト看做ス。

ノ規定ヲ適用スル場合ニ於テハ信託ノ利益ヲ受クル時迄存続スルモノト看做ス。

第二十三条ノ三 生命保険契約ニシテ保険金受取人別保険契約者以外ノ者ナルトキハ、保険事故ノ生シタル時ニ於テ保険契約者カ保険金額ニ相当スル金額ヲ保険金受取人ニ贈与シタルモノト看做ス、但シ保険契約者ノ同一ナル保険契約ニ基キ同一事故ニ因リ同一人ノ受取ル保険金ノ合計額カ五千円ヲ超ユル場合ニ於ケル、其ノ超過額ニ相当スル金額ニ限ル。

前項ノ規定ハ第二条ノ三ノ規定ニ依リ保険金ヲ相続財産ト看做ス場合ニ付テハ之ヲ適用セス。
保険契約者以外ノ者カ現実ニ保険料ノ支払ヲ為スモノナルトキハ、其ノ者ヲ保険契約者ト看做シ第一項ノ規定ヲ適用スルコトヲ得。

前条第四項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ適用ス。
第二十三条ノ四 郵便年金契約ニシテ年金受取人カ年金契約者以外ノ者ナルトキハ、年金支払ノ事由發生シタル時ニ於テ、年金契約者カ当該郵便年金ノ価額ニ相当スル金額ヲ年金受取人ニ贈与シタルモノト看做ス、但シ年金契約者ノ同一ナル年金契約ニ基キ同一事由ニ因リ同一人ノ受取ル年金ノ価額ノ合計額カ五千円ヲ超ユル場合ニ於ケル、其ノ超過額ニ相当スル金額ニ限ル。

第二十三条ノ二 第四項及前条第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用ス。

第二十三条ノ五 死亡ニ因ル相続開始後一年内ニ於テ、相続人カ相続財産ニ付シタル贈与ニ付テハ第二十三条ノ規定ヲ適用セス、但シ自己ノ直系卑属ニ贈与シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ。

第二十四条ノ一 正當ノ事由ナクシテ第十二条ノ第一項ノ規定ニ依リ政府ニ提出スヘキ支払調書ヲ提出セス、又ハ虚偽ノ記載ヲ為シタル支払調書ヲ提出シタル者ハ千円以下ノ罰金ニ処ス。

前項ノ規定ニ依リ处罚セラレタル者ニ対シテハ、其ノ提出ニ係ル支払調書ニ付第十二条ノ第二項ノ規定ニ依ル金額ヲ交付セス。

第二十五条中「三百以上三十円以下ノ罰金又ハ科料」ヲ「五百円以下ノ罰金」ニ改ム。

第二十七条 被相続人カ朝鮮、台灣又ハ樺太ニ住所ヲ有シ、其ノ地ニ於ケル法令ニ依リ相続税ヲ課セラルヘキ相続カ、其ノ地ニ於テ開始シタル後五年又ハ七年以内ニ於テ更ニ本法施行地ニ於テ相続開始シタルトキハ第十条ノ規定ヲ適用ス。

第二十九条 朝鮮、台灣又ハ樺太ニ住所ヲ有スル者カ、本法施行地ニ在ル財産ニ付シタル贈与ニハ、第二十三条ノ規定ヲ適用セス。

第三十条 朝鮮、台灣又ハ樺太ニ於テ死亡ニ因リ相続開始シタル後、一年内ニ本法施行地ニ住所ヲ有スル相続人カ相続財産ニ付シタル贈与ニ付テハ、第二十三条ノ五ノ規定ヲ適用ス。

附 則

本法ハ昭和十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス、但シ本法施行前開始シタル相続ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル。

78、昭和13年3月 相続税法施行規則の改正

朕、相続税法施行規則中改正ノ件ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和十三年三月三十一日

内閣總理大臣 公爵 近衛 文麿

大蔵大臣

賀屋 興章

勅令第百九十五号（官報四月一日）

相続税法施行規則中左ノ通改正ス

第二条中「遺言執行人又ハ相続財産管理人」ヲ削リ、第一項第五号ヲ左ノ如ク改ム

五、被相続人力相続開始前一年内ニ贈与ヲ為シタルトキ（被相続人力相続税法施行地ニ住所ヲ有セサル場合ニ於テ

ハ、相続税法施行地ニ在ル財産ニ付贈与ヲ為シタル場合ニ限ル）ハ、其ノ財産ノ価額及受贈者ノ住所氏名

第一条ノ二 相続人アルコト分明ナラサルトキ、又ハ相続人力相続財産ニ付全額処分ノ權能ナキトキハ、本令中相続人ニ関スル規定ハ之ヲ相続財産管理人又ハ遺言執行人ニ適用ス

第二条ノ三 相続税ヲ課セラルヘキ相続開始シタル後五年又ハ七年以内ニ於テ更ニ相続開始シタルトキハ、相続開始

カ五年以内ナル場合ハ相続税額中前ノ相続額ニ対スル前ノ相続税ニ相当スル金額ヲ、七年以内ナル場合ハ其ノ半額ヲ免除ス、但シ前ノ相続額カ後ノ相続ニ於ケル課税価格ヲ超ユルトキハ、相続開始カ五年以内ナル場合ハ其ノ超過額ニ対スル前ノ相続税ニ相当スル金額、七年以内ナル場合ハ其ノ半額ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ場合ニ於テ後ノ相続カ財産ヲ留保シテ隠居又ハ入夫婚姻ヲ為シタル者ニ付開始シタルモノナルトキハ、前ノ相続額ヨリ其ノ隠居又ハ入夫婚姻ニ因リ開始シタル家督相続ニ於ケル課税価格ヲ控除シタル殘額ヲ以テ前ノ相続額トス

第三条ノ四 外國ニ在ル相続財産ニ付其ノ国ノ法令ニ依リ相続税ヲ課セラレタルトキハ、相続税法第十条ノ二ノ規定ニ依リ其ノ財産ノ価額ニ対スル分ノ相続税ヲ免除ス、但シ外國ニ在ル相続財産ノ価額ニ対スル分ノ相続税額カ當該財産ニ付其ノ国ノ法令ニ依リ課セラレタル相続税額ヲ超ユルトキハ、其ノ超過額ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ニ依ル免除ヲ受ケムトスル者ハ、相続税ノ課税価格決定前其ノ旨ヲ所轄税務署ニ申請スヘシ

前項ノ申請書ニハ外國ノ法令ニ依リ課セラレタル相続税額及課税ノ日ヲ記載シ、其ノ事実ヲ証スヘキ書類ヲ添付スヘシ

第一条ノ五 相続税法第二十三条第二項ノ規定ニ依ル控除ヲ受ケムトスル者ハ、相続税ノ課税価格決定前其ノ旨ヲ所轄税務署ニ申請スヘシ

前項ノ申請書ニハ贈与ノ登記ニ付登録税ヲ納付シタル不動産又ハ船舶ノ表示、納付シタル登録税額及登記ノ日、並ニ其ノ登記所名ヲ記載スヘシ

第三条中「相続人、遺言執行人又ハ相続財産管理人」ヲ「納稅義務者」ニ改ム

第四条及第五条中「再審査」ヲ「審査」ニ改ム

第六条中「又ハ北海道沖縄県ノ区」ヲ削ル

第十四条 削除

第十五条中「出願」ヲ「申請」ニ改ム

第二十二条ノ一 相続税法第十二条ノ一第一項ノ規定ニ依リ支払調書ヲ提出スル義務アル者ハ、毎月支払ヒタル生命保険（微兵保険ヲ含ム）ノ保険金三付、翌月十五日限支払調書ヲ所轄税務署ニ提出スヘシ

前項ノ支払調書ニハ各保険契約二付左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 保険ノ種類

二 保険金額

三 保険金受取人ノ住所氏名

四 保険契約者ノ住所氏名

五 被保険者ノ住所氏名

六 保険事故及其ノ生シタル日

第二十二条ノ三 前条ニ規定スル支払調書ヲ提出シタル者ニ対シテハ、其ノ請求ニ依リ一契約毎ニ一錢ノ割合ニ依リ計算シタル金額ヲ交付ス

前項ノ金額ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ支払調書提出後三十日以内ニ請求書ヲ所轄税務署ニ提出スヘシ

第二十三条中「遺言執行人又ハ相続財産管理人」ヲ削ル

第二十四条 納稅義務者納稅管理人ヲ定メタルトキハ、其ノ氏名及住所又ハ居所ヲ當該相続税ノ所轄税務署ニ申告ス

（シ）

第二十五条 朝鮮、台灣又ハ樺太ニ於ケル法令ニ依リ相続税ヲ課セラルヘキ相続ア、其ノ地ニ於テ開始シタル後五年又ハ七年以内ニ於テ更ニ相続税法施行地ニ於テ相続開始シタルトキハ、相続人ハ前ノ相続開始ノ際ニ於ケル相続財產ノ目録並ニ相続財產ノ価額ニ加算セラルヘキ贈与ノ価額、及相続財產ノ価額中ヨリ控除セラルヘキ金額ノ明細書ヲ、第一条第一項ノ書類ト共ニ提出スヘシ

第二十六条 第二条ノ三ノ規定ハ、朝鮮、台灣又ハ樺太ニ於ケル法令ニ依リ相続税ヲ課セラルヘキ相続ア、其ノ地ニ於テ開始シタル後五年又ハ七年以内ニ於テ更ニ相続税法施行地ニ於テ相続開始シタル場合ニ付之ヲ適用ス

本令ハ昭和十三年法律第四十七号施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス、但シ本令施行前開始シタル相続ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

〔法令全書〕

79、昭和13年6月 改正相続税法及同法施行規則取扱方

改正相続税法及同法施行規則ノ取扱方ノ件 昭和十三年六月一日 主秘第108号主税局長通牒

今般改正相続税法及同法施行規則ノ取扱方左記ノ通相定メ候事、右ニ依リ御取扱相成度、此段及通牒候也

一、法第三条文ハ第三条ノ二ノ規定ニ依リ、相続財產ノ価額ニ加算スヘキ贈与ニ付テモ法第二十二条ノ規定ヲ適用スルモノトズ、但シ相続財產ノ価額ニ加算シタル為受贈者ノ納付スヘキ税額カ法第二十二条ノ規定ヲ適用シタル場合

ノ税額ヲ超ユルトキハ、法第二十三条ノ規定ヲ適用セサルモ妨ケナシ

二、相続財産ノ価額ニ加算スヘキ贈与ノ価額ハ相続開始當時ノ現況ニ依ルモノナルヲ以テ、当該贈与ニ付法第二十三条ノ規定ニ依リ相続税ヲ課スル場合ノ課税價格ト異ルモ差支ナキモノトス
三、保険契約期間中ニ保険契約者ニ異動アリタル場合ハ、各自ノ現実ニ払込ミタル保険料（利益配当金ヲ控除セサルモノ）ノ割合ニ依リ按分シタル保険金額ヲ以テ、各自ノ契約シタル保険金額ト看做スモノトス、但シ保険契約者ノ相続人カ相続其ノ他ニ因リ保険契約ヲ承継シタル場合（相続人力保険金受取人ナル場合ヲ除ク）ハ原契約者カ引続キ保険契約者タルモノトシテ取扱フモノトス

四、保険契約者カ保険会社ニ対シ保険証券ヲ担保トスル債務ヲ有スル為、当該債務ヲ控除シテ保険金額ヲ支払フモノハ、其ノ控除残額ヲ以テ保険金額ト看做スモノトス

五、増加保険金又ハ割増保険金（保険契約者ニ対シ為スヘキ利益配当又ハ確定配当ノ支払二代ヘ、之ヲ保険料トシテ相当保険金額ヲ増額スル場合ノ其ノ増加額）ハ、法第二十三条ノ三又ハ法第二十三条ノ三ノ保険金ニ該当スルモノトス

六、保険事故生スルモ直ニ保険金ヲ支払ハス、其ノ後之ヲ分割シテ支払フモノ（年金生命保険）ト雖、保険事故ノ生シタルトキ課税スルモノトス

七、生命保険信託ニシテ受益者カ委託者以外ノモノ付テハ、左ノ通取扱フモノトス

（一）保険契約者カ信託ノ受託者ニシテ、保険金受取人力受益者ナル生命保険信託ニ付テハ、法第二十三条ノ二ノ規定ヲ適用セス、法第二十三条ノ三第三項又ハ法第二十三条ノ三第三項ノ規定ヲ適用シテ課税スルコト

（二）保険契約者及保険金受取人力信託ノ受託者ナル生命保険信託、又ハ保険契約者カ委託者、保険金受取人力受益者ナル生命保険信託ニシテ受託者ニ支払フモノニ付テハ、

託者ナル生命保険信託ニシテ、受託者カ保険金ノ支払ヲ受ケタルトキ直ニ之ヲ受益者ニ支払フモノニ付テハ、受益者ヲ保険金受取人ト看做シ前号ニ準シ課税スルコト

（三）前号ノ生命保険信託ニシテ受益者カ保険金ノ支払ヲ受クルモ直ニ之ヲ受益者ニ支払ハス、其ノ後尚信託ノ存続スルモノハ、保険事故ノ生シタルトキ受益者カ保険金ヲ受取リタルモノトシテ法第二十三条ノ三又ハ法第二十三条ノ三ノ規定ヲ適用スルコト

（四）法第二十三条ノ二第三項ノ規定ハ前各号ノ信託受益權ニヘ適用セサルコト、但シ前号ノ信託ニシテ受託者カ保険金ノ支払ヲ受ケタル後ノ受益權ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

八、左三掲クル払戻金等ハ所謂保険金ニ非サルモ、該払戻金ハ保険契約者ニ対シ為サルヘキ性質ノモノナルヲ以テ、契約者以外ノ者カ其ノ払戻ヲ受ケタルトキハ、払戻カ契約者ノ死亡ニ因ル場合ハ契約者ノ相続財産トシ、其ノ他ノ場合ハ契約者カ贈与ヲ為シタルモノトシテ取扱フモノトス

（二）毎年又ハ一定年毎ニ支払フヘキ利益配当ヲ会社ニ保留シ置キ、之ヲ保険事故ノ生シタルトキニ支払フ利益配当金

（一）保険契約ノ解除、失効又ハ無効ノ場合ノ払戻金

（三）微兵保険ノ被保険者カ入營、入団等ヲ為ササリシ場合、又ハ死亡シタル場合ノ払戻金

（四）生存保険（被保険者ノ生存ノミヲ保険事故トスルモノ）ノ被保険者カ死亡シタル場合ノ払戻金

九、法第二十三条ノ第一項ノ規定ハ、保険契約者ニ非サル被相続人力保険料ノ過半ヲ支払ヒタルコトノ明カナル場合ニ限り之ヲ適用スルモノトス

法第二十三条ノ二第三項及第二十三条ノ四第一項ノ規定ノ適用ニ付テモ前項ニ準スルモノトス

- 一〇、被相続人ノ死亡ニ因リ支給セラレタル退職手当、功労金等力相続人ト其ノ他ノ者トニ支給セラレタルトキハ、
法第三条ノ四ノ「五千円迄ノ金額」ハ各受給者ニ付其ノ受給額ニ按分シテ定ムルモノトス
- 一一、被相続人ノ死亡ニ因リ支給セラレタル退職手当、功労金等ニシテ、一口ノ金額カ五百円ニ満タサルモノハ強テ
課税価格三算入スルニ及ハサルモノトス
- 一二、香料、花輪代等ニ付テハ、税法第三条ノ四ノ規定ヲ適用ズヘカラサルハ勿論ナリト雖、其ノ金額相当多額ニシ
テ同条ノ給与タルノ實質ヲ有スルモノハ、名称ノ如何ニ拘ラス相続財産ニ加算シ課税スルモノトス
- 一三、税法第十条ノ三第一項ノ受遺者又ハ受贈者三付、同項ニ規定スル相続税納付ノ義務ノ生シタル後五年又ハ七年
以内ニ於テ更ニ相続開始シタルトキハ、税法第十条ノ規定ヲ適用スルモノトス
- 一四、改正法施行前外地ニ於テ相続税ヲ課セラレタル後、改正法施行後税法施行地ニ於テ更ニ相続開始シタル場合ニ
於テ、其ノ相続開始方前ノ相続開始後五年又ハ七年以内ナルトキハ、税法第十条ノ規定ヲ適用スルノ外同条ノ規定
ニ達シ外地ニ於テ納付シタル相続税ニ相当スル金額又ハ其ノ半額ヲ免除スルモノトス
- 一五、年賦延納ヲ許可スル場合ノ税金額百円以上ナリヤ否ノ判定ハ、相続人、受遺者又ハ相続財産ノ価額ニ加算シタ
ル贈与ヲ受ケタル者ノ各自納付スヘキ税金額ニ付之ヲ、為スモノトス
- 一六、年賦延納期間ヲ十年以内ニ延長シ得ル場合ノ不動産等ノ価額カ二分ノ一ヲ超ユルヤ否ノ判定ハ、相続人ニ付テ
ハ相続財産（遺贈財産ヲ除ク）ノ価額、受遺者又ハ相続財産ノ価額ニ加算シタル贈与ヲ受ケタル者ニ付テハ、遺贈
財産又ハ贈与財産ノ価額ニ付之ヲ、為スモノトス
- 一七、法第十条ノ免除額ノ計算ハ別表計算例ニ依ルモノトス
- 一八、法第十条ノ二ノ「外国ニ在ル相続財産ニ付其ノ国ノ法令ニ依リ課セラレタル相続税」トハ、其ノ国ノ国税タル
- 遺產税又ハ遺產取得税ヲ謂フモノニシテ、之ニ對スル地方税ハ含マサルモノトス
- 一九、施行規則第一条ノ四ノ規定ノ免除額計算ノ基礎トナルヘキ外国ノ相続税額ハ、相続開始ノ日ノ為替相場ニ依リ
換算シタル額ニ依ルモノトス
- 二〇、外国ニ在ル相続財産ニ付其ノ国ノ法令ニ依リ相続税ヲ課セラレタル事実アルトキハ、施行規則第一条ノ四第一
項ノ申請ヲ為サシメ、可成法第十条ノ二ノ免除ノ利益ヲ受ケシムル様取扱フモノトス
- 二一、法第十条ノ三ノ規定ニ依リ相続財産ノ価額ニ加算シタル贈与ヲ受ケタル者ノ納付スヘキ相続税額ヨリ控除スヘ
キ法第二十三条ノ税額ハ、同条第一項ノ控除ヲ受ケシタル残額ニ依ルモノトス
- 二二、改正法施行前法第二十三条ノ規定ニ依リ相続税ヲ課セラレタル贈与ト雖、改正法施行後ニ於ケル相続開始前
年内ニ為サレタルモノナルトキハ、之ヲ相続財産ノ価額ニ加算シ且ツ法第十条ノ三ノ規定ヲ適用スルモノトス
- 二三、法第十条ノ四ノ「相続人カ相続財産ニ付全ク处分ノ権能ナキトキ」トハ、包括名義ノ遺贈アルタル場合ヲ指称
スルモノナルヲ以テ、遺贈力特定名義ナル場合ハ相続財産目録等ノ申告ハ之ヲ相続人ヨリ為シムルモノトス
- 二四、法第十二条ノ二ノ規定ニ依ル生命保険金ノ支払調査ハ、本店又ハ主タル事務所ヨリ其ノ所在地ヲ管轄スル稅務
署ニ提出セシムルモノトス
- 二五、前項ノ支払調査ノ提出アリタルトキハ、適宜ノ様式ニ依リ資料箋ヲ調製シ、其ノ都度所得資料通報ノ例ニ準シ
通報スルモノトス
- 二六、簡易生命保険金支払高署ニ対シテハ、当分ノ内其ノ支払調査ヲ提出セシムルニ及ハサルモノトス
- 二七、課税価格ノ決定通知ハ相続人、受遺者又ハ相続財産ノ価額ニ加算シタル贈与ヲ受ケタル者ニ対シ各別ニ為スモ
ノトス、但シ共同相続人ニ対シテハ其ノ一人ニ対シ為スヲ以テ足ル

二八、課税価格ノ決定通知書ハ左記ニ依ルモノトス

(一) 相続人三対スル分ハ課税価格ノ総額ヲ記載シ、遺贈ノ価額及相続財産ノ価額ニ加算シタル贈与ノ価額ヲ各別

ニ内書きスルコト

(二) 受遺者又ハ相続財産ノ価額ニ加算シタル贈与ヲ受ケタル者ニ対スル分ハ、課税価格ノ総額ヲ記載スルト共ニ、当該受遺者又ハ受贈者ノ受遺額又ハ受贈額ヲ内書きスルコト

二九、納稅告書ノ発付ハ、相続人、受遺者又ハ相続財産ノ価額ニ加算シタル贈与ヲ受ケタル者ニ対シ各別ニ為スモノトス、但シ共同相続人ニ対シテハ共同相続人ノ負担スヘキ税金ノ総額ヲ記載シ、共同相続人ノ一人ニ対シ為スモノトス

三〇、受遺者又ハ相続財産ノ価額ニ加算シタル贈与ヲ受ケタル者(以下本納稅者ト称ス)相続税ヲ滞納シタルトキハ、連帶納付ノ責アル相続人(以下連帶納稅者ト称ス)ニ通知シテ其ノ税金ヲ納メシムモノトス

三一、前項ノ通知ハ連帶納稅者カ當該相続税ノ納付ヲ要スル事由ヲ記載シタル書面ニ納付書ヲ添付シテ之ヲ為スモノトス

三二、第二十項ノ通知ヲ受ケタル連帶納稅者税金ヲ完納セサルトキハ、本納稅者ニ対シ國稅徵收法第九条ノ規定ニ依ル督促ヲ為スモノトス

三三、前項ノ督促ヲ為スモ税金ヲ完納セサルトキハ、本納稅者又ハ連帶納稅者ニ対シ順次ニ又ハ同時ニ滞納処分ヲ行フヲ得ルモノトス、但シ滞納力年賦延納金ニ係ル場合ハ左ノ順序ニ依ルモノトス

(一) 担保物アルトキハ担保物ヲ以テ税金ニ充ツ

(二) 本納稅者ニ督促シテ納メシム

(三) 保証人アルトキハ保証人ニ通知シテ納メシム

(四) 保証人ニ督促シテ納メシム

(五) 本納稅者又ハ連帶納稅者ニ対シ滞納処分ヲ行フ

(六) 保証人ニ対シ滞納処分ヲ行フ

三四、法第二十三條第二項ノ登錄税ニハ、朝鮮、台灣又ハ樺太ニ於ケル登錄税ヲモ包含スルモノノトシテ取扱フモノトス

三五、不動產又ハ船舶ノ贈与ニ付充賣名義ヲ以テ登記シタルモノニ付テハ、法第二十三條第一項ノ規定ヲ適用セサルモノトス

三六、家屋ノ贈与ニシテ其ノ登記ヲ為サナルモノニ付テハ、法第二十三條第一項ノ規定ヲ適用セサルモノトス

三七、家屋ノ贈与ニシテ其ノ登記ヲ為サナルモノニ付テハ、法第二十三條第一項ノ規定ノ適用ナキモノトス、但シ一定ノ期限ヲ付シ贈与ノ登記ヲ為サシメタル後ニテ適用スルハ妨ケナシ

三八、不動產又ハ船舶ノ贈与ノ登記ニ付登錄税ヲ納付シタル事實アルトキハ、施行規則第二条ノ五ノ申請ヲ為サシメ、可成法第二十三條第二項ノ控除ノ利益ヲ受ケシム様取扱フモノトス

三九、法第二十三條ノ二ノ改正規定ハ、改正法施行前三為シタル信託(不動產又ハ船舶ノ信託ヲ含ム)ニ付テハ適用トス

ナキモノトス

四〇、元本受益権ト収益受益権ト同一人ニ有セシメタル信託ニ付テハ、大体左ノ通取扱フモノノトス

- (一) 元本ノ利益ヲ受クヘキ時及収益ノ利益ヲ受クヘキ時同一ナルモノハ一箇ノ贈与、其ノ異ルモノハ別箇ノ贈与ト看做スコト、但シ大部分ノ回ノ利益カ元本及収益ヨリ為ルモノハ一箇ノ贈与ト看做スコト

- (二) 前号ノ信託ニシテ各回又ハ或ル回ノ利益カ元本ノ利益ナリヤ、収益ノ利益ナリヤ明ナラサルモノハ、一箇ノ贈与ト看做スコト

四一、信託受益権ノ価額ハ、其ノ利益ヲ一時ニ受クルモノハ其ノ時ノ当該財産ノ価額、數回ニ分チ受クルモノハ各回ニ受クヘキ財産ノ価額ノ現価(其ノ財産ノ通常利回ニ依リ割引シタル現在価額)ニ依ルモノトス

四二、受益者カ信託財産タル不動産又ハ船舶ヲ數回ニ分チ受クルモノニ付、法第二十三条ノ二ノ規定ヲ適用スル場合ニ於テハ、同条第一項後段ノ規定ハ課税価格決定ノ時迄ニシタル登記ニ付テノミ適用アルモノトス

四三、受益者カ委託者ノ相続人ナル信託ニシテ、受益開始前委託者ニ相続開始シタル為法第二十三条ノ二第三項ノ規定三依リ、相続入カ当該信託ノ受益権ヲ有スルモノト看做サルニ至リタルモノニ付テハ、同条第一項ノ規定ヲ適用セサルモノトス

四四、受益者カ公共団体ナル信託又ハ信託法第六十六条ニ該当スル公益信託ニ付テハ、法第二十三条ノ二第三項ノ規定ヲ適用セサルモノトス

四五、貸付信託ニ付テハ、受益者カ元本又ハ収益ノ利益ヲ受ケタル時、信託会社ヨリ其ノ要旨ヲ報告セシムル等、適当ノ措置ヲ講シ課税済レナキヲ期スルモノトス

- 四六、郵便年金ノ価額ハ法第四条第一項第五号ノ終身定期金ニ關スル規定ヲ適用シテ評定スルモノトス
四七、法第二十三条ノ五ノ規定ハ、法第三十条ノ規定ニ依リ適用セラル場合ヲ除クノ外、税法施行地外ニ於テ相続開始シタル後急シタル贈与ニハ適用ナキモノトス
四八、法第二十三条ノ五ノ規定ハ、相続開始カ改正法施行前ニシテ贈与ノ時カ改正法施行後ノモノニ付テモ適用アルモノトス

相続税法第十条該当免除計算例

(税額ハ第一次ハ旧税率、第二次以下ハ新税率三依ル)
第一例 相続税ヲ課セラルヘキ相続開始後五年以内ニ一回相続開始シタル場合ノ(二)

| 区分 | 相続ノ種類 | 第一次相続開始ヨリノ期間 | 課税価格 | | 税額 | 免除税額 | 実際賦課税額 |
|-----|-------|--------------|---------|----------|---------|------|--------|
| | | | 家督相続 | 第二種 | | | |
| 第一次 | 四年 | 一 | 一一〇、〇〇〇 | 一、九九五、〇〇 | 一〇〇、〇〇〇 | 一 | 九九五、〇〇 |
| 第二次 | 同第一種 | 一 | 一七五、〇〇 | 一、九九五、〇〇 | 一七五、〇〇 | 一 | 一八〇、〇〇 |

備考

前ノ相続額ニ対スル前ノ相続税相当額ヲ免除スルモノトス

第二例 相続税ヲ課セラルヘキ相続開始後五年以内ニ一回相続開始シタル場合ノ(二)

| 区分 | 相続ノ種類 | 第一次相続開 | 課税価格 | 税額 | 免除税額 | 実際賦課税額 |
|-----|-------|--------|----------|-----------|----------|-----------|
| 第一次 | 家督相続 | 始ヨリノ期間 | 一一〇、〇〇〇円 | 一、九九五、〇〇銭 | 一 | 一、九九五、〇〇銭 |
| 第二次 | 第一種 | 同 | 四年 | 八〇、〇〇〇 | 一、八七五、〇〇 | 一、五九六、〇〇 |
| 第三次 | 第二種 | 同 | 四年 | 一一〇、〇〇〇 | 一、九二六、九二 | 一、二四八、〇八 |
| 第二次 | 家督相続 | 始ヨリノ期間 | 一一〇、〇〇〇円 | 一、八五五、〇〇 | 一 | 一、八五五、〇〇銭 |
| 第一次 | 第一種 | 同 | 四年 | 一〇〇、〇〇〇 | 一、九九五、〇〇 | 一、九九五、〇〇銭 |
| 区分 | 相続ノ種類 | 始ヨリノ期間 | 課税価格 | 税額 | 免除税額 | 実際賦課税額 |

備考

前ノ相続額又後ノ課税価格ヲ超ユルヲ以テ、其ノ超過額ニ対スル前ノ相続税相当額ニ付テハ之ヲ免除セス、結局前ノ相続税額ノ三分ノ八丈免除スルモノトス

第二例 相続税ヲ課セラルヘキ相続開始後五年以内ニ一回相続開始シタル場合ノ(三)

| 区分 | 相続ノ種類 | 第一次相続開 | 課税価格 | 税額 | 免除税額 | 実際賦課税額 |
|-----|-------|--------|----------|-----------|----------|-----------|
| 第一次 | 家督相続 | 始ヨリノ期間 | 一一〇、〇〇〇円 | 一、九九五、〇〇銭 | 一 | 一、九九五、〇〇銭 |
| 第二次 | 第一種 | 同 | 四年 | 八〇、〇〇〇 | 一、八七五、〇〇 | 一、五九六、〇〇 |
| 第三次 | 第二種 | 同 | 四年 | 一一〇、〇〇〇 | 一、九二六、九二 | 一、二四八、〇八 |
| 第二次 | 家督相続 | 始ヨリノ期間 | 一一〇、〇〇〇円 | 一、八五五、〇〇 | 一 | 一、八五五、〇〇銭 |
| 第一次 | 第一種 | 同 | 四年 | 一〇〇、〇〇〇 | 一、九九五、〇〇 | 一、九九五、〇〇銭 |
| 区分 | 相続ノ種類 | 始ヨリノ期間 | 課税価格 | 税額 | 免除税額 | 実際賦課税額 |

備考
前ノ相続額ハ一〇〇、〇〇〇円ナルヲ以テ、之ニ対スル前ノ相続税(按分計算)相当額ヲ免除スルモノトス

第四例 相続税ヲ課セラルヘキ相続開始後五年以内ニ一回相続開始シタル場合ノ(四)

| 区分 | 相続ノ種類 | 第一次相続開 | 課税価格 | 税額 | 免除税額 | 実際賦課税額 |
|-----|-------|--------|----------|-----------|----------|-----------|
| 第一次 | 家督相続 | 始ヨリノ期間 | 一一〇、〇〇〇円 | 一、九九五、〇〇銭 | 一 | 一、九九五、〇〇銭 |
| 第二次 | 第一種 | 同 | 四年 | 八〇、〇〇〇 | 一、八七五、〇〇 | 一、五九六、〇〇 |
| 第三次 | 第二種 | 同 | 四年 | 一一〇、〇〇〇 | 一、九二六、九二 | 一、二四八、〇八 |
| 第二次 | 家督相続 | 始ヨリノ期間 | 一一〇、〇〇〇円 | 一、八五五、〇〇 | 一 | 一、八五五、〇〇銭 |
| 第一次 | 第一種 | 同 | 四年 | 一〇〇、〇〇〇 | 一、九九五、〇〇 | 一、九九五、〇〇銭 |
| 区分 | 相続ノ種類 | 始ヨリノ期間 | 課税価格 | 税額 | 免除税額 | 実際賦課税額 |

備考
前ノ相続額ハ一〇〇、〇〇〇円ナルモ、後ノ課税価格ヲ超ユルヲ以テ、其ノ超過額ニ対スル前ノ相続税相当額ニ付テハ之ヲ免除セス、結局前ノ相続税額ノ三分ノ八丈免除スルモノトス

第五例 相続税ヲ課セラルヘキ相続開始後五年以内ニ一回相続開始シタル場合ノ(二)

| 区分 | 相続ノ種類 | 第一次相続開 | 課税価格 | 税額 | 免除税額 | 実際賦課税額 |
|-----|-------|--------|----------|-----------|----------|-----------|
| 第一次 | 家督相続 | 始ヨリノ期間 | 一一〇、〇〇〇円 | 一、九九五、〇〇銭 | 一 | 一、九九五、〇〇銭 |
| 第二次 | 第一種 | 同 | 四年 | 八〇、〇〇〇 | 一、八七五、〇〇 | 一、五九六、〇〇 |
| 第三次 | 第二種 | 同 | 四年 | 一一〇、〇〇〇 | 一、九二六、九二 | 一、二四八、〇八 |
| 第二次 | 家督相続 | 始ヨリノ期間 | 一一〇、〇〇〇円 | 一、八五五、〇〇 | 一 | 一、八五五、〇〇銭 |
| 第一次 | 第一種 | 同 | 四年 | 一〇〇、〇〇〇 | 一、九九五、〇〇 | 一、九九五、〇〇銭 |
| 区分 | 相続ノ種類 | 始ヨリノ期間 | 課税価格 | 税額 | 免除税額 | 実際賦課税額 |

備考
前ノ相続額ハ一〇〇、〇〇〇円ナルモ、後ノ課税価格ヲ超ユルヲ以テ、其ノ超過額ニ対スル前ノ相続税相当額ニ付テハ之ヲ免除セス、結局前ノ相続税額ノ三分ノ八丈免除スルモノトス

備考

一、第二次相続ノ免除額ハ第一例三同シ

二、第三次ノ相続ハ第一次相続及第二次相続三対シ何レモ五年以内ナルヲ以テ、第一次ノ相続税額ト第二次ノ相続税額(実際賦課税額)ノ合計額ニ相当スル金額ヲ免除スルモノトス

第六例 相続税ヲ課セラルヘキ相続開始後五年以内三回相続開始シタル場合(二)

| 区分 | 相続ノ種類 察督相続 第二種 | 始 ヨリ ノ 期 間 | 課税価格 | 税 額 | 免 除 税 額 | 実 際 賦 課 税 額 |
|-----|----------------------|------------------------|-----------|------------|------------------|----------------------------|
| 第一次 | | 一 | 100,000 円 | 1,995,00 銭 | 1,995,00 銭 | 1,995,00 銭 |
| 第二次 | 同 家督相続 第二種 | 二年 | 80,000 円 | 1,875,00 銭 | 1,596,00 銭 | 379,00 銭 |
| 第三次 | 同 第一種 | 四年 | 90,000 円 | 2,375,00 銭 | 2,074,50 銭 | 300,50 銭 |

備考

一、第二次相続ノ免除額ハ第一例三同シ

二、第三次相続ノ免除額ハ(イ)第一次ノ相続額又第三次ノ課税価格ヲ超ユルヲ以テ、第一次ノ相続税ノ十分ノ

九ト、(ロ)第二次ノ相続税額(実際賦課税額)トノ合計額ニ相当スル金額トス

第七例 相続税ヲ課セラルヘキ相続開始後七年以内三回相続開始シタル場合(一)

| 区分 | 相続ノ種類 第一種 | 開始ヨリノ期間 | 課税価格 | 税 額 | 免 除 税 額 | 実 際 賦 課 税 額 |
|-----|------------------|---------|-----------|------------|------------------|----------------------------|
| 第一次 | | 六年 | 100,000 円 | 1,605,00 銭 | 1,605,00 銭 | 1,605,00 銭 |
| 第二次 | 同 家督相続 第一種 | 六年 | 120,000 円 | 1,750,00 銭 | 1,401,50 銭 | 348,50 銭 |
| 第三次 | 同 第一種 | 六年 | 130,000 円 | 1,875,00 銭 | 1,537,50 銭 | 337,50 銭 |

備考

前ノ相続税ヲ課セラルヘキ相続開始後七年以内三回相続開始シタル場合ノ(一)

第八例 相続税ヲ課セラルヘキ相続開始後七年以内三回相続開始シタル場合ノ(二)

| 区分 | 相続ノ種類 第一種 | 開始ヨリノ期間 | 課税価格 | 税 額 | 免 除 税 額 | 実 際 賦 課 税 額 |
|-----|------------------|---------|-----------|------------|------------------|----------------------------|
| 第一次 | | 六年 | 100,000 円 | 1,605,00 銭 | 1,605,00 銭 | 1,605,00 銭 |
| 第二次 | 同 家督相続 第一種 | 八年 | 120,000 円 | 1,605,00 銭 | 1,605,00 銭 | 1,605,00 銭 |
| 第三次 | 同 第一種 | 八年 | 130,000 円 | 1,605,00 銭 | 1,605,00 銭 | 1,605,00 銭 |

備考

前ノ相続額又後ノ課税価格ヲ超ユルヲ以テ、其ノ超過額三対スル前ノ相続税相当額ノ半額ニ付テハ免除セズ、結局前ノ相続税額ノ十分ノ八ニ相当スル金額ノ半額ヲ免除スルモノトス

第九例 相続税ヲ課セラルヘキ相続開始後五年以内三回、七年以内三回相続開始シタル場合

| 区分 | 相続ノ種類 | 第一次ヨリノ期間 | 課税価格 | 税額 | | 免除税額 | 実際賦課税額 |
|-----|-------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | | | | 第一次 | 第二次 | | |
| 第三次 | 同 | 同第一種 | 四年 | 一、九九五、〇〇 | 一〇〇、〇〇〇 | 一、九九五、〇〇 | 一、九九五、〇〇 |
| | | 六年 | 一三〇、〇〇〇 | 四、一七五、〇〇 | 一一〇、〇〇〇 | 二、一八〇、〇〇 | 二、一八〇、〇〇 |
| | | | 四、八二五、〇〇 | 一、九九五、〇〇 | 一、九九七、五〇 | 一、六四七、五〇 | 一、六四七、五〇 |
| | | | 半額 | 二、一八〇、〇〇 | 二、一八〇、〇〇 | | |

備考

一、第二次相続ノ免除額ハ第一例三回シ

二、第三次ノ相続ハ税法第十一条第一項ト第二項トヲ同時ニ適用スヘキモノニシテ、第一次ノ相続税ノ半額ト第二次ノ相続税（実際賦課税額）全額ヲ免除スルモノトス

第十例 相続税ヲ課セラルヘキ相続開始後五年以内ニ留保財産ナ遺産相続ノ目的トナリタル場合

| 区分 | 相続ノ種類 | 第一次ヨリノ期間 | 課税価格 | 税額 | | 免除税額 | 実際賦課税額 |
|-----|-------|----------|--------|----------|----------|----------|----------|
| | | | | 第一次 | 第二次 | | |
| 第一次 | 家督相続 | 同 | 五年 | 一〇〇、〇〇〇 | 一、六〇五、〇〇 | 一、六〇五、〇〇 | 一、六〇五、〇〇 |
| 第二次 | 遺産相続 | 同 | 三年 | 七〇、〇〇〇 | 一、三七五、〇〇 | 一、一三五、五〇 | 一、一三五、五〇 |
| | | 七年 | 七〇、〇〇〇 | 三、三三三、〇〇 | 四八一、五〇 | 二、八五一、五〇 | 二、八五一、五〇 |

備考

一、第二次ノ家督相続ニ対スル免除額ハ第一例三準シ計算シタル額トス

二、第二次ノ遺産相続ニ対スル免除額ハ、前ノ相続額ヨリ第二次家督相続ノ課税価格ヲ控除シタル残額（三〇〇〇円）ニ対スル前ノ相続税額相当額トス

第十一例 相続財産三加算セラルヘキ贈与(動産)ヲ受ケタル者ニ付 受贈ノ日ヨリ五年以内ニ一回相続開始シタル場合(全部新税率、以下同シ)

| 区分 | 相続ノ種類 | 第一次相続期間 | 課税価格 | 税額 | 免除税額 | 実際賦課税額 |
|------------|----------------------------|--|--|--|--|--|
| | | 第一次ヨリ前一年内 | 第一次ヨリ四年 | | | |
| 第一次 第二次 | 贈与 遺産相続 | 七〇、〇〇〇円 一〇、〇〇〇円 六、七九二、〇〇〇円 二、二一〇、七五〇円 | 七〇、〇〇〇円 一〇、〇〇〇円 一、一〇、一四五、〇〇〇円 一、一〇、一四五、七五〇円 | 三、三三三、〇〇〇円 一、一〇、一四五、七五〇円 一、一〇、一四五、七五〇円 一、一〇、一四五、七五〇円 | 三、三三三、〇〇〇円 一、一〇、一四五、七五〇円 一、一〇、一四五、七五〇円 一、一〇、一四五、七五〇円 | 三、三三三、〇〇〇円 一、一〇、一四五、七五〇円 一、一〇、一四五、七五〇円 一、一〇、一四五、七五〇円 |
| | 家督相続 第一種 遺産相続 第一種 | 一〇〇、〇〇〇円 六、三三三、〇〇〇円 三、三三三、〇〇〇円 二、二一〇、七五〇円 | 一〇〇、〇〇〇円 六、三三三、〇〇〇円 三、三三三、〇〇〇円 二、二一〇、七五〇円 | 一、一〇、一四五、七五〇円 一、一〇、一四五、七五〇円 一、一〇、一四五、七五〇円 一、一〇、一四五、七五〇円 | 一、一〇、一四五、七五〇円 一、一〇、一四五、七五〇円 一、一〇、一四五、七五〇円 一、一〇、一四五、七五〇円 | 一、一〇、一四五、七五〇円 一、一〇、一四五、七五〇円 一、一〇、一四五、七五〇円 一、一〇、一四五、七五〇円 |

備考

- 一、第一次相続(贈与ノ価格ヲ加算シタル相続)ヘトキノ受贈者ノ税額(内書)ハ課税価格100,000円ニ
対スル税額ノ二十分ノセニシテ、免除額ハ当該贈与ニ付遺産相続開始ト看做シテ課税シタルトキノ税額ニ相当
スル金額トス
- 二、第二次相続(受贈者ニ付更ニ相続開始シタルモノ)ノ免除額ハ、贈与ニ付スル税額三、三三三円又相続財産
ニ加算シタル為ノ実際賦課額110円七五錢トノ合計三、五四三円七五錢トス

第十一例 前例ノ者ニ付受贈ノ日ヨリ七年以内ニシテ加算セラルヘキ相続開始ノ日ヨリ五年以内ニ一回相続開始シタル場合ノ例

| 区分 | 相続ノ種類 | 第一次相続開始 前一年内 | 課税価格 | 税額 | 免除税額 | 実際賦課税額 |
|------------|---|-----------------|--|--|---|---|
| | | | | | | |
| 第一次 第二次 | 贈与 遺産相続 第二種 家督相続 第一種 遺産相続 第一種 | 一 五年 | 一〇〇、〇〇〇円 内加算 一〇〇、〇〇〇円 一〇〇、〇〇〇円 六、三三三、〇〇〇円 三、三三三、〇〇〇円 二、二一〇、七五〇円 | 一〇〇、〇〇〇円 内加算 一〇〇、〇〇〇円 一〇〇、〇〇〇円 六、三三三、〇〇〇円 三、三三三、〇〇〇円 二、二一〇、七五〇円 | 三、三三三、〇〇〇円 内加算 一〇〇、〇〇〇円 一〇〇、〇〇〇円 六、三三三、〇〇〇円 三、三三三、〇〇〇円 二、二一〇、七五〇円 | 三、三三三、〇〇〇円 内加算 一〇〇、〇〇〇円 一〇〇、〇〇〇円 六、三三三、〇〇〇円 三、三三三、〇〇〇円 二、二一〇、七五〇円 |
| | | | 一〇〇、〇〇〇円 内加算 一〇〇、〇〇〇円 一〇〇、〇〇〇円 六、三三三、〇〇〇円 三、三三三、〇〇〇円 二、二一〇、七五〇円 | 一〇〇、〇〇〇円 内加算 一〇〇、〇〇〇円 一〇〇、〇〇〇円 六、三三三、〇〇〇円 三、三三三、〇〇〇円 二、二一〇、七五〇円 | 一、一〇、一四五、七五〇円 内加算 一〇〇、〇〇〇円 一、一〇、一四五、七五〇円 内加算 一〇〇、〇〇〇円 一、一〇、一四五、七五〇円 内加算 一〇〇、〇〇〇円 | 一、一〇、一四五、七五〇円 内加算 一〇〇、〇〇〇円 一、一〇、一四五、七五〇円 内加算 一〇〇、〇〇〇円 一、一〇、一四五、七五〇円 内加算 一〇〇、〇〇〇円 |

備考

- 一、第一次相続ニ付テハ前例三同シ
- 二、第二次相続ニ付テハ、贈与ノ日ニ對シテヘ七年以内ナルヲ以テ其ノ税額ノ半額ニ相当スル額ヲ免除シ、相続
財産ニ加算セラルヘキ相続開始ノ日ヨリハ五年以内ナルヲ以テ、加算シタル為ノ実際賦課額ノ全額ニ相当スル
額ヲ免除スルモノトス

第十三例 相続財産三加算セラルヘキ贈与(不動産)ヲ受ケタル者ニ付、受贈ノ日ヨリ五年以内ニ一回相続開始シタル場合

| 区分 | 相続ノ種類 (登録税) 遺産相続 第一種 遺産相続 第一種 | 始第一次相続開 前一年内 内加算 四年 | 第一次相続開 課税価格 | 税額 | 免除額 | 実際賦課税額 |
|-----|--|------------------------------|--|--|--|--|
| | | | 一 二 三 四 | 一 二 三 四 | 一 二 三 四 | 一 二 三 四 |
| 第一次 | 家督相続 第一種 | 一 一 一 一 | 七〇〇〇〇〇 七〇〇〇〇〇 一〇〇〇〇〇〇 一〇〇〇〇〇〇 | 一八〇〇〇〇〇 一八〇〇〇〇〇 一一五〇〇〇〇〇 一一五〇〇〇〇〇 | 一四五〇〇〇〇〇 一四五〇〇〇〇〇 八八三〇〇〇〇〇 八八三〇〇〇〇〇 | 八〇〇〇〇〇〇〇 八〇〇〇〇〇〇〇 九〇〇〇〇〇〇〇〇 九〇〇〇〇〇〇〇〇 |
| 第二次 | 遺産相続 第一種 | 一 一 一 一 | 一〇〇〇〇〇〇〇 一〇〇〇〇〇〇〇 六三三三三〇〇〇〇 六三三三三〇〇〇〇 | 一〇〇〇〇〇〇〇〇 一〇〇〇〇〇〇〇〇 五四三〇七五〇〇〇〇 五四三〇七五〇〇〇〇 | 五四三〇七五〇〇〇〇〇 五四三〇七五〇〇〇〇〇 二七八九二五〇〇〇〇〇 二七八九二五〇〇〇〇〇 | 五四三〇七五〇〇〇〇〇〇 五四三〇七五〇〇〇〇〇〇 二七八九二五〇〇〇〇〇〇〇 二七八九二五〇〇〇〇〇〇〇 |

備考

一、贈与三対スル控除額(法第二十三条第三項)ハ、登録税額ヨリ相続ニ因ル場合ノ登録税相当額三五〇円ヲ控除シタル残額トス

二、第一次相続ノ免除額ハ、遺産相続開始ト看做シテ課税シタルトキノ実際賦課税額ニ相当スル額トス

三、第一次相続ノ免除額ハ、贈与三対スル実際賦課税額八八三円ト相続財産三加算シタル為ノ実際賦課税額二、六六〇円七五錢トノ合計三、五四三円七五錢トス

(平12 仙台 183-1)

80、昭和13年6月 改正相続税法及同法施行規則取扱方通牒

直秘第六〇号

昭和十三年六月七日

仙台税務監督局長印

税務署長殿

本月一日付主秘第一〇八号ヲ以テ今般改正相成候相続税法及同法施行規則ノ取扱方三關シ、大藏省主税局長ヨリ通牒有之候處、其ノ内容ハ過般開催ノ審議會議ニ於テ配付シタル、「昭和十三年新税法取扱方通牒(未定稿)六改正相続税法取扱方通牒(未定稿)」ト、別紙変更ノ分ヲ除キ全然同一ニ付、右ニ依り取扱相成度右通牒候也

第四項中但書ヲ削ハ

第六項ヲ左ノ如ク改ム

保険事故生スルモ直三保険金ヲ支払ハス、其ノ後之ヲ分割シテ支払フモノ(年金生命保険)ト雖モ、保険事故ノ生シタルトキニ課税スルモノトス

第七項ヲ削ル

第八項ヲ第七項トシ、且本文及第二号ヲ左ノ如ク改メ、第四号ヲ削ル

生命保険信託ニシテ受益者カ委託者以外ノモノニ付テハ、左ノ通取扱フモノトス

(三)前号ノ生命保険信託ニシテ受託者カ保険金ノ支払ヲ受クルモ、直三之ヲ受益者ニ支払ハス、其ノ後同信託ノ

存続スルモノハ、保険事故ノ生シタルトキ受益者ハ保険金ヲ受取リタルモノトシテ、法第三条ノ三又ハ法第二十三条ノ三ノ規定ヲ適用スルコト

第九項ヲ第八項トス

第十項ヲ第九項トシ、且左ノ如ク改ム

法第三条ノ三第二項ノ規定ハ、保険契約者ニ非サル被相続人力保険料ノ過半ヲ支払ヒタルコトノ明カナル場合ニ限リ之ヲ適用スルモノトス

法第二十三条ノ三第三項及第二十三条ノ四第一項ノ規定ノ適用ニ付テモ前項ニ準スルモノトス

第一項ヲ第一〇項トシ、以下第二五項迄順次線下ク

二五 前項ノ支払調書ノ提出アリタルトキハ適宜ノ様式ニ依リ資料箋ヲ調製シ、其ノ都度所得資料通報ノ例ニ準シ通報スルモノトス

第四二項中「但書」ヲ「後段」ニ改ム

第四四項ヲ左ノ如ク改ム

受益者カ公共団体ナル信託、又ハ信託法第六十六条ニ該当スル公益信託ニ付テハ、法第二十三条ノ二第三項ノ規定ヲ適用セサルモノトス

(昭61 仙台 71)

81、昭和14年1月 相続税法第十二条報告方

直第一二号

昭和十四年一月九日

税務署長殿

東京税務監督局長

相続税法第十二条ノ報告方ニ関スル件

今回ノ事変ニ因リ戦死シタル軍人、軍属ノ相続税法第十二条報告書ノ相続開始原因ノ記載ニ關シ、別紙ノ連主税局長ヨリ通牒有之候条、留意ノ上報告書ノ整理並ニ取扱ヒ上遺憾ナキヲ期セラレ度
右及通牒候也

戦税第四七六〇号

昭和十三年十一月二十七日

主税局長 大矢半次郎 印

東京税務監督局長 中村重喜殿

相続税法第十二条ノ報告方ニ関スル件

今回ノ事変ニ因リ戦死シタル軍人又ハ軍属ノ死亡届書ヲ市町村長カ受理シタル場合ニ於ケル、相続税法第十二条ノ規定ニ依ル報告書ニハ、其ノ相続開始原因ヲ「戦死」ト表示スルコトニ、札幌税務監督局長ヨリ札幌控訴院長ニ協議候

處、今般司法省民事局長ヨリ別紙ノ通各地方裁判所長ニ通牒相成タル趣、札幌稅務監督局長ヨリ申報有之候ニ付、御参考迄ニ此段及通牒候也

追而、民事局長通牒中ノ「戦死」ニハ、戦争ノ為受ケタル傷痍疾病ニ起因シ死亡シタルモノハ之ヲ包含セサル義ニ付、右戦傷病死者ニ付テハ別ニ相当御調査ノ上非課稅処理ヲ要スルモノト御了知相成度

司法省民事局民事甲第一三九九号

昭和十三年十二月十日

司法省民事局長 大森洪太

地方裁判所長（除東京刑事）御中

相続稅法第十二条ノ報告方三閑スル件

戦死シタル軍人又ハ軍属ニ付死亡報告ヲ受理シタル場合ニ於テ、相続稅法第十二条ノ規定ニ依リ税務署長ニ對シ為スヘキ報告ニハ、其ノ相続開始原因ハ之ヲ「戦死」ト表示スルコトニ致度候矣、貴管下市町村長ニ對シ可然御通達相成度、此段及通牒候也

（昭66 東京 2149）

82、昭和15年3月 相続稅法の改正

朕、帝国議会ノ協賛ヲ経タル相続稅法中改正法律ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和十五年三月二十九日

内閣總理大臣 米内 光政

大蔵大臣 横内 幸雄

法律第二十九号（官報号外）

相続稅法中左ノ通改正ス

第五条ノ一 本法施行地ニ住所ヲ有スル者ノ死亡ニ因ル家督相続ニシテ、其ノ課稅価格五万円以下ノモノニ付テハ、命令ノ定ムル所ニ依リ課稅価格ヨリ相続開始當時ノ被相続人ノ同居家族中年齢十八歳未満若ヘ六十歳以上、又ハ不具廢疾ノ者一人ニ付千円ヲ控除ス

本法施行地ニ住所ヲ有スル者ノ死亡ニ因ル遺產相続ニシテ、其ノ課稅価格三万円以下ノモノニ付テハ、命令ノ定ムル所ニ依リ課稅価格ヨリ相続開始當時被相続人ノ親權ニ服シ、且被相続人ト同居スル子ノ中年齢十八歳未満又ハ不具廢疾ノ者一人ニ付千円ヲ控除ス

前二項ノ規定ニ依リ控除スヘキ金額ハ、課稅價格ヨリ遺贈ノ価額及第三条ノ規定ニ依リ相続財產ノ価額ニ加ヘタル贈与ノ価額ヲ控除シタル残額ニ相當スル金額ヲ超ユルコトナシ

第一項及第二項ニ規定スル不具廢疾者ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六条中「相続税ヲ課セス」ノ下ニ、前条ノ規定ニ依ル控除ヲ為シタル為、課税価格方家督相続ニ在リテハ五千円、

遺産相続ニ在リテハ一千円ニ満タサルニ至リタルトキ亦同シ」ヲ加フ

第八条第一項ヲ左ノ如ク改ム

相続税ハ課税価格ヲ左ノ各級ニ区分シ、其ノ各区分ニ對シ相続人ノ種類ニ従ヒ遞次ニ各税率ヲ適用シテ之ヲ課ス

| 家督 相続 | 税 率 | 課税価格 相続人 ルトキ | 課税価格 相続人 ルトキ |
|-----------|--------|--------------------|--------------------|
| 一万円以下ノ金額 | 千分ノ十 | 一万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ十五 |
| 一万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ九十五 | 二万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ二十 |
| 二万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ一十五 | 三万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ二十五 |
| 三万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ三十 | 四万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ四十 |
| 四万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ五十 | 五万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ五十五 |

| | | | |
|------------|---------|---------|----------|
| 七万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ七十 | 千分ノ九十 | 千分ノ百二十 |
| 十万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ九十 | 千分ノ百十 | 千分ノ百五十 |
| 十五万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ百十 | 千分ノ百三十 | 千分ノ一百八十 |
| 二十万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ百五十 | 千分ノ百五十 | 千分ノ一百八十 |
| 三十万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ百五十 | 千分ノ百七十 | 千分ノ一百四十 |
| 四十万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ百七十 | 千分ノ百九十 | 千分ノ一百四十 |
| 五十万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ百九十 | 千分ノ一百五十 | 千分ノ一百八十 |
| 七十万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ二百七十 | 千分ノ二百八十 | 千分ノ二百七十 |
| 百万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ二百七十 | 千分ノ三百六十 | 千分ノ三百三十 |
| 二百万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ三百六十 | 千分ノ三百九十 | 千分ノ三百六十五 |
| 三百万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ三百七十 | 千分ノ三百七十 | 千分ノ三百七十 |
| 五百万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ三百三十 | 千分ノ三百三十 | 千分ノ三百三十 |

| 課 税 価 格 | 税 率 |
|------------|-----------------|
| 五千円以下ノ金額 | 相続人アルトキ直系卑属ナルトキ |
| 五千円ヲ超ユル金額 | 千分ノ二十 |
| 一万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ三十 |
| 二万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ四十 |
| 三万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ六十 |
| 四万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ八十 |
| 五万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ五十 |
| 七万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ九十 |
| 十万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ七十 |
| 十五万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ八十 |
| 二十万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ九十 |
| 三十万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ八十 |

| | |
|------------|---------|
| 四十万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ二百七十 |
| 五十万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ三百 |
| 七十万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ三百二十 |
| 百万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ三百七十 |
| 二百万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ四百十 |
| 三百万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ四百五十 |
| 五百万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ四百九十 |

| | |
|---------|---------|
| 千分ノ三百 | 千分ノ三百三十 |
| 千分ノ三百三十 | 千分ノ三百六十 |
| 千分ノ三百七十 | 千分ノ三百九十 |
| 千分ノ四百 | 千分ノ四百三十 |
| 千分ノ四百四十 | 千分ノ四百七十 |
| 千分ノ四百八十 | 千分ノ五百十 |
| 千分ノ五百二十 | 千分ノ五百五十 |

第十一条第一項中「五年以内」ヲ「七年以内」ニ、同条第二項中「七年以内」ヲ「十年以内」ニ改ム
 第十二条ノ三 税務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキハ、第十二条ノ二第一項ノ支払調査ヲ提出スル義務アル者ニ質問ス
 三質問スルコトヲ得
 第十二条ノ四第三項トシテ左ノ一項ヲ加フ
 税務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキハ、第十二条ノ二第一項ノ支払調査ヲ提出スル義務アル者ニ質問ス
 ルコトヲ得

第十七条第二項中「前項」ヲ「前一項」ニ改メ、同条第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ
 相続税ヲ課スヘキ相続財産ノ価額中、不動産及不動産ノ上ニ存スル権利、並ニ信託財産タル不動産ノ元本ノ利益ヲ
 受クヘキ権利ノ価額ノ合計額又、相続財産ノ価額ノ二分ノ一ヲ超ユルトキハ、前項但書ノ期間ハ之ヲ十年以内トス

第一十三条第一項中「超過スル金額ヲ」ハ下ニ「第一項又ハ」ヲ、同条第三項中「第一項」ノ下ニ「又ハ第二項」ヲ加ヘ、同条第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ場合ニ於テ贈与前三年以内ニ同一人ニ二対シ為シタル贈与（朝鮮、台灣又ハ樺太三住所ヲ有シタル當時為シタル贈与ヲ含ム）ニシテ価額百円以上ノモノアルトキハ、其ノ贈与ノ価額ヲ前項ノ贈与ノ価額三加算シ得タル金額二対シ、第八条ノ税率ヲ適用シテ算出シタル金額ヨリ加算シタル贈与ノ価額（二以上ノ贈与アルトキハ其ノ価額ノ合計額）ニ対シ、同条ノ税率ヲ適用シテ算出シタル金額ヲ控除シタル金額ヲ以テ其ノ税額トス
第十四条ノ三 第十二条ノ四ノ規定ニ依ル税務署長又ハ其ノ代理官ノ質問ニ対シ答弁ヲ為サヌ、又ハ虚偽ノ陳述ヲ為シタル者ハ百円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

附 則

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前開始シタル相続ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル、但シ第八条ノ改正規定ハ隱居ニ因リ開始シタル家督相続ニ在リテハ昭和十五年一月一日以後ニ開始シタルモノ、第二十三条第一項ニ規定スル贈与ニ在リテハ同日以後ニ為シタルモノニ付之ヲ適用シ、第二十三条ノ改正規定ハ同日以後ニ為シタル贈与ニ付之ヲ適用ス

〔法令全般〕

83、昭和15年3月 相続税法施行規則の改正

朕、相続税法施行規則中改正ノ件ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和十五年三月三十一日

内閣總理大臣 米内光政

大藏大臣 横内幸雄

勅令第二十九号（官報号外）

相続税法施行規則中左ノ通改正ス

第一条ノ三ヲ第一条ノ五トシ、同条中「五年」ヲ「七年」ニ、「七年」ヲ「十年」ニ改ム

第一条ノ三 相続税法第五条ノ二ニ規定スル不具廢疾者ハ、心神喪失ノ常況ニ在ル者、聾者、啞者、盲者、其他重大ナル傷痍ヲ受ケ、又ハ不治ノ疾患ニ罹リ常ニ介護ヲ要スル者ヲ謂フ

第二条ノ四ヲ第二条ノ六トス

第二条ノ四 相続税法第五条ノ二第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル控除ヲ受ケムトスル者ハ、相続税ノ課税価格決定前其ノ旨ヲ所轄税務署ニ申請スヘシ

前項ノ申請書ニ八年齢十八歳未満者ハ六十歳以上、又ハ不具廢疾ノ者ノ氏名、生年月日、職業、被相続人トノ統柄、不具廢疾ノ事実及控除金額ヲ記載スヘシ

税務署長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ、前二項ノ規定ニ依ル申請ヲ為シタル者ニ対シ、戸籍ノ謄本若ハ抄本又ハ

医師ノ診断書、其ノ他必要ナル書類ノ提出ヲ命スルコトヲ得

第一条ノ五ヲ第二条ノ七トシ、同条中「第一十三条第二項」ヲ「第二十三条第三項」ニ改ム

第二十六条中「第二条ノ三」ヲ「第二条ノ五」ニ改ム

附 則

本令ハ昭和十五年法律第二十九号施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス、但シ本令施行前開始シタル相続ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

『法令全書』

84、昭和15年6月 改正相続税法取扱方

直一第五九号

昭和十五年六月五日

東京税務監督局長印

税務署長 殿

改正相続税法ノ取扱方ニ關スル件

今般改正相成候相続税法及同法施行規則取扱方ニ關シ、主税局長ヨリ別紙ノ通牒有之候ニ付、右趣旨ニ依リ取扱相成度

右及通牒候也

蔵税第三二二号

昭和十五年五月卅一日

東京税務監督局長 中村重喜殿

改正相続税法ノ取扱方ニ關スル件

改正相続税法及同法施行規則ノ施行ニ關シテハ、左記ニ依リ取扱相成度、此段及通牒候也

- 一 法第五条ノ二ノ規定ニ依リ扶養家族トシテ控除シ得ル者ハ、相続開始當時被相続人ト同居スル家族、又ハ被相続人ノ親権ニ服シ且同居スル子ニ限ルモノナルモ、同居者ナリヤ否ヤノ認定ハ所得税取扱ノ例ニ準ズベキモノトス
- 二 民法第八百九十七条ノ規定ニ依リ父ガ親権ノ一部ヲ喪失シタル為家ニ在ル母ガ之ヲ行フ場合ニ於テ、其ノ母ニ付死亡ニ因ル遺産相続開始スルモ、法第五条ノ二第一項ノ規定ノ適用ナキモノトス
- 三 外國ノ法律ニ依リ開始シタル相続ニ關シテハ、法第五条ノ二第一項ノ規定ヲ適用セズ、同条第一項ノ規定ヲ適用スルモノトス

- 四 施行規則第二条ノ四第一項ノ申請ハ、納稅義務者數人アル場合ニ於テハ其ノ一人ヨリ為スラ以テ足ルモノトス
- 五 法第五条ノ二ノ規定ニ依ル扶養家族ノ控除ヲ受ケ得ル者ニ對シテハ、施行規則第二条ノ四第一項ノ申請ヲ為サシメ、成ルベク其ノ利益ヲ受ケシムル様取扱フモノトス
- 六 法第十条ノ三第一項前段ノ「各自其ノ受ケタル利益ノ価額」ノ計算ヲ為ス場合ニ於テハ、相続人ニ付テハ相続人ノ受ケタル利益ノ価額ヨリ扶養家族控除額ヲ差引キタル残額ヲ以テ、相続人ノ受ケタル利益ノ価額トシテ取扱フモノトス

七 扶養家族控除ヲ為シタル結果、遺贈ノ価額及相続財産ノ価額ニ加ヘタル贈与ノ価額ノミト為リタル場合ニ於テモ、相続人ノ種類ニ従ヒ法第八条ノ税率ヲ適用シテ税額ヲ計算スルモノトス

八 改正法ニ依リ贈与前三年以内ノ贈与ハ之ヲ合算シテ税率ヲ適用スルコトヲ為リタルヲ以テ、法第二十三条第三項ノ規定ニ依ル登録税額控除ノ結果相続税額ナキニ至ルモノト雖モ、必ず決定処分ヲ為シ其ノ事蹟ヲ明ニシ置クモノトス

九 贈与前三年以内ノ贈与ニ対スル相続税ニ付、法第二十三条第二項ノ規定ニ依ル登録税ノ控除不足アル場合ト雖モ、該不足ハ後ノ贈与ニ対スル相続税額ニハ関係セシメザルモノトス

一〇 法第二十三条第二項ノ改正規定ヲ適用スル場合ニ於テ、贈与者ト受贈者トノ統柄ガ前ノ贈与當時ニ於ケル統柄ト異ルトキハ、後ノ贈与當時ニ於ケル統柄ニ依リ税率ヲ適用シ、同項ノ控除金額ヲ定ムルモノトス

一一 昭和十四年十二月三十一日以前ニ為シタル贈与ニシテ、昭和十五年一月一日以後ニ為シタル贈与ノ日ヨリ前二年以内ニ為シタルモノハ、法第二十三条第二項ノ規定ニ依リ後ノ贈与ノ価額ニ加算シテ税率ヲ計算スルモノトス、但シ昭和十三年三月三十一日以前ニ為シタル不動産及船舶ノ贈与（信託ニ依リ不動産及船舶ノ元本ノ利益ヲ受クベキ権利ヲ有セシタル場合ヲ含ム）ノ価額ハ加算セザルモノトス

一二 法第二十三条第二項ノ規定ニ該当スルモノニ付、課税価格ノ決定ノ通知ヲ為ス場合ニ於テハ、同項ノ規定ニ該当スル旨並ニ加算シタル金額ヲ記載シテ之ヲ通知スルモノトス

一三 法第二十三条第二項ノ規定ニ依リ加算シタル金額ニ關シ異議アル場合ハ、一般訴願ノ例ニ依リ不服ノ申立ヲ為サシムルモノトス、此ノ場合ニ於テ訴願ヲ為シ得ベキ期限ハ、課税価格ノ決定通知書ガ納稅義務者ニ到達シタル日ノ翌日ヨリ起算スルモノトス

85、昭和15・16年 相続税物納制度関係書類（抄）

（昭和十六年）

相続税物納制度関係書類

平田事務官

（昭和56 東京 2151）

一四 相続税額七百円未満（法第十七条第二項ニ該当スルモノニ付テハ千円未満）ノモノノ年賦延納期間ハ、一ヶ月ノ納付額ヲ大体百円程度トシテ定ムルモノトス、但シ納稅困難ト認メラルモノニ付テハ、法定期間ヲ超エザル限りナラバ五十円程度迄トグルモ差支ナシ

不動産評価方法要領

一 土地ノ評価

一、土地ノ価額ハ法定賃貸価格ニ一定ノ倍数ヲ乗ジタル金額ニ依ルコト

二、前項ノ倍数ハ情況類似スル区域内ニ於ケル標準ト為ルベキ土地ノ時価ノ賃貸価格ニ対スル倍数ニ依ルコト

三、前項ノ情況類似スル区域ハ大体左ノ標準ニ依リ定ムルコト

(乙) 田畠ハ大字又ハ之ニ準ズベキ区域ニ定ムルコト、但シ情況ニ依リ數大字ヲ合シ又ハ市町村ニ定ムルコト

(口) 宅地ハ町(丁目)又ハ之ニ準ズベキ区域ニ定ムルコト、但シ農村宅地等ニ付テハ田畠ニ準ズルコト

(ハ) 塾田ハ一浜毎ニ定ムルコト

(三) 鉱泉地ハ一温泉地ニ定ムルコト

(ホ) 山林ハ市町村毎ニ定ムルコト、但シ情況ニ依リ大字又ハ字毎ニ定ムルコト

(ロ) 牧場及原野ハ山林ニ準ズルコト

(ト) 池沼及雜種地ハ市町村毎ニ小地目(利用区分)毎ニ定ムルコト

四、倍數及適用區域ハ不動產評価委員會(仮称)ニ諮詢シテ税務署長之ヲ定ムルコト

五、倍數及適用區域ハ毎年一月一日現在ノ情況ニ依リ之ヲ定ムルコト

六、免租年期地、減租年期地其ノ他一定ノ期間地租ヲ減免シタルモノニ付テハ、地租法第九條第三項ノ規定ニ準ジ貸

貸価格ヲ仮ニ定メ、其ノ賃貸価格三倍數ヲ乘シ算出スルコト

七、無租地ニ付テハ前項ニ准ズルコト

八、繩延其ノ他ノ事由ニ依リ土地台帳ノ地積ト実地ノ地積トガ著シク相違スル土地ニ付テハ、賃貸価格ヲ実地ノ地積

ニ依リ更訂シ其ノ賃貸価格三倍數ヲ乘シ算定スルコト

九、税務署長倍數三依リ算定シタル土地ノ価額ヲ不相当ト認ムルトキハ、算定価額ニ對スル一定割合ノ金額ヲ低減シ

得ルコト

一〇、土地ノ上ニ存スル権利(借地権及売買ノ慣行アル小作権ヲ含ム)ノ価額ハ、其ノ目的タル土地ノ価格ヨリ之ヲ

控除スルコト

一一、地租法施行地外ニ在ル土地ニ付テハ、本評価方法ニ依ラズ時価ニ依ルコト

一二、土地ノ上ニ存スル権利ノ評価

一、土地ノ上ニ存スル権利ノ価額ハ、賃貸価格ニ定ノ倍數ヲ乘ジタル金額トスルコト(相続税法ノ改正ヲ要ス)

二、借地法ニ規定スル借地権及売買ノ慣行アル小作権ニ對スル前項ノ倍數ハ、情況類似スル区域内ニ於ケル標準ト為

ルベキ借地権又ハ小作権ノ時価ノ賃貸価格ニ對スル倍數ニ依ルコト

三、前項ノ情況類似スル區域ハ、土地ノ価額算定ノ倍數ノ区域ニ依ルコト

四、地上権及永小作権ニ對スル第一項ノ倍數ハ、當該土地ノ価額ヲ算定スル場合ニ適用スベキ倍數ニ、左ノ割合ヲ乗

ジタルモノトスルコト

(イ) 地上権

残存期間十年以下ナルモノ

百分ノ十五

同 三十年以下ナルモノ

百分ノ二十

同 五十年以下ナルモノ又ハ存続期間ノ定ナキモノ

百分ノ三十五

同 百年以下ナルモノ

百分ノ五十

同 百年ヲ超ユルモノ

百分ノ八十

(ロ) 永小作権

残存期間十年以下ノモノ

百分ノ十五

同 三十年以下ノモノ

百分ノ二十

同 五十年以下ノモノ

百分ノ三十五

同 五十年以下ノモノ

百分ノ三十五

五、地上権又ハ永小作権ノ売買ノ慣行アルアル地方ニ於テハ、前項ノ規定ニ拘ラズ地上権又ハ永小作権ノ時価ノ賃貸

倍格ニ対スル倍数ニ^倍ルコト

六、其ノ他ノ事項ハ土地ノ倍数ニ準ズルコト

(二) 立木ノ評価

一、立木ノ評価ハ、当該立木ト同種類ノ立木ノ通常伐採期ニ於ケル伐採価格ニ対シ、一定ノ比率ヲ乗ジタル金額ニ依

ルコト

二、伐採価格ハ立木ノ種類ノ異ナル毎ニ之ヲ定メテ、情況類似スル区域内ニ於ケル標準ナルベキ立木ノ伐採価格ニ

依ルコト

三、立木ノ種類ハ人工林ニ在リテハ樹種毎ニ、天然林ニ在リテハ林種毎ニ定ムルコト(専研究ノコト)

四、情況類似スル区域ハ山林価額算定ノ倍数ノ区域ニ依ルコト、但シ情況ニ依リ専細分スルコト

五、第一項ノ比率ハ左記ニ依ルコト

(イ) 植林ノ年ニ係ルモノ

通常伐採価額ニ対スル植林費ノ割合

(ロ) 通常伐採期ニ達シタルモノ

通常伐採価格ノ百分ノ百

(ハ) 通常伐採期ニ達セザルモノ

(イ) ノ割合ト(ロ)ノ割合トノ中間ニ於テ、樹齡ニ応ジ適當ニ定ムルコト

(二) 通常伐採期ヲ経過シタルモノ

通常伐採価格ノ百分ノ百以上ニ於テ、樹齡ニ応ジ適當ニ定ムルコト

六、通常伐採価格ノ比率及適當区域ハ、不動産評価委員会ニ諮問シテ税務署長之ヲ定ムルコト

七、其ノ他ノ事項ハ土地ノ倍数ニ準ズルコト

四 家屋ノ評価

一、家屋ノ評価ハ法定賃貸価格ニ一定ノ倍数ヲ乗ジタル金額ニ依ルコト

二、前項ノ倍数ハ情況類似スル区域内ニ於ケル標準トナルベキ家屋ノ時価ノ賃貸価格ニ対スル倍数ニ依ルコト

三、前項ノ情況類似スル区域ハ大体左ノ標準ニ依リ定ムルコト

(イ) 市又ハ之ニ準ズベキ区域ニ在リテハ、町又ハ丁目毎ニ表地ト裏地トニ区分シテ定ムルコト

(ロ) 前項以外ノ集団部分ニ在リテハ、字又ハ之ニ準ズベキ区域毎ニ定ムルコト、但シ情況ニ依リ表地ト裏地トニ

区分シテ定ムルコト

(ハ) 村落部等ニ在リテハ大字又ハ之ニ準ズベキ区域ニ定ムルコト、但シ情況ニ依リ市町村毎ニ定メ、又ハ大字ヲ
更ニ細分シテ定ムルコト

四、倍数ハ家屋ノ種類及構造毎ニ定ムルコト、但シ種類及構造異ルモ価額ニ著シキ差異ナシト認メラルトキハ、別
ニ倍数ヲ定メザルコト

五、倍数及適用区域ハ不動産評価委員会ニ諮問シテ税務署長之ヲ定ムハコト

六、其ノ他ノ事項ハ土地ノ倍数ニ準ズルコト

相続税物納制度ニ関スル研究

一 物納ノ条件

(二) 相続財産中二荷モ不動産アルトキハ物納ヲ認ムルコトノ可否

(I) 相続財産価額中不動産価額が五割以上ヲ占ムル場合ニ於テ、物納ヲ認ムルコトノ可否

(II) 相続財産価額中土地ノ価額が五割以上ヲ占ムル場合ニ於テ、物納ヲ認ムルコトノ可否

二 物納ノ目的物

(二) 不動産ノ全部ニ及ボストコトノ可否

(I) 土地三限定スルコトノ可否

(III) 売却処分上特別ノ障害ナキモノヲ政府ニ於テ選択スルコトノ可否

三 物納ノ受入価額

(一) 相続税ノ課税標準ノ基礎ト為リタル価額ニ依ルコトノ可否

(II) 物納確定ノ時ニ於ケル時価ヲ高評価シタルモノニ依ルコトノ可否

(III) 原則トシテハ課税ノ基礎ト為リタル価額ニ依ルコトニシ、例外トシテ物納確定ノ時ニ於ケル時価ガ課税価額ヲ超過スルトキニ限リ、其ノ時価ニ依ルコトノ可否

四 申 請

(一) 相続税ノ一般申告期限迄ニ申請ヲ為シタル者ニ限り物納ヲ認ムルコトノ可否

(II) 課税価額決定後二十日以内ニ申請ヲ為シタル者ニ限り物納ヲ認ムルコトノ可否（年賦延納三準^ズ）

五 物納税額

(二) 相続税ノ多寡ニ関セズ物納ヲ認ムルコトノ可否

(I) 相続税額ガ一定金額（例ヘバ千円）以上ナルトキニ限リ物納ヲ認ムルコトノ可否

六 年賦延納

(一) 年賦延納ノ許可ヲ受ケル場合ニ於テモ物納ヲ認ムルコトノ可否

(II) 一時ニ納付スル場合ニ限リ物納ヲ認ムルコトノ可否

相続税物納制度ニ關シ研究すべき事項（昭和一五、七、二九日）

一 物納条件

(イ) 相続財産ノ種類

(一) 相続財産ノ種類ノ何タルラ間ハズ無条件ニ物納ヲ認ムルコトノ可否

(II) 相続財産中尙モ不動産アルトキハ物納ヲ認ムルコトノ可否

(III) 相続財産価額中不動産（土地、建物、立木）ノ価額が五割以上ヲ占ムル場合ニ於テ物納ヲ認ムルコトノ可否

否

(IV) 相続財産価額中土地（立木ヲ含ム）ノ価額が五割以上ヲ占ムル場合ニ於テ物納ヲ認ムルコトノ可否

(ロ) 相続ノ種類

(一) 相続ノ種類ノ何タルラ間ハズ認ムルコトノ可否

(II) 相続税法第二十二條ノ相続ヲ除外スルコトノ可否

(八) 相続税額の多寡

(一) 相続税額の多寡二閑セズ物納ヲ認ムルコトノ可否

(二) 相続税額が一定金額(例へバ千円)以上ナルトキニ限リ物納ヲ認ムルコトノ可否

二 物納の目的物

(一) 種類ノ何タルラ問ハズ認ムルコトノ可否(特ニ國債ニ付認ムルコトノ可否)

(二) 不動産(土地、建物、立木)ノ全部ニ及スコトノ可否

(三) 土地ニ限定スルコトノ可否

(四) 抵当権又ハ質権ヲ設定シタルモノノ物納ハ之ヲ認メザルコトノ可否

(五) 管理処分上特別ノ障害ナシト認メラルモノニ限定スルコトノ可否(別途研究)

三 物納の受入価額

(一) 相続税ノ課税ノ基礎ト為リタル価額ニ依ルコトノ可否

(二) 物納確定ノ時ニ於ケル時価ヲ再評価シタルモノニ依ルコトノ可否

(三) 原則トシテハ課税ノ基礎ト為リタル価額ニ依ルコトシ、例外トシテ物納確定ノ時ニ於ケル時価ガ課税ノ基礎ト為リタル価額ヲ超過スルトキニ限リ、其ノ時価ニ依ルコトノ可否

四 申請

(一) 相続税ノ一般申告期限迄三申請ヲ為シタル者ニ限り物納ヲ認ムルコトノ可否

(二) 課税価格決定後二十日以内ニ申請ヲ為シタル者ニ限り物納ヲ認ムルコトノ可否(年賦延納ニ準ズ)

五年賦延納トノ関係

相続税物納財産ノ管理処分ニ關スル研究(昭一五、七、三〇)

一 田畠

小作ニ附シタル田畠ノ管理処分ハ左記ニ依ルコト

- (一) 差当リ從前ノ小作条件ニ依リ從前ノ小作人ヲシテ耕作ヲ為サシメ、成ルベク早キ機会ニ於テ當該小作人ニ優先的ニ売却シテ金錢ニ換価スルコト
- (二) 前項ノ売却処分ニ付テハ、自作農維持創設ノ施設ヲ活用スルコト
- (三) 一定ノ期間内ニ當該小作人買受ケザルトキハ、原則トシテ受入価格ヲ最低価格トシテ公売処分ニ附スルコト
- (四) 収入小作料ニシテ物納ノモノハ、収納後成ルベク速ニ入札ノ方法ニ依リ売却スルコト
自作地ニ付テハ物納ヲ認ムル必要性乏シキノミナラズ、受入後ニ於ケル管理ニ困難ナル事情アルヲ以テ之が受入ハ認メザルコト

二 山林

山林ノ物納ハ立木ト共ニスルニ非ザレバ受入ヲ認メザルコトシ、其ノ管理処分ハ左記ニ依ルコト

- (一) 相當ノ地域ニ亘ル山林ニ付テハ、當林官署ヲシテ管理処分ヲ行ハシムルコト
- (二) 受入後成ルベク早キ機会ニ於テ受入価格ヲ最低価格トシテ売却シ金錢ニ換価スルコト

立木ノミノ物納ハ之ヲ認メザルコト

三 宅地及建物

宅地又ハ建物ノミヲ他人ニ賃貸シツツアル場合ノ当該宅地又ハ建物ノ管理処分ハ、左記ニ依ルコト

(一) 差当リ從前ノ賃貸条件ニ依リ從前ノ賃借人ニ賃貸シ、成ルベク早キ機会ニ於テ当該賃借人ニ優先的ニ売却シテ金錢ニ換価スルコト

(二) 一定ノ期間内ニ当該賃借人賣受ケザルトキハ、原則トシテ受入価格ヲ最低価格トシテ公売処分ニ附スルコト
宅地建物共ニ自己持ノモノヲ他人ニ賃貸シツツアル場合ノ当該宅地又ハ建物ノ管理処分ハ、左記ニ依ルコト

第一案

(一) 土地建物ヲ同時ニ提供スルニ非ザレバ物納ヲ認メザルコト

(二) 差当リ從前ノ賃貸条件ニ依リ從前ノ建物賃借人ニ賃貸シ、成ルベク早キ機会ニ於テ当該賃借人ニ優先的ニ売却シテ金錢ニ換価スルコト

第二案

(一) 土地又ハ建物ノミノ物納ヲ認ムルコトトシ、政府ノ適當ト認ムル条件ニ依リ爾後当該土地ヲ政府ヨリ賃借シ、又ハ当該建物ノ敷地ヲ政府ニ賃貸スルコトヲ条件トシテ受入ヲ認ムルコト

(二) 成ルベク早キ機会ニ於テ原則トシテ受入価格ヲ最低価格トシテ当該土地ヲ売却シテ金錢ニ換価スルコト
自家用ノ建物及建物附宅地ニ付テハ、其ノ物納ヲ認ムル必要性ニ乏シキノミナラズ、受入後ノ管理困難ナル事情ア
ルヲ以テ之ガ受入ハ認メザルコト

四 其ノ他

(一) 塩田及鉱泉地ハ田畠ニ準ズルコト

(二) 池沼、牧場、原野及雜種地ニ付テハ物納ヲ認メザルコト

相続税物納制度ニ關スル可否ノ理由 (昭一五、九、一四)

○可トスル理由

一 最近相続税ノ税率ハ相当引上げラン、年賦延納ノ制度ヲ利用スルモ尚相続財産自体ヲ処分スルニ非ザレバ納税ヲ完ウシ得ザル者アル実情アリ、然ルニ不動産等ガ相続財産中相当部分ヲ占ムルトキハ其ノ売却処分ニ困難ラ来シ、勢ヒ納税者ハ不当ニ安キ価格ヲ以テ处分シ不測ノ損失ヲ蒙リ、又納税上モ困難ラ來ス場合ナシトセザルヲ以テ、相続税三付テハ現物ヲ以テ納付スルノ途ヲ拓キ、納税上ノ苦痛ヲ緩和スルヲ可トスルコト

二 不動産等評価困難ナル財産ニ付テハ、税務官厅ノ評価動ラズレバ適正ラ欠キ、納税者ニ不満ノ感ラ懷カシムル場合少ナカラズトノ非難アリ、物納制度ヲ設クルトキハ自然總健ナル評価ヲ為スコトト為リ、以上ノ弊ヲ除去シ得ベキコト

三 相続税ノ物納制度ハ實行上種々ノ困難アリ、俄ニ之ガ採用ラ可トスルヲ得ザルコト
ニ之ガ実施ラ希望シ居リ、此ノ際之ヲ採用スルコトセバ政治的ニモ好反響アルベキコト

○否メスル理由

一 相続税ノ物納制度ハ實行上種々ノ困難アリ、俄ニ之ガ採用ラ可トスルヲ得ザルコト

(二) 物納財産ノ管理処分ニ相当ノ困難アリ、例ハ田畠、住宅等ヲ受入レタル後之ヲ処分スルニ至ル迄ハ、小作料、家賃等ノ決定・取立、其ノ他管理ニ相当ノ手数ヲ要シ、其ノ間若シ管理宜シキヲ得ズシテ財産ノ利用充

分ナラザルトキハ、國民經濟上無駄ヲ生ズル虞アルベキコト

(1) 現在ニ於ケル相続財產ノ評価ノ実際ヲ見ルニ、各個ノ財產ノ細部ニ付一々精密ナル評価ヲ為シテ課稅價格ヲ決定スルトヨリハ、最終的ニハ相當財產全体ノ価額ニ付納稅義務者ノ申告ヲ徵シテ決定シシツアル実状ニアリ、然ルニ物納ヲ認ムルトセバ結局各個ノ財產ニ付精密適正ナル評價ヲ為サザルベカラズ、而シテ課稅ニ當リ相続財產全体トシテハ相當ナル評價ヲ為シ得タリトスルモ、若シ各個ノ財產ノ評價ニシテ適正ヲ失センカ、納稅者ハ評価ノ比較的高キモノヲ物納ニ充てントスベキヲ以テ、國庫ハ不測ノ損失ヲ蒙ムルコトトナレバシ、而シテ各個ノ財產ニ付各其ノ実状ニ即シテ適切妥当ナル評價ヲ為スコトニハ非常ナル困難アリ、相當ノ人員経費ヲ増加スルニ非ザレバ到底満足ナル結果ヲ得ザルベキコト

二 物納ヲ認ムルトキハ國庫ハ損失ヲ蒙ル虞アルコト

(1) 物納ヲ認ムルトセバ、結局課稅價格ニ依り之ガ受入ヲ認ムルノ外ナカルベシ、一方大納稅者ノ相続財產ノ調查ニハ相當ノ日子ヲ要スルコトハ通常已ムラ得ザル所ナルベシ、然ルニ相続開始後相当ノ期間ヲ経テ決定シタル場合ニ於テ、若シ決定當時ノ價格ガ相続開始當時ノ價格ニ比シ下落シ居ランカ、納稅者ハ競ツテ物納ヲ選択スベク、反対ニ勝負シ居ランカ物納ヲ選択スル者ハナカルベシ、果シテ然リトセバ國庫ハ常ニ不利ナル立場ニ置カルルノ結果トナレバキコト

(1) 納稅者ハ比較的評価ノ高キ財產ノミラ物納ノ目的物トスベキヲ以テ、各個ノ財產ノ評價ガ完璧ヲ期シ難キ以上、國庫ハ常ニ損失ヲ蒙ル虞アルベキコト

三 物納財產ノ管理処分ニ相當ノ経費ヲ要スベキコト

三 元來民部ノ物納制度ニ付スル要望ノ真意ハ、之ニ依リ政府ヲ牽制シ不動産等ノ評價ヲ成ルベク低カラシメントス

相続稅物納制度実行案

(昭一五、九、一一)

第一 物納許可条件

ルニアルモノノ如キモ、相続財產ノ評価ノ適正ヲ期スベキコトハ本制度採用如何ニ拘ラズ當然為スベキ所ナリ、相続財產ノ評価ニ一層ノ改善ヲ加フルコトトセバ、民部ノ要望モ自然ニ解消スベシト認メラルコト

四 元來物納制度ハ物価下落ノ傾向アル時代ニ於テ其ノ必要ヲ痛感セラレタルモノト認メラル、今日ノ如ク物価騰貴ノ傾向ニアリ不動産ノ処分等ニモ左程ノ困難ヲ感ゼザルトキニ於テ、斯クノ如キ制度ヲ設クルノ必要之シキコト相当トス

(1) ノ別案

相続財產中不動産（土地、建物及立木）ノ価額ガ一定割合（大体五割程度）以上ヲ占ムル場合ニ限り物納ヲ許可スルコト

（理由）相続稅ニ付物納ノ制度ヲ設ケントスルハ、比較的換価困難ナル不動産所有者ノ納稅上ノ苦痛ヲ緩和セントスルニ在ルヲ以テ、相続財產中不動産ノ価額ガ一定割合以上ヲ占ムル場合ニ限り物納ヲ認ムルヲ相当トス

(1) 相続稅法第二十三条规定スル相続ニ付テハ物納ヲ認メザルコト

(理由) 相続税法第二十一条二規定スル相続(贈与)ノ場合ハ、普通相続ノ場合ト異リ必シモ相続財産(受贈財産)ノ中ヨリ相続税ヲ支払フモノシテ考フルノ要ナク、又普通相続ノ如ク偶然ノ事実ニ依リ納税義務ヲ負担スルニ非ザレバ、物納ノ特典ヲ与ヘザルモ差支ナキモノト認ム

(二) 相続税額ガ千円程度以上ナルトキニ限り物納ヲ認ムルコト

(理由) 相続税額比較的少額ナル場合ハ年賦延納ノ制度アルニ依リ、相続財産ヨリ生ズル所得ヲ以テ納税シ得ルト、若シ僅少ナル税額ノモノニ付テモ物納ヲ認ムルコトトセバ、小面積ノ不動産ヲ受入ルコトト為リ、受入後ノ管理処分ニ支障尠カラザルヲ以テ相続税額千円程度以上ナル場合、即チ家督相続第一種ニ在リテハ課税価格五万円程度、遺産相続第一種ニ在リテハ課税価格三万円程度以上ナル場合ニ限り物納ヲ認ムルヲ可トス

第一 物納ノ目的物

(一) 納付財産ハ一定ノ条件ノ下ニ不動産(土地、建物及立木)ノ全部ニ及ボスコト

(理由) 納付財産ヲ土地ノミニ限定スルコトヲ考ヘ得ラルルモ、地上ノ立木及建物ヲ如何ニスルヤニ付却テ種々ノ困難ヲ來スベシ、依テ一応不動産ノ全部ヲ納付財産ノ範囲ニ含マシムルヲ可トス

(二) 各種ノ不動産ヲ有スルトキハ納付財産ノ順位ヲ設ケルコト

(理由) 物納ヲ認ムルトキハ納税者ハ多大ノ利益ヲ受クルニ反シ、政府ハ種々ノ不利等ヲ蒙ルモノナルヲ以テ、納付財産ノ選択ヲ納税者ノ自由ニ委スルノ要ナク、予メ一定ノ納付順位ヲ定メ置キ、其ノ順位ニ従テ納付セシムルヲ可トス

(三) 納付財産ノ順位ハ左記ニ依ルコト、但シ各其ノ一分ノヲ納付シタルトキハ次順位ノ財産ヲ以テ納付シ得ル

コト

- (1) 田畠
- (2) 宅地(地上建物ヲ含ム)
- (3) 山林及地上立木
- (4) 建物
- (5) 其ノ他ノ土地

(理由) 管理処分上ノ障碍少ナキモノヲ先順位トスベキハ当然ナリ、但シ先順位財産ノ全部ヲ納付スルニ非ザレバ次順位ノ財産ヲ納付シ能ハズトキハ酷ニ失スルヲ以テ、先順位財産ノ一分ノヲ納付シ、尚不足スルトキハ次順位ノ財産ヲ納付シ得ルモノトス

(四) 管理処分上特別ノ支障アル物件ノ納付ハ之ヲ認メザルコト

(理由) 同順位ノ財産ト雖モ、之ヲ個々ノ物件ニ付テ見ルトキハ種種ノ事情ニ依リ管理処分上特別ノ支障アルモノアリ、例ヘバ自作田畠、自家用家屋ノ如キ、又ハ質権若ハ抵当権ノ目的タル土地ノ如シ、此等ノ物件ハ物納ノ目的物ノ範囲ヨリ除外スルヲ相当トス

(五) 納税者ノ納付物件選択ガ妥当ヲ欠クト認メラルトキハ、税務署長ハ之ヲ変換セシメ得ルモノトスルコト

(理由) 納付財産ニ付他ノ諸条件ガ具備スル場合ニ於テモ、納税者ノ納付物件ノ選択案ヲ欠キ政府ニ対シ過当ノ損失ヲ負ハシムルコトナキヲ保シ難シ、例ヘバ殊更換価性之シキ物件ヲ選択シテ納付スルガ如シ、依テ如斯場合ニハ税務署長ハ納付物ノ変換ヲ命ジ得ルモノト為シ置クヲ適當トス

第三 納付物件ノ受入価額

相続税課税価格計算ノ基礎ト為リタル価額ニ依ルコト

(理由) 受入価額ハ物納許可ノ時ニ於ケル時価、又ハ物納許可ノ時ニ於ケル時価ノ課税価格計算ノ基礎ト為リタル価額ヲ超ユルトキニ限り、物納許可ノ時ニ於ケル時価ニ依ル等ノ方法ヲ考へ得ルモ、何レモ一長一短アリ、民部ニ於ケル物納要望ノ真因ニ鑑ミ、課税価格計算ノ基礎ト為リタル価額ニ依ルヲ可トス

(別案)

課税価格計算ノ基礎ト為リタル価額ヨリ一定割合（大体一割）ノ割引ヲ為シタル価額ニ依ルコト

(理由) 物納ニ依リ納稅者ハ多大ノ利益ヲ受クルニ反シ、政府ハ相當ノ不利益ヲ蒙ルハ争ヒ難キ所ナリ、故ニ納稅者ノ受クル利益ノ一部ヲ政府ニ帰セシム趣旨ニ於テ、課税価格計算ノ基礎ト為リタル価額ヨリ一定ノ割引ヲ為シタル価額ニ依リ納付セシムハラ相当トス

第四 納付税額

決定税額ノ全部ニ付物納ヲ認ムルコト

(理由) 物納ヲ許可スル場合ニ付条件ヲ付シ、一定割合以上ノ不動産アル場合ニ限り物納ヲ認ム以上、物納シ得ル税額ハ決定税額ノ全部ニ及ボスマ可トス

(別案)

決定税額中不動産ノ価額ニ対スル分ニ付テノミニ物納ヲ認ムルコト

(理由) 物納ハ不動産ニ対スル相続税ノ負担緩和ノ趣旨ニ於テ認ムルモノナルヲ以テ、不動産ニ対スル相続税額ノミニ限ヌルヲ相当トス（第一ノ物納ノ条件ヲ（二）ノ別案ニ依ルトセベ殊ニ然リ）

第五 申請

課税価格決定通知受領後二十日以内（年賦延納申請期限ニ同ジ）ニ申請ヲ為シタル者ニ限り物納ヲ認ムルコト
(理由) 申請期限ヲ相続財産ノ申告期限ト同一ニ為スコトモ考へ得ルモ、物納ヲ申請スベキヤ否ヤハ課税価格決定当時ノ納付物換価ノ難易、資金關係等ニ依リ決セラルベキヲ以テ、課税価格ノ決定通知後ニ申請セシムルヲ可トス、而シテ申請期限ハ年賦延納ノ申請期限トノ権衡モアリ之ヲ二十日トシ、夫レ以後ノ申請ハ認メザルコトト為スラ相当トス

第六 年賦延納トノ関係

一時ニ納付スル場合ニ限り物納ヲ認ムルコト、但シ相続税ノ一部ヲ年賦延納トシ、他ノ一部ヲ物納トスルハ之ヲ認ムルコト

(理由) 年賦延納金ニ物納ヲ認ムルコトセバ、納稅者ハ初メ年賦延納ノ許可ヲ受取キ、後日不動産ノ価額ノ下落シタル場合ニミニ物納ヲ申請スルコトニ依リ過当ノ利益ヲ受クルニ反シ、政府ノ不利益ハ益々大トナルニ依ル

第七 物納財産ノ經理方法

(一) 物納財産ニ關スル收入及支出ハ、國有財產整理資金特別會計ノ所屬トスルコト、但シ其ノ收入及支出ハ同会計ニ属スル他ノ收入及支出ト区分シテ整理スルコト

(理由) 物納財産ノ經理方法トシテハ新ニ特別會計ヲ設クルコトヲ考へ得フルモ、既ニ國有財產ノ整理ノ為ニ國有財產整理資金特別會計ノ設置アルヲ以テ、同ジク國有財產タル物納財產ノ為ニ更ニ特別會計ヲ設クル程ノコトハナカルベク、依テ既存ノ同會計ニ属セシメテ整理スルヲ可トス、但シ一般國有財產ノ整理資金トハ其ノ用途、目的ヲ異ニスルヲ以テ、之ヲ区分シテ整理スルヲ相当トス

(二) 物納財産ノ整理金收入及附屬雜收入ハ毎年度總テ一般会計三線入ルコト

物納財産ノ管理処分三要スル経費ハ一般会計ニ於テ負担スルコト

(理由) 物納財産ノ整理金收入及附屬雜收入ハ、該財産ノ成因ニ鑑ミ他ノ整理金收入ノ如ク、國有財產ニ關スル事務費、營繕費等ニ使用シシメズ、總テ一般会計ニ繰入レシムラ適當トス、從ツテ又物納財産ノ管理処分ニ要スル経費モ一般会計ニ於テ負担スルヲ相當トス

第八 物納財産ノ管理処分

物納財産ノ管理処分ハ一般ノ雜種財產ノ例ニ依ルコト

(理由) 物納財產ハ一般雜種財產管理ノ例ニ依リ各其ノ用法ニ從ヒテ之ヲ管理シ、其ノ処分モ亦一般雜種財產ノ例ニ依リ之ヲ為スラ以テ足ルモノト認ム

相続税物納制度実行案

(昭一五、一〇、九)

第一 物納許可条件

(一) 相続財產価額中不動產ノ価額ガ一定割合(大体五割程度)以上ヲ占ムル場合ニ限り物納ヲ許可スルコト

(理由) 相続税ニ付物納ノ制度ヲ設ケントスルハ、比較的換価困難ナル不動產所有者ノ納稅上ノ苦痛ヲ緩和セントスルニ在ルヲ以テ、相続財產価額中不動產ノ価額ガ一定割合以上ヲ占ムル場合ニ限り物納ヲ認ムルヲ相當トス

(二) 相続税額ガ相続財產タル現金、預金及有価証券ノ価額ニ一分ノ一ニ達セザルトキハ物納ヲ認メザルコト

(理由) 相続財產価額中不動產ノ価額ガ相當程度以上ヲ占ムル場合ト雖モ、相続財產タル現金、預金及有価証

券ヲ以テ容易ニ相続税ヲ納付シ得ベキ場合ハ物納ヲ認ムルノ要ナキニ依ル

(三) 相続税額ガ千円程度以上ナルトキニ限り物納ヲ認ムルコト

(理由) 相続税額比較的少額ナル場合ハ年賦延納ノ制度アルニ依リ、相続財產ヨリ生ズル所得ヲ以テ納稅シ得ルト、若シ僅少ナル税額ノモノニ付テモ物納ヲ認ムルコトセバ、小面積ノ不動產ヲ受入ルルコトト為り受入後ノ管理処分ニ支障無カラザルフ以テ、相続税額千円程度以上ナル場合、即チ家督相続第一種ニ在リテハ課税價格五万円程度、遺產相続第一種ニ在リテハ課税價格三万円程度以上ナル場合ニ限り物納ヲ認ムルヲ可トス

(四) 相続税法第二十三条ニ規定スル贈与ニ付テハ物納ヲ認メザルコト

(理由) 相続税法第二十三条ニ規定スル贈与ノ場合ハ、普通相続ノ場合ト異リ必ズシモ受贈財產ノ中ヨリ相続税額ヲ支払フモノトシテ考フルノ要ナク、又普通相続ノ如ク偶然ノ事實ニ依リ納稅義務ヲ負担スルニ非ザレバ、物納ノ特典ヲ与ヘザルモ差支ナキモノト認ム

第一 物納ノ目的物

(一) 納付財產ハ相続財產タル不動產ニ限ルコト

(理由) 納付財產ヲ土地ノミニ限定スルコトモ考へ得ブルモ、地上ノ立木及建物ヲ如何ニスルヤニ付却テ種々ノ困難ヲ來スラ以テ、不動產ノ全部(土地、建物及立木)ヲ納付財產ノ範圍ニ含マシムルヲ可トス、次ニ不動產以外ノ財產ハ不動產ニ比シ概シテ換価困難ナラズ、又換価容易ナラザルモノアリトスルモノ納付後ノ管理処分ニ困難アリト認メラルヲ以テ、差当リ物納財產ハ不動產ノミニ限定スルヲ可ト認ム

(二) 納付物件ハ原則トシテ納稅義務者ノ申出テタルモノニ依ルコト、但シ納付後ノ管理処分ニ不適當ト認メラル

ルモノヲ選択スルヲ得ザルモノトスルコト

政府ハ納稅義務者ノ選択シタル納付物件ヲ不適當ト認ムルトキハ、相続稅審査委員会ノ諮問ヲ經テ之が交換ヲ命ジ、又ハ物納ヲ拒否シ得ルモノトスルコト

(理由) 納付物件ハ一応納稅義務者ノ選択ニ委スルヲ可ト認ムルモ、個々ノ納付物件ニ付見ルトキハ自作田畠、自家用家屋ノ如ク、又ハ質権若ハ抵当権ノ目的タル土地ノ如ク管理処分上支障アルモノアリ、又飛地又ハ劣等地等ノ如ク納付後ノ管理処分ニ比較的不適當ナルモノヲ故意ニ選択スル處ナシトセズ、依テ先づ其ノ選択ニ付納稅義務者ニ道義的責任ヲ負ハシメ置クト共ニ、納稅義務者ノ選択シタル物件ヲ政府ニ於テ不適當ト認ムル場合ニハ、納付物件ヲ指定シ又ハ指定セズシテ之ガ交換ヲ命ジ得ルコトトシ、更ニ若シ適當ナル物件無キ場合ハ物納ヲ認メザルコトハスノ要アリト認ム、但シ此ノ場合ニハ政府ノ処分ヲ公明ナランムル為、相続稅審査委員会ニ諮問シテ命ヅルコトノト為スマラ適當トス

第三 納付物件ノ受入価額

相続稅課稅價格計算ノ基礎ト為リタル価額ヨリ一定割合（大体一割）ノ割引ヲ為シタル価額ニ依ルコト

(理由) 受入価額ハ物納許可ノ時ニ於ケル時価ニ依ルコトヲ考へ得ルモ、物納許可ノ時ニ於ケル時価ニ依ルコトハ純理論トシテハ可ナルガ如キモ、時価ノ再評価ニ付新ニ問題ヲ生ズベク、又時価ガ低落スルニ從ヒ納付財產ノ數量増減シ、却ツテ相続稅負担過重ノ感ヲ懷カシムルコトト為ルベシ、依テ課稅價格計算ノ基礎ト為リタル価額ニ依ルヲ相當トスルモ、該価額其ノ儘ラ直ニ納付價額トスルコトハ、本来納稅者ノ負担タルベキ処分費用等總テ政府ニ於テ負担スルコトト為ルヲ以テ、其ノ一部ヲ納稅者ニ負担セシムル趣旨ニ於テ、課稅價格計算ノ基礎ト為リタル価額ヨリ一定ノ割引ヲ為シタル価額ニ依リ納付セシムルヲ可トス

第四 納付稅額

決定稅額中不動產ノ価額ニ対スル分ニ付テノミ物納ヲ認ムルコト

(理由) 物納ハ不動產ニ対スル相続稅ノ負担緩和ノ趣旨ニ於テ認ムルモノナルヤ以テ、不動產ニ対スル相続稅額ノミニ限定スルヲ相当トス

第五 申請

課稅價格決定通知受領後二十日以内ニ申請ヲ為シタル者ニ限り物納ヲ認ムルコト

(理由) 申請期限ヲ相続財產ノ申告期限ト同一ニ為スコトモ考へ得ルモ、物納ヲ申請スベキヤ否ヤハ課稅價格決定當時ノ納付物換価ノ難易、資金關係等ニ依リ決セラルベキラ以テ、課稅價格ノ決定通知後ニ申請セシムルヲ可トス、而シテ申請期限ハ年賦延納ノ申請期限トノ權衡モアリ、之ヲ二十日ナシ夫レ以後ノ申請ハ認メザルコトヲ為スフ相當トス

第六 年賦延納トノ關係

年賦延納金三付テハ物納ヲ認メザルモ、相續稅ノ一部ヲ年賦延納トシ他ノ一部ヲ物納トスルハ之ヲ認ムルコト

(理由) 年賦延納金三付物納ヲ認ムルコトトゼ、納稅者ハ初メ年賦延納ノ許可ヲ受寵ギ、後日不動產ノ価額ノ下落シタル場合ニノミ物納ヲ為スコトニ依リ過當ノ利益ヲ受クルニ反シ、政府ノ不利益ハ益々大トナルヲ以テ年賦延納金三付テハ物納ヲ認メザルコトス、次ニ相續稅ノ一部ヲ物納トシ他ヲ金納トスルコトハ之ヲ拒否スルノ理由ナク、又金納ノ分ニ付年賦延納ヲ許可スルコトモ別段弊害ナキラ以テ、物納ト年賦延納ノ両制度ヲ併用スルヲ可トス

相続税物納制度実行試案

(昭一五、一〇、一八)

相続税物納財産ノ管理、処分
(イ) 所属会計

相続税ノ物納財産ニ関スル收入及支出ハ、国有財産整理資金特別会計所屬トスルコト

但シ、同会計内ニ於テモ物納財産ニ関スル收入及支出ハ別ニ整理スルコト

(ロ) 引継

物納財産トシテ受入ヲ為シタルトキヘ、之ヲ當續管財局ニ引継ガスコト

(ハ) 管理

當續管財局ニ於テハ「相続税物納財産台帳」ヲ設ケ、一般ノ雜種財産ト区分シ管理スルコト

台帳価格ハ受入価格トスルコト

(三) 処分

一般雜種財産処分ノ例ニ依リ之ヲ整理スルコト

处分金ハ「相続税物納財産整理金收入」トシテ、他ノ「国有財産整理資金收入」ト区分整理スルコト

(ホ) 物納財産整理金織入

物納財産ノ整理金ハ毎年度一般会計ニ織入ヲ為スコト

国有財産整理資金特別会計法改正試案 (昭一五、一〇、二八)

(傍線ノ箇所改正)

第一条 国有財産整理資金ヲ置キ、其ノ歳入歳出ハ一般ノ会計ト区分シ特別会計ヲ設置ス

第二条 国有財産整理資金ハ国有財産ノ整理処分ニ因ル收入及附屬雜收入ヲ以テ之ニ充ツ、但シ其ノ收入ニシテ他ノ特別会計ノ歳入ニ属スルモノ、及国有林野又ハ北海道国有未開地ノ処分ニ因ルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三条 国有財産整理資金ハ相続税物納財産整理金收入及同附屬雜收入ヲ除キ、国有財産ノ整理ニ關シ必要ナル事務費、營繕費、其ノ他ノ諸費ニ之ヲ使用ス

第四条 国有財産整理資金ヲ使用セムトスルトキハ、其ノ金額ヲ一般ノ歳入ニ組入レ一般ノ歳出トシテ払出スヘシ

第四条ノ一 每年度ニ於ケル相続税物納財産整理金收入及同附屬雜收入ハ一般会計ニ織入ルベシ

第五条 国有財産整理資金ニ余裕アルトキヘ、之ヲ大蔵省預金部ニ預入ルベシ

第六条 一般ノ歳計上必要アル場合ニ於テハ、相続税物納財産整理金收入及同附屬雜收入ヲ除キ、予算ノ定ムル所ニ依リ国有財産整理資金ヲ第二条ニ規定スル費途以外ノ營繕費ニ使用スルコトヲ得

第七条 政府毎年国有財産整理資金ノ歳入歳出予算ヲ調製シ、歳入歳出ノ總予算ト俱ニ帝国議会ニ提出スヘシ

第八条 国有財産整理資金三シテ、毎年度内ニ使用セザルモノハ之ヲ翌年度ニ繰越スヘシ

第九条 国有財産整理資金ノ毎年度歳出予算ニ於ケル支出残額ハ、之ヲ翌年度ニ繰越使用スルコトヲ得

○物納範囲ヨリ除外スルヲ相当ト認ムルモノ

(一五、一〇、三〇)

第一、維持管理ニ多額ノ経費ヲ要スト認ムルモノ

(イ) 史蹟名勝天然紀念物指定地

1、土地

(口) 繁榮中ノ土地

(イ) 果樹園、ホシツ烟、茶烟等ノ多年生植物畑

(二) 海浜地、河岸地等ニシテ土留、護岸ノ必要アルモノ

(亦) 庭園

(イ) 塩田

2、建物

(イ) 借地上三建設シタルモノ

(口) 耐久年数ヲ著シク超過シタルモノ

(ハ) 温室

(三) 大建築物(高級住宅、劇場、映画館、工場、旅館、料理店等)

植栽後二十年未満ノ立木、但シ雑木林ヲ除ク

4、工作物

土地又ハ建物ト一体ヲ為スモノトシテ考慮スルモノ

第一、処分困難ナリト認ムルモノ

1、土地

(イ) 負担附ノ土地

(口) 保安林

土地又ハ建物ト一体ヲ為スモノトシテ考慮スルモノ

第二、処分困難ナリト認ムルモノ

3、立木

(イ) 果樹園、ホシツ烟、茶烟等ノ多年生植物畑

(二) 点在スル宅地

(亦) 私有道路敷

2、建物

(イ) 用途ノ限定セラレタルモノ(風呂場、特殊倉庫等)

(口) 大建築物

(ハ) 離遠ノ地ニ所在スル別荘

3、立木

ナシ

4、工作物

土地又ハ建物ト一体ヲ為スモノトシテ考慮スルモノ

○物納財産ノ管理処分

(一) 受入後速力ニ特売又ハ公売ニ依リ处分ノ途ヲ講ズルコト

1、貸付中ニ係ルモノ

(イ) 特別緣故ニ依リ特売スルコト

(口) 借受人買受希望ナキトキハ公売ニ付スルコト

2、貸付未済ニ係ルモノ

公売ニ付スルロト

(一) 処分未済(売松ニ至ラザリシモノ)財産ノ管理

1、貸付中ニ係ル財產ニシテ売松ニ至ラザリシトキハ、大体前契約ヲ踏襲シ從前ノ使用者ニ貸付スルロト

2、貸付未済ニ係ル財產ニシテ売松ニ至ラザリシトキハ貸付ノ途ヲ譲ズルコト、此ノ場合ニ於テハ価格ノ五分見当

ノ貸付料ヲ徵収スルコト

3、貸付料ハ總テ金錢ヲ以テ納付セシムルコト

4、貸付未済ノ財產ハ適當ノ管理方法ヲ講ズルコト

経費

物納財產ノ処分ニ要スル経費ハ一般会計ノ負担トスルコト

参考

| 國有財產処分ニ要スル経費 | 一般会計 | 財源 | 國有財產整理資金特別会計 |
|--------------|------|----|--------------|
| 物納財產処分ニ要スル経費 | 一般会計 | 財源 | 一般会計 |

経費ノ内訳左ノ如シ

| 人件費 | 旅費 | 各所修繕 | 府費 |
|-------|----|------|----|
| 雜給及雜費 | | | |

財產管理費（補修費、傭人料、雜費）

物納制度調査会ニ關スル書類

- 一、諮詢案（發表ノ為ノ準備ヲ要ス）
- 二、大臣開金挨拶案
- 三、主税局長説明案
- 四、想定問答

五、資料

- (一) 提出資料
- (二) 準備資料
- 六、會議關係諸書類

 - (一) 委員名簿
 - (二) 宣制
 - (三) 議事規則案
 - (四) 議席表

○準備資料目次

- 一、昭和十五年度予算関係資料

二、相続税改正沿革

- (二) 税率の変遷
- (二) 年賦延納制度の変遷

三、外国の諸制度

四、不動産売買手数料調

詰問

相続税二付別紙要綱三依リ物納制度ヲ創設スルヲ適當ト認ムルモ、之ニ關スル所見如何

説明

相続税負担ノ増加ニ伴ヒ、相続財産中不動産ノ占ムル割合比較的多キ者ノ納税三付者處ヲ要スルモノアリト認メラルルヲ以テ、此ノ際別紙要綱三依リ相続税物納制度ヲ創設セントス、之ニ關シ意見ノ開陳アランコトヲ望ム

相続税物納制度案要綱

第一 物納許可条件

- (一) 相続財産価額中不動産ノ価額が五割程度以上ヲ占ムル場合ニ物納ヲ認ムルコト
- (二) 相続税額が相続財産タル現金、預金及換価容易ナル有価証券ノ価額ノ一分ノ一ニ達セザルトキハ物納ヲ認メザルコト
- (三) 相続税額が千円程度未満ナルトキハ物納ヲ認メザルコト

(四) 相続税法第一二二条ニ規定スル贈与ニ付テハ物納ヲ認メザルコト

第一 物納ノ目的物

- (一) 納付物件ハ相続財産タル不動産ニ限ルコト

- (二) 納付物件ハ原則トシテ納稅義務者ノ申出テタルモノニ依ルコト、但シ納稅義務者ノ選択シタル納付物件ガ管

理又ハ処分ヲ為スニ著シク不適當ナリト認メラルトキハ、政府ハ相続税審査委員会ノ諮詢ヲ経テ之方交換

ヲ命ジ、又ハ物納ヲ拒否シ得ルモノトスルコト

第二 納付物件ノ受入価額

納付物件ノ受入価額ハ相続税課税価格計算ノ基礎ト為リタル価額ヨリ、処分費等トシテ五分程度ノ控除ヲ為シタル
価額ニ依ルコト

第四 物納額

相続税額中不動産ノ価額ニ付スル分ニ付テノミ物納ヲ認ムルコト、但シ適當ナル価額ノ納付物件ナキトキハ相続税
額ノ範囲内ニ於テ当該金額ヲ超過スルモ妨げナキコト

第五 年賦延納トノ関係

相続税ノ一部ニ付物納ヲ認ムル場合ニ於テモ、残余ノ部分ニ付從来通常年賦延納ヲ認ムルコト

第六 申請

課税価格決定通知受領後二十日以内ニ申請ヲ為シタル者ニ限り物納ヲ認ムルコト

第七 實施期日

物納制度ハ昭和十六年四月一日以後開始シタル相続ニ付之ヲ認ムルコト

相続税物納制度調査会ニ於ケル会長接案

本日、相続税物納制度調査会ヲ開会スルニ当リマシテ、一言御挨拶ヲ申述べ度イト存ジマス。御承知ノ如ク、最近數次ノ増税三際シ相続税ニ付テモ増徴ガ行ハレ、其ノ負担ハ相当ナモノト相成ツテ居ルノデアリマス。事變下一般三国民負担ヲ増加セシムルノ余儀ナキ際デアリマスノデ、洵ニ已ムヲ得ナイ所ト思フノデアリマスガ、一面相続財産中不動産ノ占ムル割合が比較的多キ場合ハ、納稅上相当苦痛ヲ感ズル者ゾアルコトモ否定シ得ナイ所デアルト思フノデアリマス。斯ル場合ノ救濟方法トシテ、現在既ニ相当長イ年賦延納ノ制度ガ設ケラレテ居ルノデアリマスガ、之ノミヲ以テシテハ尚不充分ナルカラ、相続税ニ付テハ特ニ物納ヲ認ムベキデアルト云フ議論ガ從来カラアリ、殊ニ今年ノ春ノ第七十五議会ニ於テ税制改正案審議ニ関連シ、此ノ事が強ク要望セラレタヨウナ次第デアリス。元來租稅ニ付物納ノ制度ヲ認ムルコトハ余程ノ例外デアリマシテ、歳入制度上、稅務行政上種々問題ガアルノデアリマスガ、當局ト致シマシテハ、議会ノ要望等ニ鑑ミ、慎重ニ考慮ヲ重ねマシタ結果、大体別紙要綱ニ依ルトキハ之ヲ実行シテモ差支ヘナイノデハナイカト云フ結論ヲ得タノデアリマス。案ノ内容等ニ付マシテハ主税局長ヨリ説明致ス等ニアリマス。何卒充分御審議ノ上、忌憚ナキ御意見ノ開陳アランコトヲ希望致ス次第デアリマス。

相続税物納制度案要綱説明

唯今諮問ニ相成リマシタ相続税物納制度案要綱ニ付、御説明申上ゲ度イト存ジマス。

先程会長ノ御挨拶ニ依リ明ラカニセラレマシタ如ク、本案ハ相続財産中換価ノ比較的困難ナ不動産ノ占ムル割合ノ比較的多キ者ノ納稅上ノ困難ヲ緩和スルノ趣旨ニ出ヅルモノデアリマス。

先ジ如何ナル場合ニ物納ヲ認ムルカノ問題デアリマス。御承知ノ如ク相続財產価額中不動産ノ価額ガ五割以上ヲ占ム

ル場合ニ於テハ、現在年賦延納ノ普通期間七年ヲ十年ニ延長スルコトニナシテ居リマスガ、物納モ亦斯ル条件ヲ具フル場合ニ認ムルヲ相当ト考ヘタノデアリマス。唯、斯ル条件ヲ具フル場合ニ於キマシテモ、一方ニ於テ、相続税額ガ相続財產タル現金、預金及換価容易ナル有価証券ノ価額ノ半額ニ達シナイトキハ、此等ノ資産ヲ以テ容易ニ納稅シ得ルモノト考ヘラレマスノデ、斯ル場合ハ物納ヲ認メナイコトニ致シタノデアリマス。次ニ相続税額ガ比較的少額ニシテ相続財產ノ価額ニ対スル税負担ノ割合ガ少ナル場合ハ年賦延納ノ制度ダケデ充分デアルシ、一面余リニ少額ノ物納ヲ認ムルトキハ、物納財產ノ受入後ノ管理処分上種々ノ煩瑣ガアルト考ヘラレマスノデ、相続税額ガ千円程度以上、即チ家督相続第一種ニ在リテハ課税価格約五万円程度以上ナル場合ニ限り物納ヲ認ムルコトト致シタノデアリマス。尚、相続税法第二十三条规定スル贈与ニ付テハ、其ノ性質上物納ヲ認ムル必要ナキモノト考ヘラレマスノデ、之ニ付テハ物納ヲ認メナイコト致シテ居リマス。

次ニ物納ノ目的物デアリマスガ、本制度創設ノ趣旨ニ鑑ミマシテ、物納ノ目的物ハ相続財產タル不動産ニ限ルコトニ致シマシタ。不動産以外ニモ、不動産上ノ権利、船舶等ノ如ク換価必ズシモ容易ナラザルモノモアルカト思ヒニ付テモ一応考慮サレルノデアリマスガ、受入後ノ管理処分ニ相当ノ困難アリト認メラレマスシ、亦實際問題トシテ其処迄モ拡張スルノ必要性ハ少ナイモノト考ヘラレマスノデ、本案デハ不動産ニ限ルコトニ致シテ居ルノデアリマス。次ニ相続財產タル不動産中何レヲ以テ納付スルカハ、原則トシテ納稅義務者ノ申出ニ依ルヲ相当ト認メタノデアリマスガ、唯同ジク不動産ノ中ニモ政府ニ於テ管理又ハ処分ヲ為スニ著シク不適當ナモノ迄モ受入ラ認ムルコトハ適當デナイト考ヘラレマスノデ、納稅義務者ガ斯クノ如キモノヲ選択シタル場合ハ政府ニ於テ其ノ変換ラ命ジ、又ハ更ニ若シ相続

財産タル不動産ガ管理処分上著シク不適當ナモノノミナル場合ハ、物納ヲ拒否シ得ルノ制度ト為シ置クヲ必要ナリト考ヘタノデアリマス。唯此等ノ場合ニ於テハ政府ノ処分ヲ公明ナラシムル為、相続税審査委員会ニ諮問スルヲ要スルコト致シテ居ル次第アリマス。

次三物納ヲ認ムル場合ニ於テ、納付物件ノ受入価額ハ何ニ依ルカノ問題アリマス。純理論ト致シマシテハ物納許可ノ時ニ於ケル時価ニ依ルコトモ考ヘ得ラレマスガ、之デハ時価ノ再評価ニ付新ニ問題フ生ジ、又斯クスルト相続開始後課税価格決定ノ時迄ニ於テ時価ガ低廉シヤウナ場合ニ、納税者ニ却シテ苛酷ナ感ラ懷カシムルコトトナリマスノデ、本要綱ニ於テハ、課税價格計算ノ基礎トナシタ価額ニ依ルコトシ、唯納税者ニ於テ不動産ヲ処分スルトスレバ通常必要トル程度ノ処分費等トシテ、之ヨリ五分程度ノ控除ヲ為スラ適当ト認メタ次第アリマス。

次ニ本要綱ニ依ル物納制度ハ不動産多キ者ノ相続税ニ付考慮セントスルモノニアリマスノデ、物納ヲ認ムル税額ハ相続税額中不動産ニ対スル三分限ルコトト致シマシタ。其ノ金額ハ相続財産価額ニ付スル不動産ノ価額ノ割合ニ依リ、相続税額ヲ案分シテ計算スル見込アリマス。但シ納付物件トシテ其ノ金額ニ丁度相当スル適當ナモノガナニ場合ニハ、相続税額ノ範囲内ニ於テ右ノ金額ヲ超過スル物件ヲ以テ納付スルコトハ之ヲ認メルコトト致シテ居リマス。

次ニ物納ハ一時ニ納付スル相続税ニ付之ヲ認ムルモノアルコトハ申ス迄モナイ所アリマスガ、相続税額ノ一部ヲ物納トシ、他ノ部分ヲ金納トスルコトモ勿論認メラルベキコトデアリマス。而シテ斯ル場合ニ於テモ金納ノ部分ニ付従来通リノ年賦延納ヲ許可スルコトト致シテ居ルノデアリマス。

次ニ物納ハ申請ヲ俟シテ認ムルコトハ當然アリマスガ、其ノ申請期限ハ年賦延納ノ申請期限ト同ジク課税価格決定通知ヲ受ケタル後三十日以内ト致シテ居リマス。

最後ニ物納制度ハ來年度ヨリ之ヲ施行シ、昭和十六年四月一日以後開始スル相続ニ付之ヲ認ムルコトト致シテ居リマス。

以上、相続税物納制度案ノ内容等ニ付概要ヲ説明致シタ次第アリマス。

「相続税物納制度調査会名簿（昭和一六、一、一五日現在）」

| | |
|--|--|
| 会長 大蔵大臣 河田 烈 | 委員 大蔵次官 広瀬豊作、大蔵省主計局長 谷口恒二、大蔵省主税局長 松隈秀雄、營繕管財局理事 入江 順、 法制局參事官 佐藤 基、内務省地方局長 留岡幸男、 <small>第三位選四等</small> 子爵 路 裏松友光、 <small>正三位選三等</small> 子爵 加藤泰通、 <small>第三位選三等</small> 男爵 松岡均平、 <small>第三位選四等</small> 松尾四郎、中川重春、 <small>正五位選四等</small> 小笠原二九郎、 <small>正五位選三等</small> 森田禎市、石井光雄、山室宗文 |
| 幹事 大蔵書記官 田中 豊、同 池田勇人、同 氏家 武、營繕管財局書記官 福井栄治郎、法制局書記官 深沢家治 [名簿の住所、電話番号は省略した] | |

昭和十五年七月十六日勅令第四六九号

相続税物納制度調査会名簿

第一条 相続税物納制度調査会ハ大蔵大臣ノ監督三属シ、其ノ諮問ニ応シテ相続税ノ物納制度ニ關スル事項ヲ調査審

議案

第一条 相続税物納制度調査会ハ、会長一人及委員十八人以内ヲ以テ之ヲ組織ス
特別ノ事項ヲ調査審議スル為必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第二条 会長ハ大蔵大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員及臨時委員ハ大蔵大臣ノ委請ニ依リ、関係各官廳等官及學識経験アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第三条 会長ハ大蔵大臣ヲ總理ス

会長ハ会務ヲ總理ス

幹事ハ幹事アルトキハ大蔵大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五条 相続税物納制度調査会ニ幹事ヲ置ク、大蔵部内判任官ノ中ヨリ大蔵大臣之ヲ命ズ

幹事ハ幹事アルトキハ大蔵大臣ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六条 相続税物納制度調査会ニ書記ヲ置ク、大蔵部内判任官ノ中ヨリ大蔵大臣之ヲ命ズ

書記ハ会長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

相続税物納制度調査會議事規則案

第一条 會議ノ日時及場所ハ会長之ヲ定メ委員ニ通知ス

第二条 會議ニ出席スルコト能ハザル委員ハ、予メ其ノ回ヲ会長ニ届出シベシ

第三条 會議ハ全委員ノ半數以上出席スルニ非ザレバ之ヲ開クコトヲ得ズ、但シ緊急ノ決議ヲ要スルトキハ此ノ限ニ

在ラズ

第四条 会長ハ會議ノ議長トナリ議事ヲ整理ス

発言セントスル者ハ議長ノ許可ヲ受クベシ

第五条 議事ハ出席委員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス、可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

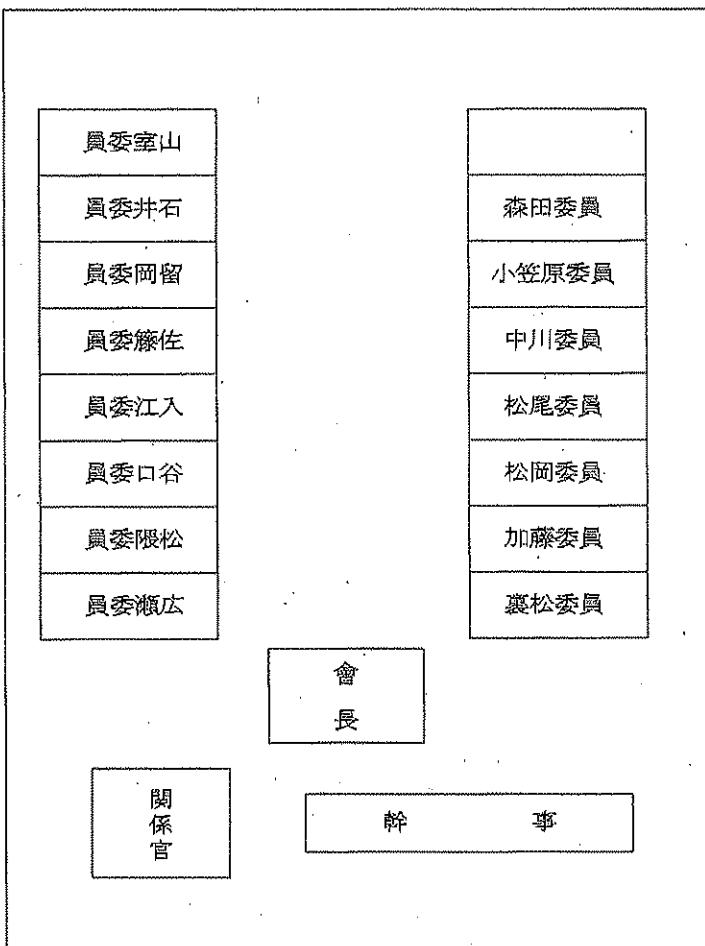
第六条 會議ノ議事又ハ調査事項ハ秘密トス、但シ差支ナシト認ムル事項ニ付テハ会長ニ於テ之ヲ公表スルコトアル

ベシ

第七条 幹事ハ會議ニ出席シ説明ヲ為シ、又ハ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第八条 幹事ハ議事要録ヲ作成ス

第九条 本則ニ明文ナキ事項ハ会長之ヲ定ム



相続税負担の推移

| 課税価格 支拂相続 | 自明治三八、四月 至明治四三、三月 | 自明治四三、四月 至大正四、三月 | 自大正四、四月 至昭和二二、三月 | 自昭和二二、三月 至昭和一五、三月 | 昭和一五、四月以降 | |
|--|--|--|---|---|---|---|
| (千円) | (二千円) | (二千円) | (五千円) | (五千円) | (五千円) | |
| 一万円内 | 一万円内 | 一万円内 | 一万円内 | 一万円内 | 一万円内 | |
| 五百万円 千萬円 | 五百万円 千萬円 | 五百万円 千萬円 | 五百万円 千萬円 | 五百万円 千萬円 | 五百万円 千萬円 | |
| 八〇一、七〇五 二七、九五五 一、一〇〇 六二六、四六五 一、一六六 五〇一、〇〇〇 一〇一、〇〇〇 | 八七〇 二九五五 一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇 | 八一〇 二九五五 一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇 | 七〇五 一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇 | 五〇五 一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇 | 四〇五 一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇 | 三〇五 一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇 |

| 課税額 | 明治三八、四月 至明治四三、三月 | 明治四三、四月 至大正一月 | 大正一月、四月 至昭和一月 | 昭和一月、四月 至昭和一月 | 昭和一月、四月 至昭和一月 |
|------|---------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 貢益額 | (五百円) | (千円) | (千円) | (千円) | (千円) |
| 一万円 | 一八三 | 一八三 | 一一八 | 一九八 | 一九八 |
| 三万円 | 七三三 | 七三三 | 一五三 | 六四七 | 六四七 |
| 五万円 | 十四八三 | 一四八三 | 一〇四八 | 一〇九八 | 一〇九八 |
| 十万円 | 三八三 | 三八三 | 一九四八 | 一九四八 | 一九四八 |
| 十五万円 | 九一、六四八 | 九一、六四八 | 三五、六九八 | 三五、一四八 | 三五、一四八 |
| 二十万円 | 六五、一六四八 | 六五、一六四八 | 三九、一四八 | 七八、二九六 | 七八、二九六 |
| 三十万円 | 九一、六四八 | 九一、六四八 | 三九、一四八 | 六、五九六 | 六、五九六 |
| 四十万円 | 六五、一六四八 | 六五、一六四八 | 三九、一四八 | 八、一五〇 | 八、一五〇 |
| 五十万円 | 九一、六四八 | 九一、六四八 | 三九、一四八 | 九九、一三九六 | 九九、一三九六 |
| 六十万円 | 六五、一六四八 | 六五、一六四八 | 一九九、一三九六 | 一九九、一三九六 | 一九九、一三九六 |
| 七十万円 | 九一、六四八 | 九一、六四八 | 七一四、六四八 | 七一四、六四八 | 七一四、六四八 |
| 八十万円 | 六五、一六四八 | 六五、一六四八 | 一、大一四、六四八 | 一、大一四、六四八 | 一、大一四、六四八 |
| 九十万円 | 九一、六四八 | 九一、六四八 | 一、大一四、六四八 | 一、大一四、六四八 | 一、大一四、六四八 |
| 一百万円 | 九一、六四八 | 九一、六四八 | 一、大一四、六四八 | 一、大一四、六四八 | 一、大一四、六四八 |
| 五百万円 | 五八三 | 五八三 | 一、一五三 | 一、一五三 | 一、一五三 |
| 一千万円 | 一、一五三 | 一、一五三 | 一、一五三 | 一、一五三 | 一、一五三 |

備考

一、家督相続、遺産相続共第一種ノ税率ニ依レリ

二、括弧内ハ課税最低限ナリ

相続税税率ノ変遷

家督相続第一種ノ部

| 課税価格 | 自明治三八、四月 至明治四三、三月 | 自明治四三、四月 至大正一月 | 自大正一月、四月 至昭和一月 | 昭和一月、四月 至昭和一月 | 昭和一月、四月 至昭和一月 |
|-------|----------------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|
| 千分 | 千分 | 千分 | 千分 | 千分 | 千分 |
| 五千円以下 | 二五 | 二五 | 一〇 | 一〇 | 一〇 |
| 五千円超過 | 一三 | 一三 | 一〇 | 一〇 | 一〇 |
| 一万円 | 一三 | 一三 | 一〇 | 一〇 | 一〇 |
| 二万円 | 一三 | 一三 | 一〇 | 一〇 | 一〇 |
| 三万円 | 一三 | 一三 | 一〇 | 一〇 | 一〇 |
| 四万円 | 一三 | 一三 | 一〇 | 一〇 | 一〇 |
| 五万円 | 一三 | 一三 | 一〇 | 一〇 | 一〇 |
| 六万円 | 一三 | 一三 | 一〇 | 一〇 | 一〇 |
| 七万円 | 一三 | 一三 | 一〇 | 一〇 | 一〇 |
| 八万円 | 一三 | 一三 | 一〇 | 一〇 | 一〇 |
| 九万円 | 一三 | 一三 | 一〇 | 一〇 | 一〇 |
| 十万円 | 一三 | 一三 | 一〇 | 一〇 | 一〇 |
| 二十万円 | 一三 | 一三 | 一〇 | 一〇 | 一〇 |
| 三十万円 | 一三 | 一三 | 一〇 | 一〇 | 一〇 |
| 四十万円 | 一三 | 一三 | 一〇 | 一〇 | 一〇 |
| 五十万円 | 一三 | 一三 | 一〇 | 一〇 | 一〇 |
| 六十万円 | 一三 | 一三 | 一〇 | 一〇 | 一〇 |
| 七十万円 | 一三 | 一三 | 一〇 | 一〇 | 一〇 |
| 八十万円 | 一三 | 一三 | 一〇 | 一〇 | 一〇 |
| 九十万円 | 一三 | 一三 | 一〇 | 一〇 | 一〇 |
| 一百万円 | 一三 | 一三 | 一〇 | 一〇 | 一〇 |

家督相続第一種ノ部

| 譲 受 者 名 | 譲 受 日 | 金額 千 分 率 |
|------------------|----------------------|-------------------|
| 五百一十五千円以上過下 | 自明治三八、四月 至昭和二五、四月 | 五百一十五千円以上過下 |
| 五百一十五千円以上過下 | 自明治三九、三月 至大正一〇、三月 | 五百一十五千円以上過下 |
| 五百一十五千円以上過下 | 大正一五、三月 至昭和二五、四月 | 五百一十五千円以上過下 |
| 五百一十五千円以上過下 | 昭和二五、三月 至昭和二五、四月 | 五百一十五千円以上過下 |
| 五百一十五千円以上過下 | 昭和二五、四月 至昭和二五、四月 | 五百一十五千円以上過下 |
| 五百一十五千円以上過下 | 昭和二五、四月 至昭和二五、四月 | 五百一十五千円以上過下 |
| 五百一十五千円以上過下 | 昭和二五、四月 至昭和二五、四月 | 五百一十五千円以上過下 |

家督相続第三種

| 譲 受 者 名 | 譲 受 日 | 金額 千 分 率 |
|------------------|---------------------|-------------------|
| 五百一十五千円以上過下 | 明治三八、四月 至大正一〇、三月 | 五百一十五千円以上過下 |
| 五百一十五千円以上過下 | 大正一五、三月 至昭和二五、四月 | 五百一十五千円以上過下 |
| 五百一十五千円以上過下 | 昭和二五、三月 至昭和二五、四月 | 五百一十五千円以上過下 |
| 五百一十五千円以上過下 | 昭和二五、四月 至昭和二五、四月 | 五百一十五千円以上過下 |

遺產相統第一種ノ部

遼寧相續第一種

遺產相続第二種ノ部

| 課税価格 | | 昭和一五、四月 至昭和一五、三月 | | 昭和一三、四月 至昭和一三、三月 | | 昭和一二、四月 至昭和一二、三月 | | 昭和一一、四月 至昭和一一、三月 | | 昭和一〇、四月 至昭和一〇、三月 | | 昭和九、四月 至昭和九、三月 | | 昭和八、四月 至昭和八、三月 | | 昭和七、四月 至昭和七、三月 | | 昭和六、四月 至昭和六、三月 | | 昭和五、四月 至昭和五、三月 | | 昭和四、四月 至昭和四、三月 | | 昭和三、四月 至昭和三、三月 | | 昭和一、四月 至昭和一、三月 | | | | | | | |
|------|----|---------------------|----|---------------------|----|---------------------|----|---------------------|----|---------------------|----|-------------------|----|-------------------|----|-------------------|----|-------------------|----|-------------------|----|-------------------|----|-------------------|----|-------------------|----|----|----|----|----|----|---|
| 千分 | 千分 | 千分 | 千分 | 千分 | 千分 | 千分 | 千分 | 千分 | 千分 | 千分 | 千分 | 千分 | 千分 | 千分 | 千分 | 千分 | 千分 | 千分 | 千分 | 千分 | 千分 | 千分 | 千分 | 千分 | 千分 | 千分 | 千分 | 千分 | 千分 | 千分 | 千分 | 千分 | |
| 五百 | 五百 | 五百 | 五百 | 五百 | 五百 | 五百 | 五百 | 五百 | 五百 | 五百 | 五百 | 五百 | 五百 | 五百 | 五百 | 五百 | 五百 | 五百 | 五百 | 五百 | 五百 | 五百 | 五百 | 五百 | 五百 | 五百 | 五百 | 五百 | 五百 | 五百 | 五百 | | |
| 百 | 百 | 百 | 百 | 百 | 百 | 百 | 百 | 百 | 百 | 百 | 百 | 百 | 百 | 百 | 百 | 百 | 百 | 百 | 百 | 百 | 百 | 百 | 百 | 百 | 百 | 百 | 百 | 百 | 百 | 百 | 百 | | |
| 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | | |
| 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | |
| 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | |
| 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | 万 | |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

年賦延納制度ノ変遷

施行ノ日

一、明治三八、一、一田(相続税法制定)

二、明治四三、四、一田

三、大正一五、四、一田

四、昭和一二、四、一田

相続財産額中本物資産額
が二分の一ヲ超ニハセシ

其他

延納期日
三十年
二十年
十年
七年
五年
三年
一年

「 昭和十五年十一月 (昭一五調査資料第五号)

主税局企画課

一、英
米
國
三、仏
國
二、西
次

英米仏に於ける相続税の物納制に関する調査

第一 英 国

一 公債による代納

(イ) 英國に於ては戦費調達の為発行する公債中、一九一七年財政法第三十回案に依り相続税の代納として用ひるものを指定し得るに付した。而して一九一七年十月十五日付規則によると指定された公債は次のものである。

5%国庫債券 (Exchequer Bonds) 一一九一九一〇一一年期限

6%国庫債券 一一九一〇年期限

5%国民軍事債券 (National War Bonds) 一一九二二一四一七年期限

4%国民軍事債券 一一九一七年期限

4%軍事公債 (War Loans)

5%軍事公債 一一九一九一四七年期限

右四種の外、後述の条件を満足すべきものとを条件に次の各種の公債も指定せられた。
右の公債を相続税の代納として整理せられるための条件は、右の公債は被相続人が死亡した日より少くとも六ヶ月以上被相続人の財産を構成してゐたこと、又は右公債が同期間中被相続人が社員たる組合の財産の一部を構成してゐたこと等を内国税委員会に証明するものである。

其の後一九一九年に至り更に4%整理公債 (Funding Loan 1960-1990) 及4%戦勝公債 (Victory Bonds)

の11つを相続税の代納として認めるに至った。

(ロ) 右の公債が内国税委員会に於て受理されたる後、如何に処理されるかに付ては、先づ一九一七年の規則で代納を認められる公債に付ては、一般国債費より払還を受けたる資金を基金として、特殊の減債基金制度を設けて之により処理し、一九一九年規則による整理公債及戦勝公債に付ては、整理公債減債基金により処理してゐた。

右の減債基金は孰れも特別勘定をなしてゐて、年度末に国債委員会の手許に残高あれば次年度に持越し、遊資は之を一時投資して利殖を計つてゐるのである。其の資金は何れも国債費より払還をされてゐたのが、一九三三年新減債基金に綜合統一されて今日に至つてゐるが、実質には變りがない。

納付せられた公債は減債基金によつて銷却されるが、又は償還期に至つて銷却されるまで、国債委員会の手に依つて保管される。

(ハ) 相続税の公債による代納実績

新減債基金の使用内訳の中、内国債銷却のため合同資金より支出せる金額により、公債代納の実績を推察するに得る。而して一九一四年度に於ては、(イ)相続税のため納付されたる整理公債及戦勝公債の銷却のため七、八一六、〇〇〇磅、(ロ)相続税納付のために納付されたる其の他の公債を銷却する資金として一〇〇、一二六一磅が支田せられてゐる。斯くて如く代納を認むる規制制定の後は相当の実績ありたるが、近年に於ては実績皆無である。

二 土地による代納

土地による代納は、一九一〇年財政法第五十六条により認められた。即ち納税者より申告ありたるときは、六

ヶ月の期限を付して当該不動産の利用に付適当ならと認めたるに行政厅に対しが受納を照会するのである。

而して行政厅の需要全くなきときは、納税者の申請を却下するのである。従つてその実例も一九一四年及一九一五年の二回あつたのみであつて(受納価額約七、一五〇磅)、現在に於ては死文であつて実効なき制度である。

第一 米 国

米国に於ける相続税の物納制度は公債に付てのみ認められてゐる。即ち、相続税施行規則第八十一条に依れば、第二自由公債法第十四条の規定に依り、年四分を超ゆる利率の国債にして被相続人が死亡の六ヶ月前より引き続き所有し、被相続人死亡の當時その相続財産に属したもののは、その額面価額に経過利子を加算したる価格を以て、相続税納付の用に供する事が出来る。

而して年四分を超ゆる利子を有する国債とは、大戦に際して戦費調達の為に発行せられた第一及第二自由公債を指すのであつたが、後第一乃至第四自由公債法並に戰勝自由公債法は第一自由公債法一本に統一され、その中に右に述べたと同じ趣旨の規定がおされてゐる。現在では年四分を超ゆる利子を有する国債と謂へば、事實上一九四七・五一年償還の四分一厘五毛公債が一つあるのみであつて、他のものは既に償還済みになつてゐる。

而して右國債の発行額は七六三、九六一、三〇〇弗であるが、一九四〇年五月末現在の未償還額は七五八、九四五、八〇〇弗である。

かくして相続税の代用として納付せられた国債は、国債の償却に當てられるのであつて、国債償却に財源として多少の寄与をしてゐるのである。その実績を見ると大體では相當に利用された事もあつたのであるが、現在の如く上述の四分一厘五毛公債の市場価格が額面価格を超えてゐるやうな場合には、時価(一九四〇年五月二十一日引)値は一、一七弗(一六仙) 利用される道理もなく、近來は全くその実例を見ないのである。

尚、連邦税の外に各州に於て遺産税又は相続税を課してゐるといふがあるが、之に付ても現物納付の途は連邦税と大体同様である。

第三 仏 国

仏國に於て相続税の代納としてみとめられるのは国債に限られる。即ち、ラント其他國庫の発行する有価証券及國債償還金庫發行の国防証券がそれであつて、相続税総額中國債償還金庫の定める一定の割合、即ち一般には百分の十、一九三六年十一月發行の国防債券に付ては、A種百分の三十、B種百分の二十迄代納を許される。

而して代納に供せられる國債の受領価格は、ラント等の國庫証券に於ては一般に登録税署に対する相続申告の日の五日前に於けるパリ取引所の寄付相場に依り、国防証券に付ては証券提出の日から償還日までの証券の利子を差引きたる償還価格に依るのであるが、特に一九三六年發行の国防債券に付てはA、B両種共額面百法に付百四十法とし、之に証券提出の時迄の経過利子を加算したる価格を以て受領せられることとなつてゐる。元來一九三六年發行の国防債券は、A種は金の供出者に交付するものであり、B種はそれ迄に發行せる短期國庫証券を以て乗換へ得べきものとしたものであつて、A種に付ては金供出の促進の為、B種に付ては一九三六年に於ける平価切下に依る債券所持者の損失補償の為、右の如く受領割合及受領価格に於ける優遇が認められた訳である。

フランスには國債償還金庫なるものがあるが、これは大戦中に生じた巨額の国防証券の管理、即ち償還、利払、償換を為すために一九一六年に設立されたものであるが、その後国防証券のみならずその他の国債の償還をも受けけることになつた。而して右金庫は煙草専売、マシチ専売を管み、又相続税、不動産第一次移転臨時補完税等の收入を有し一般会計と独立したものである。金庫が相続税として公債を受領した場合、ラント其他の國庫の有価証券に付ては、一九一六年國債償還金庫設立に関する法令に従ひ、これを抹消、廢棄して國債償還額に加へる。

相続税收入（實物代納を含めて）を国債償還の為使用したと述べてあるから、實際上償却に当たるゆゑの記考へられるのである。

最後に公債代納の実績を見ると、一九二七年以來相続税総額の百分の十に限り許されるといふ、その制限には遠く達せざる程度に過ぎず、一九三六年の実績に於ても漸く相続税総額の千分の一に達したに過ぎなかつた。然るに一九三六年十一月発行の國防証券に付て代納上の特典を認めた爲、一九三七年に至り相続税総額の三〇・ペーセント以上に達するに至つたのである。

不動產周旋手數料額

| | | |
|------------|---|-------------------------------|
| 会社名 | 三井信託 | 亮主ヨリ三分、買主ヨリ二分、但シ分譲地ニ付テハ亮主ヨリ五分 |
| 住友信託 | 亮主及買主双方ヨリ三分以内 | 亮主ヨリ三分、買主ヨリ二分 |
| 織田信託 | 亮主及買主双方ヨリ三分以内 | 亮主ヨリ三分、買主ヨリ二分 |
| 野村信託 | 亮主ヨリ左記程度、但シ買主ヨリハ微セザル場合相当アリ(分譲地ハ三分) | 亮主ヨリ三分、買主ヨリ二分 |
| 東京土地家屋株式会社 | 亮主ヨリ左記程度、但シ買主ヨリハ微セザル場合相当アリ(分譲地ハ三分) | 亮主ヨリ三分、買主ヨリ二分 |
| 東京不動産株式会社 | 亮主及買主双方ヨリ左記程度、但シ実收ノ割合ハ著シク減少 亮買価額一万円以下 | 亮主ヨリ三分、買主ヨリ二分 |
| 東京建物株式会社 | 亮主及買主ヨリ左記程度、但シ買主ニ付テハ割引シ又ハ微收セサル場合アリ 亮買価額一万円以下 | 亮主ヨリ三分、買主ヨリ二分 |
| | 一万円超 | 一万円超 |
| | 十万円超 | 十万円超 |
| | 十五万円以下 | 十五万円以下 |
| | 一分五厘 | 一分五厘 |

相続税物納制度案要綱二対スル同調査委員会ノ修正事項

- 一 物納ノ許可案件中相続税額ガ相続財産タル現金、預金及換価容易ナル有価証券ノ価額ノ一分ノ一三達セザルトキハ物納ヲ認メザル旨ノ項目ヲ削除スルコト
- 二 相続財産ノ状況ニ依リ納稅極メテ容易ナリト認メラルルトキハ、相続税審査委員会ノ諮問ヲ経テ物納ヲ拒否シ得ル場合アル旨ノ項目ヲ追加スルコト
- 三 納付物件ノ受入価額三付五分程度ノ控除ヲ為スコトヲ廢止シ、相続税課税価格計算ノ基礎ト為リタル価額ニ依ルコトスルコト

相続税物納制度案要綱二対スル同調査委員会ノ修正

- 一 要綱第一ノ(1)ヲ削除スルコト
- 二 要綱第一ノ(1)中「管理又ハ処分」ヲ「管理者ハ処分」ニ改メ、「不適当ナリト認メラルルトキ」ヘ下ニ「又ハ相続財産ノ状況ニ依リ納稅極メテ容易ナリト認メラルルトキ」ヲ加ブルコト
- 三 要綱第三中「ヨリ处分費等トシテ五分程度ノ控除ヲ為シタル価額」ヲ削除スルコト

相続税物納制度案要綱（修正後ノモノ）

第一 物納許可条件

- (1) 相続財産価額中不動産ノ価額ガ五割程度以上ヲ占ムル場合ニ物納ヲ認ムルコト
- (1) 相続税額ガ千円程度未満ナルトキハ物納ヲ認メザルコト

(三) 相続税法第二十三条ニ規定スル贈与二付テハ物納ヲ認メザルコト

第一 物納ノ目的物

- (1) 納付物件ハ相続財産タル不動産ニ限ルコト

- (1) 納付物件ハ原則トシテ納稅義務者ノ申出アタルモノニ依ルコト、但シ納稅義務者ノ選択シタル納付物件ガ管
理若ヘ处分ヲ為スニ著シク不適當ナリト認メラルルトキ、又ハ相続財産、状況ニ依リ納稅極メテ容易ナリト
認メラルルトキヘ、政府ハ相続税審査委員会ノ諮問ヲ經テ之ガ交換ラ命ジ、又ハ物納ヲ拒否シ得ルモノトス
ルコト

第二 納付物件ノ受入価額

納付物件ノ受入価額ハ相続税課税価格計算ノ基礎ト為リタル価額ニ依ルコト

第四 物納額

相続税額中不動産ノ価額ニ付スル分ニ付テノミ物納ヲ認ムルコト、但シ適當ナル価額ノ納付物件ナギトキハ相続税
額ノ範囲内ニ於テ当該金額ヲ超過スルモ妨ゲナキコト

第五 年賦延納トノ関係

相続税ノ一部ニ付物納ヲ認ムル場合ニ於テモ、残余ノ部分ニ付從來通常年賦延納ヲ認ムルコト

第六 申請

課税価格決定通知受領後二十日以内ニ申請ヲ為シタル者ニ限り物納ヲ認ムルコト

第七 實施期日

物納制度ハ昭和十六年四月一日以後開始シタル相続ニ付之ヲ認ムルコト

相続税法中改正法律案 (昭和一六、一、一四)

相続税法中左ノ通改正ス

第十七条ノ二 被相続人が本法施行地ニ住所ヲ有スル場合ニ於テ、相続税ヲ課スベキ相続財産ノ価額ガ相続財産ノ価額ノ二分ノ一ヲ超ユルトキハ、納稅義務者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ当該相続財産タル不動産(本法施行地ニ在ルモノニ限ル)ヲ以テ、当該不動産ニ対スル相続税ヲ納付スルコトヲ得、但シ左ノ各号ノ一二該当スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 相続税額ガ千円未満ナルトキ

二 相続税額ガ相続財産タル現金、預金及命令ヲ以テ定ムル有価証券ノ価額ノ合計額ノ二分ノ一達セザルトキ

納稅義務者第一項ノ規定ニ依リ不動産ヲ以テ相続税ヲ納付セントスルトキハ、納付セントスル不動産ヲ指定シ、第十三条ノ通知ヲ受ケタル後二十日以内ニ政府三申請スバシ、但シ連帯納付ノ責アル納稅義務者ニ在リテハ、其一人ヨリ申請スベキヲ以テ足ル

政府ハ納稅義務者ノ申請ニ係ル不動産ヲ管理又ハ処分ヲスニ不適當ナリト認ムルトキハ、相続税審査委員会ノ諮詢ヲ經テ其ノ交換ヲ命シ又ハ不動産ニ依ル納付ヲ拒ムコトヲ得

第一項ノ規定ニ依リ不動産ヲ以テ納付シ得ベキ不動産ニ対スル相続税額ハ、命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ計算ス前四項ノ規定ハ第二十三条第一項ニ規定スル贈与ニ対スル相続税ニ付テハ之ヲ適用セズ

相続税法中改正法律案 (昭和一六、一、一〇)

相続税法中左ノ通改正ス

第十七条ノ二 相続税ヲ課スヘキ相続財産ノ価額中、不動産ノ課額ガ相続財産ノ価額ノ二分ノ一ヲ超ユル場合ニ於テ、相続税額ガ千円以上ナルトキハ、納稅義務者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ当該相続財産タル不動産ニ依ル相続税ノ物納ラ求ムルコトヲ得、但シ本法施行地ニ住所ヲ有セサル者ニ付開始シタル相続ニ対スル相続税ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

納稅義務者前項ノ規定ニ依リ物納ラ求メムトストキハ、物納ニ充テムトストル不動産ヲ指定シ、第十三条ノ通知ヲ受ケタル後二十日以内ニ政府三申請スヘシ、但シ連帶納付ノ責アル納稅義務者ニ在リテハ、其一人ヨリ申請スルヲ以テ足ル
納稅義務者帝国内ニ住所ヲ有セサルトキハ、前項ノ期間ハ之ヲ三月トス
政府ハ納稅義務者ノ指定シタル不動産ヲ管理又ハ処分ヲ為スニ不適當ナリト認ムルトキハ、相続税審査委員会ノ諮詢ヲ經テ其ノ交換ヲ命シ又ハ物納ラ拒ムコトヲ得
政府ハ相続財産ノ状況ニ依リ、税金ノ納付カ極メテ容易ニシテ物納ラ許可スルノ必要ナシト認ムルトキハ、相続税審査委員会ノ諮詢ヲ經テ之ヲ拒ムコトヲ得

第二十三条第四項中「第十条」ノ下ニ「及第十七条ノ二」ヲ加フ

相続税法中改正法律案 (昭和一六、一、一三)

相続税法中左ノ通改正ス

第十七条ノ二 相続税ヲ課スヘキ相続財産ノ価額中、不動産ノ価額ガ相続財産ノ価額ノ二分ノ一ヲ超ユル場合ニ於テ、相続税額ガ千円以上ナルトキハ、納稅義務者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ当該相続財産タル不動産ニ依ル相続税ノ物納

ラボムルコトヲ得、但シ本法施行地ニ住所ヲ有セサル者ニ付開始シタル相続ニ対スル相続税ニ付テハ此ノ限ニ在リス

納稅義務者前項ノ規定ニ依リ相続税ノ物納ラボメムトスルトキハ、物納ニ充テムトスル不動産ヲ指定シ、第十三条ノ通知ヲ受ケタル後二十日以内ニ政府ニ申請スヘシ、但シ連帶納付ノ責アル納稅義務者ニ在リテハ、其ノ一人ヨリ申請スルヲ以テ足ル

政府ハ納稅義務者ノ指定シタル不動産ニ付管理又ハ処分ヲ為スニ不適當ト認ムルトキハ、相続税審査委員会ノ諮詢ヲ經テ其ノ変換ラ命シ又ハ物納ヲ許可セサルコトヲ得

政府ハ相続財産ノ状況ニ依リ税金ノ納付力著シク容易ニシテ、物納ヲ許可スルノ必要ナシト認ムルトキハ、相続税審査委員会ノ諮詢ヲ經テ之ヲ許可セサルコトヲ得

納稅義務者相続税ノ物納ノ申請ヲ為シタル場合ニ於テ、其ノ指定シタル不動産ノ変換ラ命セラレタルトキ、又ハ物納ヲ許可セラレサルトキハ、当該相続税ニ付テハ前条第三項ノ規定ニ拘ラス、其ノ旨ノ通知ヲ受ケタル後二十日以内三年賦延納ノ申請ヲ為スコトヲ得

前条第四項ノ規定ハ第二項及前項ノ場合ニ之ヲ適用ス

第二十三条第四項中「第十条」ノ下ニ「及第十七条ノ」ヲ加フ

附 則

本法ハ昭和十六年四月一日以後開始シタル相続ニ付之ヲ適用ス
国省財産整理資金特別会計法第一条但書中「国有林野」ノ上ニ「相続税物納財産」ヲ加フ

相続税法中改正法律案理由書

相続財産中比較的不動産ノ多キ者ノ納付スル相続税ニ付、不動産ニ依ル物納ノ制度ヲ設ケル為、相続税法中改正等ヲ要スルモノアリ、是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

相続税法中改正法律案

相続税法中左ノ通改正ス

第十七条ノ一 相続税ヲ課スヘキ相続財産ノ価額中、不動産ノ価額が相続財産ノ価額ノ一分ノ一ヲ超ユル場合ニ於テ、相続税額カ千円以上ナルトキハ、納稅義務者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ相続財産タル不動産ニ依ル相続税ノ物納ヲ求ムルコトヲ得、但シ本法施行地ニ住所ヲ有セサル者ニ付開始シタル相続ニ付スル相続税ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ納稅義務者前項ノ規定ニ依リ相続税ノ物納ラボメムトスルトキハ、命令ノ定ムル所ニ依リ第十三条ノ通知ヲ受ケタル後二十日以内ニ政府ニ申請スヘシ、但シ連帶納付ノ責アル納稅義務者ニ在リテハ、其ノ一人ヨリ申請スルヲ以テ足ル

政府ハ納稅義務者ノ物納ニ充テムトスル不動産ヲ管理又ハ処分ヲ為スニ不適當ト認ムルトキハ、相続税審査委員会ノ諮詢ヲ經テ其ノ変換ラ命シ又ハ物納ヲ許可セサルコトヲ得

政府ハ相続財産ノ状況ニ依リ税金ノ納付力容易ニシテ、物納ヲ許可スルノ必要ナシト認ムルトキハ、相続税審査委員会ノ諮詢ヲ經テ之ヲ許可セサルコトヲ得

納稅義務者相続税ノ物納ノ申請ヲ為シタル場合ニ於テ、物納ニ充テムトスル不動産ノ交換ラ命セラレタルトキ、又ハ物納ヲ許可セラレサルトキヘ、当該相続税三付テハ前条第二項ノ規定ニ拘ラズ、其ノ旨ノ通知ヲ受ケタル後三十日以内三年賦延納ノ申請ヲ為スコトヲ得

前条第四項ノ規定ハ第一項及前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十三条第四項中「第十一条」ノ下ニ「及第十七条ノ二」ヲ加フ

附 則

本法ハ昭和十六年四月一日以後開始シタル相続三付之ヲ適用ス

国有財産整理資金特別会計法第一条但書中「国有林野」ノ上ニ「相続税物納財産」ヲ加フ

相続税法中改正法律案理由書

相続財産中比較的不動産ノ多キ者ノ納付スル相続税三付、不動産ニ依ル物納ノ制度ヲ設クル為相続税法中改正等ヲ要スルモノアリ、是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

相続税法中改正法律案提案説明（本会議分）

相続税法中改正法律案三付キマシテ御説明申上ダマス、御承知ノ如ク、最近數次ノ増税ニ際シマシテ、相続税三付キマシテモ増税方行ハレマシテ、其ノ負担ハ相当加重セラレテ參ツタノゴザイマス、然ルニ相続税三付テハ、相続財産中不動産ノ占ムル割合が比較的多イ場合ニハ、納税上困難ヲ感ズル者モアリマス、斯カル場合ノ救済方法ト致シマシテ、現在既ニ相当長イ年賦延納ノ制度が設ケラレテ居ルノアリマスガ、是ノミヲ以テ教シマシテハ尚不十分ア

ルト存ジマスガ故ニ、相続税三付テハ特ニ物納制度ヲ認ムベキデアルト云フ議論ガ從来カラゴザイマス、殊ニ昨年ノ第七十五回帝国議会ニ於キマシテ、税制改正案審議ニ當リマシテ此ノ事ガ強ク要望セラレタヤウナ次第アゴザイマス、元來租税ニ付キマシテ、物納ノ制度ヲ認ムルコトハ、余程ノ例外ニゴザイマシテ、歳入制度上、税務行政上、種々問題ガアルノゴザイマスガ、当局ト致シマシテハ是等ノ論議ニ願シマシテ、相続税物納制度調査会ヲ設ケマシテ、慎重ニ考究ヲ重ネマシタ結果、此ノ際相続財産中不動産ノ占ムル割合比較的多イ者ニハ、相続財産タル不動産ニ依ル物納ヲ認メマシテ、此ノ際多年ノ懸案ヲ解決スルヲ適當ト認メマシタノテ、茲ニ相続税法ノ改正法律案トシテ提案致シタ次第アゴザイマス、尚案ノ詳細ニ付キマシテハ他日ノ機会ニ於テ申上ダイト存ジマス、……十分御審議ノ上御協賛アラムコトヲ希望致シマス

相続税法中改正法律案提案説明（委員会分）

相続税法中改正法律案三付テ御説明申上ゲマス。

曩ニ本會議ニ於テ申上ダマシタ通り、本案ハ相続財産中不動産ノ占ムル割合ノ多イ者ノ納税上ノ困難ヲ緩和スルノ趣旨ニ依リ、相続税三付物納ヲ認ムル為ニ相続税法改正セントスルノデアリマス。

先づ如何ナル場合ニ物納ヲ認ムルカガ問題アリマスガ、御承知ノ如ク相続税ノ年賦延納期間ハ普通ハ七年以内ニアリマスガ、相続財産ノ価額中不動産ノ価額が五割以上ヲ占ムル場合ニ於キマシテハ、此ノ期間ヲ十年ニ延長スルコトニナシテ居ルノデアリマス。相続税ノ物納モ亦斯ル条件ヲ具フル場合ニ之ヲ認ムルヲ相当ト考ヘタノデアリマス。尤モ相続財産ノ価額中不動産ノ価額が五割以上ヲ占メテ居リマシテモ、相続税額が比較的少額デアル場合ハ、年賦延納ノ制度ダケテ充分デアルト存ゼラレマスノデ、相続税額ガ千円程度以上、即チ例ヘバ家督相続第一種ニ付テ見マスレ

バ、課税価格が約五万円程度以上ナル場合ニ限リテ物納ヲ認ムルコト致シタノデアリマス。尚、相続税法施行地外ニ住所ヲ有スル者ニ付開始致シマシタ相続及相続税法第二十三条ニ規定ヘル贈与ニ付キマシテハ、其ノ性質上物納ヲ認ムル必要ナキモノト考ヘラレマスノデ、之ニ付テハ物納ヲ認メナイト致シタノデアリマス。

次ニ物納ノ目的物ニアリマスガ、本制度創設ノ趣旨ニ鑑ミマシテ、物納ノ目的物ハ相続財産タル不動産ニ限ルコトニ致シマシタ。不動産以外ニモ、不動産上ノ権利、船舶等ノ如ク換価必ズシモ容易ナラザルモノモアルカト恩ビマスガ、受人後ノ管理処分ニ相当ノ困難アリト認メラレマスン、又実際問題トシテ其處迄モ拡張スルノハ適当ナイト考ヘラレマスノデ、不動産ニ限ルコトニ致シテ居ルノデアリマス。

而シテ物納ハ申請ヲ俟ツテ許可スルノデアリマスガ、其ノ申請期限ハ課税価格決定通知ヲ受ケタル後二十日以内ト致シマシタ。コレハ年賦延納ノ申請期限ト同様ニアリマス。尚、連帶納付ノ責アル納稅義務者ニ在リマシテハ、其ノ一人ヨリ申請スルヲ以テ足ルコト致シマシタ。コレモ年賦延納ノ場合ト同様ニアリマス。

納付物件ハ先ニ申シマシタ通り、相続財産タル不動産タルヲ要スルノデアリマスガ、其ノ不動産中何レノ物件ヲ以テ納付スルカハ、原則トシテ納稅義務者ノ申出ニタルモノニ依ルコト致シテ居ルノデアリマス。唯、不動産ノ中ニハ政府ニ於テ管理又ハ処分ヲ為スニ不適當ナモノガゴザイマスノデ、納稅義務者ガ斯クノ如キモノヲ選択シタル場合ハ、政府ニ於テ其ノ交換ラ命ジ、又ハ更ニ若シ相続財産タル不動産ガ管理処分上不適當ナモノノミナル場合ハ、物納ヲ許可セザルコトヲ得ルノ制度ト致シタノデアリマス。又他ノ条件ガ具備シテ居リマスル場合ニ於キマシテモ、一方ニ於テ現金、預金及換価容易ナル有価証券等ガ相続税額ニ比シ遙ニ多額ニアリマシテ、税金ノ納付ガ著シク容易ナル場合ハ、物納ヲ認メマゼンデモ差支ナイト思ハレマスノデ、此ノ場合ニモ物納ヲ許可セザルコトヲ得ルコト致シタノデアリマス。唯此等ノ場合ニ於キマシテハ政府ノ処分ヲ公明ナラシムル為、相続税審査委員会ニ諮問スルヲ要スルコトアリマス。

ト致シテ居ル次第アリマス。

物納ヲ致シマス場合ニ於ケル納付物件ノ受入価格ハ、原則トシテ相続税課税価格計算ノ基礎ト為ツタ評価額ニ依ルコト致ス積リデアリマス。又、物納ヲ為シ得ル税額ハ、当該相続財産タル不動産ノ価額ニ対スル分ノ相続税額ニ限ルヲ相当ト考ヘルノデアリマスガ、此等ニ關スル詳細ナ規定ハ命令ニ譲ツテアルノデアリマス。尚、本改正法案ハ昭和十六年四月一日以後ニ開始シタル相続ヨリ適用致スコトニナシテ居リマスノデ、同日以後ニ開始シタ分ヨリ物納ヲ為シ得ルコトニナルノデアリマス。

尚、物納財産ノ管理又ハ処分ニ因リ生ジマシタ収入金ハ、物納財産ノ成因ニ鑑ミ、直接一般会計ノ収入ト為スラ適当ト考ヘラレマスノデ、附則ヲ以テ、国有財産整理資金特別会計法ヲ改正スルコトニ致シテ居ルノデアリマス。

以上相続税法中改正法律案ノ内容等ニ付御説明致シタ次第アリマス。何卒御審議ノ上速ニ御賛成アラソコトヲ希望致シマス。

○相続税法改正法律中ノ取扱方

| 事項 | 取扱方 |
|----------------|--|
| 一、相続財産ノ意味 | (1) 第三条ノ加算額ハ入ラナイ (2) 遺贈財産ハ当然入ル |
| 二、二分ノヲ超ユルヤ否ヤ | (1) 相続人ノ受クル財産ト各遺贈財産トハ各別ニ計算スル(各人ノ納稅上ノ困難ノ有無ヲ測ルノ超旨デアルカラ) (2) 第三条ノ加算額ハ相続財産ヲハナイカラ、此ノ場合ハ關係ガナイ |
| 三、千四以上ナリヤ否ヤ | (1) 受遺者第三条ノ加算額ノ受贈者及相続人分ヲ各分割シテ各別ニ計算スル (2) 共同相続人分ハ合計シタルモノニ付テ見ル (3) 相続人ガ受遺者等ノ分ヲ納付スル場合デモ各別ニ計算スル |
| 四、納稅義務者ノ範囲 | (1) 字句上ハ受遺者、第三条ノ加算額ノ受贈者モ入ル、但シ受贈者ハ「相続財産」ガナイカラ納付出来ナイ (2) 受遺者ハ納付出来ル(遺贈財産ハ相続財産アルカラ) (3) 相続人ガ初メヨリ受贈者分ノ納稅ヲ申出デタ場合デモ物納ヲ認メナイ(助令デ相続財産タル不動産ニ對スル分トスルカラ) |
| 五、連帶納稅義務者ノ申請 | (1) 共同相続人間デハ當然認メル (2) 受贈者ハ絶対ニ物語ハ出来ナイカラ、相続人ガ受贈者分ニ付申請シテモ効力ヲ生ジナイ (3) 相続人ガ受贈者分ヲ申請シテモ有効デアル |
| 六、課税価格ガ異動シタルトキ | (4) 連帶納稅義務ノ一人ガ年賦延納ヲ申請シ、他ノ者ガ物語ヲ申請シタトキハ物納ヲ認メナイ(金納ヲ原則トスルカラ) (1) 課税価格ノ異動ニ依リ物語財産ノ価額ニ異動ヲ來シタルトキハ、異動後ノ価額ニ依リ納付価額ヲ改算スルコト (2) 税額異動ノ結果、總稅額ガ既納物語財産ノ価額ニ異動ヲ以テ還付スルコト 其ノ差額ヲ現金又ハ納付物件ヲ以テ還付スルコト |

相続税物語財産ニシテ管理又ハ処分ヲ為スニ

不適當ト認ムルモノノ例

一、管理ヲ為スニ不適當ト認ムルモノノ例

(イ) 繁争中ノ物件

(ロ) 海岸地等ニシテ土留、護岸等ニ著シク手數ヲ要スルモノ

(ハ) 塚久年数ヲ著シク超過シタル家屋

(ミ) 劇場、大工場等ノ如ク管理ニ特殊ノ技能ヲ要スルモノ

二、処分ヲ為スニ不適當ト認ムルモノノ例

(イ) 繁争中ノ物件

(ロ) 抵当権ノ設定シアル土地

(ハ) 私有道路、競馬場用地、養魚池ノ如キ特殊利用地

(ミ) 納稅者ノ現ニ居住スル家屋

(ハ) 劇場、大工場ノ如キ需要ノ特ニ限定セラレタル建物

総目次

- 一、相続税法中改正法律案
- 二、命令案要綱
- 三、諮詢
- 四、想定問答
- 五、参考資料

相続税法中改正法律案

(昭和十六年三月〇)

相続税法中左ノ改正ス

第十七条ノ二 相続税ヲ課スヘキ相続財産ノ価額中、不動産ノ価額又相続財産ノ価額ノ一分ノ一ヲ超エル場合ニ於テ、相続税額又千円以上ナルトキハ、納稅義務者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ相続財産タル不動産ニ依ル相続税ノ物納ヲ求ムルコトヲ得、但シ本法施行地ニ住所ヲ有セサル者ニ付開始シタル相続ニ對スル相続税ニ付テハ此ノ限ニ在ヌ相続義務者前項ノ規定ニ依リ相続税ノ物納ヲ求メムトスルトキハ、命令ノ定ムル所ニ依リ第十三条ノ通知ヲ受ケタル後二十日以内三政府ニ申請スヘシ、但シ連帶納付ノ責アル納稅義務者ニ在リテハ、其ノ一人ヨリ申請スルヲ以テ足ル政府ハ納稅義務者ノ物納ニ充テムトスル不動産方、管理又ハ処分ヲ為スニ不適當ト認ムルトキハ、相続税審査委員会ノ諮詢ヲ經テ其ノ交換ヲ命シ又ハ物納ヲ許可セサルコトヲ得

政府ハ相続財産ノ状況ニ依リ税金ノ納付力容易ニシテ、物納ヲ許可スルノ必要ナシト認ムルトキハ、相続税審査委員会ノ諮詢ヲ經テ之ヲ許可セサルコトヲ得
納稅義務者相続税ノ物納ノ申請ヲ為シタル場合ニ於テ、物納ニ充テムトスル不動産ノ交換ヲ命セラレタルトキ、又ハ物納ヲ許可セラレサルトキハ、当該相続税ニ付テハ前条第三項ノ規定ニ拘ラス、其ノ旨ノ通知ヲ受ケタル後十日以内三年賦延納ノ申請ヲ為スコトヲ得

前条第四項ノ規定ハ第二項及前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十三条第四項中「第十条」ノ下ニ「及第十七条ノ二」ヲ加フ

附則

本法ハ昭和十六年四月一日以後開始シタル相続ニ付之ヲ適用ス

国有財産整理資金特別会計法第二条但書中「国有林野」ノ上ニ「相続税物納財産」ヲ加フ

相続税法中改正法律案関係命令案要綱

- 一、相続税法第十七条ノ二ノ規定ニ依リ物納ヲ求ムルコトヲ得ヘキ相続税額ハ、相続財産タル不動産ノ価額ニ對スル分ノ相続税額三限ルコト
- 相続財産タル不動産中ニ右ノ相続税額ヲ納付スルニ適當ナル価額ノモノナキトキハ、当該税額ヲ超過スル部分ニ付テモ物納ヲ認ムルコト
- 一、相続税法第十七条ノ二ノ規定ニ依リ相続税ノ物納ニ充シルコトヲ得ヘキ不動産ハ、相続税法施行地ニ在ルモノニ

限ルコト

三 相続税法第十七条ノ一ノ規定ニ依リ物納ニ充ツル場合ニ於ケル不動産ノ価額ハ相続開始當時ノ現況ニ依ルコト、但シ相続開始後不動産ノ形状ニ著シキ変化ヲ生ジタルトキハ、物納ノ時ノ形状ニ依リ其ノ価額ヲ定ムルヲ得ルコト

四 相続税ノ物納ヲ求メムトスル者ハ、物納スベキ相続税額及物納ニ充テムトスル不動産ヲ記シ、相続税法第十七条ノ一第一項ノ期間内ニ所轄税務署ニ申請ズベキコト

五 稅務署長相続税法第十七条ノ一第二項又ハ第四項ノ規定ニ依リ物納ニ充テムトスル不動産ノ変換ラムシ、又ハ物納ヲ許可セサリシトキハ其ノ旨ヲ納稅義務者ニ通知スルコト

詮 問

相続税ニ付別紙要綱ニ依リ物納制度ヲ創設スルヲ適當ト認ムルモ、之ニ闇スル所見如何

説明

相続税負担ノ増加ニ伴ヒ、相続財産中不動産ノ占ムル割合比較的多キ者ノ納稅ニ付考慮ヲ要スルモノアリト認メラルヲ以テ、此ノ際別紙要綱ニ依リ相続税物納制度ヲ創設ゼントス、之ニ闇シ意見ノ開陳アランコトヲ望ム。

相続税物納制度要綱

第一 物納許可条件

(1) 相続財産価額中不動産ノ価額ガ五割程度以上ヲ占ムル場合ニ物納ヲ認ムルコト

(2) 相続税額ガ千円程度未満ナルトキハ物納ヲ認メザルコト

(3) 相続税法第二十三条ニ規定スル贈与ニ付テハ物納ヲ認メザルコト

第二 物納ノ目的物

(1) 納付物件ハ相続財産タル不動産ニ限ルコト

(2) 納付物件ハ原則トシテ納稅義務者ノ申出アタルモノニ依ルコト、但シ納稅義務者ノ選択シタル納付物件ガ管理若ハ处分ヲ終ヌニ著シク不適當ナリト認メラルルトキ、又ハ相続財産ノ状況ニ依リ納稅権メテ容易ナリト認メラルルトキハ、政府ハ相続税審査委員会ノ諮問ヲ経テ之ヲ交換ラムシ、又ハ物納ヲ拒否シ得ルモノトスルコト

第三 納付物件ノ受入価額

納付物件ノ受入価額ハ相続税課税価格計算ノ基礎ト為リタル価額ニ依ルコト

第四 物納額

相続税額中不動産ノ価額ニ付スル分ニ付テノミ物納ヲ認ムルコト、但シ適當ナル価額ノ納付物件ナキトキハ相続税額ノ範囲内ニ於テ当該金額ヲ超過スルモ妨ダナキコト

第五 年賦延納トノ関係

相続税ノ一部ニ付物納ヲ認ムル場合ニ於テモ、残余ノ部分ニ付從來通常年賦延納ヲ認ムルコト

第六 申請

課税価格決定通知受領後二十日以内ニ申請ヲ為シタル者ニ限リ物納ヲ認ムルコト

第七 實施期日

物納制度ハ昭和十六年四月一日以後開始シタル相続ニ付セラ認ムルコト

想定問答（相続税法改正法律案関係）

目 次

- 一、相続税物納制度制定の趣旨如何
 - 二、相続税三付公債納付の途々拓く必要ナキヤ
 - 三、相続税以外ノ租税ニ付テモ物納ヲ認ムル意思ナキヤ
 - 四、物納制度ト併行シテ不動産ノ評価規定ヲ法定スルノ要アリト認ムルモ、之ニ付スル意見如何
 - 五、政府ハ前議会ニ於テ相続財産賣上請求権ニ付研究ヲ約シタルガ、之ヲ実現スルノ意思ナキヤ
 - 六、物納ヲ認ムル場合ヲ不動産ノ価額ガ相続財産価額ノ一分ノ一ヲ超過スル場合ニ限定シタル事由如何
 - 七、相続税額ガ千円以上ナル場合ニ限リ物納ヲ認ムル理由如何
 - 八、法第十七条ノニ第一項ノ「相続税額ガ千円以上ナル」ヤ否ヤヘ、相続人ガ納税すべき税額ト当該相続分ノ全部ノ相続税額額トノ内、何レニ依ルモノナルヤ
 - 九、法第十七条ノニ第一項ノ納税義務者ニハ受遺者及法第三条ノ規定ニ依リ相続財産ノ価額ニ加算シタル贈与ノ受贈者モ含ムモノナリヤ
 - 一〇、相続税法施行地ニ住所ヲ有セザル者ニ付開始シタル相続ニ付テハ物納ヲ認メザル理由如何
 - 一一、法第二十三条ニ規定スル贈与ニ対スル課税ニ付物納ヲ認メザル理由如何
 - 一二、法第十七条ノニノ命令事項如何
- 一三、物納ヲ求ムルコトヲ得ベキ相続税額ハ不動産ノ価額ニ付スル分ノミセズ、相続税額ノ全部ニ迄及ボストコトスルヲ可トセズヤ
- 一四、適當ナル物件ナキトキハ不動産ニ付スル分ノ税額ヲ超エテ物納シ得トアルモ、「適當ナル物件ナキトキ」ノ範囲如何
- 一五、物納ヲ認ムル不動産ヲ相続税法施行地ニ在ルモノニ限ラズ、朝鮮・台灣及樺太ニ在ルモノヲモ含マシテハ如何
- 一六、相続開始後形状ニ著シキ変化ヲ生ジタルトキトハ如何ナル場合ナリヤ
- 一七、「相続財産ノ状況ニ依リ税金ノ納付ガ容易ニシテ物納ヲ許可スルノ必要ナシト認ムルトキ」トハ如何ナル場合ナリヤ
- 一八、相続税審査委員会ノ構成如何
- 一九、相続税審査委員ヲ民選委員ト為スノ意思ナキヤ
- 二〇、物納制度ヲ昭和十六年三月三十一日前三開始シタル相続ニ付適用セザル理由如何
- 二一、物納財産ニ付納税者ノ賣戻特約ヲ認ムル意思ナキヤ
- 二二、物納制度ハ不動産評価ノ過当ナルヲ妨グニアリト認メラルモ、本案ニ依レバ斯ル目的ヲ達成シ難シト思フガ如何
- 二三、同族会社ノ株式ノミノ場合ハ該株式ガ担保トシテ認メラレザル為年賦延納モ許可セラレザルモ、此ノ場合ニ付何等カノ考慮ヲ急シタルヤ
- 二十四、相続税決定ノ時ノ時価ガ相続開始當時ノ時価ヨリ低落シタル場合ハ、決定ノ時ノ時価ニ依リ課税スルヲ可トセズヤ

二五、物納制度創設二伴つ歳入減少額如何

問 相続税物納制度制定ノ趣旨如何

答 最近數次ノ増税ニ際シ相続税ニ付テモ相当ノ増徵ガ行ハレタル為
困難ヲ感ズルコトナキヲ保シ難シ、而シテ斯ル場合ニ付テハ現在既ニ相当長期ノ年賦延納ノ制度ヲ設ケアルモ、
之ノミヲ以テシテハ不充分ト認メ、更ニ此等ノ者ノ納稅上ノ困難ヲ緩和センガ為本制度ヲ設ケタルモノナリ

問 相続税三付公債納付ノ途ヲ拓ク必要ナキヤ

答 相続税三於ケル物納ノ趣旨ハ主トシテ比較的換価困難ナル不動產所有者ノ納稅上ノ困難ヲ緩和セントスルニ在ル
ヲ以テ、不動產ニ依ル納付ヲ認ムルコトニ依リ一応ノ目的ヲ達シ得ルモノト認ム、公債ヲ以テ相続税ヲ納付スル
ノ途ヲ拓クベキヤ否ヤハ、更ニ別個ノ見地即チ公債政策ノ見地ヨリ慎重考慮ノ要アルモノト認ム

問 相續税以外ノ租税ニ付テモ物納ヲ認ムル意思ナキヤ

答 相續税以外ノ租税ニ付テ送物納ヲ認ムルコトハ、納稅者ノ側ヨリ見ルモノ其ノ必要性ニ乏シク、又斯クノ如キハ租
税ノ本質上妥當ニ非ズト認メラルルヲ以テ、相續税以外ニモ物納ヲ認ムルコトハ考慮シ居ラズ

問 物納制度ト併行シテ不動產ノ評価規定ヲ法定スルノ要アリト認ムルモ、之ニ対スル意見如何

答 不動產ニ付評価規定ヲ設ケルコトハ一ツノ行キ方ナルベキモ、年々相續ノ開始スル不動產ハ極メテ僅少ナルニ對
シ、全國ノ不動產ヲ毎年評価シ置クコトハ多大ノ経費ト人員トヲ要スル等ノ事情アルヲ以テ、之ヲ実現スベキヤ
否ヤニハ尙慎重ニ考慮ラ應ヌベキモノト認ム

問 政府ハ前議会ニ於テ相続財產賣上請求權ニ付研究ヲ約シタルガ、之ヲ実現スルノ意恩ナキヤ

答 相続財產中比較的不動產ノ多キ場合ハ不動產ニ依ル物納ヲ認ムルコトニ依リ、不動產ニ付賣上請求權ヲ認メタル
ト略同様ノ効果ヲ期シ得ベシ、又一般的ニ相続財產ヲ賣上グルコトハ總テノ財產ニ付物納ヲ許可スルノ不可ナル
ト同様ノ理由ニ依リ不可ナルモノト認ム

問 物納ヲ認ムル場合ヲ不動產ノ価額ガ相続財產価額ノ一分ノ一ヲ超過スル場合ニ限定シタル事由如何

答 相続税ニ付物納ヲ認メントスルハ相続財產中比較的不動產ノ多キ者ノ納稅上ノ困難ヲ緩和セントスルニ在リ、而
シテ納稅上ノ困難ヲ來スコトアル場合ヲ何ノ程度ヨリトスルカハ種々ノ見方モアルベキモ、相続財產中不動產が
五割以上ヲ占ムルトキハ、現在年賦延納ノ普通期間七年ヲ十年ニ延長シ得ルコトト為リ居ル等ヨリ見テ、大体此
ノ程度ヨリ物納ヲ認ムレバ物納ノ目的ヲ達シ得ルモノト認メタル次第ナリ

(参考)

| 件 数 | 課 税 価 格 | 税 額 |
|--------------------------|---------|-----------|
| 一、課税価格五万円以上ノモノ（除法第十三条规定） | 四、一九四 | 八九〇、〇一千円 |
| 二、同上中不動產価額五割以上ノモノ | 二、五八八 | 三七七、三六九千円 |
| 割 合 | 六一七 | 四二四 |
| | | 四二四 |

（昭和十三、十四年度決定額ノ年平均ニ依ル）

問 相続税額ガ千円以上ナル場合ニ限リ物納ヲ認ムル理由如何

答 相続税額ガ比較的少額ニシテ相続財產ノ価額ニ対スル税負担ノ割合ガ少ナル場合ハ年賦延納ノ制度モアルヲ以テ、
財產ヨリ生ズル所得ヲ以テ十分納稅シ得ルモノト認メラルト、他面余リニ少額ノ物納ヲ認ムルトキハ、物納財
產ノ受入後ノ管理処分上非常ナル困難アリト考ヘラルルヲ以テ、税額千円以上ノモノニ限り物納ヲ認ムルヲ相当

ト認メタリ

(参考)

○相続税額千円ノ課税価格

家督第一種 五百〇〇〇円
遺産第一種 二七〇〇〇円

○総決定額三対スル税額千円以上ノモノノ割合(家督第一種)

件数 課税価格 税額
千円 千円

| | | | |
|----------|--------|------------|--------|
| 一、総決定額 | 四五、九一九 | 一、三三一六、八一六 | 五七、九二六 |
| 二、税額千円以上 | 二、六九六 | 七九五、四四七 | 五四、〇三三 |
| 割 合 | 〇五七 | 、五九九 | 、九三三 |

(昭和十三、十四年度決定額ノ年平均ニ依ル)

問 法第十七条ノ第一項ノ「相続税額ガ千円以上ナル」ヤ否ヤハ、相続人ガ納税スベキ税額ト当該相続分ノ全部ノ相続税額トノ内、何レニ依ルモノナルヤ。

答 同項ノ「相続税額ガ千円以上ナル」ヤ否ヤハ、相続人・受贈者及第三条ノ規定ニ依リ相続財産ニ加算セラレタル贈与ノ受贈者ノ各人ノ負担部分毎ニ定ムル見込ナリ、但シ共同相続人分ハ其ノ合算額ニ依リ之ヲ定ムル見込ミナリ

問 法第十七条ノ第一項ノ納税義務者ニハ受贈者及法第三条ノ規定ニ依リ相続財産ノ価額ニ加算シタル贈与ノ受贈者モ含ムモノナリヤ

答 一応ハ受贈者及右ノ受贈者モ含ムモノノト解スベキモノノトス、但シ受贈者ニハ物納ニ充ツベキ「相続財産タル不動産」ナキヲ以テ事実上物納ヲ為シ得ザルモノトス

問 相続税法施行地ニ住所ヲ有ゼザル者ニ付開始シタル相続ニ付テハ物納ヲ認メザル理由如何

答 相続税法施行地ニ住所ヲ有ゼザル者ニ付開始シタル相続ノ場合ハ、所謂物的課税ニシテ税法施行地ニ在ル財産(此ノ場合預金等ノ債権ノ所在ハ被相続人ノ住所地ニ依ルコトト為リ居ルヲ以テ課税範囲ニ入ラズ)ノミニ課税スルコトナリ居レリ、而シテ此ノ場合ニモ物納ヲ認ムルコトトセバ、他ニ現金・預金・其ノ他換価容易ナル有価証券ヲ有スル場合ニモ物納ヲ許可セラルコトト為リ、税法施行地ニ於テ相続開始シタル場合ニ比シ恩典厚キニ失ス、物納ハ莫ニ例外的ノ措置ナルヲ以テ斯ル場合ノ生ズルハ適當ナラザルベク、依テ物的納税者ニ対シテハ物納ヲ認メザルヲ相当ト認メタル次第ナリ

問 法第二十三条ニ規定スル贈与ニ対スル課税ニ付物納ヲ認メザル理由如何

答 相続税法第二十三条ニ規定スル贈与ノ場合ハ普通相続ノ如ク偶然ノ事実ニ依リ納税義務ヲ負担スルモノニ非ズ、又普通相続ノ場合ト異リ必ズシモ受贈財産ノ中ヨリ相続税額ヲ支払フモノトシテ考フルノ要ナク、物納ヲ認メザルモ差支ナキモノト認ム

(参考)

○年賦延納ハ法第二十二条ノ相続ニモ認メラル

○相次相続ノ免除ハ第二十三条ノ相続ニハ認メラレテ居ナイ(但シ前ノ相続トシテノ資格ハアル)
法第十七条ノ二ノ命令事項如何

問 大体左ノ通りナリ

(一) 物納ヲ求ムルコトヲ得ベキ相続税額ハ、相続財産タル不動産ノ価額ニ對スル分ノ相続税額ニ限ルモノトスルコト、但シ相続財産中ニ当該金額ニ相当スルモノナキトキハ、總税額ノ範囲内ニ於テ当該金額ヲ超過スル金額ニ付テモ物納ヲ認メ得ルコト

(二) 物納財産ハ相続税法施行地ニ在ルモノニ限ルコト

(三) 納付価額ハ相続開始當時ノ現況ニ依ルコト、即チ課税仙格計算ノ基準トナリタル価額ニ依ルコト、但シ相続開始後形状ニ著シ変化ヲ生ジタルトキハ物納ノ時ノ形状ニ依リ価額ヲ定メ得ルコト

(四) 納付物件ノ変換ヲ命ジ又ハ物納ヲ許可セザリシトキハ納稅義務者ニ通知スルコト

問 物納ヲ求ムルコトヲ得ベキ相続税額ハ不動産ノ価額ニ對スル分ノミトセズ、相続税額ノ全部ニ迄及ボスコトスルヲ可トセズヤ

答 今回創設シタル物納制度ハ相続財産中不動産多キ者ノ相続税ニ付考慮セントスルモノナルヲ以テ、当該相続財産タル不動産ニ對スル分ニ付物納ヲ認ムレバ、大体本制度制定ノ目的ヲ達シ得ルモノト認ム

問 適當ナル物件ナキトキハ不動産ニ對スル分ノ税額ヲ超エテ物納シ得トアルモ、「適當ナル物件ナキトキ」ノ範囲如何

答 右ハ税額ト物件ノ価額トノ比較及個々ノ物件ノ納付物件トシテノ適格性等ヲ考慮シテ定ムベキモノニシテ、予メ一定ノ標準ヲ示シ難キモ、極ク概括的三言ハバ他ノ条件ニシテ同一ナリトセバ納付税額ニ最モ近キ価額ノ不動産ヲ以テ納付セシムルコト為ルベク、徒テ他ノ物件ハ「適當ナル物件」ニ非ザルモノトナルベシ

問 物納ヲ認ムル不動産ヲ相続税法施行地ニ在ルモノニ限ラズ、朝鮮・台灣及樺太ニ在ルモノヲモ含マシテハ如何

答 朝鮮・台灣・樺太等ノ所謂外地ハ行政官厅ノ組織系統等異ナルヲ以テ、外地所在ノ不動産ノ納付ヲ認ムルトキハトハ見ザル考ヘナリ

(参考)

一、不動産ノ形状ニ著シキ変化アリト認メラル場合

イ 土地ノ開墾、地目変換、埋立、密土等

ロ 建物ノ増築、改造又ハ一部取締

ハ 立竹木ノ植付、又ハ伐採（間伐ヲ含ム）

ニ 天災等ニ因ル著シキ形状ノ変化

一ド 著シキ変化アリト認メザル場合

イ 立竹木ノ生長

ハ 田畠ノ連続的休耕

問 相続財産ノ状況ニ依リ税金ノ納付が容易ニシテ物納ヲ許可スルノ必要ナシト認ムルトキ」トハ如何ナル場合ナルヤ

答 大体相続財産中三現金、預金、公社債又ハ取引所ニ上場セラル株式ノ価額ガ相続税額ノ二倍以上アルト云フガ
如キ場合ハ、其ノ財産ヲ以テ容易ニ相続税ヲ納付シ得ルヲ以テ、物納ヲ許可セザルモ差支ナカルベシ

問 相続税審査委員会ノ構成如何

答 相続税審査委員会ハ各税務署所轄内（所轄内ニ在ル市ニ付テハ特設スルコトヲ得）三箇カレ、大蔵大臣ノ命ジタル税務官吏二名及直接国税百円以上ヲ納ムル者三名ヲ以テ組織スルモノナリ（施行規則第六条以下）

問 相続税審査委員ヲ民選委員ト為スノ意思ナキヤ

答 相続税審査委員ヲ民選ト為スコトハ、左ノ事由ニ依リ贅成致シ難シ

（1）選舉人及被選舉人ノ範囲ヲ定ムル適當ナル標準ナキコト

（2）民選ノ選舉ハ相當煩雜ナル手数ヲ要ス、相続税審査委員会ノ如ク開会ノ機会少キモノニ付、斯ク多大ノ手数ヲ費スコトハ其ノ是非ニ付尚検討ヲ要スルモノナルコト

問 物納制度ヲ昭和十六年三月三十一日前ニ開始シタル相続ニ付適用セザル理由如何

答 昭和十六年三月三十一日前ニ開始シタル相続ニ付テモ物納ヲ認ムルコトハ、同一時期ニ開始シタルモノノ間ニ課税区分ノ遲速ニ依リ物納ノ恩典ヲ受ケ得ルモノト否ザルモノト生ズルコトトナリ、適當ナラズ

理在既ニ課税処分ヲ為シタルモノハ不動産ノ評価ガ必ズシモ一個毎ニ為シアラザルヲ以テ、納付物件ニ付再評価ヲ為サザルベカラザルモ、其ノ価額ヲ相続開始當時ノ状況ニ依リ再評価スルコトハ、時日ノ経過其ノ他ノ理由ニ依リ相当困難ナルモノナシトセズ

問 物納財産ニ付納税者ノ買戻特約ヲ認ムル意思ナキヤ

答 納税者ノ買戻特約ヲ認ムルコトハ事實上一定期間政府ノ処分ヲ制限スルコトナリ、物納財産ノ性質ニ顧ミ適當

問

答 物納制度ヲ設ケントスルハ不動産所有者ノ納税上ノ困難ヲ緩和セントスルニ在リテ、不動産ノ評価ノ是正ヲ目的的ニ売却シ得ル等相当ノ特典ヲ与フルコトニ付、尚考究ヲ加フルコトスベシ
物納制度ハ不動産評価ノ過当ナルヲ妨グニアリト認メラルモ、本案ニ依レバ斯ル目的ヲ達成シ難シト思フガ如何

答 物納制度ヲ設ケントスルハ不動産所有者ノ納税上ノ困難ヲ緩和セントスルニ在リテ、不動産ノ評価ノ是正ヲ目的

トスルモノニアラズ、若シ不動産ノ評価ニ過当ナルモノアリトセバ、斯ハ夫レ自体ノ問題トシテ十分考慮スペキ問題ニシテ、物納制度ト關係セシメテ考フベキニアラズト思考シ居レリ、但シ實際問題トシテ物納制度ノ実施後ニ於テハ自然評価ニ一層ノ慎重ヲ期ヘルコトト為ルベキヲ以テ、間接ニ斯クノ如キ結果ヲ生ズルコトハ考ヘ得ベシ、而シテ其ノ程度ノ結果ハ本案ニ依リテモ得ラルモノト認ム

問 同族会社ノ株式ノミノ場合ハ該株式ガ担保トシテ認メラレザルモ、此ノ場合ニ付何等カノ考慮ラニシタルヤ

答 同族会社ノ株式ハ年賦延納ノ担保トシテハ不適當ナリト認メラルモ、其ノ株式以外ニ財産ナキ者ノ如キハ多クハ當該同族会社ノ主脳者又ハ其ノ親族ナルヲ以テ、當該会社ノ財産ヲ以テ担保ニ供スルノ途モアルベク、無担保ナル為年賦延納ヲ許可セラレザル場合ノ如キハ極メテ稀有ナリト認メラル

問 同族会社ノ株式ヲ物納トシテ受入ルルコトハ、政府ガ個人企業ト殆ど異ルコトナキ同族会社ノ經營ニ参加スルコト為ルモ、斯ル小企業ニ國ガ參加スルコトハ適當ナルコトハ言ヒ難シ

問 相続税決定ノ時ノ時価方相続開始當時ノ時価ヨリ低落シタル場合ハ、決定ノ時ノ時価ニ依リ課税スルヲ可トセズヤ

答 左記理由ニ依リ相続開始ノ時ノ時価ニ依ルベキモノト認ム

(イ) 相続税ハ相続ヲ原因トスル財産ノ移転ノ機会ヲ捉ヘテ課税スル性質ノ租税ナルヲ以テ、課税ハ凡テ相続開始

當時ノ現況ニ依ルヲ理論上当然トスルコト

(ロ) 決定ノ時価ガ逆三騰貴シタル場合ニハ、其ノ騰貴シタル価格ニ依ルベシトノ問題ヲ生ズルコト

(ハ) 相続開始後課税決定ノ時迄三財産ノ種類ノ変動ヲ來シタル場合ノ取扱困難ナルコト

(ミ) 決定ノ時期如何ニ依リ課税三厘薄ヲ來スコト

問 物納制度創設ニ伴フ歳入減少額如何

答 改正案ニ依ル場合ノ物納適格ノモノハ平年度約二千五百件、税額ニシテ三千三百余万円ノ見込ナリ、而シテ内物納ヲ申請スルモノヲ一割トセバ三百三十余万円トナルモ、年賦延納トノ關係、施行初年度ニ於ケル決定事蹟等ヨリ稽フルトキハ、初年度ニ於ケル歳入減少額ハ十万円程度ナリ（別紙参照）

| 物納三四年賦延納金減少額 | | | | |
|--------------|--|-----------------------------|--|--|
| | | 摘要 | 件数 | 課税価格 |
| | | | 円 | 円 |
| (イ) | 昭和十三 十四兩年度 決定事蹟 | 家督相続 遺產相続（除第二十三条該 当分） | 九七、五三九 二、八四七、七七八、四三四 一一、五八三 一一〇、三一八、一〇一 一〇、二二一、九七七、九九六、五三五 八、三六九 英、一七六 二、五八八 三七七、三六九、一六六 一五八 三七、七三六、九二六 一一一、七一七、九五〇 九九、五三八 | 一〇八、六八七、二四〇 一五、六九五、八一〇 一〇、二二一、九七七、九九六、五三五 一〇八、六七六、二五〇 八八、四七八、六八〇 四四、二三五、三四〇 四四、四四三、九三四 四、四四三、九三四 三七、七三六、九二六 一一一、七一七、九五〇 九九、五三八 |
| (ロ) | (イ) ノ内課税価格五万円ヲ超ユルモ (ハ) ノ内不動産ノ価額ガ五〇%以上 ヲ占ムルモノ | | | |
| (ミ) | (ハ) ノ平均一年分（物納適格ノモノ） | | | |
| (ホ) | 物納申請見込額（一〇%） | | | |
| (ホ) | (ホ) ノ内不動産ニ對スル税額（七五%） | | | |
| (ト) | 物納三四年賦延納金第一回分年割額 ノ減（平年度） | | | |
| (チ) | 同 上（初年度）三〇% | | | |

一、(イ) 及 (ロ) の員数ハ相続税表ニ依ル、但シ税額ハ改正税率ニ依リ改算ス
 二、(ハ) 件数及課税価格ハ税務署ノ調査(神田橋賣分ハ見込加算ス)ニ依リ、税額ハ課税価格五万円ヲ超ユ
 ルモノノ平均税額(一一%七三三二)ニ依ル

三、(ホ)ノ員数ハ遼観ニ依ル

四、(イ)ノ「不動産ニ対スル税額」ハ課税価格五万円ヲ超ユルモノノ総相続財産価格ニ対スル不動産ノ価格ノ割合ヲ基礎トシ、二五%ト推定ス

五、(ト)ノ年賦延納第一回分ハ全部十年年賦ヲ許可セラルモノトシテ計算ス

六、(チ)ノ初年度分ハ改正法施行初年度ニ於テ相続開始シタルモノノ内、三〇%ヲ決定スルモノトシテ計算ス

改正相続税法取扱手続案(未定稿)

「

一、法第十七条ノニ第一項ノ相続税額千円以上ナリヤ否ヤノ判定ハ、相続人又ハ受遺者ノ各自納付スベキ税金額(共同相続人ノ分ニ付テハ其ノ合算額)ニ付之ヲ為スモノトス

二、法第十七条ノニ第一項ノ不動産ノ価額ニハ借地権ノ価額ヲ包含セザルコト勿論ナルモ、借地権ト家屋トヲ別箇ニ取引スル慣行ナキ為、相続財産ノ評価ニ当リ借地権ノ価額ヲ含マシメタルモノニ依リ家屋ノ価額ヲ評価シタル場合ニ於テハ、強ニ借地権ニ対スル分ノ価額ヲ区分除外スルニ及バザルモノトス

三、法第十七条ノニ第一項ノ相続税額千円以上ナリヤ否ヤノ判定ハ、相続人又ハ受遺者ノ各自納付スベキ税金額(共同相続人ノ分ニ付テハ其ノ合算額)ニ付之ヲ為スモノトス

四、相続財産ノ価格ニ加算シタル贈与ヲ受ケタル者ノ負担スベキ相続税ニ付テハ、連帯納付ノ義務アル相続人ヨリ為ス場合ニ於テモ物納ヲ求ムルコトヲ得ザルモノトス

五、相続人ハ受遺者ノ負担スベキ相続税ニ付自己ノ相続シタル不動産ニ依ル物納ヲ申請スルヲ得ルモノトス、但シ該相続税ガ物納ヲ為シ得ル条件ヲ具フルヤ否ヤハ、相続人固有ノ負担部分ト別個ニ判定スルモノトス

六、相続財産タル不動産中ニ施行規則第二十二条ノニ第一項ノ相続税額ヲ納付スルニ適當ナルモノナキ場合ニ於テモ、価額ヲ減ズルコトナクシテ分割シ得ル不動産アルトキハ同条第二項ノ規定ヲ適用セズ、當該不動産ヲ分割シテ納付セシムルモノトス

七、施行規則第二十二条ノニ第一項ニ依リ同条第一項ノ相続税額ヲ超ユル相続税額ニ付物納ヲ許可スルハ、大体超過物納税額(同条第一項ノ相続税額ヲ超エテ物納ヲ許可スベキ税額)ガ、物納余裕額(同条第一項ノ相続税額以内ノ価額ノ不動産ヲ以テ物納ニ充ツルコト)トシタル場合ノ不動産ノ価額ト同条第一項ノ税額トノ差額)ノニ一分ノ一以内ナルトキニ限ルモノトス

八、前項ノ超過物納税額ト物納余裕額トノ比較ヲ為ス場合ニ於テ、物納ニ充ツルコトヲ得ベキ不動産ガ數個アルトキハ、各不動産ヲ適當ニ組合セ最モ少キ超過物納税額及最モ少キ物納余裕額ヲ求メ之ガ比較ヲ為スモノトス

九、施行規則第二十二条ノニ第一項ノ規定ニ依リ同条第一項ノ相続税額ヲ超ユル相続税額ニ付物納ヲ許可スル場合ハ、同条第一項ノ税額ニ最モ近キ価額ノモノ以テ納付セシムルコトニ取扱フモノトス、但シ他ニ管理又ハ処分ヲ為スニ屬適當ナル不動産アルトキハ、其ノ不動産ニ依ル物納ヲ認ムルモ妨ダナキコト勿論トス

一〇、相続税ノ総額ヲ超ユル価額ノ不動産ニ依ル物納ハ許可スベキニアラザルコト勿論ナルモ、該超過部分ガ僅少ニシテ、納稅者ニ於テ超過部分ヲ無償ニテ國ニ提供スル旨ノ特別ノ申出ヲシタルトキハ、收納価額ヲ相続税ト同額ニ更正シタル上之ヲ認ムルモ妨ゲナキモノトス

一一、法第十七条ノ二第三項ノ管理又ハ処分ヲ為スニ不適當ト認ムルトキハ、例ヘバ左ニ掲タル如キ不動産ヲ以テ物納ニ充テントスルトキヲ指スモノトス

(一) 繁華中ノ物件

(1) 抵当權其ノ他ノ担保物權ノ設定シアル物件

(2) 鉱泉地、池沼及雜種地

(3) 無租地及荒地

(4) 海岸地、沿岸地等ニシテ管理ニ特ニ手数ヲ要スルモノ

(5) 横メテ小面積ノ物件

(6) 塚久年數ヲ著シク超過シタル家屋

(7) 所有者ノ自用ニ供スル家屋及其ノ敷地

(8) 特殊建築物(劇場、映画館、旅館、料理店、大工場ノ如キモノ) 及其ノ敷地

一二、家屋ニ依ル物納ハ其ノ敷地ト共ニ為スニ非ザレバ、法第十七条ノ二第三項ニ該當スルモノトシテ其ノ変換ヲ命ジ、又ハ物納ア許可セザルモノトス、立木ニ依ル物納ニシテ其ノ生立スル土地ト共ニ為スニ非ザルモノニ付亦同ジ

一三、他ニ適當ナル不動産アルニ拘ラズ、左ニ掲タル如キ不動産ヲ以テ物納ニ充テントスルトキハ、法第十七条ノ二

第三項ニ該當スルモノトシテ其ノ変換ヲ命ズルモノトス

(一) 地上権、永小作権、其ノ他ノ用益物權ノ設定シアル土地

(1) 塩田、牧場及原野

(2) 果樹園、桑畠、茶畠等ノ多年生植物栽培地

(3) 自作田畠

一四、物納ニ充ツベキ不動産ノ選択ノ順序ハ大体左記ニ依ラシムルモノトス

(1) 貸付田畠

(2) 貸宅地

(3) 自己所有貸家ノ敷地(家屋ヲモ納付スルトキ)

(4) 山林(地上立木ヲモ納付スルトキ)

(5) 自作田畠

(6) 其ノ他ノ土地

一五、物納ニ充ツタル土地又ハ家屋ニ附隨スル左記物件ハ、當該土地又ハ家屋ノ一部トシテ收納スベキモノトス、從テ課稅価格ノ計算ニ當リ此等ノ価格ヲ土地又ハ家屋ト別個ニ評定シタルトキハ、之ヲ算入シタル価額ニ依リ收納価額ヲ定ムルモノトス

(1) 山林立木(立木法ニ依ル立木ヲ除ク)

(2) 宅地内ニ在ル立竹木及庭園設備(置石及燈籠ヲ含ミ鉢植ノ植木ヲ含マズ)

(3) 畑ニ植付ケラレタル果樹、桑、茶等ノ多年生植物(未収穫物ヲ含マズ)

(4) 門、塀、煙突、貯槽、其ノ他之ニ類スルモノ

(五) 隊及建具

(六) 上下水設備、電灯瓦斯設備、暖冷房設備、衛生設備、其の他之三類スルモノ

一六、田畠ノ未収穫物ニ依ル物納ハ之ヲ認メザルモノトス、從テ課税価格ノ計算ニ当リ未収穫物ノ価額ヲ加ヘタルモノノ依リ田畠ノ価額ヲ評定シタルトキハ、未収穫物ノ価額ヲ控除シタルモノニ依リ収納価額ヲ定ムルモノトス

一七、田畠ヲ小作三付スル場合ニ、金錢ヲ授受シ又ハ田畠小作権（其ノ他類似ノ権利ヲ含ム）売買ノ慣行アル地方ニ於テ、自作田畠ヲ収納シ収納後之ヲ納稅者ニ耕作セシムルトキハ、小作三付スル場合ニ授受すべき金額又ハ小作権ノ価額ニ相当スル金額ヲ別ニ納稅者ヨリ徵收すべキモノナルモ、収納価額ヨリ当該金額ヲ控除シタル額ヲ以テ収納価額ト為スコトニ付納稅者ノ同意ヲ得タルトキハ、其ノ方法ニ依ルモノ妨ケナシ

一八、貸地又ハ貸家ヲ収納スルトキハ成ルベク賃貸契約ヲ更改スルコトシ、収納後ノ管理又ハ処分ニ支障ナキヲ期スルモノトス

一九、法第十七条ノ一第四項ノ税金ノ納付容易ニシテ物納ラ許可スルノ必要ナシト認ムルトキトハ、大体相続財産タル現金、預金及換価容易ナル有価証券（公債、社債及取引所ニ上場セラル株式）ノ価額ノ合計額ヨリ、法第三条

ニ掲タル公課、被相続人ノ葬式費用及償務ヲ控除シタル金額ガ相続税額ノ二倍ヲ超ニル場合ヲ指称スルモノトス

一〇、債務ノ担保トシテ提供セラレアル有価証券ハ、前項ノ換価容易ナル有価証券トシテ取扱ハザルモノトス、從テ當該有価証券ノ価額及當該有価証券ニ依リ担保セラル債務ハ、前項ノ計算ヨリ之ヲ除外スルモノトス

一一、物納ニ充ツベキ物件ハ物納申請前手メ納稅者ト協議シ置ク等ノ措置ヲ講ズルコトトシ、成ルベク交換命令等ノ処分ヲ為サザル様注意スルモノトス

一二、物納不動產ノ収納價格ハ原則トシテ課税価額計算ノ基礎ト為リタル価額ニ依ルモノナルヲ以テ、物納申請ノ資

格アリト認メラルモノノ課税価格ヲ計算スル場合ニ於テハ、必ズ不動產一個毎ニ其ノ価額ヲ評定シ置クモノトス

一三、納稅義務者ノ申告シタル不動產ノ価額ガ調査額ヨリ多キ場合ニ於テハ、其ノ差額ガ僅少ナル場合ト雖モ調査額ニ依リ課税価格ヲ計算スルモノトス、但シ物納申請ノ資格ナキコトノ明カナル場合又ハ當該不動產ニ依ル物納ヲ為サザルコトノ明カナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一四、納稅義務者ノ申告シタル相続財產ノ總価額ガ調査額ト僅少ノ差異ナル為、申告額ヲ是認シテ課税価格ヲ決定スル場合ニ於テハ、預金・貸金・公定相場アル有価証券等、其ノ価額ニ付争ナキ財產以外ノ財產ノ価額ヲ各個毎ニ適當ニ修正シ、各財產ノ調査額ノ合計額ヲ申告額ニ符合セシメタルモノトス、但シ前項但書ニ該當スル場合ニ於テハ之ヲ省略スルモ妨ケナシ

一五、施行規則第二十二条ノ四但書ノ相続開始後不動產ノ情況ニ著シキ変化ヲ生ジタルトキトハ、例ヘバ左ニ掲タル如キ異動アリタルトキヲ指スモノトス

(一) 土地ノ開墾、地目交換、地類換及埋立

(二) 荒地成

(三) 竹木ノ植付及伐採

(四) 建物ノ増築、改造及一部取毀

(五) 物權、質借權等ノ設定及変更

一六、物納ニ充ツベキ不動產ニ付相続開始後左ニ掲タル如キ事項生ズルモ、施行規則第二十二条ノ四但書ニ該當セザルモノトシテ取扱フモノトス

(一) 土地ノ簡単ナル改良

(二) 立木ノ生長

(三) 時日ノ経過ニ依ル家屋ノ減耗

二七、物納ニ充ツベキ不動産ニ付相続開始後水利又ハ交通ノ情態、小作事情等ニ変化アルモ、施行規則第「十三条」ノ四但書ニ該当セザルモノトシテ取扱フモノトス、但シ其ノ変化が当該不動産固有ノ事情ニ依リ生ジタルモノナルトキ、又ハ当該不動産ノ在ル地域ノ特殊事情ニ依リ生ジタルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

二八、物納ニ充ツベキ物件ニ付納税者ト協議スル場合ニ於テハ、適夷^{シテ}ナル物件ノ選定ニ努ムベキハ勿論ナルモ、為ニ納税者ノ意見ヲ抑圧シ税務署ノ一方的選択物件ニ依ル納付ヲ強制スルガ如キコトナキ様注意スルモノトス

二九、物納ノ申請ヲ許可スベキモノト決定シタルトキハ、物納ニ充ツベキ不動産及其ノ収納価額ヲ記シ、其ノ旨ヲ申請者ニ通知スルモノトス

三〇、相続開始後前項ノ物納許可ノ決定ノ時迄ニ物納ニ充ツベキ不動産ノ情況ニ著シキ変化アリタルトキハ、前項ノ物納許可ノ決定ノ時ノ現況ニ依リ收納価額ヲ定ムモノトス

三一、第二十九項ニ依ル通知ヲ為シタル後、物納ニ充ツベキ不動産ノ所有權ノ移転ノ登記が完了スル迄ノ間ニ於テ不動産ノ情況ニ著シキ変化ヲ生ジタルトキハ、第二十九項ノ通知ニ係ラズ施行規則第二十二条ノ四ノ規定ヲ適用シ得ルモノナルヲ以テ、同項ニ通知ニハ予メ其ノ旨ヲ付記シ置クモノトス

三二、相続税ノ一部ニ付物納ヲ申請シ、他ノ一部ニ付年賦延納ヲ申請シタル場合ニ於テハ、物納ノ申請ヲ許可スベキモノト決定スルニ至ルマデハ年賦延納許可ノ処分ヲ見合せ置クモノトス

三三、施行規則第二十二条ノ四但書ニ該当スル等ノ為、物納許可ノ税額ガ申請税額ヨリ減少スル場合ニ於テハ、其ノ

差額ニ付テハ年賦延納ヲ許可シ得ルモノトス、此ノ場合ニ於テ不動産以外ノ財産ニ付スル分ノ相続税ニ付年賦延納ノ申請ヲ為シアルトキハ、更三年賦延納ノ申請ヲ為サシムルニ及バザルモノトス

三四、連帶納付ノ義務アル納税者一人ヨリ年賦延納ノ申請ヲ為シタル相続税額ニ付、他ノ納税者ヨリ物納ノ申請ヲ為シタルトキハ、申請ノ日ノ前後ニ拘ラズ年賦延納ヲ許可スルモノトス

三五、物納ニ充テントスル不動産ノ変換ヲ命ゼラレ又ハ物納ヲ許可セラレザル場合ニ於テ、其ノ处分ニ付シ異議アルトキハ訴願ヲ為スコトヲ得ルモノトス

三六、課税価格ノ更訂等ニ依リ物納ニ充テタル不動産ノ価額ニ異動ラ來シタルトキハ、異動後ノ価額ニ依リ收納価額ヲ改訂スルモノトス

三七、課税価格ノ更訂等ニ依リ相続税総額ガ既納ノ物納税額ヨリ減少スルニ至リタルトキハ、其ノ差額ハ現金ヲ以テ還付スルモノトス

三八、税務署長ニ於テ物納ノ許可若ハ不許可ノ处分ヲ為サントスルトキ、又ハ納付物件ノ変換ヲ命ゼントスルトキハ、当分ノ中税務監督局長ニ稟議セシムルモノトス

86、昭和16年3月 相続税法の改正

(平16 東京 160)

昭和十六年三月二十九日

内閣総理大臣 公爵 近衛 文麿

法律第七十九号（官報二月二十一日）

大蔵大臣 河田 烈

相続税法中左ノ通改正ス

第十七条ノ一 相続税ヲ課スヘキ相続財産ノ価額中不動産ノ価額又相続財産ノ価額ノ一分ノ一ヲ超ユル場合ニ於テ、相続税額又千円以上ナルトキハ納稅義務者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ相続財産タル不動産ニ依ル相続税ノ物納ヲ求ムルコトヲ得、但シ本法施行地ニ住所ヲ有セサル者ニ付開始シタル相続ニ対スル相続税ニ付テハ、此ノ限ニ在ラス納稅義務者前項ノ規定ニ依リ相続税ノ物納ヲ求ムトスルキハ、命令ノ定ムル所ニ依リ第十三条ノ通知ヲ受ケタル後二十日以内ニ政府ニ申請スヘシ、但シ連帶納付ノ資アル納稅義務者ニ在リテハ、其ノ一人ヨリ申請スルヲ以テ足ル

政府ハ納稅義務者ノ物納ニ充テムトスル不動産又、管理又ハ処分ヲ為スニ不適當ト認ムルトキハ、相続税審査委員会ノ諮詢ヲ經テ其ノ変換ヲ命シ、又ハ物納ヲ許可セサルコトヲ得

政府ハ相続財産ノ状況ニ依リ税金ノ納付力容易ニシテ物納ヲ許可スルノ必要ナシト認ムルトキハ、相続税審査委員会ノ諮詢ヲ經テ之ヲ許可セサルコトヲ得
納稅義務者相続税ノ物納ノ申請ヲ為シタル場合ニ於テ、物納ニ充テムトスル不動産ノ変換ヲ命セラレタルトキ、又ハ物納ヲ許可セラレサルトキハ、当該相続税ニ付テハ前条第三項ノ規定ニ拘ラス、其ノ旨ノ通知ヲ受ケタル後二十日以内三年賦延納ノ申請ヲ為スコトヲ得

前条第四項ノ規定ハ第一項及前項ノ場合ニ之ヲ適用ス

第二十三条第四項中「第十条」ノ下ニ「及第十七条ノ二」ヲ加フ

附 則

本法ハ昭和十六年四月一日以後開始シタル相続ニ付之ヲ適用ス
国有財産整理資金特別会計法第一条但書中「国有林野」ノ上ニ「相続税物納財産」ヲ加フ

〔法令全般〕

87、昭和16年4月 相続税法施行規則の改正

朕、相続税法施行規則中改正ノ件ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和十六年四月八日

内閣総理大臣 公爵 近衛 文麿
大蔵大臣 河田 烈

勅令第四百十号（官報四月九日）

相続税法施行規則中左ノ通改正ス

第十二条ノ二ヲ第二十二条ノ八トシ、第二十二条ノ三ヲ第二十二条ノ九トス

第十二条ノ一 相続税法第十七条ノ二ノ規定ニ依リ物納ヲ求ムルコトヲ得ヘキ相続税額ハ、当該相続財産タル不動産ノ価額ニ対スル分ノ相続税額ヲ超ユルコトヲ得ス

相続財産タル不動産中ニ前項ノ相続税額ヲ納付スルニ適當ナル価額ノモノナキトキハ、税務署長ハ当該税額ヲ超ニ
ル相続税額ニ付テモ物納ヲ許可スルコトヲ得

第二十二条ノ三 相続税法第十七条ノ二ノ規定ニ依リ、相続税ノ物納ニ充ツルコトヲ得ヘキ不動産ハ、相続税法施行
地ニ在ルモノニ現ル

第二十二条ノ四 相続税法第十七条ノ二ノ規定ニ依リ物納ニ充ツル場合ニ於ケル不動産ノ収納価額ハ相続開始當時
現況ニ依ル、但シ相続開始後不動産ノ情況ニ著シキ変化ヲ生シタルトキハ、税務署長ハ収納ノ時ノ現況ニ依リ其ノ
価額ヲ定ムルコトヲ得

第二十二条ノ五 相続税ノ物納ヲ求メムトスル者ハ、物納スヘキ相続税額及物納ニ充テムトスル不動産ヲ記シ、相続
税法第十七条ノ二第二項ノ期間内ニ所轄税務署ニ申請スヘシ

第二十二条ノ六 税務署長相続税法第十七条ノ二第二項又ハ第四項ノ規定ニ依リ、納税義務者ノ物納ニ充テムトスル
不動産ノ交換ラ命シ、又ハ物納ヲ許可セサリシトキハ、其ノ旨ヲ納税義務者ニ通知スヘシ

納税義務者物納ニ充テムトスル不動産ノ交換ラ命セラレタル場合ニ於テ、他ノ不動産ヲ以テ物納ニ充テムトスルト
キハ、当該不動産ヲ記シ前項ノ通知ヲ受ケタル後二十日以内ニ所轄税務署ニ申出ツヘシ

納税義務者前項ノ期間内ニ前項ノ申出ヲ為サリシトキハ物納ノ申請ハ其ノ効力ヲ失フ

第二十二条ノ七 相続税法第十七条ノ二ノ規定ニ依リ物納ノ許可ヲ受ケタル相続税額ハ、物納ニ充ツヘキ不動産ノ所
有権移転ノ登記が完了シタル時ニ於テ納付アリタルモノトス

附 則

本令ハ昭和十六年四月一日以後開始シタル相続ニ付之ヲ適用ス

〔法令全書〕

88、昭和16年8月 臨時農地価格統制令と相続税課税上の価額について

直第九六九号

昭和十六年八月二十一日

橋岡税務署長殿

仙台財務局長圖

農地ニ對スル相続税課税上の価額ト臨時農地価格統制令ノ価格トノ關係ニ付テハ、左記ニ依リ取扱相成度
右通牒候也

記

一、農地ニ對スル相続税課税上の価額ハ、原則トシテ臨時農地価格統制令第三条第一項本文ノ価格（以下、告示価格
ト称ス）ノ範囲内（時価標準ニ依リ計算シタル価額ガ告示価格ヲ超ニルトキハ之ヲ告示価格ニ止メ、告示価格ニ達
セザルトキハ時価標準ニ依リ計算シタル価額ニ依ルコト）ニテ定ムルコト

二、市ノ区域内ノ土地ノ其他ノ集団宅地接近地（宅地ノ素地トシテノ期待価格アリト認メラル農地）ニ付テハ、告
示価格ヲ超エテ課税上ノ価額ヲ定ムルモ差支ナキコト（從来ノ取扱ノ通）

三、減租年期地ニ付テハ告示価格ヲ超エテ課税上ノ価格ヲ定ムルモ差支ナキコト、但シ其ノ賃貸価格ヲ相続開始當時
ノ現況ニ依リ修正シタル場合ノ仮定賃価格ヲ基礎トシテ計算セル告示価格ノ範囲内ニテ定ムルモノトス

四、臨時農地価格統制令第三条第一項但書ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケタルモノ多數アル地域ニ付テハ、告示価格ヲ超エ
テ課税上ノ価格ヲ定ムルモ差支ナキコト（從来ノ取扱ノ通）

五、本取扱ハ臨時農地価格統制令施行ノ日以後ニ於テ相続開始ノモノニシテ、決定未済三係ルモノヨリ適用ノコト

(昭61 仙台 71)

89、昭和16年9月 農地の相続財産価格の評定に関する通牒

農地タル相続財産ノ価格ノ評定ニ関スル件

昭和十六年九月三日

主秘第五三八号主税局長通牒

臨時農地価格統制令ノ適用ヲ受クベキ農地ニ付、相続税課税上其ノ価格ヲ評定スル場合ニ於テハ、左記各項ニ依リ御取扱相成度、此段及通牒候也

記

一、臨時農地価格統制令ノ施行ニ依リ、農地ノ価格ハ原則トシテ同令第三条第一項本文ノ額（告示価格）ヲ超エテ契約シ、支払ヒ又ハ受領スルコトヲ得ザルニ至リタルヲ以テ、相続税課税上農地タル相続財産ノ価格ヲ評定スル場合ニ於テモ、次項以下ニ定ムル場合ヲ除クノ外、告示価格ノ範囲内ニ於テ適当ニ評定スルコトニ取扱フコト

二、臨時農地価格統制令ハ農地ヲ農地トシテ利用スル為譲渡スル場合ノ価格ニハ適用ナキモノナレバ、市ノ区域内ノ土地其ノ他集団宅地接近地ノ如ク、宅地等ニ利用可能ノ土地ニシテ既ニ宅地等ノ素地トシテノ期待価格アルモノニ付テハ、同令ノ価格ヲ超エテ課税上ノ価格ヲ定ムルモ差支ナキコト

三、臨時農地価格統制令第三条第一項ノ率ハ、減租年期地タルト普通地タルトヲ問ハズ同一ノ率ト為リ居レルモ、特

ニ低廉ナル賃貸価格ヲ付シアル各種減租年期地ニ付シ、普通地ト同一ノ率ニ依リ価格ヲ定ムルハ其ノ妥当ナラザルコト明ナル所ニシテ、同令施行規則ニ於テモ同令第三条第一項但書ノ規程ニ依ル許可事項ノ一トシテ掲タル所ナレバ、減租年期地ニ付テハ同令ノ価格ヲ超エテ課税上ノ価格ヲ定ムルモ差支ナキコト

四、免租年期地其ノ他賃貸価格ノ定メナキ農地ニ付テハ、告示価格ヲ定ムルコトナク農地ノ譲渡アル都度譲渡人又ハ譲受人ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受クベキモノニシテ、予メ其ノ統制価格ヲ知ルコト能ハザルモノナレバ、此等ノ土地ニ付テハ臨時農地価格統制令ノ規定ニ拘ラズ適當ニ課税上ノ価格ヲ定ムルコト

五、臨時農地価格統制令第三条第一項但書ノ規定ニ依ル許可ヲ受クルトキハ、告示価格ヲ超エテ取引ヲ為シ得ルモノナルガ、同一地域ニ於テ右ノ許可ヲ受ケタルモノ多數アル場合ノ如キハ、當該地方ノ告示価格ヲ適當ナラザルヲ証スルモノト謂フヲ得ベキヲ以テ、斯ル地域ニ付テハ告示価格ヲ超エテ課税上ノ価格ヲ定ムルヲ得ルコト

六、前各項ノ規定ハ臨時農地価格統制令施行後ニ開始シタル相続ニ對スル相続財產ノ評価ニ付テモ、前各項ニ依ルヲ適當ト認メタル場合ニ於テハ之ヲ適用シ妨ゲナキコト

(平7 名古屋 110)

90、昭和16年11月 新種郵便年金の相続税課税方

直第一一六三号

昭和十六年十一月十一日

仙台財務局長通牒

白河税務署長殿

新種郵便年金ニ対スル相続税ニ闕スル件

標記ノ件三闕シ、別紙ノ通大藏省主税局長ヨリ通牒有之候ニ付、右ニ依リ取扱相成度
右通牒候也

歳税第三九〇三号

昭和十六年十一月十一日

主税局長 松隈秀雄 印

仙台財務局長 横谷孝典殿

新種郵便年金ニ対スル相続税ニ闕スル件

標記ノ件ニ關シ別紙ノ通保險院簡易保險局長ト照覆被教候、此段及通牒候也

歳税第三九〇三号

昭和十三年十一月一日

大藏省 主税局長

保險院簡易保險局長殿

新種郵便年金ニ対スル相続税ニ闕スル件

昭和十四年十二月二十日付簡年監第六三八号ヲ以テ御照余ニ係ル首標ノ件ハ左記ノ通ト存候、此段及回答候也

記

一 保証期間付終身年金ニ於ケル年金継続受取人ノ受ケル年金受領ノ権利ト雖モ、左ノ理由ニ依リ相続税課税ノ対象

ト為ルコト

イ 相続税法第二十三条ノ四ノ規定ハ、郵便年金契約ニ依リ年金契約者以外ノ者ガ年金ヲ受取ル権利ヲ有シタル場合ニ課税ヲ為サントスルノ趣旨ナルヲ以テ、同条ノ年金受取人ニハ年金継続受取人ヲモ含ムモノト解スルヲ相当ト認ム

ロ 年金継続受取人ノ受ケル年金ノ権利ハ、相続税法第五条ノ規定ニ依リ評定スベキモノト認ム、而シテ其ノ価額

ノ評定ニ付困難アリトスルモ、之ガ為相続税ノ課税ノ対象ヨリ除外スルハ妥当ナラズ

ハ 年金継続受取人ノ受ケル年金受領ノ権利ガ所謂年金受取人ノ相続財産ニ屬セズト為スコトニ付テハ實見ノ通りナリ

二 定期年金ノ年金受取人ノ年金受領ノ権利ト雖モ、左ノ理由ニ依リ相続税課税ノ対象ト為ルコト

イ 定期年金ガ子女ノ育英資金ノ為ニ利用セラルルコト多シトスルモ相続税ヲ課セザル理由トハ為ラズ、子女ノ育英資金トシテ信託ノ利益ヲ受ケシメタル場合ハ現在相続税ヲ課シツシナリ、此ノ場合トノ權衡上ヨリスルモ相続税ヲ課セザルコトト為スハ適當ナラズ

ロ 価格評定ノ困難ヲ以テ相続税ノ課税外ニ置クコトノ不可ナルコトハ前述ノ通ナリ

簡年監第六三八号 照会 昭和十四年十二月二十日

保險院簡易保險局長

大藏省主税局長 殿
新種郵便年金ニ対スル相続税ニ闕スル件

郵便年金契約ニ於ケル年金受取人ノ受クル年金受領ノ権利二対シテハ、相続税法第二十三条ノ四ニ依リ年金契約者ヨリ贈与ヲ受ケタルモノトシテ課税セラレ居リ候處、今次新設ノ保証期間付終身年金並三定期年金ニ關シ左記事項承知致度、此段及照矣候

記

一、保証期間付終身年金ニ於ケル年金継続受取人ノ受クル年金受領ノ権利ハ、左ノ理由ニ依リ相続税課税ノ対象トナサザルコト

イ 郵便年金契約ニ於ケル年金受取人ノ受クル年金受領ノ権利二対シテハ、相続税法第二十三条ノ四ニ依リ年金支払開始ノ際ニ於テ年金契約者ニヨリ贈与ヲ受ケタルモノトシテ課税セラレ居ル處、年金継続受取人ニ付テハ同条ニ明文ナキノミナラズ、其ノ権利ノ帰属ハ年金受取人ノ指定又ハ郵便年金法三定ムル順位ニ依ルモノニシテ、年金契約者ノ意思ニ基ガザルモノナルヲ以テ、前記第二十三条ノ四ノ規定ニハ該當セザルモノト解セラル
ロ 年金継続受取人ノ受クル年金受領ノ権利ハ、年金受取人死亡ニ因リテ取得スルコト相続ニ似タリト雖、年金受取人ノ有スル権利ヲ相続スルニ非ズシテ、法ノ規定ニ依リ直接年金継続受取人ニ付権利ヲ発生シ、其ノ権利ノ内容モ年金受取人ノシタルモノト異ルヲ以テ、相続財産ヲ繼承シタルモノト總スコトヲ得ズ
ハ 年金継続受取人ノ受クル年金ノ権利ハ、年金受取人が保証期間内ニ死亡シタル場合、其ノ残存期間内ニ支払ハルル年金ナル处、其ノ残存支払期間中ト雖、年金継続受取人死亡シ又ハ年金継続受取人タルノ資格ヲ喪失シタル場合ハ、最早年金受領ノ権利ヲ失フモノナルヲ以テ、其ノ年金ノ性質ハ相続税法第四条第二項第三号ニ所謂有期定期金ニ非ズ、又同項第五号ニ所謂終身定期金トモ異ルヲ以テ、課税ノ対象トナルベキ年金ノ価格ノ算定ニ関シ直接該当ノ条文ナク、之ガ算定標準ヲ定ムルコト困難ナルコト

二、定期年金ノ年金受取人ノ受クル年金受領ノ権利ハ、左ノ理由ニ依リ相続税課税ノ対象トナサザルコト
イ、今回新設ノ定期年金ハ子女ノ育英資金トシテ若干ノ子女ニ対シ一定期間（五年間又ハ十年間）限り支払ハルルモノナルヲ以テ、所得税法第十八条ニ於テ学資金ニ対シ課税免除セラル越旨ニ従ヒ、相続税ヲ課セザルコトトセラレタキコト

ロ、定期年金ノ年金受取人ノ受クル年金ハ一定ノ期間ヲ限り支払ハルモ、其ノ期間ノ中途ニ於テ死亡シタル場合ハ年金ノ支払ヲ中止セラルモノナルヲ以テ、前記年金継続受取人ノ受クル年金ト同様其ノ年金ノ価格算定ニ関シ困難アルコト

参考候文

郵便年金法第一条、郵便年金令第四条乃至第七条

（昭61仙台72）

91、昭和17年2月 相続税物納不動産収納規則

相続税物納不動産収納規則 昭和17年2月17日 勅令第九一号

第一条 税務署長ハ本令ノ定ムル所ニ依リ相続税物納不動産ノ収納ニ關スル事務ヲ取扱フベン

第二条 税務署長不動産ニ依ル相続税ノ物納ヲ許可シタルトキハ、遲滞ナク當該不動産ノ所有權移転ノ登記所

三嘱託スベシ

第三条 前条ノ登記完了シタルトキハ、税務署長ハ相続税物納不動産収納済証書ヲ納税者ニ交付スルト共ニ、相続税

物納不動産明細書ヲ當該不動産ヲ管理スベキ官厅ニ送付スベシ

第四条 稅務署長ハ毎月相続税物納報告書ヲ調製シ、參照書類ヲ添ヘ之ヲ歳入事務管理庁ニ送付スベシ

第五条 歳入事務管理庁ハ相続税物納報告書ニ依リ毎月相続税物納總報告書ヲ調製シ、參照書類ヲ添ヘ其ノ翌月中ニ之ヲ大蔵大臣ニ送付スベシ

第六条 稅務署長ハ会計検査院ニ証明ノ為相続税物納額計算書ヲ調製シ、証憑書類ヲ添ヘ之ヲ歳入事務管理庁ニ送付スベシ、歳入事務管理庁ハ之ヲ会計検査院ニ送付スベシ

会計規則第七十五条及第一百六十二条ノ規定ハ、前項ノ計算書ニ之ヲ適用ス

第七条 稅務署長ハ相続税物納簿ヲ備ヘ之ニ相続税物納額ヲ記入スベシ

第八条 歳入事務管理庁ハ相続税物納總括簿ヲ備ヘ之ニ相続税物納總額ヲ記入スベシ

第九条 第三条乃至第五条ノ書類ノ様式並ニ前二条ノ帳簿ノ様式及記入ノ方法ハ大蔵大臣之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四条又ハ第五条ノ報告書ノ調製ハ当分ノ内大蔵大臣ノ定ムル所ニ依リ、会計規則第三十七条又ハ第三十八条ノ徵收報告書又ハ徵收總報告書ニ為ス記載ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

(平7 名古屋 110)

92、昭和17年2月 相続税法の改正

朕、帝國議会ノ協賛ヲ経タル相続税法中改正法律ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

内閣總理大臣 東條 英機

大蔵大臣 賀屋 興宣

昭和十七年二月二十一日

法律第五十三号(官報二月二十二日)

相続税法中左ノ通改正ス

第五条ノ二中「千円」ヲ「千五百円」ニ改ム

第八条中税率ヲ左ノ如ク改ム

| 課 税 価 格 | 遠 産 | | 相 続 | |
|------------------|----------|------------------------------|----------|------------------|
| | 税 額 | 相 続 | 税 額 | 相 続 |
| 五千円以下ノ金額 | 千分ノ二十四 | ルトキ 相続人力直系卑属ナ | 千分ノ二十一 | 相続人力被相続人ノ ルトキ |
| 五千円ヲ超ユル金額 | 千分ノ三十六 | | 千分ノ二十二 | 相続人力被相続人ノ ルトキ |
| 一万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ四十八 | ルトキ 相続人力配偶者又ハ 直系尊属ナルトキ | 千分ノ二十三 | 相続人力被相続人ノ ルトキ |
| 二万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ六十一 | | 千分ノ二十四 | 相続人力被相続人ノ ルトキ |
| 三万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ七十五 | ルトキ 相続人力其ノ他ノ者 | 千分ノ二十五 | 相続人力被相続人ノ ルトキ |
| 四万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ九十五 | | 千分ノ二十六 | 相続人力被相続人ノ ルトキ |
| 五万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ一百二十 | ルトキ 相続人力其ノ他ノ者 | 千分ノ二十七 | 相続人力被相続人ノ ルトキ |
| 七万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ一百四十五 | | 千分ノ二十八 | 相続人力被相続人ノ ルトキ |
| 十万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ一百五十 | ルトキ 相続人力其ノ他ノ者 | 千分ノ二十九 | 相続人力被相続人ノ ルトキ |
| 十五万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ二百八十五 | | 千分ノ三百二十五 | 相続人力被相続人ノ ルトキ |
| 二十万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ二百八十五 | ルトキ 相続人力其ノ他ノ者 | 千分ノ三百五十五 | 相続人力被相続人ノ ルトキ |
| 三十万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ二百八十五 | | 千分ノ三百五十五 | 相続人力被相続人ノ ルトキ |

| 課 税 価 格 | 家 督 | | 相 続 | |
|------------------|----------|------------------|----------|------------------|
| | 税 額 | 相 続 | 税 額 | 相 続 |
| 一万円以下ノ金額 | 千分ノ十二 | 相続人力被相続人ノ ルトキ | 千分ノ二十四 | 相続人力被相続人ノ ルトキ |
| 一万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ十八 | | 千分ノ三十六 | 相続人力被相続人ノ ルトキ |
| 二万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ二十四 | 相続人力被相続人ノ ルトキ | 千分ノ五十五 | 相続人力被相続人ノ ルトキ |
| 三万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ四十 | | 千分ノ六十五 | 相続人力被相続人ノ ルトキ |
| 四万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ三十六 | 相続人力被相続人ノ ルトキ | 千分ノ八十五 | 相続人力被相続人ノ ルトキ |
| 五万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ三十九 | | 千分ノ九十五 | 相続人力被相続人ノ ルトキ |
| 七万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ四十四 | 相続人力被相続人ノ ルトキ | 千分ノ九十九 | 相続人力被相続人ノ ルトキ |
| 十万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ六十一 | | 千分ノ一百一十五 | 相続人力被相続人ノ ルトキ |
| 十五万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ百八十五 | 相続人力被相続人ノ ルトキ | 千分ノ一百三十五 | 相続人力被相続人ノ ルトキ |
| 二十万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ百八十五 | | 千分ノ一百六十五 | 相続人力被相続人ノ ルトキ |
| 三十万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ三百二十五 | 相続人力被相続人ノ ルトキ | 千分ノ三百五十五 | 相続人力被相続人ノ ルトキ |

| | | |
|------------|---------|---------|
| 四十万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ三百二十 | 千分ノ三百六十 |
| 五十万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ三百六十 | 千分ノ四百四十 |
| 七十万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ四百四十 | 千分ノ四百七十 |
| 百万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ四百四十 | 千分ノ五百七十 |
| 二百万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ四百九十 | 千分ノ五百七十 |
| 三百万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ五百四十 | 千分ノ五百八十 |
| 五百万円ヲ超ユル金額 | 千分ノ五百九十 | 千分ノ六百三十 |

第二十八条中「五年又ハ七年以内」ヲ「七年又ハ十年以内」ニ改ム

附 則

本法ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前開始シタル相続ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル、但シ第八条ノ改正規定ハ隠居ニ因リ開始シタル家督相続ニ在リテハ、昭和十七年一月一日以後三開始シタルモノ、第二十三条第一項ニ規定スル贈与ニ在リテハ、同日以後ニ為シタルモノニ付之ヲ適用ス

〔法令全書〕

93、昭和17年3月 相続税法施行規則の改正

朕、相続税法施行規則中改正ノ件ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和十七年三月二十日

| | |
|--------|------|
| 内閣總理大臣 | 東条英機 |
| 大藏大臣 | 賀屋興宣 |

勅令第二百三号（官報三月二十三日）

相続税法施行規則中左ノ通改正ス

第二十二条第一項中「不動産ノ価額ニ對スル分ノ相続税額」ヲ「不動産ノ価額ニ對スル分ノ相続税額ノ百分ノ百十二ニ相当スル金額」ニ改ム

第二十五条及第二十六条中「五年又ハ七年以内」ヲ「七年又ハ十年以内」ニ改ム

附 則

本令ハ昭和十七年法律第五十三号施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前開始シタル相続ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル、但シ第二十二条第一項ノ改正規定ハ、隠居ニ因リ開始シタル家督相続ニ在リテハ昭和十七年一月一日以後三開始シタルモノニ付之ヲ適用ス

〔法令全書〕

94、昭和17年4月 相続税土地時価標準率適用の件

直三第一五九号

昭和十七年四月廿一日

税務署長殿

東京財務局長回

相続税土地時価標準率適用ノ件

現行相続税土地時価標準率ハ昭和十三年改調シ同年四月ヨリ適用シ来リタル處、其ノ後一般経済界ノ好転三伴ヒ土地ノ価格ハ著ク昂騰ヲ示シ、各署ニ於テハ管内ノ実情三處シ標準率ニ夫々増加割合ヲ定メ適用シ居ルト雖モ、之ガ増加割合ハ区々ニシテ隣接署内トノ權衡ヲ失セリト思料セラルモノ不敵、依ツテ相続税ノ決定ニ当リテハ、付近ニ於ケル売買案例其ノ他ニ依リ適當三評価スルハ勿論ナルモ、現行標準時価又ハ倍数ヲ別表割合ニ依リ引上タル時価、又ハ倍数ヲ適用相成度

右及通牒候也

別表

| 適用区域 | | | 増 加 割 合 | |
|------------|------------|------------|-------------------------|--|
| 区分 | | | | |
| 宅地 | | | ノ年昭 モ中和 ノ開十 始四 | |
| 至自一五 割分 | 至自三二 割割 | 至自一五 割分 | | |
| 至自二一 割割 | 至自五三 割割 | 至自二一 割割 | | |
| 至自二一 割割 | 至自五三 割割 | 至自二一 割割 | ノ年昭 モ中和 ノ開十 始六 | |
| 田、畠 | | | ノ年昭 モ中和 ノ開十 始四 | |
| 至自三一 割割 | | | ノ年昭 モ中和 ノ開十 始五 | |
| 至自五三 割割 | | | | |
| 至自五三 割割 | | | | |

備考

一、臨時農地価格統制令施行（昭和十六、二、一日ヨリ施行）後ニ相続開始シタルモノニ付テハ、昭和十六年九月十九日直一第三三三号〔農地タル相続財産価格ノ評定〕ニ闕スル通牒ノ趣旨ニヨリ評価ノ適正ヲ期スルモノトス

二、集団地付近ノ田、畠等ニシテ臨時農地価格統制令ノ適用ヲ受ケザルモノニ付テハ、宅地ニ定メタル増加割合ヲ參酌シ適當ニ評定スルモノトス

三、山林、原野等ノ増加割合ハ定メザルヲ以テ、付近ノ田、畠ニ於ケル増加割合ヲ參酌シ適當ニ評定スルモノトス
(昭56 東京 215)

95、昭和17年5月 相続税物納に関する取扱方

仙台第三四一號

昭和十七年五月十五日

仙台財務局長印

白河税務署長殿

相続税物納三閱スル取扱方ノ件

首標ノ件ニ關シ、別紙ノ通大藏省主税局長ヨリ通牒有之候矣、右ニ依リ取扱相成度
右通牒候也

主秘第一四四四号

昭和十七年四月二十八日

大藏省主税局長 松限秀雄印

仙台財務局長 梶谷孝典殿

相続税物納三閱スル取扱方ノ件

相続税物納ニ閱スル取扱方左ノ通相定メ候矣、右ニ依リ御取扱相成度
右及通牒候也

一 法第十七条ノニ第一項ノ不動産ノ価額ヲ相続財産ノ価額ノ二分ノ一ヲ超ユルヤ否ノ判定ハ、相続人ニ付テハ相続財產（遺贈財產ヲ除ク）ノ価額、受遺者ニ付テハ遺贈財產ノ価額ニ付之ヲ為スモノトス

二 法第十七条ノニ第一項ノ不動産ノ価額ニハ借地権ノ価額ヲ含マシメタルモノニ依リ家屋ノ価額ヲ評価シタル場合
取引スル慣行ナキ為、相続財產ノ評価ニ當リ借地権ノ価額ヲ包含セザルコト勿論ナルモ、借地権ト家屋トヲ別箇ニ
ニ於テハ、強テ借地権ニ付スル分ノ価額ヲ区分除外スルニ及バザルモノトス

三 法第十七条ノニ第一項ノ相続税額千円以上ナリヤ否ノ判定ハ、相続人又ハ受遺者ノ各自納付すべき税金額（共同
相続人ノ分ニ付テハ其ノ合算額）ニ付之ヲ為スモノトス

四 相続財產ノ価額ニ加算シタル贈与ヲ受ケタル者ノ負担スベキ相続税ニ付テハ、連帶納付ノ義務アル相続人ヨリ為
ス場合ニ於テモ物納ヲ求ムルコトヲ得ザルモノトス

五 相続財產タル不動産中ニ施行規則第一十二条ノニ第一項ノ相続税額ヲ納付スルニ適當ナルモノナキ場合ニ於テモ、
価額ヲ減ズルコトナクシテ分割シ得ル不動産アルトキハ同条第一項ノ規定ヲ適用セズ、当該不動産ヲ分割シテ納付
セシムルモノトス

六 施行規則第二十二条ノニ第二項ニ依リ同条第一項ノ相続税額ヲ超ユル相続税額ニ付物納ヲ許可スルハ、大体超過
物納額（同条第一項ノ相続税額ヲ超エテ物納ヲ許可スベキ税額）ガ、物納余裕額（同条第一項ノ相続税額以内ノ価

額ノ不動産ヲ以テ物納ヲ充シルコトト為シタル場合ノ、當該不動産ノ価額ト同條第一項ノ相続税額トノ差額ノ二分ノ一以内ナルトキニ限ルモノトス、但シ右ノ制限ニ依リ選択シタル不動産以外ノ不動産ヲ以テ物納ニ充シル方ガ、管理又ハ処分ヲ為スニ一層適當ト認ムルトキハ、右ノ制限ニ依ラザルモ妨グナキモノトス

七 前号ノ超過物納額ト物納余裕額トノ比較ヲ為ス場合ニ於テ、物納ニ充シルコトヲ得ベキ不動産ガ數個アルトキハ、

各不動産ヲ適當三組合セ最モ少キ超過物納額及最モ少キ物納余裕額ヲ求メ、之ガ比較ヲ為スモノトス

八 施行規則第二十二条ノ二第一項ノ規定ニ依リ、同條第一項ノ相続税額ヲ超ユル相続税額ニ付物納ヲ許可スル場合ハ、同條第一項ノ税額ニ最モ近キ価額ノモノヲ以テ納付シムルコトニ取扱フモノトス、但シ他ニ管理又ハ処分ヲ為スニ一層適當ナル不動産アルトキハ、其ノ不動産ニ依ル物納ヲ認ムルモ妨グナキモノトス

九 相続税ノ總額ヲ超ユル価額ノ不動産ニ依ル物納ハ許可スベキニアラザルコト勿論ナルモ、該超過部分ガ僅少ニシテ納税者ニ於テ超過部分ヲ無償ニテ國ニ提供スル旨ノ特別ノ申出ヲ為シタルトキハ、施行規則第二十二条ノ四本文ノ規定ニ拘ラズ収納価額ヲ總相続税ト同額トシ之ヲ認ムルモ妨グナキモノトス

一〇 法第十七条ノ二第三項ノ管理又ハ処分ヲ為スニ不適當ト認ムルトキハ、例ヘバ左ニ掲タル如キ不動産ヲ以テ物納ニ充テントスルトキヲ指スモノトス

(二) 繁華中ノ物件

(一) 指当権其ノ他ノ担保物権ノ設定シアル物件

(三) 雜種地(收納スルキ支障ナシト認メラルモノヲ除ク)、無租地及荒地

(四) 現状ヲ維持スル為、土留、護岸等ノ修繕又ハ施設ヲ要スル海岸地、河岸地、崖地等

(五) 埼久年敷ヲ著シク超過シタル家屋

(六) 維持管理ニ特殊技能ヲ要スル劇場、工場、浴場、倉庫、其ノ他ノ大建築物及其ノ敷地

(七) 史蹟名勝天然紀念物指定地及之ニ類スル土地

(八) 一口(一畠地ナル場合ハ筆數ヲ問ハス)又ハ一棟ノ価格三百円未満ノ物件

一一 家屋ニ依ル物納ハ其ノ敷地ト共ニ非ザレバ、法第十七条ノ二第三項ニ該当スルモノトシテ其ノ変換ヲ命ジ又ハ物納ヲ許可セザルモノトス、立木ニ依ル物納ニシテ其ノ生立スル土地ト共ニ非ザルモノニ付亦同ジ

一二 他ニ適當ナル不動産アルニ拘ラズ、左ニ掲タル如キ不動産ヲ以テ物納ニ充テントスルトキハ、法第十七条ノ二第二項ニ該当スルモノトシテ其ノ変換ヲ命ズルモノトス

(一) 塩田、鉱泉地、池沼、牧場及原野

(二) 地上権、永小作権、其ノ他ノ用益物権ノ設定シアル土地

(三) 無償ニテ貸付シアル物件

(四) 物納者ノ自用ニ供スル家屋及其ノ敷地

(五) 土地ト分離シテ取引ノ行ハレ難キ多年生植物(例ヘバ果樹、桑、茶、ホップ等)ヲ地主ニ於テ植付ケタル畠

一一 物納ニ充シベキ不動産ノ選択ノ順序ハ、大体左記ニ依ラシムルモノトス

(一) 貸付田畠

(二) 自己所有家ノ敷地(家屋ヲモ納付スルトキ)

(三) 山林(地上立木ヲモ納付スルトキ)

(四) 自作田畠

(五) 賃宅地

(六) 其ノ他ノ土地

一四 物納ニ充テタル土地又ハ家屋ニ付隨スル左記物件ハ、当該土地又ハ家屋ノ一部トシテ収納スベキモノトス、從テ課税価格ノ計算ニ當リ此等ノ価額ヲ土地又ハ家屋ト別個ニ評定シタルトキハ、之ヲ算入シタル価額ニ依リ収納価額ヲ定ムモノトス

(一) 山林立木（立木法ニ依ル立木ヲ除ク）

(二) 宅地内ニ在ル立竹木及庭園設備（鐵石及燈籠ヲ含ム）、鉢植ノ植木ヲ含マズ）

(三) 畑ニ植付ケタル果樹、桑、茶、ホシブ等ノ多年生植物（未収穫物ヲ含マズ）

(四) 門、堀、煙突、貯槽、其ノ他之ニ類スルモノ

(五) 堆及建具

(六) 上下水設備、電灯瓦斯設備、暖冷房設備、衛生設備、其ノ他之ニ類スルモノ

一五 田畠ノ未収穫物ニ依ル物納ハ之ヲ認メザルモノトス、従テ課税価格ノ計算ニ當リ未収穫物ノ価額ヲ加ヘタルモノニ依リ田畠ノ価額ヲ評定シタルトキハ、未収穫物ノ価額ヲ控除シタルモノニ依リ収納価額ヲ定ムモノトス

一六 田畠ヲ小作ニ付スル場合ニ金錢ヲ接受シ、又ハ田畠小作權（其ノ他類似ノ権利ヲ含ム）ヲ売買スル慣行アル地方ニ於テ、自作田畠ヲ収納シ收納後之ヲ納稅者ニ耕作セシムルトキハ、小作ニ付スル場合ニ接受スペキ金額又ハ小作權ノ価額ニ相當スル金額ヲ別ニ納稅者ヨリ徵收スペキモノナルモ、収納価額ヨリ當該金額ヲ控除シタル額ヲ以テ収納価額ト為スコトニ付納稅者ノ同意ヲ得タルトキハ、其ノ方法ニ依ルモ妨ダナシ

一七 貸地又ハ貸家ヲ収納スルトキハ、収納後ノ管理又ハ处分ニ支障ヲ來ササル様、物納者ヲシテ占有改定ノ手続ヲ為サシムルノ外、当該貸貸契約ニ付随スル債權債務關係ヲ明確ナラシメ置クモノトス

一八 法第十七条ノ二第四項ノ税金ノ納付容易ニシテ、物納ヲ許可スルノ必要ナシト認ムルトキハ、大体相続財産タル現金、預金及換価容易ナル有価証券（公債、社債及取引所ニ上場セラルル株式）ノ価額ノ合計額ヨリ、法第三条ニ掲タル公課、被相続人ノ葬式費用及債務ヲ控除シタル金額ガ、相続税額ニ二倍ヲ超ユル場合ヲ指称スルモノトス

一九 債務ノ担保トシテ提供セラレアル有価証券（根抵当トシテ提供セラレアルモノヲ除ク）ハ、前号ノ換価容易ナル有価証券トシテ取扱ハサルモノトス、従テ当該有価証券ノ価額及当該有価証券ニ依リ担保セラルル債務ハ、前号ノ計算ヨリ之ヲ除外スルモノトス

貸担保ニ供セラレアル有価証券モ、前項前段ニ準ジ取扱フモノトス

二〇 物納ニ充ジベキ物件ハ、物納申請前予メ納稅者ト協議シ置ク等ノ措置ヲ講ズルコトトシ、成ルベク交換命令等ノ処分ヲ為サザル様留意スルモノトス

二一 物納不動產ノ収納価額ハ原則トシテ課税価格計算ノ基礎ト為リタル価額ニ依ルモノナルヲ以テ、物納申請ノ資格アリト認メラルモノノ課税価額ヲ計算スル場合ニ於テハ、必ズ不動產一個毎ニ其ノ価額ヲ評定シ置クモノトス、但シ納稅義務者ニ於テ物納ノ申請ヲ為ス意思ナキコトノ明カナル場合ハ、一個毎三評定セザルモ妨ダナシ

二二 納稅義務者ノ申告シタル不動產ノ価額ガ調查額多ナ場合ニ於テハ、其ノ差額ガ僅少ナル場合ト雖モ、調查額ニ依リ課税価格ヲ計算スルモノトス、但シ物納申請ノ資格ナキコトノ明カナル場合ハ、又ハ当該不動產ニ依ル物納ヲ為サルコトノ明カナル場合ハ此ノ限ニ在ラス

二三 納稅義務者ノ申告シタル相続財產ノ總価額ガ調查額ト僅少ノ差異ナル為、申告額ヲ是認シテ課税価格ヲ決定ス

ル場合ニ於テハ、預金、貸金、公定相場アル有価証券等、其ノ価額ニ付争ナキ財産以外ノ財産ノ価額ヲ各廉每ニ適當ニ修正シ、各財産ノ調査額ノ合計額ヲ申告額ニ符合セシメ置クモノトス、但シ前号但書ニ該當ベル場合ニ於テハ之ヲ省略スルモ妨ケナシ

二四 施行規則第二十二条ノ四但書ノ規定ハ、物納ニ充ツヘキ不動産ノ価額が当該不動産固有ノ事情ニ依リ、又ハ当該不動産ノ在ル地域ノ特殊事情ニ依リ変化シタルガ如キ場合ニ付適用アルモノトス

二五 施行規則第二十二条ノ四但書ノ相続開始後、不動産ノ情況ニ著シキ変化ヲ生ジタルトキトハ、例ハ左三掲タル如キ異動アリタルトキヲ指スモノトス

(一) 土地ノ開墾、地目変換、地類変換及埋立

(二) 荒地成

(三) 竹木ノ植付及伐採

(四) 物権、質借権等ノ設定及変更

二六 物納ニ充ツヘキ不動産ニ付相続開始後左三掲タル如キ事項生スルモ、施行規則第二十二条ノ四但書ニ該當セナルモノトシテ取扱フモノトス

(一) 土地ノ簡単ナル改良

(二) 立木ノ成長

(三) 時日ノ経過ニ依ル家屋滅耗

二七 施行規則第二十二条ノ四但書ノ「収納ノ時ノ現況ニ依リ其ノ価額ヲ定ム」トハ、当該不動産が収納ノ時ノ状態ニテ相続開始當時存シタルモノトシ、其ノ当时ノ時価ニ依リ収納価額ヲ定ムルノ意ニ解スルモノトス

二八 物納ニ充ツヘキ物件ニ付納税者ト協議スル場合ニ於テハ、適案ニ當アル物件ノ選定ニ努ムヘキハ勿論ナルモ、
為ニ納税者ノ意見ヲ抑压シ税務署ノ一方的選択物件ニ依ル納付ヲ強フルガ如キコトナキ様注意スルモノトス

二九 物納ヲ許可セントストキハ、物納ニ充ツヘキ物件ニ付左記事項ヲ調査スルモノトス

(一) 物件ニ関スル登記事項

(1) 土地台帳又ハ家庭台帳ノ登録事項

(2) 物件ノ現況

三〇 物納ニ充ツヘキ物件ニシテ前号ニ掲タル事項が相互ニ不適合ナルトキ、又ハ登記名義人ノ表示ガ納税義務者ノ
氏名ト符合セサルトキハ、其ノ旨納税義務者ニ通知シ相当期間内ニ登記事項ノ変更又ハ更正ヲ為シムルモノトス
三一 物納ニ充ツヘキ物件未登記ナルトキハ、前号ニ準シ納税義務者ヲシテ之ガ保存登記ヲ為シムルモノトス
三二 所有権移転登記ニ必要ナル登記義務者ノ権利ニ關スル登記済証、又ハ不動産登記法第四十四条ニ規定スル書面、
並ニ所有権移転ノ登記承諾書ハ成ルヘク納許可前ニ提出セシムルコトニ取扱フモノトス

三三 納税義務者第三十号及第三十一号ノ登記ヲ為サルトキ、又ハ登記ニ必要ナル前号ノ書類ヲ提出セサルトキハ、
物納財産ノ交換ラ命ジハ、当該物件ヲ以テスル物納ヲ許可セサルコトニ取扱フモノトス

三四 物納ノ申請ヲ許可スヘキモノト決定シタルトキハ、物納ニ充ツヘキ不動産及其ノ収納価額ヲ記シ、其ノ旨ヲ申
請者ニ通知スルモノトス

三五 前号ノ通知ヲ為シタル後物納ニ充ツヘキ不動産ノ所有権ノ移転ノ登記が完了スル迄ノ間ニ於テ、不動産ノ情況
ニ著シキ変化ヲ生ジタルトキハ、其ノ通知ニ拘ラス施行規則第二十二条ノ四ノ規定ヲ適用シ得ルモノアルヲ以テ、
申請者ニ通知スルモノトス

一六 611 —

— 610 —

同号ノ通知ニハ予メ其ノ旨ヲ付記シ置クモノトス

三六 相続税物納不動産収納規則第一条ニ規定スル所有権移転登記嘱託ハ、不動産登記法第三十一条第一項ニ依リ之ヲ為スモノトス

前項ノ登記嘱託ニ當リテハ、登記原因ヲ証スル書面三代へ登記嘱託書副本ヲ添付スルモノヘトス

三七 相続税物納不動産収納済証書及相続税物納不動産明細書ハ、所有権移転登記済ニ係ルモノニ付登記ノ日付ニ依リ順次調製スルモノトス

三八 物納額ハ之ヲ相続税物納簿ニ記入シ、一方当該収納額ニ相当スル員額ハ徵收簿ノ調定済額ヨリ減額ノ処理ヲ為スモノトス

三九 物納不動産ノ整理処分ニ因ル收入及付属雜收入ハ、一般会計歳入トシテ官業及官有財産收入(款)、相続税物納財產收入(項)、相続税物納財產完松代(目)、又ハ相続税物納財產管理收入(目)トシテ財務局長之ヲ収納スルモノトス

ノトス

四〇 相続財產中不動産ニ対スル分ノ相続税額ノ百分百二十ニ相当スル金額ニ付物納ヲ申請シ、他ノ部分ニ付年賦延納ヲ申請スル場合ニ於テモ、十年以内ノ年賦延納ヲ許可スルコトヲ得ルモノトス

四一 相続税ノ一部ニ付物納ヲ申請シ、他ノ一部ニ付年賦延納ヲ申請シタル場合ニ於テハ、物納不動産ノ移転ノ登記ガ完了スルニ至ル迄年賦延納許可ノ処分ヲ見合セ置クモノトス

四二 施行規則第二十二条ノ四但書ニ該当スル等ノ為、物納許可ノ税額ガ申請税額ヨリ減少スル場合ニ於テハ、其ノ差額ニ付テ八年賦延納ヲ許可シ得ルモノトス、此ノ場合ニ於テ不動産以外ノ財產ニ対スル分ノ相続税額ニ付年賦延納ノ申請ヲ為シアルトキハ、其ノ金額ヲ訂正セシムルヲ以テ足リ、更三年賦延納ノ申請ヲ為サシムルニ及ハサルモノトス

ノトス

四三 連帶納付ノ義務アル納税者ノ一人ヨリ年賦延納ノ申請アリタルトキハ、当該相続税額ニ付之ト連帶關係ニ在ル他ノ納税者ヨリ右年賦延納申請前物納ノ申請ヲ為シタル場合ト雖、之ヲ認メサルモノトス

四四 物納ニ充テントスル不動産ノ変換ラ命セラレ、又ハ物納ヲ許可セラレサル場合ニ於テ、其ノ処分ニ対シ異議アルトキハ訴願ヲ為スコトヲ得ルモノトス、施行規則第二十二条ノ四但書ノ規定ニ依リ定メタル収納価額ニ対シ異議アル場合亦同ジ

四五 課税価格ノ更訂等ニ依リ物納ニ充テタル不動産ノ価額ニ異動ラ來シタルトキハ、異動後ノ価額ニ依リ収納価額ヲ改訂スルモノトス

四六 課税価格ノ更訂等ニ依リ相続税総額ガ既納ノ物納税額ヨリ減少スルニ至リタルトキハ、其ノ差額ハ現金ヲ以テ還付スルモノトス

四七 稅務署長ニ於テ物納ノ許可若ハ不許可ノ処分ヲ為サントスルトキ、又ハ納付物件ノ変換ラ命セントスルトキハ、当分ノ中財務局長ニ稟議セシムルモノトス

〔改定〕
昭和十七年五月

相続税法改正要旨年次別一覧

東京財務局

相続税法改正要旨年次別一覧
(摘要)

第一条(相続税ヲ課スル場合)

改正法前

相続開始シタルトキハ、開始地ガ帝国内ニ在ルト否ト問ハズ、本法施行地ニ在ル相続財産ニ相続税ヲ課ス

昭和十三年改正

相続開始シタル場合ニ於テ、被相続人ガ本法施行地ニ住所ヲ有スルトキハ本法ニ依リ相続税ヲ課ス

相続開始シタル場合ニ於テ、被相続人ノ住所ガ本法施行地ニ無キ場合ニ於テモ、相続財産ガ在ル場合ハ其ノ財産ニ對シ本法ニ依リ相続税ヲ課ス

第二条(相続財産)

改正法前

被相続人が本法施行地ニ住所ヲ有スル場合ハ、本法施行地ニ在ル財産ヲ以テ相続財産トス

被相続人が本法施行地ニ住所ヲ有セザル場合ハ、本法施行地ニ在ル動産、不動産並ニ本法施行地ニ在ル不動産ノ上ニ存スル権利ヲ以テ相続財産トス

船舶ノ所在ハ船籍ノ所在ニ依ル

相続開始前一年内ニ本法施行地ヨリ施行地外ニ住所ヲ移転シタルモノ、及船籍ヲ転ジタルモノノ住所、船舶ハ本法施行地ニ在ルモノト看做ス

昭和十三年改正

被相続人が本法施行地ニ住所ヲ有スル場合ハ相続財産ノ全部ニ對シ課税ス、從ツテ相続財産ガ外國ニ在ル場合ニ於テモ課税スル

被相続人が本法施行地ニ住所ヲ有セザル場合ハ本法施行地ニ在ル相続財産ニミ課税スル、但シ朝鮮、台灣、樺太ニ住所ヲ有シ、其ノ地ノ法令ニ依リ相続税ヲ課税セラルルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二条ノ二(財産ノ所在)

昭和十三年改正

財産ノ所在ハ、動産、不動産及不動産ノ上ニ在ル権利ハ當該動産、不動産ノ所在ニ依ル
船舶ノ所在ハ船籍ノ所在ニ依ル

動産、不動産及不動産ノ上ニ存スル権利、並ニ船舶以外ノ財産ノ所在ハ権利者ノ住所地ニ依ル

第三条(課税価格ノ計算)

改正法前

被相続人ガ本法施行地ニ住所ヲ有スルトキハ、相続開始ノ際本法施行地ニ在ル相続財産ノ価額ニ、相続開始前一年内ニ被相続人ガ本法施行地ニ在ル財産ニ付為シタル贈与ノ価額ヲ加算シタル金額ヨリ、公課、被相続人ノ葬式費用及債務ヲ控除シタル金額ヲ以テ課税価格トス

昭和十三年改正

被相続人ガ本法施行地ニ住所ヲ有スルトキハ、財産ノ所在如何ヲ問ハズ、相続税ヲ課セラルベキ相続財産ノ価額ニ、相続開始前一年内ニ被相続人ガ為シタル贈与ノ価額（所在ノ如何ヲ問ハズ）ヲ加算シタル金額ヨリ、公課、被相続人ノ葬式費用及債務ヲ控除シタル金額ヲ以テ課税価格トス

同（永代借地権）

改正法前

永代借地権ハ相続税ノ課税価格ニ算入セズ

昭和十三年改正（附則）

永代借地権ハ当分ノ内相続税ノ課税価格ニ算入セズ

同（寄付金）

改正法前

公共団体又ハ慈善其ノ他ノ公益事業ニ対シ為シタル贈与及遺贈ハ課税価格ニ算入セズ

昭和十三年改正（第三条ノ五）

公共団体又ハ慈善其他公益事業ニ対シ為シタル贈与及遺贈ハ課税価格ニ算入セズ

第三条ノ三（生命保険金課税）

昭和十三年改正

被相続人ノ死亡ニ因リ相続人ノ受取ル生命保険金ニシテ、被相続人が保険契約者ノ場合ハ保険金ヲ相続財産ト看做シテ課税ス

但シ受取ル保険金ノ合計額中五千円迄ノ金額ハ相続財産ト看做サズ

同（保険契約者ト看做ス場合）

昭和十三年改正

保険契約者ト保険料ノ支払人ト異ル場合ハ、保険料ノ支払人ヲ保険契約者ト看做スコトヲ得

第三条ノ四（退職手当等ノ課税）

昭和十三年改正

退職手当、功労金及此等ノ性質ヲ有スル給与ニシテ、被相続人ニ支給セラルベキモノガ被相続人ノ死亡シタル為其ノ相続人、其ノ他ノ者ニ支給セラルルトキハ、之ヲ相続財産ト看做シテ課税スル、但シ給与ノ合計額中五千円迄ノ金額ハ相続財産ト看做サズ

同（看做ス遺贈）

昭和十三年改正

退職手当、功労金及此等ノ性質ヲ有スル給与ニシテ、支給ヲ受ケタル者ガ相続人以外ノ者ナルトキハ遺贈アリタルモノト看做シ、受遺者ヲ納稅義務者トスル

第四条（課税価格ノ計算時期）

改正法前

相続財産ノ価額ハ相続開始ノ時ノ価額ニ依ル

昭和十三年改正

相続財産ノ価額、相続財産ノ価額ニ加算スベキ贈与ノ価額、並ニ相続財産ノ価額ヨリ控除スベキ公課及債務金額ハ、相続開始當時ノ現況ニ依ル

第五条ノ二（扶養家族ノ控除、家督相続ノ場合）

昭和十五年改正

本法施行地ニ住所ヲ有スル者ノ死亡ニ因リ開始シタル家督相続ニシテ、課税価格五万円以下ナルトキハ、相続開始當時ノ被相続人ノ同居家族中年齢十八歳未満、若ハ六十歳以上又ハ不具廃疾者一人ニ付千円ヲ控除スル

昭和十七年改正

本法施行地ニ住所ヲ有スル者ノ死亡ニ因リ開始シタル遺産相続ニシテ、課税価格三万円以下ナルトキハ、相続開始當時ノ被相続人ノ同居家族中、年齢十八歳未満若ハ六十歳以上、又ハ不具廃疾者一人ニ付千円ヲ控除スル

同（同 遺產相続ノ場合）

昭和十五年改正

本法施行地ニ住所ヲ有スル者ノ死亡ニ因リ開始シタル遺產相続ニシテ、課税価格三万円以下ナルトキハ、相続開始當時ノ被相続人ノ親権ニ服シ且被相続人ト同居スル子ノ中、年齢十八歳未満若ハ六十歳以上、又ハ不具廃疾者一人ニ付千円ヲ控除スル

昭和十七年改正

本法施行地ニ住所ヲ有スル者ノ死亡ニ因リ開始シタル遺產相続ニシテ、課税価格三万円以下ナルトキハ、相続開始

當時被相続人ノ親権ニ服シ且被相続人ト同居スル子ノ中、年齢十八歳未満若ハ六十歳以上、又ハ不具廃疾者一人ニ付千円ヲ控除スル

同（控除限度）

昭和十五年改正

扶養家族ノ控除ヲ要スベキ金額ノ合計ガ、課税価格ヨリ遺贈ノ価額及第二条ニヨリ相続財産ノ価額ニ加算シタル贈与ノ価額ヲ控除シタル残額ヲ超ユルトキハ、該超過額ハ控除セズ

第六条（免稅点）

改正法前

課税価格ガ家督相続ニアリテハ五千円、遺產相続ニアリテハ千円ニ満タザルトキハ相続税ヲ課セズ

昭和十五年改正

扶養家族ノ控除ヲ為シタル為、家督相続ニアリテハ五千円、遺產相続ニアリテハ千円ニ満タザルトキハ相続税ヲ課セズ

第八条（稅率）

改正法前

相続稅額清算表其ノ一ノ稅率

昭和十二年改正

臨時租稅增徵法第十条ニ依リ左ノ割合ノ稅額ヲ増徵ス

課税価格

増徴率

一万円以下ナルトキ

三万円同

相続税額ノ百分ノ二十
同 百分ノ三十

五万円同

百分ノ五十
同 百分ノ八十

十万円超ユルトキ

百分ノ百
同 百分ノ百

臨時租税増徴法第十条第一項該当ノモノハ相続税額速算表其ノ二ニ依ル

昭和十三年改正

相続税額速算表其ノ三ノ税率

昭和十五年改正

相続税額速算表其ノ四ノ税率

昭和十七年改正

相続税額速算表其ノ五ノ税率

第十条(相次相続ノ相続税免除)

相続税ヲ課セラレタル後五年以内ニ更ニ相続開始シタルトキハ、前ノ相続額ニ対スル相続税ニ相当スル相続税ヲ免除セズ

除ス

改正法前

相続税ヲ課セラレタル後五年以内ニ更ニ相続開始シタルトキハ、前ノ相続額ニ対スル相続税ニ相当スル相続税ヲ免除セズ

前ノ相続税ハ免除セズ

相続税ヲ課セラルベキ相続開始シタル後七年以内ニ更ニ相続開始シタルトキハ、相続税額中前ノ相続額ニ対スル前ノ相続税ニ相当スル金額ヲ免除ス、但シ前ノ相続額ガ後ノ相続ノ課税価格ヲ超ユルトキハ、其ノ超過額ニ相当スル前ノ相続税ハ免除セズ

相続税ヲ課セラルベキ相続開始シタル後七年以内ニ更ニ相続開始シタルトキハ、相続税額中前ノ相続額ニ対スル前ノ相続税ニ相当スル金額ノニ一分ノ一ヲ免除ス、但シ前ノ相続額ガ後ノ相続ノ課税価格ヲ超ユルトキハ、其ノ超過額ニ相当スル前ノ相続税ハ免除セズ

後ノ相続ガ財産ヲ留保シテ隠居又ハ入夫婚姻ヲ為シタル者ニ付開始シタルモノナルトキハ、前ノ相続額ヨリ其ノ隠居又ハ入夫婚姻ニ因リテ開始シタル家督相続ニ於ケル課税価格ヲ控除シタル残額ヲ以テ前ノ相続額トス

昭和十五年改正

相続税ヲ課セラルベキ相続開始シタル後七年以内ニ更ニ相続開始シタルトキハ、相続税額中前ノ相続額ニ対スル前ノ相続税ニ相当スル金額ノニ一分ノ一ヲ免除ス、但シ前ノ相続額ガ後ノ相続ノ課税価格ヲ超ユルトキハ、其ノ超過額ニ相当スル前ノ相続税ハ免除セズ

相続税ヲ課セラルベキ相続開始シタル後十年以内ニ更ニ相続開始シタルトキハ、相続税額中前ノ相続額ニ対スル前ノ相続税ニ相当スル金額ノニ一分ノ一ヲ免除ス、但シ前ノ相続額ガ後ノ相続ノ課税価格ヲ超ユルトキハ、其ノ超過額ニ相当スル前ノ相続税ハ免除セズ

第十条(外国ニ在ル相続財産ニ對スル二重課税ノ防止)

昭和十三年改正

被相続人ガ本法施行地ニ住所ヲ有スルトキハ、相続財産ノ全部ニ對シ相続税ヲ課スル為、外國ニ在ル相続財産ニシテ其ノ國ノ法令ニ依リ相続税ヲ課セラルトキハ、同一財產ニ對シ二重ノ課税トナルラ以テ、相続人ノ申譲ニ依リ外國ノ法令ニ依リ課セラレタル相続税ヲ當該財產ノ価額ニ對スル分ノ相続税ヨリ免除ス、但シ外國ニアル相続財產ノ価額ニ對シ、其ノ國ノ法令ニ依リ課セラレタル相続税ガ、其ノ財產ニ對シ相続税法ニ依リ課セラレタル税額ヲ超過スルトキハ、其ノ超過額ハ免除ゼズ

第十条ノ三（納稅義務者）

改正法前

課税価格中ニ遺贈財產若ハ第三条ノ規定ニ依リ相続財產ニ加算サレタル財產アル場合ニ於テ、当該財產ノ価額ニ課セラレタル相続税ニ對シテモ、相続人（相続人一人以上ナルトキハ各相続人）ガ納稅義務ヲ有ス（特ニ納稅義務者ニ闕スル規定ナキモ當然トス）

昭和十三年改正

相続人（相続人一人以上ナルトキハ各相続人）、受贈者及第三条又ハ第三条ノ二ノ規定ニ依リ相続財產ノ価額ニ加算シタル贈与ヲ受ケタル者ハ、課税価格中各自其ノ受ケタル利益ノ価額ノ占ムル割合ニ応ジテ相続税ヲ納付スル義務ヲ有ス

同（相続人ノ連帶責任）

昭和十三年改正

相続人ハ共同相続人、受贈者、若ハ受贈者ノ納付スル相続税ニ付連帶納付ノ義務ヲ有ス

同（贈与ノ価額ヲ加算シタル場合ノ二重課税ノ防止）

昭和十三年改正

第三条又ハ第三条ノ二ノ規定ニ依リ、相続財產ノ価額ニ加算シタル贈与ニ付キ納付スル相続税ヨリ、当該贈与ニ對シ第三条ノ規定ニ依リ相続税ヲ課スベキモノアルトキハ、其ノ相続税ヲ控除ス

第十条ノ四（相続財產管理人及遺言執行者）

改正法前

第十一條、第十三条、第十四条、第十七条乃至第十九条及第二十二条、夫々相続財產管理人及遺言執行者ニ對シ相続財產ノ申告、決定通知、再審査請求、年賦延納ノ申請、遺贈ノ弁済等ノ権利義務ヲ規定ス

昭和十三年改正

相続人貯欠ノ場合若ハ相続財產ノ全部ヲ包括遺贈シ相続人ニ处分ノ權能ナキトキハ、本法中相続人ニ闕スル規定ハ別段ノ定メアル場合ノ外之ヲ相続財產管理人又ハ遺言執行者ニ適用ス

第十二条（財產目録等ノ提出義務）

改正法前

相続人ハ相続開始ヲ知リタル日ヨリ三月以内ニ、相続財產目録並ニ相続財產ノ価額ニ加算セラルベキ贈与ノ価額、及相続財產ノ価額ヨリ控除セラルベキ金額ヲ政府ニ提出スルコトヲ要ス

昭和十三年改正

相続人ハ相続開始ヲ知リタル日ヨリ三月以内ニ、相続財產目録並ニ相続財產ノ価額ニ加算セラルベキ贈与ノ価額、及相続財產ノ価額ヨリ控除セラルベキ金額ヲ政府ニ提出スルコトヲ要ス

第十三条（納稅管理人ノ申告）

昭和十三年改正

納稅義務者ガ本法施行地ニ住所又ハ居所ヲ有セザルトキ、或ハ住所又ハ居所ヲ本法施行地外ニ移シントルトキハ、相続財産ノ申告、納稅其ノ他相続税ニ関スル一切ノ事項ヲ處理シシムル為、納稅管理人ヲ定メ政府ニ申告スルコトヲ要ス

ヲ要ス

第十二条（相続開始報告）

改正法前

戸籍吏ガ左ノ事項（省略）ニ關スル届書ヲ受理シタルトキハ、收稅官庁ニ報告ヲ要ス

昭和十三年改正

市町村長ガ左ノ事項（省略）ニ關スル届書ヲ受理シタルトキハ、税務署長ニ報告ヲ要ス
前記ノ報告ハ市制第六条又ハ第八十二条第三項ノ市ニアリテハ区長ガ、町村制ヲ施行セザル地ニアリテハ町村長ニ準ズベキモノガ報告ヲ有ス

第十二条ノ二（生命保険金支払調査提出ノ義務）

昭和十三年改正

本法施行地ニ於テ生命保険（徵兵保険ヲ含ム）ノ保険金ヲ支払ヒタル者ハ、翌月十五日限支払調査ヲ所轄税務署ニ提出スルヲ要ス
法定期限内ニ支払調査ヲ提出シタル者ハ、支払調査提出後三十日以内ニ所轄税務署ニ請求スルトキハ、一契約毎ニ一錢ノ割合ヲ以テ交付金ヲ交付ス

第十二条ノ三（被相続人納稅義務者又ハ納稅義務アリト認ムル者ニ對スル質問権）

昭和十三年改正

税務署長又ハ其ノ代理官調査上必要アルトキハ、被相続人、納稅義務者、納稅義務アリト認メラル者、又ハ保險金ノ支払調査ヲ提出スル義務アル者ニ質問スルコトヲ得

昭和十五年改正

税務署長又ハ其ノ代理官調査上必要アルトキハ、被相続人、納稅義務者、又ハ納稅義務アリト認メラル者ニ質問スルコトヲ得

第十二条ノ四（右以外ノ者ニ對スル質問権）

昭和十三年改正

税務署長又ハ其ノ代理官調査上必要アルトキハ、生命保険金ノ支払調査提出義務者、若ハ被相続人、納稅義務者、又ハ納稅義務アリト認ムル者ニ金錢若ハ物品ヲ支払フ義務アリト認ムル者、又ハ金錢若ハ物品ノ支払ヲ受クル権利ヲ有スト認ムルモノニ対シ、其ノ金錢數額、価額、支払期日、其ノ他ニ關シ質問スルコトヲ得

昭和十五年改正

税務署長又ハ其ノ代理官調査上必要アルトキハ、生命保険金ノ支払調査提出義務者、若ハ被相続人、納稅義務者、又ハ納稅義務アリト認ムル者ニ金錢若ハ物品ヲ支払フ義務アリト認ムル者、又ハ金錢若ハ物品ノ支払ヒヲ受クル権利ヲ有スト認ムルモノニ対シ、其ノ金錢數額、価額、支払期日、其ノ他ニ關シ質問スルコトヲ得

第十三条第三項（公示送達）

昭和十三年改正

本法施行地ニ住所又ハ居所ヲ有セザル納稅義務者ガ納稅管理人ノ申告ヲ為サザルトキハ、課稅價格ノ決定通知ハ公

告ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得、此ノ場合ニ於テハ公告ノ初日ヨリ七日ヲ終過シタルトキハ通知アリタルモノト看做ス

第十七条（年賦延納）

改正法前

相続税額百円以上ナルトキハ、相続財産ノ種類ヲ問ハズ担保ヲ提供シ、七年以内ノ年賦延納ヲ求ムルコトヲ得
昭和十二年改正

臨時租税増徴法第十一条三依リ相続税ヲ課スベキ相続財産ノ価額中、不動産及不動産ノ上ニ存スル権利、並ニ信託財産タル不動産ノ元本ノ利益ヲ受クベキ権利ノ価額ノ合計額ガ、相続財産ノ価額ノ一分ノ一ヲ超ユルトキハ、担保ヲ提供シ十年以内ノ年賦延納ヲ求ムルコトヲ得

昭和十五年改正

相続税ヲ課スベキ相続財産ノ価額中、不動産及不動産ノ上ニ存スル権利、並ニ信託財産タル不動産ノ元本ノ利益ヲ受クル権利ノ価額ノ合計額ガ、相続財産ノ価額ノ一分ノ一ヲ超ユルトキハ、担保ヲ提供シ十年以内ノ年賦延納ヲ求ムルコトヲ得

第十七条ノ二（物 納）

昭和十六年改正

本法施行地ニ住所ヲ有スル者ニ付開始シタル相続ニシテ、相続税ヲ課スベキ相続財産ノ価額中、不動産ノ価額ガ相続財産ノ価額ノ一分ノ一ヲ超ユルトキハ、納稅義務者ハ相続財産タル不動産ニ依ル相続税ノ物納ヲ求ムルコトヲ得

物納ノ申請ハ課税価格ノ決定通知ヲ受ケタル後二十日以内ニ政府ニ申請ヲ為スコトヲ要ス

納稅義務者ノ物納ニ充テムトスル不動産ガ管理又ハ処分ヲ為スニ不適当ト認ムルトキ、又相続財産ノ状況ニ依リ物納ヲ許可スルノ必要ナシト認ムルトキハ、政府ハ相続税審査委員会ノ諮問ヲ經テ変換ヲ命ジ、又ハ物納ヲ許可セザルコトヲ得
物納不動産ノ変換ヲ命ゼラレ又ハ物納不許可トナリタルトキハ、第十七条第三項ノ規定ニ拘ラズ、其ノ旨ノ通知ヲ受ケタル後二十日以内ニ年賦延納ノ申請ヲ為スコトヲ得
第十九条（遺贈財産弁済ノ制限）

改正法前

相続人、遺言執行者又ハ相続財産管理人ハ相続税ヲ納付スルカ、或ハ年賦延納ノ許可ヲ受ケタル後ニ非ザレバ、遺贈ノ弁済ヲ為スコトヲ得ズ

昭和十三年改正

相続財産管理人、受贈者ハ納稅義務者トナリタルヲ以テ本条ヲ削除

第二十条（受贈者ノ納稅義務）

改正法前

相続人が相続財産ヲ以テ相続税ヲ完納スルコト能ハザルトキハ、相続開始一年内ニ被相続人ヨリ本法施行地ニ在ル財産ノ贈与ヲ受ケタル者ハ、其ノ贈与ヲ受ケタル価額ノ限度ニ於テ不足税額ニ付納付ノ義務ヲ有ス、但シ相続税ノ年賦延納ヲ許可シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

昭和十三年改正

相続開始前一年内ニ贈与ヲ受ケタル者ハ納稅義務者トナリタルヲ以テ本条ヲ削除

第一十三条（贈与二対スル課税）

改正法前

贈与財産（本法施行地ニ在ル不動産及船舶ノ贈与ヲ除ク）ノ価額ガ千円以上ニシテ、第一十三条第一項第一号若ハ第一号ニ該当スルトキハ、遺産相続開始シタルモノト看做シテ相続税ヲ課ス

昭和十三年改正

贈与財産（動産、不動産、船舶其ノ他一切ノ財産、但シ贈与者が本法施行地ニ住所ヲ有セザルトキハ、本法施行地ニ在ル財産ニ限ル）ノ価額ガ千円以上ニシテ、第一十三条第一項第一号若ハ第一号ニ該当スルトキハ、遺産相続開始シタルモノト看做シテ相続税ヲ課ス

同（登録税ノ控除）

昭和十三年改正

不動産又ハ船舶ノ贈与ニ対シ相続税ヲ課スル結果、同一ノ贈与財産ニ登録税ト相続税ト課スルコトトナルヲ以テ、該財産ノ贈与ニ因ル登録税額ト、当該財産ヲ相続三因リ所有権ヲ取得シタル場合ニ課セラルベキ登録税額トノ差額ヲ相続税額ヨリ控除ス

同（連続贈与ノ合算課税及加算税額ノ税額控除）

昭和十五年改正

昭和十五年一月一日以降為シタル贈与ニシテ第一十三条ニ依リ相続税ヲ課スルコトナルヲ以テ、同一人ニ対シ相続税ヲ課スル結果、同一ノ贈与財産ニ登録税額ニ第八条ノ税率ヲ適用シテ算出シタル金額ヨリ、加算シタル贈与ノ価額（ニ以上ノ加算贈与アルトキハ其ノ価額ノ合計額）ニ対シ、第

八条ノ税率ヲ適用シテ算出シタル金額ヲ控除シタル金額ヲ以テ其ノ税額トス

同（物納許可ノ排除）

昭和十六年改正

第一十三条ニ依リ相続税ヲ課シタル場合ハ第十七条ノ一ノ規定ヲ適用セズ
第一十三条ノ一（信託契約ニ因ル受益権ノ課税）

改正法前

信託契約ニ因リ委託者ガ他人ニ信託ノ利益ヲ受クベキ権利ヲ有セシメタルトキハ、其ノ信託契約ヲ為シタルトキニ信託ノ受益権ヲ贈与又ハ遺贈シタルモノト看做シテ、若シ夫レガ相続開始前一年内デアレバ相続財産ニ加算シ、又相続人ガ相続税ヲ完納スルコト能ハザルトキハ、受益ノ限度ニ於テ不足税額ヲ納付スル義務ヲ有ス
尚当該贈与方法第一十三条第一項各号ノ一該当スル場合ハ、同条ニ依リ遺産相続税ヲ課ス（但シ不動産又ハ船舶ノ帰属スベキ権利ハ此ノ限ニアラズ）

昭和十三年改正

信託契約ニ因リ委託者ガ他人ニ信託ノ利益ヲ受クベキ権利（動産、不動産、船舶其ノ他一切ノ財産）ヲ有セシメタルトキハ、元本若ハ収益ノ受益者ガ其ノ元本若ハ収益ヲ受ケタルトキニ贈与シタルモノト看做シ、又元本若ハ収益ヲ數回ニ分チテ之ヲ受クルトキハ、最初ニ其ノ一部ヲ受ケタルトキニ贈与シタルモノト看做ス
尚当該贈与ガ第三条第三条ノ一若ハ第二十三条ニ該当スル場合ハ夫々相続税ヲ課ス
同（看做ス登記）

昭和十三年改正

信託ノ受益権ガ不動産又ハ船舶ノ元本ヲ受クル権利デアル場合ハ、之方所有權取得ノ登記ハ第二十三条第三項ノ規定ノ適用ニ付テハ、贈与ニ因ル所有權取得ノ登記ト看做ス
同(受益者不特定又ハ存在セザル場合)

改正法前

信託契約ニ因リ委託者ガ他人ニ受益権ヲ有セシメタル場合ニ於テ、其ノ受益者ガ未ダ存在セザルトキ、又ハ不特定ナルトキハ、委託者ノ直系卑族ヲ受益者ト看做シ、受益者ガ存在シ又ハ特定スルニ至リタルトキハ、新三信託アリタルモノト看做ス

昭和十三年改正

信託契約ニ因リ委託者ガ他人ニ受益権ヲ有セシメタル場合ニ於テ、其ノ受益者ガ元本又ハ収益ノ全部又ハ一部ヲ受クル迄ハ、元本又ハ収益ノ利益ヲ受クベキ権利ハ委託者又ハ其ノ相続人ヲ受益者ト看做シ、受益者ガ存在シ又ハ特定スルニ至リタルトキハ、新三信託同(身分關係ノ存続)

同(信託契約ヨリ受益開始迄ノ経過措置)

昭和十三年改正

信託契約ニ因リ委託者ガ他人ニ受益権ヲ有セシメタル場合ニ於テ、其ノ受益者ガ元本又ハ収益ノ全部又ハ一部ヲ受クル迄ハ、元本又ハ収益ノ利益ヲ受クベキ権利ハ委託者又ハ其ノ相続人ヲ受益者ト看做ス

同(身分關係ノ存続)

昭和十三年改正

信託ノ利益ヲ受クル時ノ委託者ト受益者ノ身分統柄ガ、信託契約ヲ為シタルトキト異ナルトキハ、其ノ身分關係ハ第二十三条第一項ノ規定ヲ適用スル場合ニ於テハ、信託ノ利益ヲ受クル時迄存続スルモノト看做ス

第三条ノ三依リ保険金ヲ相続財産トシテ課税スル場合ハ本条ヲ適用セズ

同(保険契約者ト看做サルル場合)

昭和十三年改正

保険契約者ト保険金受取人ガ保険契約者以外ノ者ナルトキハ、保険事故ノ生ジタル時ニ於テ保険契約者ガ保険金額ニ相当スル金額ヲ保険金受取人ニ贈与シタルモノト看做ス、但シ保険契約者ノ同一ナル保険契約ニ基キ、同一事故ニ因リ同一人ノ受取ル保険金ノ合計額ガ五千円ヲ超ニル金額ニ限ル

第三条ノ三依リ保険金ヲ相続財産トシテ課税スル場合ハ本条ヲ適用セズ

同(保険契約者ト看做サルル場合)

昭和十三年改正

保険契約ヲ為シタルトキノ保険契約者ト保険金受取人トノ身分統柄ガ保険金ノ支払ヲ受クルトキト異ルトキハ、保険契約ノトキノ身分統柄ガ保険金ヲ受取ル時迄存続スルモノト看做シテ第二十三条第一項ノ規定ヲ適用ス

第二十三条ノ四(郵便年金ノ課税)

昭和十三年改正

郵便年金契約ニ因ル年金受取人ガ年金契約者以外ノ者ナルトキハ、年金支払ノ事由發生シタル時ニ於テ年金契約者が年金額ニ相当スル金額ヲ年金受取人ニ贈与シタルモノト看做ス、但シ年金契約者ノ同一ナル年金契約ニ基キ同一事由ニ因リ同一人ノ受取ル年金ノ価額ガ五千円ヲ超ユル金額ニ限ル

同（身分関係ノ存続）

昭和十三年改正

年金契約ヲ為シタルトキノ年金受取人トノ身分統柄ガ年金ノ支払ヲ受クルトキト異ナルトキハ、契約當時ノ身分関係ガ年金ノ支払ヲ受クル時迄存続スルモノト看做シテ第二十三条第一項ノ規定ヲ適用ス

同（年金契約者ト看做サルル場合）

昭和十三年改正

郵便年金ノ契約者ト掛金者ト異ナルトキハ、掛金者ヲ年金契約者ト看做シテ第二十三条第一項ノ規定ヲ適用スルコトヲ得

第二十三条ノ五（相続開始後一年内ノ贈与不課税）

昭和十三年改正

死亡ニ因ル相続開始後一年内ニ相続人ガ相続財産中ヨリシタル贈与ニハ第二十三条ノ規定ヲ適用セズ、但シ相続人ガ自己ノ直系卑族ニシタル贈与ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十四条ノ二（保険金支払調書不提出不正記載ノ罰則）

昭和十二年改正

生命保険金ノ支払ヲ為シタル者ハ支払調書提出ノ義務アルヲ以テ、正当ノ事由ナクシテ之ヲ提出セザル場合、若ハ虚偽ノ記載ヲ為シタル支払調書ヲ提出シタル者ハ千円以下ノ罰金ニ処ス

同（交付金ヲ交付セザル場合）

昭和十三年改正

支払調書ヲ提出セズ、若ハ虚偽ノ記載ヲ為シテ处罚セラレタル者ニハ、其ノ支払調書分ノ金額ヲ交付セズ

第二十四条ノ三（質問ニ応ゼザルモノ及虚偽ノ陳述者ノ罰則）

昭和十五年改正

税務署長又ハ其ノ代理官ハ保険金ノ支払調書提出義務者及被相続人、納稅義務者、若ハ納稅義務アリト認ムルモノニ金錢若ハ物品ノ支払義務乃至ハ支払ヲ受クル権利アリト認ムル者ニ、調查上必要アルトキハ質問ヲ為シトヲ得ルヲ以テ、若シ之ノ質問ニ応ゼズ又ハ虚偽ノ陳述ヲ為シタル者ハ、百円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

第二十五条（秘密漏洩ニ關スル罰則）

改正法前

相続税審査委員ハ其ノ審査ニ關スル事項ヲ漏洩シタルトキハ、三百円以上三十円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

昭和十三年改正

相続税審査委員ハ其ノ審査ニ關スル事項ヲ漏洩シタルトキハ五百円以下ノ罰金ニ処ス

第二十七条（外地トノ涉外規定）

昭和十三年改正

被相続人ガ朝鮮、台湾、樺太ニ住所ヲ有シ、其ノ地方ノ法令ニ依リ相続税ヲ課セラルベキ相続ガ、其ノ地ニ於テ開始シタル後五年又ハ七年以内財產アルモ相続税ヲ課セズ

第二十八条（内外地免稅規定ノ連絡）

昭和十三年改正

朝鮮、台湾、樺太ニ於ケル法令ニ依リ相続税ヲ課セラルベキ相続ガ、其ノ地ニ於テ開始シタル後五年又ハ七年以内

二更三相続税法施行地ニ相続開始シタルトキハ、第十一条ノ規定ヲ準用シ相続ヲ免除ス

昭和十七年改正

朝鮮、台灣、樺太ニ於ケル法令ニ依リ相続税ヲ課セラルベキ相続ガ、其ノ地ニ於テ開始シタル後七年以内又ハ十年以内ニ更三相続税法施行地ニ相続開始シタルトキハ、第十一条ノ規定ヲ準用シ相続ヲ免除ス

第十九条（準相続ノ排除）

昭和十三年改正

朝鮮、台灣、樺太ニ住所ヲ有スル者ガ本法施行地ニ在ル財産ヲ贈与シタル場合ハ、第二十三条ノ規定ヲ適用セズ
第二十条（相続開始後一年内ノ贈与不課税）

昭和十三年改正

朝鮮、台灣、樺太ニ於テ死亡ニ因リ相続開始シタル後一年内ニ本法施行地ニ住所ヲ有スルニ至リタル相続人、又ハ本法施行地ニ住所ヲ有スル相続人が相続開始一年内ニ自己ノ直系卑族以外ノモノニ為シタル贈与ニハ、第二十三条
第一項ニ依ル相続税ヲ課セズ

一 相 繼 稅 額 速 算 表 一

相続税額速算表使用上ノ注意

速算表

其ノ一ハ 昭和十二年三月三十日以前相続開始ノモノニ適用スルモノトス

其ノ二ハ 自昭和十二年四月一日 諸國相士五種並五十一日 期間中ニ相続開始ノモノニ適用スルモノトス

其ノ三ハ

自昭和十二年四月一日 諸國相士五種並五十一日 期間中ニ相続開始ノモノニ適用スルモノトス

其ノ四ハ

昭和十五年四月一日以降相続開始ノモノニ適用スルモノトス

但シ、

隠居ニ因リ開始シタル家督相続並ニ第二十三条第一項ニ規定スル贈与ニアリテハ、昭

和十五年一月一日以後ニ開始シタルモノニ適用スルモノトス

其ノ五ハ

昭和十七年四月一日以降相続開始ノモノニ適用スルモノトス

但シ、隠居ニ因リ開始シタル家督相続並ニ第二十三条第一項ニ規定スル贈与ニアリテハ、昭

和十七年一月一日以後ニ開始シタルモノニ適用スルモノトス

相
統
稅
額
速
算
表
(其
ノ
一)

| | | 家 営 相 統 | | | | | |
|------------|---------|--|-------|---------|-------|----------------------|-------|
| | | 第一種 | | 第二種 | | 第三種 | |
| 種 別 | 課 稅 価 格 | 相続人被相続人ノ 指定シタル者、民法 第九百八十二条ニ依 リ選定セラレタル 者、被相続人ノ家族 タル直系卑属又ハ夫 ナルトキ | | | | 相続人配偶者又ハ 直系卑属ナルトキ | |
| | | 乗 率 | 控 除 額 | 乗 率 | 控 除 額 | 乗 率 | 控 除 額 |
| 千 分 ノ | 円 | 千 分 ノ | 円 | 千 分 ノ | 円 | 千 分 ノ | 円 |
| 千 円 以 下 | 10 | — | 12 | — | 17 | — | — |
| 千 円 ヲ超ユルモノ | 12 | 2 | 14 | 2 | 20 | 3 | — |
| 五 千 円 同 | 14 | 12 | 17 | 17 | 25 | 28 | — |
| 一 万 円 同 | 17 | 42 | 20 | 47 | 35 | 128 | — |
| 二 万 円 同 | 20 | 102 | 25 | 147 | 45 | 328 | — |
| 三 万 円 同 | 25 | 252 | 35 | 447 | 55 | 628 | — |
| 四 万 円 同 | 35 | 652 | 45 | 847 | 65 | 1,028 | — |
| 五 万 円 同 | 45 | 1,152 | 55 | 1,347 | 75 | 1,528 | — |
| 七 万 円 同 | 55 | 1,852 | 65 | 2,047 | 85 | 2,228 | — |
| 十 万 円 同 | 65 | 2,852 | 75 | 3,047 | 95 | 3,228 | — |
| 十五 万 円 同 | 75 | 4,352 | 85 | 4,547 | 105 | 4,728 | — |
| 二十 万 円 同 | 85 | 6,352 | 95 | 6,547 | 115 | 6,728 | — |
| 三十 万 円 同 | 95 | 9,352 | 105 | 9,547 | 125 | 9,728 | — |
| 四十 万 円 同 | 105 | 12,352 | 115 | 12,547 | 135 | 12,728 | — |
| 五十 万 円 同 | 115 | 18,352 | 125 | 18,547 | 145 | 18,728 | — |
| 七十 万 円 同 | 125 | 25,352 | 135 | 25,547 | 155 | 25,728 | — |
| 百 万 円 同 | 135 | 35,352 | 145 | 35,547 | 165 | 35,728 | — |
| 二 百 万 円 同 | 150 | 65,352 | 160 | 65,547 | 180 | 65,728 | — |
| 三 百 万 円 同 | 165 | 110,352 | 175 | 110,547 | 195 | 110,728 | — |
| 五 百 万 円 同 | 180 | 185,352 | 190 | 185,547 | 210 | 185,728 | — |

| 遺 產 相 統 | | | | | | | |
|------------|--|--|--|--|--|--|---------------------------------|
| 種 別 | 第一種 | | 第二種 | | 第三種 | | 相 統 稅 額 速 算 表 |
| | 相 続 人 被 相 続 人 ノ 直 系 卑 属 ナ ル ト キ | 相 續 人 配 偶 者 又 ハ 直 系 卑 属 ナ ル ト キ | 相 續 人 其 ノ 他 ノ 者 ナ ル ト キ | 相 續 人 被 相 續 人 ノ 家 族 タ ル 直 系 卑 属 ナ ル ト キ | 相 續 人 被 相 續 人 ノ 民 法 第 九 百 八 十 二 条 ニ 依 リ 選 定 セ ラ レ タ ル 者 被 相 續 人 ノ 家 族 タ ル 直 系 卑 属 又 ハ 夫 ナ ル ト キ | 相 續 人 被 相 續 人 ノ 民 法 第 九 百 八 十 二 条 ニ 依 リ 選 定 セ ラ レ タ ル 者 被 相 續 人 ノ 家 族 タ ル 直 系 卑 属 又 ハ 夫 ナ ル ト キ | |
| 課 稅 価 格 | 乘 率 | 控 除 額 | 乘 率 | 控 除 額 | 乘 率 | 控 除 額 | |
| 千 分 ノ | 円 | 千 分 ノ | 円 | 千 分 ノ | 円 | 千 分 ノ | 円 |
| 千 円 以 下 | 10 | — | 12 | — | 17 | — | — |
| 千 円 ヲ超ユルモノ | 12 | 2 | 14 | 2 | 20 | 3 | — |
| 五 千 円 同 | 14 | 12 | 17 | 17 | 25 | 28 | — |
| 一 万 円 同 | 17 | 42 | 20 | 47 | 35 | 128 | — |
| 二 万 円 同 | 20 | 102 | 25 | 147 | 45 | 328 | — |
| 三 万 円 同 | 25 | 252 | 35 | 447 | 55 | 628 | — |
| 四 万 円 同 | 35 | 652 | 45 | 847 | 65 | 1,028 | — |
| 五 万 円 同 | 45 | 1,152 | 55 | 1,347 | 75 | 1,528 | — |
| 七 万 円 同 | 55 | 1,852 | 65 | 2,047 | 85 | 2,228 | — |
| 十 万 円 同 | 65 | 2,852 | 75 | 3,047 | 95 | 3,228 | — |
| 十五 万 円 同 | 75 | 4,352 | 85 | 4,547 | 105 | 4,728 | — |
| 二十 万 円 同 | 85 | 6,352 | 95 | 6,547 | 115 | 6,728 | — |
| 三十 万 円 同 | 95 | 9,352 | 105 | 9,547 | 125 | 9,728 | — |
| 四十 万 円 同 | 105 | 12,352 | 115 | 12,547 | 135 | 12,728 | — |
| 五十 万 円 同 | 115 | 18,352 | 125 | 18,547 | 145 | 18,728 | — |
| 七十 万 円 同 | 125 | 25,352 | 135 | 25,547 | 155 | 25,728 | — |
| 百 万 円 同 | 135 | 35,352 | 145 | 35,547 | 165 | 35,728 | — |
| 二 百 万 円 同 | 150 | 65,352 | 160 | 65,547 | 180 | 65,728 | — |
| 三 百 万 円 同 | 165 | 110,352 | 175 | 110,547 | 195 | 110,728 | — |
| 五 百 万 円 同 | 180 | 185,352 | 190 | 185,547 | 210 | 185,728 | — |

相続税増徴率並
相続法第十二条
第二項該当
税額清算表

(其ノ二)

| 区分 別 | 課税価格 | 増徴率 | 遺産相続 | | 微収総額 |
|---------|--------------------|------------|-------------------|-------------------------|------|
| | | | 増徴法第十一条第二項該当 | | |
| | | | 該当課税価格 | 微収総額 | |
| 遺産第一種 | 自 1,000 ⋯ 10,000 円 | 相続税額百分率 20 | 自 1 ⋯ 10,000 円 | (基本税額) ⋯ (基本課税価格) 円 | |
| | 10,001 ⋯ 30,000 | 30 | 10,001 ⋯ 10,013 | 153.60 + 10,000 ヲ超過スル金額 | |
| | 30,001 ⋯ 50,000 | 50 | 30,001 ⋯ 30,103 | 647.40 + 30,000 " " | |
| | 50,001 ⋯ 100,000 | 80 | 50,001 ⋯ 50,858 | 1,647.00 + 50,000 " " | |
| | 100,001 ⋯ 以上 | 100 | 100,001 ⋯ 100,838 | 6,566.40 + 100,000 " " | |
| 遺産第二種 | 自 1,000 ⋯ 10,000 円 | 相続税額百分率 20 | 自 1 ⋯ 10,000 円 | (基本税額) ⋯ (基本課税価格) 円 | |
| | 10,001 ⋯ 30,000 | 30 | 10,001 ⋯ 10,015 | 183.60 + 10,000 ヲ超過スル金額 | |
| | 30,001 ⋯ 50,000 | 50 | 30,001 ⋯ 30,127 | 788.90 + 30,000 " " | |
| | 50,001 ⋯ 100,000 | 80 | 50,001 ⋯ 50,467 | 2,104.50 + 50,000 " " | |
| | 100,001 ⋯ 以上 | 100 | 100,001 ⋯ 101,047 | 8,016.40 + 100,000 " " | |
| 遺産第三種 | 自 1,000 ⋯ 10,000 円 | 相続税額百分率 20 | 自 1 ⋯ 10,000 円 | (基本税額) ⋯ (基本課税価格) 円 | |
| | 10,001 ⋯ 30,000 | 30 | 10,001 ⋯ 10,023 | 266.40 + 10,000 ヲ超過スル金額 | |
| | 30,001 ⋯ 50,000 | 50 | 30,001 ⋯ 30,222 | 1,328.60 + 30,000 " " | |
| | 50,001 ⋯ 100,000 | 80 | 50,001 ⋯ 50,770 | 3,333.00 + 50,000 " " | |
| | 100,001 ⋯ 以上 | 100 | 100,001 ⋯ 101,548 | 11,289.60 + 100,000 " " | |

| 区分 別 | 課税価格 | 増徴率 | 家督相続 | | 微収総額 |
|---------|--------------------|------------|-------------------|-------------------------|------|
| | | | 増徴法第十一条第二項該当 | | |
| | | | 該当課税価格 | 微収総額 | |
| 家督第一種 | 自 5,000 ⋯ 10,000 円 | 相続税額百分率 20 | 自 1 ⋯ 10,000 円 | (基本税額) ⋯ (基本課税価格) 円 | |
| | 10,001 ⋯ 30,000 | 30 | 10,001 ⋯ 10,006 | 66.00 + 10,000 ヲ超過スル金額 | |
| | 30,001 ⋯ 50,000 | 50 | 30,001 ⋯ 30,041 | 266.50 + 30,000 " " | |
| | 50,001 ⋯ 100,000 | 80 | 50,001 ⋯ 50,141 | 682.50 + 50,000 " " | |
| | 100,001 ⋯ 以上 | 100 | 100,001 ⋯ 100,341 | 2,889.00 + 100,000 " " | |
| 家督第二種 | 自 5,000 ⋯ 10,000 円 | 相続税額百分率 20 | 自 1 ⋯ 10,000 円 | (基本税額) ⋯ (基本課税価格) 円 | |
| | 10,001 ⋯ 30,000 | 30 | 10,001 ⋯ 10,006 | 78.00 + 10,000 ヲ超過スル金額 | |
| | 30,001 ⋯ 50,000 | 50 | 30,001 ⋯ 30,050 | 318.50 + 30,000 " " | |
| | 50,001 ⋯ 100,000 | 80 | 50,001 ⋯ 50,186 | 892.50 + 50,000 " " | |
| | 100,001 ⋯ 以上 | 100 | 100,001 ⋯ 100,433 | 3,591.00 + 100,000 " " | |
| 家督第三種 | 自 5,000 ⋯ 10,000 円 | 相続税額百分率 20 | 自 1 ⋯ 10,000 円 | (基本税額) ⋯ (基本課税価格) 円 | |
| | 10,001 ⋯ 30,000 | 30 | 10,001 ⋯ 10,009 | 108.00 + 10,000 ヲ超過スル金額 | |
| | 30,001 ⋯ 50,000 | 50 | 30,001 ⋯ 30,091 | 572.00 + 30,000 " " | |
| | 50,001 ⋯ 100,000 | 80 | 50,001 ⋯ 50,320 | 1,485.00 + 50,000 " " | |
| | 100,001 ⋯ 以上 | 100 | 100,001 ⋯ 100,747 | 5,922.00 + 100,000 " " | |

臨時租税増徴法改正三因ル相続税額速算表（其ノ三）

| 種別 課税 価格 | 家督相続 | | | | | |
|---|------|---------|-----|---------|-----|---------|
| | 第一種 | | 第二種 | | 第三種 | |
| 相続人被相続人 相続人配偶者又ハ 相続人其ノ他ノ者 ナルトキ | | | | | | |
| 税率 | 控除額 | 税率 | 控除額 | 税率 | 控除額 | |
| 千分ノ | 円 | 千分ノ | 円 | 千分ノ | 円 | |
| 一千円以下 | 12 | 一 | 14 | — | 20 | — |
| 一千円ヲ超ユルモノ | 14 | 2 | 17 | 3 | 25 | 5 |
| 五千円同 | 17 | 17 | 23 | 38 | 35 | 55 |
| 一万円同 | 28 | 77 | 80 | 103 | 50 | 205 |
| 二万円同 | 30 | 217 | 45 | 403 | 70 | 605 |
| 三万円同 | 45 | 667 | 60 | 853 | 90 | 1,205 |
| 四万円同 | 60 | 1,267 | 80 | 1,653 | 110 | 2,005 |
| 五万円同 | 80 | 2,267 | 100 | 2,653 | 130 | 3,005 |
| 七万円同 | 100 | 3,667 | 120 | 4,053 | 150 | 4,405 |
| 十万円同 | 120 | 5,667 | 140 | 6,053 | 170 | 6,405 |
| 十五万円同 | 140 | 8,667 | 160 | 9,053 | 190 | 9,405 |
| 二十万円同 | 160 | 12,667 | 180 | 13,053 | 210 | 13,405 |
| 三十万円同 | 180 | 18,667 | 200 | 19,053 | 230 | 19,405 |
| 四十万円同 | 200 | 26,667 | 220 | 27,053 | 250 | 27,405 |
| 五十万円同 | 230 | 41,667 | 250 | 42,053 | 280 | 42,405 |
| 七十万円同 | 260 | 62,667 | 280 | 63,053 | 310 | 63,405 |
| 百万円同 | 290 | 92,667 | 310 | 98,053 | 340 | 98,405 |
| 二百万円同 | 320 | 152,667 | 340 | 158,053 | 370 | 158,405 |
| 三百万円同 | 350 | 242,667 | 370 | 248,053 | 400 | 248,405 |
| 五百万円同 | 380 | 392,667 | 400 | 398,053 | 430 | 398,405 |

| 種別 課税 価格 | 遺産相続 | | | | | |
|---|------|---------|-----|---------|-----|---------|
| | 第一種 | | 第二種 | | 第三種 | |
| 相続人被相続人 相続人配偶者又ハ 相続人其ノ他ノ者 ナルトキ | | | | | | |
| 税率 | 控除額 | 税率 | 控除額 | 税率 | 控除額 | |
| 千分ノ | 円 | 千分ノ | 円 | 千分ノ | 円 | |
| 一千円以下 | 12 | 一 | 14 | — | 20 | — |
| 一千円ヲ超ユルモノ | 14 | 2 | 17 | 3 | 25 | 5 |
| 五千円同 | 17 | 17 | 23 | 38 | 35 | 55 |
| 一万円同 | 28 | 77 | 80 | 103 | 50 | 205 |
| 二万円同 | 30 | 217 | 45 | 403 | 70 | 605 |
| 三万円同 | 45 | 667 | 60 | 853 | 90 | 1,205 |
| 四万円同 | 60 | 1,267 | 80 | 1,653 | 110 | 2,005 |
| 五万円同 | 80 | 2,267 | 100 | 2,653 | 130 | 3,005 |
| 七万円同 | 100 | 3,667 | 120 | 4,053 | 150 | 4,405 |
| 十万円同 | 120 | 5,667 | 140 | 6,053 | 170 | 6,405 |
| 十五万円同 | 140 | 8,667 | 160 | 9,053 | 190 | 9,405 |
| 二十万円同 | 160 | 12,667 | 180 | 13,053 | 210 | 13,405 |
| 三十万円同 | 180 | 18,667 | 200 | 19,053 | 230 | 19,405 |
| 四十万円同 | 200 | 26,667 | 220 | 27,053 | 250 | 27,405 |
| 五十万円同 | 230 | 41,667 | 250 | 42,053 | 280 | 42,405 |
| 七十万円同 | 260 | 62,667 | 280 | 63,053 | 310 | 63,405 |
| 百万円同 | 290 | 92,667 | 310 | 98,053 | 340 | 98,405 |
| 二百万円同 | 320 | 152,667 | 340 | 158,053 | 370 | 158,405 |
| 三百万円同 | 350 | 242,667 | 370 | 248,053 | 400 | 248,405 |
| 五百万円同 | 380 | 392,667 | 400 | 398,053 | 430 | 398,405 |

相続税法改正三因ル相続税額速算表

(其ノ四)

| 家督相続 | | 第一種 | | 第二種 | | 第三種 | |
|----------|--|---------|-----|---------|-----|---------|---------|
| 種別 | 相続人が被相続人ノ 指定シタル者、民法 第八百八十二条ニ依 リ選定セラレタル 者、被相続人ノ家族 タル直系卑属又ハ入 夫ナルトキ | 税率 | 控除額 | 税率 | 控除額 | 税率 | 控除額 |
| 一千円以下 | 10 | — | 15 | — | 20 | — | — |
| 一万円超ニルモノ | 15 | 50 | 20 | 50 | 30 | 100 | 100 |
| 二万円同 | 20 | 150 | 30 | 150 | 80 | 300 | 300 |
| 三万円同 | 25 | 350 | 70 | 550 | 100 | 700 | 700 |
| 四万円同 | 30 | 650 | 90 | 1,150 | 120 | 1,800 | 1,800 |
| 五万円同 | 35 | 1,450 | 110 | 1,950 | 140 | 2,100 | 2,100 |
| 七万円同 | 50 | 2,450 | 130 | 2,950 | 160 | 3,100 | 3,100 |
| 十万円同 | 60 | 4,350 | 150 | 4,350 | 180 | 4,500 | 4,500 |
| 十五万円同 | 70 | 6,850 | 180 | 7,350 | 210 | 7,500 | 7,500 |
| 二十万円同 | 75 | 11,350 | 210 | 11,850 | 240 | 12,000 | 12,000 |
| 三十万円同 | 80 | 17,350 | 240 | 17,850 | 270 | 18,000 | 18,000 |
| 四十万円同 | 85 | 26,350 | 270 | 26,850 | 300 | 27,000 | 27,000 |
| 五十万円同 | 90 | 38,350 | 300 | 38,850 | 330 | 39,000 | 39,000 |
| 七十万円同 | 95 | 53,350 | 330 | 53,850 | 360 | 54,000 | 54,000 |
| 一百万円同 | 100 | 74,350 | 360 | 74,850 | 390 | 75,000 | 75,000 |
| 二百万円同 | 105 | 114,350 | 400 | 114,850 | 430 | 115,000 | 115,000 |
| 三百万円同 | 110 | 184,350 | 440 | 194,850 | 470 | 195,000 | 195,000 |
| 五百万円同 | 115 | 314,350 | 480 | 314,850 | 510 | 315,000 | 315,000 |

| 遺産相続 | | 第一種 | | 第二種 | | 第三種 | |
|-----------|--------------|-------------------|---------------|---------|-----|---------|---------|
| 種別 | 相続人が直系卑属ナルトキ | 相続人が配偶者又ハ直系尊属ナルトキ | 相続人が其ノ他ノ者ナルトキ | 税率 | 控除額 | 税率 | 控除額 |
| 五千円以下 | 20 | — | 30 | — | 40 | — | — |
| 五千円ヲ超ニルモノ | 30 | 50 | 40 | 50 | 60 | 100 | 100 |
| 一萬円同 | 40 | 150 | 50 | 150 | 80 | 300 | 300 |
| 二萬円同 | 50 | 350 | 70 | 550 | 100 | 700 | 700 |
| 三萬円同 | 60 | 650 | 90 | 1,150 | 120 | 1,800 | 1,800 |
| 四萬円同 | 80 | 1,450 | 110 | 1,950 | 140 | 2,100 | 2,100 |
| 五萬円同 | 100 | 2,450 | 130 | 2,950 | 160 | 3,100 | 3,100 |
| 七萬円同 | 120 | 3,850 | 150 | 4,350 | 180 | 4,500 | 4,500 |
| 十萬円同 | 150 | 6,850 | 180 | 7,350 | 210 | 7,500 | 7,500 |
| 十五萬円同 | 180 | 11,350 | 210 | 11,850 | 240 | 12,000 | 12,000 |
| 二十萬円同 | 210 | 17,350 | 240 | 17,850 | 270 | 18,000 | 18,000 |
| 三十萬円同 | 240 | 26,350 | 270 | 26,850 | 300 | 27,000 | 27,000 |
| 四十萬円同 | 270 | 38,350 | 300 | 38,850 | 330 | 39,000 | 39,000 |
| 五十萬円同 | 300 | 53,350 | 330 | 53,850 | 360 | 54,000 | 54,000 |
| 七十萬円同 | 330 | 74,350 | 360 | 74,850 | 390 | 75,000 | 75,000 |
| 一百萬円同 | 370 | 114,350 | 400 | 114,850 | 430 | 115,000 | 115,000 |
| 二百万円同 | 410 | 184,350 | 440 | 194,850 | 470 | 195,000 | 195,000 |
| 三百万円同 | 460 | 314,350 | 480 | 314,850 | 510 | 315,000 | 315,000 |
| 五百万円同 | 490 | 514,350 | 520 | 514,850 | 550 | 515,000 | 515,000 |

相続税法改正三因ル相続税額速算表

(其ノ五)

| 種別 | | 第一種 | | 第二種 | | 第三種 | |
|-----------|-----|--------------|-----|-------------------|-----|---------------|----|
| | | 相続人ガ直系卑属ナルトキ | | 相続人ガ配偶者又ハ直系尊属ナルトキ | | 相続人ガ其ノ他ノ者ナルトキ | |
| 課税価格 | 税率 | 控除額 | 税率 | 控除額 | 税率 | 控除額 | 税率 |
| 五千円以下 | 24 | — | 36 | — | 48 | — | |
| 五千円ヲ超ユルモノ | 36 | 60 | 48 | 60 | 72 | 120 | |
| 一万円同 | 48 | 180 | 60 | 180 | 96 | 360 | |
| 二万円同 | 60 | 420 | 85 | 680 | 120 | 840 | |
| 三万円同 | 75 | 870 | 110 | 1,430 | 145 | 1,590 | |
| 四万円同 | 95 | 1,870 | 135 | 2,430 | 170 | 2,690 | |
| 五万円同 | 120 | 2,920 | 180 | 3,680 | 195 | 3,840 | |
| 七万円同 | 145 | 4,670 | 185 | 5,430 | 220 | 5,590 | |
| 十万円同 | 180 | 8,170 | 220 | 8,930 | 250 | 8,590 | |
| 十五万円同 | 215 | 13,420 | 255 | 14,180 | 285 | 13,840 | |
| 二十万円同 | 250 | 20,420 | 290 | 21,180 | 320 | 20,840 | |
| 三十万円同 | 285 | 30,920 | 325 | 31,680 | 355 | 31,340 | |
| 四十万円同 | 320 | 44,920 | 360 | 45,680 | 390 | 45,340 | |
| 五十万円同 | 360 | 64,920 | 400 | 65,680 | 430 | 65,340 | |
| 七十万円同 | 400 | 92,920 | 440 | 93,680 | 470 | 93,340 | |
| 百万円同 | 440 | 132,920 | 480 | 133,680 | 510 | 133,340 | |
| 二百万円同 | 490 | 232,920 | 530 | 233,680 | 560 | 233,340 | |
| 三百万円同 | 540 | 382,920 | 580 | 383,680 | 610 | 383,340 | |
| 五百万円同 | 590 | 632,920 | 630 | 633,680 | 660 | 633,340 | |

| 造 廉 相 続 | | | | | | | |
|-----------|--------------|-------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--|
| 種別 | 第一種 | | 第二種 | | 第三種 | | |
| | 相続人ガ直系卑属ナルトキ | 相続人ガ配偶者又ハ直系尊属ナルトキ | 相続人ガ其ノ他ノ者ナルトキ | 相続人ガ其ノ他ノ者ナルトキ | 相続人ガ其ノ他ノ者ナルトキ | 相続人ガ其ノ他ノ者ナルトキ | |
| 課税価格 | 税率 | 控除額 | 税率 | 控除額 | 税率 | 控除額 | |
| 千分ノ | 円 | 千分ノ | 円 | 千分ノ | 円 | 千分ノ | |
| 五千円以下 | 24 | — | 36 | — | 48 | — | |
| 五千円ヲ超ユルモノ | 36 | 60 | 48 | 60 | 72 | 120 | |
| 一万円同 | 48 | 180 | 60 | 180 | 96 | 360 | |
| 二万円同 | 60 | 420 | 85 | 680 | 120 | 840 | |
| 三万円同 | 75 | 870 | 110 | 1,430 | 145 | 1,590 | |
| 四万円同 | 95 | 1,870 | 135 | 2,430 | 170 | 2,690 | |
| 五万円同 | 120 | 2,920 | 180 | 3,680 | 195 | 3,840 | |
| 七万円同 | 145 | 4,670 | 185 | 5,430 | 220 | 5,590 | |
| 十万円同 | 180 | 8,170 | 220 | 8,930 | 250 | 8,590 | |
| 十五万円同 | 215 | 13,420 | 255 | 14,180 | 285 | 13,840 | |
| 二十万円同 | 250 | 20,420 | 290 | 21,180 | 320 | 20,840 | |
| 三十万円同 | 285 | 30,920 | 325 | 31,680 | 355 | 31,340 | |
| 四十万円同 | 320 | 44,920 | 360 | 45,680 | 390 | 45,340 | |
| 五十万円同 | 360 | 64,920 | 400 | 65,680 | 430 | 65,340 | |
| 七十万円同 | 400 | 92,920 | 440 | 93,680 | 470 | 93,340 | |
| 百万円同 | 440 | 132,920 | 480 | 133,680 | 510 | 133,340 | |
| 二百万円同 | 490 | 232,920 | 530 | 233,680 | 560 | 233,340 | |
| 三百万円同 | 540 | 382,920 | 580 | 383,680 | 610 | 383,340 | |
| 五百万円同 | 590 | 632,920 | 630 | 633,680 | 660 | 633,340 | |

97、昭和19年2月 相続税法の改正

朕、帝國議会ノ協賛ヲ経タル所得税法外二十九法律中改正法律ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和十九年二月十四日

内閣総理大臣 東条英機
大蔵大臣 賀屋興宣
内務大臣 安藤紀三郎

法律第七号（官報二月十五日）

【省略】

第九条 相続税法中左ノ通改正ス

第三条ノ三第一項中「相続人」ノ下ニ「其ノ他ノ者」ヲ加ヘ、同条第一項中「前項」ヲ「第一項」ニ改メ、同条第

一項ノ次三左ノ一項ヲ加フ

前項ノ保険金ヲ相続人以外ノ者カ受取ルトキハ、遺贈アリタルモノト看做ス

第八条中税率ヲ左ノ如ク改ム

| 家督相続 | | 税率 | 課税価格 |
|----------|-----------|--------------------------------|--------------------------------|
| 一万円以下ノ金額 | 一万円ヲ超ユル金額 | | |
| 千分ノ十三 | 千分ノ二十 | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ |
| 千分ノ二十一 | 千分ノ二十六 | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ |
| 千分ノ二十七 | 千分ノ三十五 | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ |
| 千分ノ五十 | 千分ノ七十五 | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ |
| 千分ノ七十五 | 千分ノ一百 | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ |
| 千分ノ百五 | 千分ノ一百五十五 | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ |
| 千分ノ百五十五 | 千分ノ一百六 | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ |
| 千分ノ百六十 | 千分ノ二百一十 | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ |
| 千分ノ百三十 | 千分ノ二百四十五 | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ |
| 千分ノ百五十五 | 千分ノ二百八十五 | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ |
| 千分ノ百五十五 | 千分ノ三百五十五 | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ |
| 千分ノ百五十五 | 千分ノ三百九十五 | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ |
| 千分ノ百五十五 | 千分ノ四百五十五 | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ |
| 千分ノ百五十五 | 千分ノ五百一十五 | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ |
| 千分ノ百五十五 | 千分ノ五百五十五 | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ |
| 千分ノ百五十五 | 千分ノ五百九十五 | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ |
| 千分ノ百五十五 | 千分ノ六百一十五 | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ |
| 千分ノ百五十五 | 千分ノ六百五十五 | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ |
| 千分ノ百五十五 | 千分ノ七百一十五 | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ |
| 千分ノ百五十五 | 千分ノ七百五十五 | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ |
| 千分ノ百五十五 | 千分ノ八百一十五 | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ |
| 千分ノ百五十五 | 千分ノ八百五十五 | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ |
| 千分ノ百五十五 | 千分ノ九百一十五 | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ |
| 千分ノ百五十五 | 千分ノ九百五十五 | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ |
| 千分ノ百五十五 | 千分ノ九百九十五 | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ |
| 千分ノ百五十五 | 千分ノ一千零一十五 | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ |
| 千分ノ百五十五 | 千分ノ一千零五十五 | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ |
| 千分ノ百五十五 | 千分ノ一千零九十五 | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ |
| 千分ノ百五十五 | 千分ノ一千零三十五 | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ | 相続人カ被相続人ノ ルトキ 家族タル直系尊属ナノ |

| 遺産相続 | | 率 | 十五万円ヲ超ユル金額 | 二十万円ヲ超ユル金額 | 三十万円ヲ超ユル金額 | 四十万円ヲ超ユル金額 | 五十万円ヲ超ユル金額 | 六十万円ヲ超ユル金額 |
|------------|---------------|----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 課税価格 | 税 | | 千分ノ百六十五 | 千分ノ百九十五 | 千分ノ二百三十五 | 千分ノ三百六十五 | 千分ノ三百九十五 | 千分ノ五百六十五 |
| 五千円以下ノ金額 | 相続人労直系卑属ナルトキ | 千分ノ二十六 | 千分ノ四百四十 | 千分ノ三百九十五 | 千分ノ三百六十五 | 千分ノ三百四十五 | 千分ノ三百八十五 | 千分ノ五百六十 |
| 五千円ヲ超ユル金額 | 相続人労直系尊属ナルトキ | 千分ノ四十一 | 千分ノ四十五 | 千分ノ三百九十五 | 千分ノ三百六十五 | 千分ノ三百四十五 | 千分ノ三百八十五 | 千分ノ五百六十 |
| 一万円ヲ超ユル金額 | 相続人労配偶者又ハナルトキ | 千分ノ五十五 | 千分ノ五十五 | 千分ノ三百九十五 | 千分ノ三百六十五 | 千分ノ三百四十五 | 千分ノ三百八十五 | 千分ノ五百六十 |
| 二万円ヲ超ユル金額 | 相続人労其ノ他ノ者ナルトキ | 千分ノ七十一 | 千分ノ七十 | 千分ノ三百九十五 | 千分ノ三百六十五 | 千分ノ三百四十五 | 千分ノ三百八十五 | 千分ノ五百六十 |
| 三万円ヲ超ユル金額 | | 千分ノ九十九 | 千分ノ九十九 | 千分ノ三百九十五 | 千分ノ三百六十五 | 千分ノ三百四十五 | 千分ノ三百八十五 | 千分ノ五百八十 |
| 四万円ヲ超ユル金額 | | 千分ノ百十五 | 千分ノ百六十 | 千分ノ三百九十五 | 千分ノ三百六十五 | 千分ノ三百四十五 | 千分ノ三百八十五 | 千分ノ五百八十 |
| 五万円ヲ超ユル金額 | | 千分ノ百四十五 | 千分ノ百九十九 | 千分ノ三百九十五 | 千分ノ三百六十五 | 千分ノ三百四十五 | 千分ノ三百八十五 | 千分ノ五百八十 |
| 七万円ヲ超ユル金額 | | 千分ノ百八十九 | 千分ノ二百三十五 | 千分ノ三百九十五 | 千分ノ三百六十五 | 千分ノ三百四十五 | 千分ノ三百八十五 | 千分ノ五百八十 |
| 十万円ヲ超ユル金額 | | 千分ノ二百一十 | 千分ノ三百五 | 千分ノ三百九十五 | 千分ノ三百六十五 | 千分ノ三百四十五 | 千分ノ三百八十五 | 千分ノ五百八十 |
| 十五万円ヲ超ユル金額 | | 千分ノ二百六十 | 千分ノ三百四十五 | 千分ノ三百九十五 | 千分ノ三百六十五 | 千分ノ三百四十五 | 千分ノ三百八十五 | 千分ノ五百六十 |
| 二十万円ヲ超ユル金額 | | 千分ノ三百四十五 | 千分ノ五百六十五 | 千分ノ五百九十五 | 千分ノ五百三十五 | 千分ノ五百一十五 | 千分ノ五百四十五 | 千分ノ五百七十 |

| | | | |
|------------|---------|----------|----------|
| 三十万円ヲ超ニル金額 | 千分ノ三百四十 | 千分ノ三百八十五 | 千分ノ四百二十 |
| 四十万円ヲ超ニル金額 | 千分ノ三百九十 | 千分ノ四百三十 | 千分ノ四百六十五 |
| 五十万円ヲ超ニル金額 | 千分ノ四百四十 | 千分ノ四百八十 | 千分ノ五百十 |
| 七十万円ヲ超ニル金額 | 千分ノ四百九十 | 千分ノ五百三十 | 千分ノ五百六十 |
| 百万円ヲ超ニル金額 | 千分ノ五百四十 | 千分ノ五百八十 | 千分ノ五百六十 |
| 二百万円ヲ超ニル金額 | 千分ノ五百八十 | 千分ノ六百二十 | 千分ノ六百五十 |
| 三百万円ヲ超ニル金額 | 千分ノ六百四十 | 千分ノ六百七十 | 千分ノ六百七十 |
| | 千分ノ六百 | 千分ノ六百四十 | 千分ノ六百二十 |

第十七条第一項中「百円」ヲ「三百円」ニ改ム

第二十三条ノ第一項中「前条第二項」ヲ「前条第三項」ニ改ム

〔省略〕

附 則

第三十一条 本法ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス〔以下省略〕

改正後ノ相続税法第八条ノ規定ハ、隠居三因リ開始シタル家督相続ニ在リテハ昭和十九年一月一日以後ニ開始シタルモノ、同法第二十三条第一項ニ規定スル贈与ニ在リテハ同日以後ニ為シタルモノニ付之ヲ適用ス

〔省略〕

〔法令全書〕

98、昭和19年3月 相続税法施行規則の改正

朕、所得税法施行規則外二十勅令中改正ノ件ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和十九年三月三十一日

| | |
|--------|-------|
| 内閣総理大臣 | 東条 英機 |
| 大東亞大臣 | 青木 一男 |
| 大藏大臣 | 石渡莊太郎 |

勅令第八十二号(官報号外)

〔省略〕

第七条 相続税法施行規則中左ノ通改正ス

第一条ノ四三左ノ一項ヲ加フ

税務署長特別ノ事情アリト認ムルトキハ、第一項ノ申請ナキ場合ト雖モ、相続税法第二十三条第二項ノ規定ニ依ル控除ヲ為スコトヲ得

第一條ノ七三左ノ一項ヲ加フ

税務署長特別ノ事情アリト認ムルトキハ、第一項ノ申請ナキ場合ト雖モ、相続税法第五条ノ二第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル控除ヲ為スコトヲ得

第二十二条ノ九第一項中「二錢」ヲ「一錢」ニ改ム

【省略】

附則

第二十二条 本令ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

【省略】

〔法令全書〕

99、昭和19年3月 改正相続税法の取扱方

改正相続税法ノ取扱方ニ關スル件 昭和一九年三月三一日 藏稅第六七六号主税局長通牒
改正相続税法及同施行規則ノ施行ニ關シテハ、左記ニ依リ御取扱相成度 此段及通牒候也

記

一 被相続人ノ死亡ニ因リ相続人、其ノ他者ノ受取ル生命保険ノ保険金ヲ相続財産ト看做ス場合ニ於ケル、法第三
条ノ三第一項但書ノ「五千円迄ノ金額」ハ、各受取人ニ付其ノ受取ル金額ニ按分シテ定ムルモノトス
二 年賦延納ノ許可ハ、大体一ヶ月ノ年賦延納金額三百円程度以上ニテ之ヲ為スコトニ取扱フモノトス
三 施行規則第一条ノ四第四項及第二条ノ七第3項ノ規定ニ依ル申請ナキモノニ付テ、扶養家族又ハ登録税額ノ控
除ハ「税務署長特別ノ事情アリト認ムルトキ」トアル規定ニ拘ラズ、總テノモノニ之ヲ認ムルモ差支ナキモノトス
四 施行規則第一条ノ四及第二条ノ七ノ改正規定ハ、昭和十九年三月三一日以前ニ相続開始シタルモノニ之ヲ適用
スルモ差支ナキモノトス

(平16 仙台 57-1)

100、昭和19年4月 相続税法第二十三条の五の規定適用方

直三第五二号

昭和十九年四月十一日

税務署長 殿

相続税法第二十三条ノ五ノ規定ノ適用ニ關スル件

首題ノ件ニ關シ別紙ノ通り主税局長ヨリ通牒有之候ニ付、取扱上遺憾ナキヲ期セラレ度
右及通牒候也

藏稅第六八二号

昭和十九年三月三十一日

東京財務局長 池田勇人 殿

大藏省主税局長 田中 豊 印

相続税法第二十三条ノ五ノ規定施行方ノ件

死亡ニ因ル相続開始後一年内ニ於テ相続人力相続財産ヲ自己ノ直系卑属以外ノ者ニ贈与シタル場合ハ、相続税法第二
十三条ノ規定ヲ適用セザルコト為リ居ルモ、戰死ニ因ル相続開始後相当期間経過シタル後ニ相続人力死亡通知ヲ受
領シタル場合、相続人力選定相続人ニシテ相続開始後相当期間経過後ニ選定セラレタル場合等ニ於テハ、相続人力相
続開始ヲ知リタル日ヨリ一年内ニシタル贈与ニ付テハ、相続税ヲ課セザルコトニ御取扱相成度
右及通牒候也

101、昭和19年5月 所得・相続税審査委員任命に関する件

所得、相続税審査委員任命三関スル件 昭和一九年五月一日 大蔵大臣官房秘令第一二三号

財務局長、財務局総務部長及直税部長三補職セラレタル者ハ当該財務局所轄内所得審査委員三、税務署長及税務署直税課長ニ補職セラレタル者ハ、当該税務署所轄内相続税審査委員ニ、孰レモ辞令ヲ用ヒス任命セラレタルモノト心得フベシ、相続税審査委員タル者ノ任期更新ノトキ亦同シ

(平12 仙台 218 - 1)

102、昭和21年1月 財産税と相続税との関係について

業資直財第一九号

昭和二十一年一月二十四日

東京財務局長印

千葉 税務署長 殿

財産税と相続税との関係について

財産税の納税義務がある者の相続開始が調査時期前に係る分の相続税については、さきに指示したるに依て、財産税申告期限前に總て決定を済す積りで調査を進めていた訳であるが、諸般の事情によりどうしても決定を出来ないものも生ずるゝと思ふ。

此の分については、今迄に蒐集した資料、申告、納税義務者の意見などを基礎として適宜に相続税の課税価格を推定して算出した相続税額を、財産税の課税価格計算上の債務として左記によつて取扱はれたい。

記

- 一、相続人に対し本文の相続税の概算税額を通知する。」。
- 二、右の通知は概ね別紙様式に依ること。
- 三、相続税額の推定をする場合の心組としては、過少に概算して財産税の課税価格が多くなり、税金の還付を要することにならないよう特に注意すること。
- 四、相続税の調査が済んで課税価格の申告訂正をするときには、併せて確定相続税額に依て財産税の課税価格の修正申告を徵する」と。
- 五、相続税額の概算額と確定額との差額が一割以内なるときは、財産税の課税価格の修正申告を徵するに及ばない」と。(財産税の還付をする場合は(一)の限りでない。)
相続税額の概算控除を為したものについては、別紙様式の「財産税課税価格より概算相続税額の控除をしたもの
の整理簿」を作成して、相続税決定の都度事務整理をなす」と。

業資直第 二号

昭和二十一年 月 日

税務署長

住所

氏名殿

被相続人何某隨居(死亡)(の贈与)に因る家督(遺産)相続の相続税の課税価格は決定未了であります。が、財産税の課税価格計算上債務として控除する相続税額は、左記金額に依りたいと思ひます。
猶此の金額は概算額でありますから、相続税の課税価格が決定になつて、その税額が確定すれば、それに依て財産税の課税価格も修正せられる、ことを申添えます。右通知致します。

相続税の概算額 何円也

[整理簿の様式は略]

(昭56 東京 2151)

103 昭和21年7月 相続税未済事務処理要領

直財第一四七号

昭和二十一年七月二十日

千葉税務署長 殿

相続税決定未済整理について

財産税は申告納税の制度となる見込であり、相続税の納税義務があるものについては、其の税額を債務として申告す

る都合上、急速に処理する必要があるが、これら相続税未済事務の整理を左記要領により速に実行に移されたい。

相続税未済事務処理要領

一、財産税は申告納税の建前が採用せらるることになる見込なので、調査期日前に相続開始した者については、相続税額を決定しておかないと、財産税額の計算ができなくて申告納税に支障を生ずる。そこで此の際相続税の未済事務の整理をなすのである。

二、相続税法第十二条の報告の整理については、本年三月二十日付直(第五)号及び五月三十日付直個第四七号で通牒して置いたから、相当整理もできた」と思へるが、町村等から報告なく支障を來してゐる者は、出張して關係帳簿から書抜く等の方法で速に調査し、事務整理簿登載を完了せられたい。

三、今回の相続税の決定は概ね左による。(一)

(イ) 本年三月一日以前相続開始したもの(法第二十三条該当の者を含む)で相続人及び同居の家族会員し、本年三月三十一日現在で再評価したないが、課税価格十万円程度(家族会算して財産税のB級以上の納税者となる見込程度)以上の者

(ロ) 相続開始後三年以上経過した者は、課税価格の大小を問はず全部一掃する。(二)

(ハ) 前各号以外の者の分も出来れば決定する。(三)
四、前項(一)号の該当者で贈与に課税するものは、その贈与の価格三万円以上の者を一掃する建前で、資料は左により調査する。(四)

(イ) 処理未済の法第二十三条該当資料。

(ロ) 戸主又は世帯主以外のものの臨時財産調査令による預貯金等の申告あるものについては、始期当時の所得調査簿の内容により検討し、財産の増加したるもの。

(ハ) 家族で財産税の不動産（土地、家屋、未完成家屋を含む）及び山林立木資料等により始期より増加したるもの。

(イ) 営業の譲渡其の他については、適當の方法により調査する。

五、前項の調査に際しては、金融緊急措置令の施行に因り、疎開先の家族の生活資金のために預貯金を家族名義になしたものについては、些細の金額に課税して物議を生じないよう注意せられたい。

六、直三第五二号通牒により相続税申告注意書を発送したが、申告未提出の者については、此の際督促をせずも、本

事務は急速処理を要する関係があるので、弊害の無い場合は調査と申告を併行しても妨げない。但し稟議を要するものは申告見込額を申報し、指令後に納税者より申告書（合計額にて可）を提出せしめられたい。

七、相続財産の評価は左によられたい。

本年一月二十二日付直三第十四号戦時災害に因り被害を受けたる土地の評価等に関する件で、戦災土地（借地権を含む）、株式等の評価を通牒したが、処理の急速を要する事情の為、尚左記の如きも差支へない。

(イ) 戦災の土地及借地権

時価の二割以内の被害価格を認めても妨げない。

(ロ) 田、畠（集団宅地付近の土地を除く）

昭和二十年以前相続開始のものは、臨時農地価格統制令第三条第一項の規定による倍率（昭和十六年一月三日

十日農林省告示）を適用することは從来と変更はないが、売買実例が一般的に高い区域にあっては、田四十倍、畠四十八倍の範囲内で適当に引上げること。

昭和二十一年一月以降相続開始のものは、

田、反当賃貸価格の四十倍に報償金を加算する。

畠、反当賃貸価格の四十八倍に報償金を加算する。

但し、売買実例が一般的に高い区域にあっては、調査中の不動産価格評定倍数の（終期）範囲内で適当に引上げること。

(ハ) 田、畠以外の土地及借地権

現行の相続税標準率が低い場合は、調査中の不動産価格評定倍数の範囲内で多少引上げても差支へない。

(ミ) 株式、公社債

株式、公社債の評価については、別紙本年二月三日の気配表を送付したから参照せられたい。尚株式の気配表の運用は左によられたい。

A、終戦後開始のものは気配表による（開始後二月三日迄に払込のありたものは払込額を控除した金額）。

B、終戦前開始のものは気配表の五割増。但し相続開始当時の上場値段を超えないこと（証券日報の保管なく上場値段が早急に調査困難なときは、納税者に於て気配表により調べた申告額、又は其の署に保管してある証券日報で相続開始に最も近い日の上場値段により相続開始現在の気配を推定して差支へ無いが、開始後払込のあった時は気配表の五割増したものより払込額を差引いたものと比較せられたい。

C、本社が海外に在るもの、又は内地に在るも資産の大部分が海外にあって気配表に登載のないものは、相

統開始が終戦前のものは払込の七割、終戦後は払込の五割程度で評価する。

(本) 外地又は外国に在る不動産については、申告金額、買入金額、所得金額、昭和二十一年十一月八日大蔵省令第
九十五号による大蔵大臣に対する在外財産報告等を参考して適当に評定した、相続開始当時の時価に対し五割

の斟酌を施した額を以つて其の価格とする」と。

八、相続財産たる預貯金の額、株式の数等の申告が、臨時財産申告書其の他により勘案し適当と認められるときは、
其の申告を是認し、預貯金先等に対する照会を省略して事務の簡素化を図り決定の促進を図ること。

九、調査に当つては、財産税等準備調査と蒐集した各種の資料を充分に活用せられたい。従つて営業用動産、賃貸品、
未完成家屋等については、相続開始当時の財産の何が之等のものにかわつたか、其の経路等について検査せられ
たい。

一〇、当分の内決定前の稟議は相続財産の価額（債務を控除しないもの）が京浜及び川崎署は百万円以上、地方署は
五十万円以上のものについてすればよし。

此の場合臨時財産調査令に依る申告書のあるものは、第一表、第二表（株式は必要としない）及第三表の写を添
付して欲しい。

一一、相続財産見込額五十万円以上のものを、左により七月末日までに報告せられたい。

相続税課税見込調

署名

| 開始年月日 | 種類 | 相 類統 込課 価税 額見 住 所 氏名 | 被 相 統 人 | 行調 程度進 | | 稟 議 見 込 月 日 | 摘要 |
|-------|----|---|------------------|-----------------------|------------------|----------------------------|----|
| | | | | 調 査 終 了 日 | 見 込 月 日 | | |
| | | | | | | | |

備考、裏議を要しないものは、裏議見込月日欄に調査終了見込月日を記入する」と。

〔昭和二十一年三月三日財産調査日 有価証券気配表（山一証券株式会社調査部 は省略〕

(昭 56 東京 215)

104、昭和21年7月 相続税の未済整理方

直第四七五号

昭和二十一年七月二十四日

志津川税務署長 殿

相続税の未済整理方に関する」と。

昭和二十一年三月一日以前の開始に係る、相続税の未済を整理する」とに関しては、機会ある毎に促進するやう注意
して置いたので、夫々配意中と思はれるが、六月三十日現在の決定状況は別紙の通りであつて、当初の決定計画（六
月三十日迄八割八分強決定の見込）がらみると、署に依つては必ずしも順調な進捗振りとは言ひ得ない向もある。

素より、決定事蹟の振はなかつたのは、個人三税決定の事後処理に忙殺されたこと等に、基因した」ととは推察されるが、財産税法案も近く議会に上程される筈であり、やがてその実施に備へるためにも、此の際早急に本税の未済を一掃する必要があるから、現在未済を擁する各署は更に一段の努力を払つて決定の速進を期せられたい。

相続税決定状況調査（六月三十日現在）

| 署名 全管 | (一) 要調査件数 | | (二) 決定件数 | | 未済件数 | (一) 対(二)の割合 |
|----------------|-----------|-------|----------|-------|-------|-------------|
| | 普通 | 特種 | 普通 | 特種 | | |
| 大石志築古仙河津原卷川館川台 | 六、九五二 | 一、二三三 | 四、七一九 | 一、八九六 | 二、二三三 | 二十三三 |
| 九五八 | 九三 | 一、六五 | 五四九 | 一、八九六 | 二、二三三 | 二十三三 |
| | | 一、八六 | 三五 | 二、二四 | 三五 | 二十三三 |
| | | | 一、四二 | 一、六三 | 一、六三 | 二十三三 |
| | | | 八八 | 八三 | 一、五 | 二十三三 |
| | | | | 一、二五 | 一、二五 | 二十三三 |
| | | | | 一、九四六 | 一、九四六 | 二十三三 |
| | | | | 一、八一〇 | 一、八一〇 | 二十三三 |
| | | | | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 二十三三 |

| | |
|---|---|
| 相白坂若田須郡二福 平賀本 馬河下松島川山松島 | 二久下釜一水花盛 閑盛 戸慈伊石関沢巻岡 |
| 二七〇二八六一七三三七三三一六三九 | 二三八二〇一〇〇一四八三四三三三三六四 |
| 四一〇四二三三四一三九二 | 一四一八五五六九二八三 |
| 一五三九二二四四二七三三六一九八一八〇 | 二三八二〇一〇〇三四二八八二七八三 |
| 四一〇四二一三三一三九二 | 一四一八五九二九二一六 |
| 二八七五六八四七三三三五 | 一九一八一〇五三五三五八七一 |
| 一一一三一一一一五 | 九六四三七一六 |
| 、、、、、、、、 五六〇五九七〇一六七〇二五九八五八一五八三三八九一八〇九七五三 | 一、一、一、一、一、一、 一〇〇〇一八三〇〇〇二九〇八七七七一五八五七七九三 |
| 一、一、一、 一〇〇〇一〇〇〇一七五〇一〇〇〇一〇〇〇一〇〇〇一 | 一、一、一、 一〇〇〇一〇〇〇一〇〇〇一〇〇〇一〇〇〇一 |

| | | | | |
|---|----|---|---|---|
| 秋 | 大能 | 横 | 本 | 米 |
| 手 | 曲 | 莊 | 代 | 長 |
| 曲 | 莊 | 代 | 館 | 新 |
| 代 | 館 | 酒 | 楯 | 鶴 |
| 館 | 酒 | 原 | 前 | 五 |
| 代 | 楯 | 森 | 澤 | 野 |
| 館 | 原 | 前 | 井 | 辺 |
| 代 | 森 | 澤 | 岡 | 長 |
| 館 | 前 | 井 | 田 | 米 |

(平) 12 仙台 721

105、昭和21年8月 相続税法の改正

御名御璽

昭和二十一年八月一十九日

朕は、帝国議会の協賛を経た所得税法の一部を改正する等の法律を裁可し、いに定めこれを公布せしめる。

| | | |
|--------|-------|----|
| 内閣総理大臣 | 吉田 | 茂 |
| 内務大臣 | 太村 | 清一 |
| 農林大臣 | 和田 | 茂 |
| 商工大臣 | 星島 | 一郎 |
| 厚生大臣 | 河合 | 博雄 |
| 運輸大臣 | 良成 | 二郎 |
| 大蔵大臣 | 平塚常次郎 | 良成 |
| | 石橋湛山 | 一郎 |

法律第十四号（官報八月三十日）

〔省略〕

第七条 相続税法の一部を次のやうに改正する。

第五条ノ一第一項中「五万円」を「十万円」に、「千五百円」を「三千円」に改め、同条第二項中「三万円」を「五

万円」に、「千五百円」を「三千円」に改める。

第六条中「五千円」を「三万円」、「千円」を「三千円」に改める。

第七条 削除

第八条第一項中

「一万円以下ノ金額」 千分ノ十三
 「一万円ヲ超ユル金額」 千分ノ二十
 「二万円ヲ超ユル金額」 千分ノ二十六
 「二万円ヲ超ユル金額」 千分ノ四十四
 「二万円ヲ超ユル金額」 千分ノ五十五」

「一万円以下ノ金額」 千分ノ十五
 「二万円ヲ超ユル金額」 千分ノ二十五
 「二万円ヲ超ユル金額」 千分ノ三十五
 「二万円ヲ超ユル金額」 千分ノ五十五」

「二万円ヲ超ユル金額」 千分ノ三百六十五
 「二万円ヲ超ユル金額」 千分ノ三百九十五
 「二万円ヲ超ユル金額」 千分ノ四百四十五
 「二万円ヲ超ユル金額」 千分ノ五百六十
 「二万円ヲ超ユル金額」 千分ノ五百六十五」

「二万円ヲ超ユル金額」 千分ノ三百七十
 「二万円ヲ超ユル金額」 千分ノ四百五十
 「二万円ヲ超ユル金額」 千分ノ四百六十
 「二万円ヲ超ユル金額」 千分ノ四百九十五
 「二万円ヲ超ユル金額」 千分ノ五百三十
 「二万円ヲ超ユル金額」 千分ノ五百九十」

「二万円ヲ超ユル金額」 千分ノ三百七十
 「二万円ヲ超ユル金額」 千分ノ四百五十
 「二万円ヲ超ユル金額」 千分ノ四百六十
 「二万円ヲ超ユル金額」 千分ノ四百九十五
 「二万円ヲ超ユル金額」 千分ノ五百三十
 「二万円ヲ超ユル金額」 千分ノ五百九十」

「二万円ヲ超ユル金額」 千分ノ三百七十
 「二万円ヲ超ユル金額」 千分ノ四百五十
 「二万円ヲ超ユル金額」 千分ノ四百六十
 「二万円ヲ超ユル金額」 千分ノ四百九十五
 「二万円ヲ超ユル金額」 千分ノ五百三十
 「二万円ヲ超ユル金額」 千分ノ五百九十」

「二万円ヲ超ユル金額」 千分ノ五百十
 「二万円ヲ超ユル金額」 千分ノ五百五十
 「二万円ヲ超ユル金額」 千分ノ五百八
 「二万円ヲ超ユル金額」 千分ノ五百八
 「二万円ヲ超ユル金額」 千分ノ五百八
 「二万円ヲ超ユル金額」 千分ノ五百八

「二万円ヲ超ユル金額」 千分ノ五百八十
 「二万円ヲ超ユル金額」 千分ノ五百九
 「二万円ヲ超ユル金額」 千分ノ五百九
 「二万円ヲ超ユル金額」 千分ノ五百九
 「二万円ヲ超ユル金額」 千分ノ五百九
 「二万円ヲ超ユル金額」 千分ノ五百九

第十七条第一項中「三百円」を「千円」に改める。
 第十三条第一項中「千円」を「三千円」に改め、「(朝鮮、台灣又ハ
 檜木三住所ヲ有シタル當時為シタル贈与ヲ含ム)」を削る。

第十七条乃至第三十条を削る。

[省略]

附則

第二十九条 この法律施行の期日は、各規定について、勅令でこれを定める。

[省略]

第三十六条 第七条の規定施行前開始した相続に關する相続税については、なほ從前の例による。但し、昭和二十一年七月一日以後に隣居に因り開始した家督相続、又は同日以後になした相続税法第二十三条第一項に規定する贈与については、これらの課税価格が百万円を超える場合に限り、同法第八条の改正規定を適用する。

朕は、昭和二十一年法律第十四号所得税法の一部を改正する等の法律の施行期日を定める勅令を裁可し、このたれを公布せしめる。

昭和二十一年八月二十九日

御名御璽

内閣総理大臣 吉田 茂

大蔵大臣 石橋 達山

勅令第四百四号（官報八月三十日）

昭和二十一年法律第十四号は、同法第九条の規定を除く外、昭和二十一年九月一日から、これを施行する。

〔法令全書〕

106、昭和21年9月 相続税法施行規則の改正

朕は、所得税法施行規則の一部を改正する等の勅令を裁可し、このたれを公布せしめる。

御名御璽

昭和二十一年九月一日

内閣総理大臣 吉田 茂

大蔵大臣 石橋 達山

勅令第四百四号（官報号外）

[省略]

第七条 相続税法施行規則の一部を次のやうに改正する。

第一十二条ノ九第一項中「二錢」を「五錢」に改める。

第二十五条及び第二十六条を削る。

[省略]

附則

第二十一条 この勅令は、公布の日から、これを施行する。但し、第五条中地租法施行規則第四条第一項の改正規定は、昭和二十一年十月一日から、これを施行する。

[省略]

〔法令全書〕